# 八尾市第6次総合計画
# 中間報告書

令和6年3月

八尾市総合計画審議会（評価部会）

# はじめに

近年は人口減少や少子高齢化が進むとともに、雇用環境の変化や情報通信社会の急速な進展等により市民の価値観やライフスタイルの多様化が進み、さらにコロナ禍において従来の手法による地域活動が制限され、活動の停滞が長期間にわたるなど、地域コミュニティの維持が困難な状況にあります。市民どうしのつながりの希薄化が進む中、多様な主体とともに持続可能なまちづくりを進めていくことが、これまで以上に重要となります。

八尾市では、令和2年度に『八尾市第6次総合計画「八尾新時代しあわせ成長プラン」』を策定し、「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市　八尾」を将来都市像に掲げています。市民がつながり、かがやき、そしてしあわせがつづき、多様な市民のつながりが新たな価値や魅力をうみ、新たな人や企業を呼び込む好循環を作り出すことで、八尾のまちが成長し、八尾の魅力が世界へ広がっていくことをめざしています。

令和6年度には同総合計画8か年の中間年を迎えることから、令和5年度に前期基本計画（令和3～6年度）4か年の推進状況を総括、評価し、より良い後期基本計画（令和7～10 年度）の策定をめざすこととされました。そのため、令和5年12月に、市長の附属機関として、学識委員、行政機関、事業者や公募の市民委員からなる「八尾市総合計画審議会」が設置され、専門部会として「評価部会」を置き、前期基本計画の総括となる外部評価に着手しました。

当部会は、令和6年3月までの間4回開催し、行政による前期基本計画期間の一次評価について「検証」を行い、後期基本計画に向けた取り組みなどに対し「提案」を行うため、活発な議論を重ねてきました。

評価の結果、前期基本計画における各施策については、「めざす暮らしの姿」を実現するために様々な取り組みが展開されており、それらの進捗状況についても、八尾市が行った一次評価内容は概ね妥当であるとの結論に至りました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、施策指標の一部が計画通りに推移できなかったものの、指標の達成率と主な取り組み実績を踏まえ、前期基本計画期間においては十分な取り組みができていると評価できる施策については、一次評価から上方修正することとしました。

一方で、積極的に施策を展開し、成果を挙げていると見られる面が、必ずしも市民に分かりやすく伝えられていないのではないかといった問題意識の下、指標の改良や、現状の取り組み状況を踏まえた課題の精査、行政の取り組みの周知の充実を求める等の提案を行いました。

八尾市が、当部会の検証結果と提案を取りまとめた本報告書を真摯に受け止めていただき、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向け、今後の施策展開や後期基本計画の策定に活かされることを祈念いたします。

令和6（2024）年3月
八尾市総合計画審議会　評価部会
部会長　田中　優

【目次】

1. 八尾市第6次総合計画の概要 ..... 1
（1） 八尾市第6次総合計画の役割と構成・計画期間 ..... 1
（2） 将来都市像とまちづくりの目標 ..... 2

2. 八尾市総合計画審議会について ..... 3
（1） 目的 ..... 3
（2） 委員構成 ..... 3
（3） 専門部会の設置 ..... 3

3. 評価部会における前期基本計画の検証と提案 ..... 5
（1） 審議経過 ..... 5
（2） 評価部会での審議の進め方 ..... 6
（3） 評価資料、評価方法について ..... 6
（4） 各施策の評価結果（外部評価） ..... 7
（5） 評価の総括 ..... 42

あとがき ..... 44

■資料編 ..... 45
参考資料1. 八尾市総合計画策定条例 ..... 45
参考資料2. 八尾市総合計画審議会規則 ..... 46
参考資料3. 会議の公開に関する指針 ..... 48
参考資料4. 八尾市第 6 次総合計画前期基本計画施策総括書 ..... 50

# 1. 八尾市第6次総合計画の概要

（1） 八尾市第6次総合計画の役割と構成・計画期間

総合計画は、将来における八尾市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、総合的・計画的にまちづくりを進めるために策定するもので、基本構想、基本計画及び実施計画の３層で構成しています。

八尾市では、令和３年度（2021 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの８年間を計画期間とする八尾市第６次総合計画『八尾新時代しあわせ成長プラン』を市民とともに策定しました。基本構想においては、この8年間でめざす八尾市の将来都市像として、「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市　八尾」を掲げるとともに、その実現に向けた6つの「まちづくりの目標」を示しています。また、まちづくりの推進方策として、「横断的な視点によるまちづくり」と「共創と共生の地域づくり」の2つを定め、まちづくりを実践しています。

基本計画は、前期・後期の各 ４ 年間についての具体的な施策を体系的に示すものです。34 の施策について関連する「まちづくりの目標」を示すとともに、めざす暮らしの姿や現状と課題、基本方針を示すものです

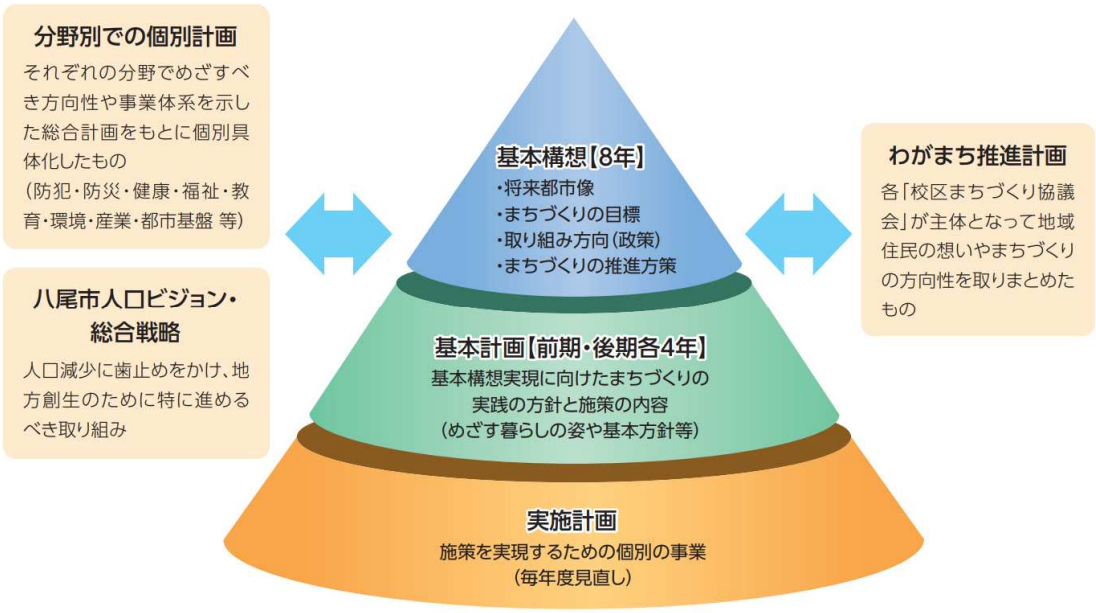

図：総合計画の構成と期間

（2） 将来都市像とまちづくりの目標

①将来都市像

将来都市像は総合計画の推進により実現をめざす八尾市の姿を表したものです。八尾に関わるすべての市民がしあわせを感じられるまちをめざし、また、社会全体、さらには未来の人々のしあわせにつながることをめざして、八尾市のあるべき姿を示しています。

**つながり、かがやき、しあわせつづく、**
**成長都市　八尾**

八尾では古くから人と人とのつながりが大切にされており、地域住民、市内への通勤者・通学者、企業や団体等あらゆる市民がつながり、自分らしくかがやくことで、自らのしあわせを感じるとともに、しあわせの多様性を理解し、お互いのしあわせを考え行動することで、市民みんなのしあわせがつづく、そういう八尾でありたいという想いを込めています。

市民がつながり、かがやき、そしてしあわせがつづくことで、多様な市民のつながりが新たな価値や魅力をうみ、可能性のあるまちとして発展し、新たな人や企業を呼び込む好循環を作り出すことで、八尾のまちが成長し、八尾の魅力が世界へ広がっていくことをめざします。

②まちづくりの目標

市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための 6つのまちづくりの目標を掲げています。この目標ごとに取り組みの方向（政策）を定め、マトリクス型（格子型）の施策体系のもと、横断的な視点で施策を推進しています。

1. 未来への育ちを誰もが実感できるまち
2. もしもの時への備えがあるまち
3. 世界に魅力が広がるまち
4. 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち
5. つながりを創り育て自分らしさを大切にしあうまち
6. みんなの力でともにつくる持続可能なまち

図：6つのまちづくりの目標

## 2. 八尾市総合計画審議会について

（1） 目的

「八尾市総合計画審議会」（以下、「本審議会」という。）は、執行機関（市長）の附属機関として、八尾市総合計画の基本構想及び基本計画並びに八尾市総合戦略に関する事項を調査、審議するために設置されるものです。

今回は、「八尾市第6次総合計画前期基本計画」（以下、「前期基本計画」という。）と、地方創生を目的として特に重点的に進めるべき具体的な取り組みを示す「第2期八尾市総合戦略」に係る令和4年度の取り組み実績について審議するため、令和5年12月に設置されました。

（2） 委員構成

本審議会は、学識経験者4名、関係行政機関職員3名、まち・ひと・しごと創生の目的に関係する団体等選出者7名、公募市民委員9名の合計 23 名で構成し、会長に田中　優氏、副会長に清水　陽子氏を選任しました。

（3） 専門部会の設置

前期基本計画及び第2期八尾市総合戦略に係る令和4年度の取り組み実績について審議を行うため、各委員の専門性を活かし、2つの専門部会に分かれてそれぞれ審議を行いました。各部会の役割と各委員の所属は以下の表の通りです。

①評価部会

前期基本計画期間（令和3年度～令和5年度）における市の取り組み状況を調査し、実績を取りまとめた八尾市第6次総合計画前期基本計画総括報告書に対して、評価内容の検証を行うとともに、後期基本計画の策定・推進に向けて、必要な取り組みや進め方等を提案しました。

この中間報告書は、評価部会における審議経過を取りまとめたものであり、評価結果は p.7 以降に取りまとめています。

②総合戦略部会

令和4年度における市の取り組み実績に基づき、第2期八尾市総合戦略の基本目標毎に効果検証を行うとともに、さらなるまちの活性化に向けた意見交換を行いました。効果検証では概ね順調に進捗しているとの検証がなされ、後期基本計画の各種施策において、地方創生を意識した展開に参考となる、クリエイティブな視点で前向きな意見交換がなされました。

【主な意見】

- ものづくりのまちやおの魅力を活かす施策のさらなる展開
- 現代社会の国際化、多様性の意識を持った外国人市民（在住や訪日される方々も含め）等、様々な市民にとってやさしいまちづくりを目指した施策展開の大切さ
- 2025年大阪・関西万博の開催期間だけでなく、生み出された取り組みの成果をレガシーとして様々な分野で活かす、万博後を意識した施策展開の大切さ　等

表　八尾市総合計画審議会　委員一覧(令和 5 年 12 月時点)

| 氏　名 | 所属等 | 専門部会 | |
|---|---|---|---|
| | | 評価部会 | 総合戦略部会 |
| 和泉　大樹 | 阪南大学　国際観光学部 | ○ | ● |
| 清水　陽子(副会長) | 関西学院大学　建築学部 | ● | |
| 田中　優(会長) | 日本福祉大学　社会福祉学部 | ◎ | |
| 和田　聡子 | 大阪学院大学　経済学部 | ○ | ◎ |
| 黒木　啓良 | 経済産業省 近畿経済産業局 地域経済部 | | ○ |
| 松本　光次 | 布施公共職業安定所 | | ○ |
| 吉田　典子 | 大阪府 商工労働部 商工労働総務課 | | ○ |
| 伊藤　由満 | 株式会社　日本政策金融公庫　東大阪支店 | | ○ |
| 上木　淳一郎 | 株式会社　池田泉州銀行　八尾支店 | | ○ |
| 川野　充信 | 八尾商工会議所 | | ○ |
| 久保　隆志 | 大阪シティ信用金庫 | | ○ |
| 鈴木　繁 | 株式会社ジェイコムウエストかわち局 | | ○ |
| 髙島　小百合 | 株式会社タカヨシジャパン | | ○ |
| 野村　しおり | 大阪糖菓株式会社 | | ○ |
| 柿本　雄貴 | 市民委員 | ○ | |
| 川野　昭子 | 市民委員 | ○ | |
| 古河　真実 | 市民委員 | | ○ |
| 坂口　雄彦 | 市民委員 | | ○ |
| 佐野　天音 | 市民委員 | ○ | |
| 重田　弥栄 | 市民委員 | ○ | |
| 高須　彩加 | 市民委員 | | ○ |
| 田上　修治 | 市民委員 | ○ | |
| 宮本　利忠 | 市民委員 | ○ | |

(凡例)◎:部会長 ●:副部会長 ○:委員

(号数別・50 音順・敬称略)

## 3. 評価部会における前期基本計画の検証と提案

（1） 審議経過

当審議会は、令和 5 年 12 月に設置された後、評価部会において、約 1 か月半にわたり、専門部会を4回開催し、前期基本計画期間の取り組みについて審議しました。限られた時間の中ではありましたが、資料を事前に読み込むなどして審議の効率化を図るとともに、市民や学識経験者としての視点から、活発な議論を重ねてまいりました。評価部会の開催にあたっては、審議対象とする施策の担当課に出席いただき、審議の過程で必要な情報提供や補足説明を受け、審議に活かしました。なお、会議は公開とし、会議資料や議事録を八尾市ホームページ等で公開しました。

表 審議日程と主な議事

| 日程 | 主な議事 | |
|---|---|---|
| 第1回評価部会<br>（R6.1. 9(火)） | （1）八尾市第6次総合計画前期基本計画施策総括書について<br>（2）施策の審議について<br>・子ども、子育て支援に関すること<br>・学校教育に関すること<br>・保健、医療、公衆衛生に関すること<br>・地域福祉（高齢福祉、障がい福祉、児童福祉、介護保険等）に関すること | 【審議対象施策】<br>施策 1　施策 21<br>施策 2　施策 23<br>施策 3　施策 24<br>施策 4　施策 25<br>施策 19　施策 26<br>施策 20 |
| 第2回評価部会<br>（R6.1. 26(金)） | （1）施策の審議について<br>・本市の魅力資源、発信に関すること<br>・産業振興、就労、雇用に関すること<br>・消費者保護に関すること<br>・都市基盤、公共交通に関すること<br>・住まいに関すること<br>・上下水道に関すること<br>・防犯、防災に関すること<br>・環境、資源に関すること | 【審議対象施策】<br>施策5　施策 12<br>施策6　施策 13<br>施策7　施策 14<br>施策8　施策 15<br>施策9　施策 16<br>施策 10　施策 17<br>施策 11　施策 22 |
| 第3回評価部会<br>（R6.2. 2(金)） | （1）施策の審議について<br>・消防に関すること<br>・人権の尊重と多文化共生に関すること<br>・市民協働と地域のまちづくりに関すること<br>・生涯学習・スポーツに関すること<br>・行政経営に関すること<br>・公共施設マネジメントに関すること | 【審議対象施策】<br>施策 18　施策 31<br>施策 27　施策 32<br>施策 28　施策 33<br>施策 29　施策 34<br>施策 30 |
| 第4回評価部会<br>（R6.3. 26(火)） | （1）八尾市第6次総合計画中間報告書(案)について<br>（2）中間報告書(案)の審議<br>（3）令和6年度のスケジュール | |

（2） 評価部会での審議の進め方

事務局から提案のあった、以下の方法を参考として部会審議を行いました。

**■各委員における事前検討**

・評価部会で検討を行う施策の資料を読み込む。

⇩

**■部会当日の進め方**

【1】事務局より各施策概要について説明を受け、全員で認識を共有

【2】各施策の総括シートについて、事務局への質疑を踏まえた、審議の実施【検証】

【3】各施策の総括シートの内容を踏まえ、後期基本計画の策定に向けた取り組み内容や検討すべき課題、施策指標等の審議の実施。【提案】

（3） 評価資料、評価方法について

①評価資料

行政による前期基本計画の一次評価は「八尾市第6次総合計画前期基本計画　施策総括書」として取りまとめられました。前期基本計画の34施策について取り組みの評価がなされ、施策総括シートとして施策ごとに作成されおり、評価部会の検証の根拠とした以下の項目について記載されています。なお、評価資料は、本報告書の資料編に掲載しています。

・施策のめざす暮らしの姿に対する主な取り組み実績
・施策の内部評価（指標の達成率・施策の総合評価・施策の総合評価に関する総括）
・後期基本計画への展望（社会情勢・重要課題）
・単年度施策評価の推移
・令和3年度から令和5年度までの施策指標の推移（計画値・実績値・達成率・推移の要因分析）

②評価部会における二次評価の評価方法

・【施策の総合評価】の見方

一次評価における定量的な成果を測る【指標の達成率】と、指標の達成率からは測れない定性的な成果を測る【主な取り組み内容】等から加味し、以下の3段階で評価しています。

なお、二次評価においては、【指標の達成率】に一定の判断基準として範囲を設定し、【主な取り組み内容】等の実績も踏まえ、最終的な評価の判断を行いました。

| 総合評価 | 目安 |
|---|---|
| ◎ | 施策の「めざす暮らしの姿」が概ね実現した。又は、実現に向けて大きな成果を挙げている。さらに、指標の達成率が概ね 95%を超えている。 |
| ○ | 施策の「めざす暮らしの姿」の実現に向けて、着実な成果を挙げている。 |
| △ | 施策の「めざす暮らしの姿」の実現に向けた成果が得られていない。又は、社会情勢等により停滞している。さらに、指標の達成率が概ね 80%を下回っている。 |

・【指標の達成率】の見方

各施策に設定している施策指標の達成率（令和5年度実績見込み）により評価し、施策指標が複数ある場合はその平均値としています。算定に使用したデータは各施策総括シートの5「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移に記載しています。

また、令和5年度の実績見込みについては、実現性を考慮した見込値となっています。

$$\text{達成率} = \frac{\text{令和5年度の実績見込}}{\text{令和5年度の計画値}}$$

## （4）各施策の評価結果（外部評価）

34施策の評価結果（外部評価）について、下記の様式で次ページ以降に掲載しています。

| 施策1 | 切れ目のない子育て支援の推進 | 施策推進部局 | こども若者部 健康福祉部 教育委員会事務局 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 妊娠・出産・子育ての支援の充実を図ることにより、妊娠・出産を望むすべての人が、安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。
2. 保護者が子どもや子育てに関して、身近にいつでも悩みや不安を相談できるところがあり、適切に対応・支援を受けられています。
3. 地域全体で子育て家庭を見守り、支援をすることで、家庭環境にかかわらず、すべての子どもの権利が守られ、体罰のない、心身ともに健やかに育つ環境が整っています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 子ども・子育てに関する総合相談件数 | 件 | 9,683 | 10,000 | 11,687 | 11,000 | 13,654 | 12,000 | 15,000 | 12,000 |
| 2 | 地域子育て支援拠点における相談件数 | 件 | 2,807 | 3,000 | 2,702 | 3,100 | 4,574 | 3,300 | 4,600 | 3,400 |
| 3 | 児童虐待の相談件数 | 件 | 7,513 | 7,700 | 8,766 | 8,500 | 9041 | 9,300 | 9,800 | 9,300 |

前期基本計画の内容を記載しています。
・施策名
・施策推進部局
・めざす暮らしの姿
・施策指標の推移（令和3年度～令和5年度）

**1　一次評価（推進部局による内部評価）**

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 100.0% | ▸保健師、助産師等による妊娠、出産、子育てに関する様々な相談等に応じ、切れ目のない支援体制を充実するなど、安心して子どもを産み育てる環境整備を行った。<br>▸こども総合支援センター「ほっぷ」の開設により、複数の分野にまたがる相談や「どこに相談したらよいか分からない」保護者や子どもの相談を受け止め、母子保健や教育分野との連携強化により適切に対応、支援できる体制をつくることができた。また、相談員の配置・相談室等の整備や、親子の交流スペース「あそびのひろば」を設置し、ほっぷの機能強化を行った。<br>▸児童虐待やいじめなどの困難に直面している子どもたちの複合的に絡んだ課題に対しては、多職種、多機関が連携して、子ども本人だけでなく家庭全体として根本的な課題を解決につなげる体制が強化されたことで子育て家庭を多機関で支援する環境整備を実現した。<br>▸令和6年（2024年）4月施行の改正児童福祉法に基づき、母子保健分野と児童福祉分野が一体的に支援等を行うこども家庭センターの設置検討を進め、予防的支援や早期対応の強化を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な支援等を通じて切れ目のない子育て支援を推進していく必要がある。 |
| **施策の総合評価** | |
| ◎ | |

行政による一次評価を記載しています。
指標の達成率は、施策指標の R5 実績見込から算出しています。

**2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）**

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ◎ | → | 二次評価 | ◎ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・こども総合支援センター「ほっぷ」は、子ども・子育てに関するあらゆる相談について市全体の窓口として多くの相談を受け止めており、その設置意義は大きい。
・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・各指標がいずれも達成率100%を実現しているが、相談件数が計画値を超えているということは多くの課題があることも示している。相談内容の十分な分析が必要である。
・児童虐待、発達障がいや育児・しつけなど様々な相談への対応について、相談者の満足度や課題解決の達成度など、次のステップに向けた指標設定を検討することが期待される。

【今後検討すべき課題について】
・重要課題とされている「こども家庭センター」として強化すべき相談支援体制について、人員体制や相談の仕組み等何を強化すべきか整理し、市民に分かりやすい表現とすることが望ましい。

【その他】
・こども総合支援センター「ほっぷ」については、4か月検診等を活用して子どものいるすべての家庭に周知をされているが、児童・生徒、若者や地域コミュニティなど、あらゆる市民に向けたPRの充実が期待される。

二次評価において、施策指標の見直しの必要性について議論がなされた施策に、このマークを表示しています。

上段には、当評価部会による評価結果と評価理由を記載しています。
下段には、前期基本計画期間を踏まえての改善点、後期基本計画に向けて検討するべき課題や指標に関する意見を中心に取りまとめ、記載しています。

| 施策1 | 切れ目のない子育て支援の推進 | 施策推進部局 | こども若者部 健康福祉部 教育委員会事務局 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 妊娠・出産・子育ての支援の充実を図ることにより、妊娠・出産を望むすべての人が、安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。
2. 保護者が子どもや子育てに関して、身近にいつでも悩みや不安を相談できるところがあり、適切に対応・支援を受けられています。
3. 地域全体で子育て家庭を見守り、支援をすることで、家庭環境にかかわらず、すべての子どもの権利が守られ、体罰のない、心身ともに健やかに育つ環境が整っています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 子ども・子育てに関する総合相談件数 | 件 | 9,683 | 10,000 | 11,687 | 11,000 | 13,654 | 12,000 | 15,000 | 12,000 |
| 2 | 地域子育て支援拠点における相談件数 | 件 | 2,807 | 3,000 | 2,702 | 3,100 | 4,574 | 3,300 | 4,600 | 3,400 |
| 3 | 児童虐待の相談件数 | 件 | 7,513 | 7,700 | 8,766 | 8,500 | 9041 | 9,300 | 9,800 | 9,300 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 100.0% | ▸ 保健師、助産師等による妊娠、出産、子育てに関する様々な相談等に応じ、切れ目のない支援体制を充実するなど、安心して子どもを産み育てる環境整備を行った。<br>▸ こども総合支援センター「ほっぷ」の開設により、複数の分野にまたがる相談や「どこに相談したらよいか分からない」保護者や子どもの相談を受け止め、母子保健や教育分野との連携強化により適切に対応、支援できる体制をつくることができた。また、相談員の配置・相談室等の整備や、親子の交流スペース「あそびのひろば」を設置し、ほっぷの機能強化を行った。<br>▸ 児童虐待やいじめなどの困難に直面している子どもたちや家庭が抱える複合的な課題に対しては、多職種、多機関が連携して、子ども本人だけでなく家庭全体として根本的な課題を解決につなげる体制が強化されたことで子育て家庭を多機関で支援する環境整備を実現した。<br>▸ 令和6年（2024年）4月施行の改正児童福祉法に基づき、母子保健分野と児童福祉分野が一体的に支援等を行うこども家庭センターの設置検討を進め、予防的支援や早期対応の強化を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な支援等を通じて切れ目のない子育て支援を推進していく必要がある。 |
| **施策の総合評価** | |
| ◎ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ◎ | → | 二次評価 | ◎ |
|---|---|---|---|---|---|

・こども総合支援センター「ほっぷ」は、子ども・子育てに関するあらゆる相談について市全体の窓口として多くの相談を受け止めており、その設置意義は大きい。
・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・各指標がいずれも達成率100%を実現しているが、相談件数が計画値を超えているということは多くの課題があることも示している。相談内容の十分な分析が必要である。
・児童虐待、発達障がいや育児・しつけなど様々な相談への対応について、相談者の満足度や課題解決の達成度など、次のステップに向けた指標設定を検討することが期待される。

【今後検討すべき課題について】
・重要課題とされている「こども家庭センター」として強化すべき相談支援体制について、人員体制や相談の仕組み等何を強化すべきか整理し、市民に分かりやすい表現とすることが望ましい。

【その他】
・こども総合支援センター「ほっぷ」については、4か月健診等を活用して子どものいるすべての家庭に周知をされているが、児童・生徒、若者や地域コミュニティなど、あらゆる市民に向けたPRの充実が期待される。

| 施策2 | 就学前教育・保育の充実 | 施策推進部局 | こども若者部 教育委員会事務局 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. すべての就学前施設において、質の高い就学前教育・保育の提供により、子どもたちが、認定こども園などでいきいきと過ごしています。
2. 多様な就学前教育・保育が提供されることにより、保護者が仕事と生活のバランス（ワーク・ライフ・バランス）を実現するなど、子育てがしやすくなっています。
3. 障がいのあるなしにかかわらず、多様な子どもたちが、ともに育ちあう環境ができています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 市内で働く保育士・保育教諭数（4月1日時点） | 人 | 1,488 | 1,601 | 1,625 | 1,643 | 1,609 | 1,692 | 1,684 | 1,692 |
| 2 | 認定こども園における幼児教育の取り組みに対する評価を肯定的に回答した保護者の割合 | % | 92.4 | 93.5 | 97.0 | 94.0 | 97.2 | 95.0 | 95.0 | 95.0 |
| 3 | 教育・保育入所受入れ枠（4月1日時点） | 人 | 8,306 | 8,952 | 8,725 | 9,161 | 8,771 | 9,314 | 8,791 | 9,314 |
| 4 | 障がい児保育（保育サポート枠）の保育施設入所児童数（4月1日時点） | 人 | 194 | 216 | 212 | 218 | 217 | 220 | 222 | 220 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.5% | ▸ 量的側面では、教育・保育枠総数の計画値を達成できていないものの、国整備分（企業主導型保育）の拡大停止や教育から保育ニーズへの転換要因を除けば、積極的な保育枠拡大整備を行い待機児童ゼロも継続的に実現し、懸案である保育枠の充足を順調に進めることができた。<br>とりわけ、新たに0から2歳児の低年齢向けの小規模保育施設整備に取り組み、私立認定こども園・保育所誘致のため公有地の活用も行ったほか、就職フェアの開催をはじめとする各種保育士確保支援策により、市内保育士・保育教諭数も概ね達成し、保育体制の充実につなげた。<br>▸ 質向上面では、公民連携を図る中で、公立園の特別支援教育コーディネーターの配置や研修の仕組みが私立園にも広がる中で、保護者からの高い評価にもつながった。保育サポート（障がい児保育）については、低年齢で入所する児童が増える中で、公民連携で児童情報を共有する仕組みを構築し、支援を要する児童を園で早期把握できるようになり、保育サポート入所児童数も計画値を達成した。さらに、医療的ケア児の保育受入れについてガイドラインを策定し、公立園に私立園を加えた受け入れ体制充実を進めることができた。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ◎ |
|---|---|---|---|---|---|

・2歳児課税世帯への保育料無償化等、国の制度に上乗せした子育て支援策は評価できる。
・総合評価については、二次評価における【指標の達成率】の判断基準に基づき、指標の達成率と取り組み状況を踏まえ、一次評価から上方修正する。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・教育・保育受入れ枠の拡大を図る中で、保育士・保育教諭数の大きな増加はないながらも必要数を確保できているということは、子どもの数や利用者が減少しているとも捉えられる。共働き世帯の増加等により、幼稚園から保育所へニーズが移行しているのであれば、その状況を捉えられる指標を検討する必要がある。

【今後検討すべき課題について】
・全国的に保育士・保育教諭が不足する中で、保育士確保への支援は非常に重要である。重要課題としている「保育士確保支援のあり方」については、待遇改善等既存の取り組みの充実とともに、さらに多様な方策を検討する必要がある。

【その他】
・めざす暮らしの姿1の「子どもたちが、認定こども園などでいきいきと過ごしています」について、この施策における「いきいき」の定義を具体的にイメージでき、それらの実現に向けて取り組みが検討されていることが分かるよう、後期基本計画における基本方針や取り組み内容がめざす暮らしの姿と整合した表現とすることが望ましい。

| 施策3 | 子どもの学びと育ちの充実 | 施策推進部局 | 教育委員会事務局 いじめからこどもを守る<br>政策企画部 建築部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 学びと育ちの連続性と一貫性により、子どもたちが他者とも互いを認め合いながら自立し、自尊感情を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しています。
2. いじめや不登校などの多様な教育課題の解決に向けてきめ細かな支援ができており、子どもたちが健やかに育っています。
3. すべての子どもが安全に安心して学校生活を過ごすことのできる環境が整っています。
4. 学校・家庭・地域の連携・協働のもと、地域とともにある学校づくりを実践することで、すべての子どもが地域社会全体に見守られながら健やかに育っています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合 | % | 73.5 | 75.0 | 72.9 | 76.0 | 69.8 | 77.0 | 71.9 | 78.0 |
| 2 | 「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思う児童・生徒の割合 | % | 96.0 | 97.0 | 95.3 | 98.0 | 96.1 | 99.0 | 95.8 | 100.0 |
| 3 | 各学校危機管理マニュアルの点検・見直しを実施した学校の割合 | % | － | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 4 | 保護者や地域の人との協働による活動を行った学校の割合 | % | 76.0 | 78.0 | 83.7 | 79.0 | 74.4 | 80.0 | 86.0 | 81.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 97.5% | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校生活においても様々な制限を受けたが、日々の授業や学校行事において、感染症防止対策を徹底しながら、ICTの活用をはじめ、様々な工夫を行うことで、子どもたちの学びを保障した。<br>▸ 少人数によるきめ細かな指導体制の構築や、ICT支援員の配置充実を含むGIGAスクール構想の推進により、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るなど、新しい時代の学びの環境の整備及び学校における働き方改革を推進した。<br>▸ 近年、社会環境が大きく変容し、子どもを取り巻く教育環境も大きく変化している中で、いじめや不登校、虐待、ヤングケアラーなど、多様な教育課題に対応するため、関係機関や外部専門家等と連携や支援体制の充実などにより、きめ細かな支援や対応を行い、子どもたちの健やかな育ちにつなげることができた。<br>▸ 中学校全員給食の実施、コロナ禍における学校給食の無償化、小規模特認校制度及び指定校変更の弾力的な運用の開始など、すべての子どもが安全に安心して過ごすことのできる教育環境の整備を進めた。 |
| **施策の総合評価** | |
| ◎ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ◎ | → | 二次評価 | ◎ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。
　行政の様々な取り組み内容がめざす暮らしの姿の実現に寄与・貢献するものになっているか、後期基本計画の策定にあたっては、改めて評価・チェックする必要がある。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・すべての指標について、めざす暮らしの姿の進捗度を測ることができる指標として適切かどうか、改めて検討することが必要である。
・指標2の計画値について、実績を踏まえた現実的な数値を設定するのか、達成は困難ながらもあるべき姿として100%を設定するのか、必ずしも変更すべきではないが、今一度議論することを期待する。

【今後検討すべき課題について】
・重要課題である「学校ICTの推進」は不可欠であるが、学習活動への効果的な活用はもちろん、各家庭の経済的負担への対応やSNS等によるいじめへの対策など、負の側面にも配慮した検討が必要である。
・地域社会全体での子どもの見守りについて、フリースクール等新たなテーマについても、情報収集や関係課との連携等を検討することが期待される。

【その他】
・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等により、学級閉鎖や休校等が避けられない事態が今後も想定される。子どもへのICT機器の普及が進む中、学校と家庭との連携や情報共有のあり方、またその手段についてこれまでの経験を踏まえた検討が必要である。

| 施策4 | 子ども・若者の健全育成と支援の推進 | 施策推進部局 | こども若者部 教育委員会事務局 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 次代を担う子どもが、多様な体験・活動を行えるように、安全安心な居場所を確保できる環境を整えることで、将来に希望を持ちながら成長しています。
2. 子ども・若者の健全育成に関わる主体的な活動を促進することで、すべての子ども・若者が健やかに育っています。
3. 子ども・若者がそれぞれに抱えている様々な事情について、相談できる体制が整っており、すべての子ども・若者、家族が安心して暮らしています。
4. 子ども・若者が地域に集える居場所があり、社会全体で青少年を見守り、新たな地域の担い手として活躍しています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 放課後児童室入室確保数（4月1日時点） | 人 | 3,780 | 4,000 | 4,040 | 4,200 | 4,080 | 4,400 | 4,180 | 4,600 |
| 2 | 子ども・若者の健全育成に係る事業数 | 本 | 341 | 169 | 128 | 230 | 203 | 291 | 262 | 352 |
| 3 | 若者相談窓口における相談件数 | 件 | － | 100 | 70 | 140 | 353 | 180 | 676 | 220 |
| 4 | 青少年健全育成に関する地区住民懇談会の実施地区数 | 地区 | 25 | 29 | 2 | 29 | 8 | 29 | 15 | 29 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 84.2% | ▸ 放課後児童室事業では、各年度の入室申込者をすべて受け入れ、待機児童ゼロを実現した。また、条例基準に適合した放課後児童室の運営をめざし、改修、整備を進めるとともに、令和5年度（2023年度）からの保育時間の延長等の新制度の実施に向けた準備を着実に進め、安全安心な居場所を確保できる環境を整備することができた。<br>▸ ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者とその家族からの相談に応え、相談内容に合わせたサポートを行うことで、困難を抱える若者等を支え、安心して暮らせる環境づくりに寄与した。<br>▸ 青少年健全育成に係る市民と行政の取り組みを進め、保護者や青少年に携わる育成者への啓発、情報提供を行うことで、青少年健全育成に望ましい社会環境を維持する取り組みを継続することができた。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ |
|---|---|---|---|---|---|

・ めざす暮らしの姿にある「多様な体験・活動を行える安全安心な居場所」や、「子ども・若者が地域に集える居場所」として、放課後児童室、引きこもり等相談窓口、学習支援や子ども食堂等、個々に取り組みが実施されているが、めざす暮らしの姿の実現に向けて、さらなる居場所の充実や他の施策との連携について検討すべきである。
・ 居場所のあり方について議論があったが、総合評価については、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・ めざす暮らしの姿4にある「子ども・若者が地域に集える居場所」の視点から、子ども食堂をはじめとする居場所づくりの指標化について、検討することが必要である。
・ 指標3の若者相談件数の増加要因や相談内容の分析を進め、相談への適切な対応に向けた仕組みや体制の検討等、次の展開を測る指標の設定が望ましい。

【今後検討すべき課題について】
・ 重要課題に「すべての子ども・若者が自らの居場所を得て」とあるが、子どもにとって望ましい居場所は多様である。既存の居場所以外にも、色々な場所で展開すること意識し、場所を限定しすぎないことが望ましい。

【その他】
・ 子ども・若者の抱える課題は、引きこもり等顕在化しているものから、LGBTQ等の当事者が相談しづらいものまで、多岐にわたる。相談窓口等行政の取り組みを広く発信するとともに、課題を抱える子ども・若者を相談窓口へつなげるためのアウトリーチによる取り組みを検討することが期待される。

| 施策5 | やおプロモーションの推進 | 施策推進部局 | 政策企画部 魅力創造部 教育委員会事務局 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 八尾のイメージのブランド化が進み、その魅力が市内外へ届くことにより市外には八尾に興味・関心を持ち、応援する人が増えており、八尾に移り住む人も増えています。
2. 誇りと愛着を持ちながら八尾に住み続ける人が増えています。
3. ものづくりをはじめ、歴史・文化等の八尾の様々な魅力に触れる観光客でまちがにぎわい、地域経済が活性化し、市民・地域・企業等の活動・活躍が活発になり地域が活気であふれています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 八尾の魅力を友人や知り合いに推奨する気持ちが強い市民の割合 | % | 13.6 | 14.0 | 10.8 | 15.0 | 16.0 | 16.0 | 16.0 | 17.0 |
| 2 | 住み続けたいと感じる市民の割合 | % | 80.5 | 83.0 | 70.2 | 84.0 | 70.6 | 85.0 | 71.0 | 86.0 |
| 3 | 八尾をより良くするための活動に関わりたい気持ちが強い市民の割合 | % | 10.7 | 11.0 | 8.0 | 12.0 | 9.7 | 13.0 | 11.4 | 14.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 90.4% | ▸「八尾の魅力を友人や知り合いに推奨する気持ちが強い市民の割合」は計画値を上回り、2025年大阪・関西万博に向けて80アクションの推進、空飛ぶクルマの理解を深める取り組み等、八尾の魅力を高める取り組みの成果が表れ始めている。また「映画のまち・やお」の実現に向けた取り組みや、観光アンバサダーの創設など、八尾が誇るべき地域資源の魅力を効果的に発信している。<br>▸計画未達成の項目は、コロナ禍により様々な社会活動が停滞したことの影響が考えられるが、コロナ禍からの日常生活の正常化に伴い、市民参画による事業も再開されてきたことで、実績値は確実に向上している。また、テレワーク等の新しい生活様式が普及・発展することによって、市民の意識に変化が生じている影響があることから、住み続けたいまちとしての魅力を引き続き高め続ける必要がある。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ |
|---|---|---|---|---|---|

・八尾のイメージのブランド化に向け、やお観光創造アンバサダー等による市外への新たな発信は、その効果も含め今後のさらなる展開が期待される。
・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・めざす暮らしの姿1や3にある、八尾に興味・関心を持つ関係人口や観光客数を測る指標が設定されていない。指標の設定やその定義について検討するとともに、市独自で来訪者数や観光客数を把握するための仕組みを検討することが期待される。
・短期間で指標を入れ換えるのではなく、めざす暮らしの姿の進捗度を適切に測定できる指標を追加する方向で検討することが必要である。
・指標の推移を分析するには、市内の状況だけでなく周辺市等の動向も踏まえた分析が望ましい。

【今後検討すべき課題について】
・重要課題にある通り、2025年大阪・関西万博の開催はあくまでもきっかけであり、万博終了後の波及効果やそのレガシーの活用など、その後の課題に対する取り組みについて検討することが必要である。
・八尾市が万博に参加する意義やその効果について、市民に十分に伝わっていない可能性がある。八尾市と万博のつながりをストーリー化してプロモーション活動を行う等、今後の取り組みが期待される。

【その他】
・市民の感じている八尾のイメージと、市外から見た八尾のイメージにどのようなギャップがあるのか、またギャップが生じる要因も含めて分析し、八尾のイメージの転換につながる取り組みの検討が期待される。

| 施策6 | 歴史資産などの保全・活用・発信 | 施策推進部局 | 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 地域住民との協働等による歴史資産等の保全・活用の取り組みが広がり、貴重な文化財が受け継がれています。
2. 生涯学習や学校教育等の様々な機会を通じて、国史跡等の八尾の歴史資産に触れることができ、市民が郷土に誇りを感じています。
3. 歴史資産や文化財施設の情報を身近に得ることができ、観光と連携した取り組みが進むことにより来訪者が増え、八尾の歴史資産等の魅力が市内外に広く知られています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | ボランティア活動への参加人数 | 人 | 345 | 350 | 188 | 350 | 426 | 350 | 400 | 350 |
| 2 | 指定文化財等の件数 | 件 | 121 | 124 | 127 | 126 | 129 | 128 | 130 | 130 |
| 3 | 文化財情報の発信件数 | 件 | 46 | 46 | 52 | 48 | 50 | 50 | 50 | 52 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 100.0% | ▸ 八尾市文化財保存活用地域計画を策定し、文化庁の認定を受けることができた。さらに、地域計画で定めた基本方針に基づいて、計画を推進するための措置について具体性をもった事業を検討し、推進していく必要がある。<br>▸ 国史跡の追加指定や史跡ボランティア活動の継続によって、市民との協働等による史跡の保全・活用の取り組みが広がっている。今後、整備基本計画を策定した史跡由義寺跡の整備により、市民の生涯学習や郷土の歴史教育の場を提供するとともに、他市の人びとにも八尾の魅力ある歴史資産に触れる場となるようにする必要がある。引き続き、歴史資産や文化財施設の情報を身近に得ることができるよう、情報発信に努めるとともに、観光と連携した取り組みを進める必要がある。 |
| **施策の総合評価** | |
| ◎ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ◎ | → | 二次評価 | ◎ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・各指標について議論があったが、総合評価については、一次評価のとおりとする。
・めざす暮らしの姿はすべて人の意識や状態を表しているが、各指標は文化財の数や参加人数等コンテンツの量を計測しており、既存指標及び総括内容だけで、めざす暮らしの姿が概ね実現したと評価することは難しい。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・めざす暮らしの姿はすべて人の意識や状態を表しているが、既存の指標だけでその進捗状況を評価することは難しい。文化財等の数を測るだけでなく、市民の歴史文化や文化財に対する意識を測る等、「人の視点」の指標を設定することが必要である。例えば、小・中学生に対して、「文化財の○○を知っているか」といったアンケート等により認知度を把握し、今後の展開の参考とすることが考えられる。
・歴史資産の保全だけでなく、「活用」の取り組み状況を測る指標を検討することが必要である。

【今後検討すべき課題について】
・社会情勢の変化の中で、文化財の滅失や散逸等を緊急の課題とするならば、その対応となる重要課題としては、ハード面の整備だけでなく、地域で歴史や文化の保存・活用に取り組む体制づくりを検討する等、市民協働の視点での文化財の保存・活用について検討することが期待される。

【その他】
・山登りのルートや散策路で大型ごみの廃棄を目にする。より多くの人が史跡に触れ、効果的に史跡保全・活用を進められるよう、ごみ・環境問題の解決に向けた取り組みについて検討することが期待される。

| 施策7 | みどり豊かな潤いのある暮らし | 施策推進部局 | 魅力創造部 環境部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 都市近郊の身近な里山である高安山の自然が適切に保全されています。
2. 観光と連携した取り組みにより、高安山の自然や歴史資産に親しむ市民や来訪者が増えています。
3. 景観形成と連携し、玉串川や長瀬川沿道等がみどりの豊かさや潤いを感じられる魅力的な空間として市民に広く知られ、親しまれています。
4. 市民・企業・行政が連携し、みどりの保全、創出、育成に取り組み、潤いややすらぎのある暮らしができています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 里山保全に関する活動回数 | 回 | 36 | 36 | 32 | 36 | 34 | 36 | 36 | 36 |
| 2 | 八尾市内に自然環境が多く残っていると思う市民の割合 | % | 56.7 | 57.0 | 57.0 | 57.0 | 55.6 | 57.0 | 57.0 | 57.0 |
| 3 | 高安山を活用したイベントの参加者数 | 人 | 645 | 645 | 0 | 645 | 29 | 645 | 35 | 645 |
| 4 | 桜の植樹本数 | 本 | 128 | 160 | 170 | 180 | 186 | 200 | 205 | 220 |
| 5 | グリーンボックス貸出及び街かど緑化の申請回数 | 回 | 143 | 140 | 130 | 140 | 140 | 140 | 145 | 140 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 81.1% | ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、高安山を活用したイベントの中止が続いたため、市民や来訪者の増加は見込めなかったが、各種保全活動により、高安山の自然が保全されている。また、玉串川や長瀬川沿いの桜を計画的に植え替えることにより、植えた桜が育ち、将来の景観形成とみどりの豊かさや潤いを感じられる魅力的な空間として市民に広く知られ、親しまれている。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・めざす暮らしの姿3に「玉串川や長瀬川沿道等がみどりの豊かさや潤いを感じられる魅力的な空間」として、具体的なエリアを設定しているが、それに対する市民の受け止め状況は、指標2の市内の自然環境への評価を活用して把握している。対象エリアの評価を把握する方法を検討する必要がある。
・指標3「高安山を活用したイベントの参加者数」とは、複数のイベントに参加した方の合計人数となっているが、指標名やその推移の分析からは判断することができない。指標の増減要因を分析するため、その内訳を把握するとともに、指標名を変更する等、市民にとって分かりやすい表現となるよう工夫が必要である。

【今後検討すべき課題について】
・重要課題に「森林保全活動を活性化するためには、さらなる担い手が必要」とあり、地域内外からのボランティアが求められていると考えられる。既存指標である活動回数だけでは、その課題に対する取り組み状況が把握できないことから、課題に対してどのような取り組みが考えられ、その進捗をどのように測るのか、めざす暮らしの姿や重要課題と各指標との整合を図ることが期待される。

【その他】
・特に意見なし。

| 施策8 | 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり | 施策推進部局 | 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 市民の芸術文化活動が盛んに行われています。
2. 身近に芸術文化に触れることができる機会があります。
3. 街中に芸術文化があふれていて八尾の魅力を感じることができます。
4. 芸術文化の力で子どもたちの笑顔が輝いています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 文化会館の大ホール及び小ホールの稼働率 | % | 75.2 | – | – | 75.0 | 69.0 | 75.3 | 63.6 | 75.5 |
| 2 | 文化会館指定管理者が実施する事業の入場者数 | 人 | 15,617 | 10,000 | 10,821 | 16,000 | 33,805 | 20,000 | 22,680 | 22,000 |
| 3 | 日常生活において音楽、映画、演劇、美術などの芸術文化に親しんで心の豊かさを感じる時がある市民の割合 | % | 64.3 | 69.5 | 63.0 | 70.0 | 61.9 | 71.0 | 64.3 | 72.0 |
| 4 | 八尾らしさや魅力を活かした事業の数 | 本 | 12 | 12 | 15 | 13 | 15 | 14 | 18 | 15 |
| 5 | 中学生以下対象の芸術文化に関するイベント参加者数 | 人 | 12,034 | 10,000 | 8,784 | 12,000 | 14,633 | 12,500 | 10,716 | 13,000 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 92.2% | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響で公演等の自粛により稼働率が低下し、大ホールについては回復傾向が未だ見られないものの、自粛解除に伴い、芸術文化振興事業を着実に実施することで、他の指標については良化していくものと見込んでいる。<br>▸ 本市では文化会館をはじめ、鑑賞や創作・発表活動の拠点となる様々な場所が存在し、それぞれの場所で芸術活動が行われている。しかし、個人のアーティストや個々の活動拠点だけでは、活動の幅や情報の発信に限界があり、市全体としての動きにはつながっていないのが実情である。<br>▸ 今後は、芸術文化により人・場所・活動がつながっていく芸術文化活動の有機的なネットワーク「やおうえるかむコモンズ」を形成することで、形成主体が互いに協力し合い、八尾の芸術文化を活性化させる取り組みを進める必要がある。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ |
|---|---|---|---|---|---|

・「プリズム・アート＆シアター・プロジェクト」など、リニューアルオープンした八尾市文化会館を中心とした芸術文化に関する市民参加の企画が展開されていることは評価できる。
・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標3については、個人の嗜好に関わるものであり、文化行政の進捗を測る指標とは異なる印象を受ける。めざす暮らしの姿3「街中に芸術文化があふれていて八尾の魅力を感じることができます。」の進捗状況を把握するのであれば、「イベント等の機会が多いと感じる」といった市民の意識を測る指標を検討することが望ましい。

【今後検討すべき課題について】
・社会情勢にある通り、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校における子どもの芸術文化活動の減少が挙げられているが、日常生活で芸術文化に親しむ機会のない子どもにとっては、教育の中で機会の創出を図ることも重要な役割である。教育委員会との連携により、芸術文化を教育に取り入れることを重要課題として明確に示し、取り組みを検討することが必要である。

【その他】
・作品展示の募集等、芸術文化活動への市民参加について十分に周知されていないと感じる。駅や商業施設など人の集まる場所での周知等、より多くの市民が参加できる工夫が期待される。

| 施策9 | 地域経済を支える産業の振興 | 施策推進部局 | 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 地域内のつながりによる新たな取り組みへのチャレンジ意欲とその取り組みを応援する機運醸成により、イノベーションエコシステムが構築され、八尾の好循環につながっています。
2. 操業環境等の整備と企業集積の維持が図られ、活発な産業活動により、職住近在のまちづくりが進んでいます。
3. 先輩企業家が次世代の企業家の成長を支えることで人が集まり、にぎわいが持続するまちとなっています。
4. 個性豊かな商店やオープンファクトリーが増え、地域内外から八尾の応援者や、関係人口の増加とともに、八尾の産業が全国から注目されています。
5. 特産物の認知度が上がり、農業者、市民が誇りをもって、生産し賞味され、都市における農地の多様な機能が市民に理解されるとともに、効率的な農作業の確保と合わせて八尾のブランド力が市内外に定着しています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 中小企業におけるイノベーション実践数 | 事業 | 55 | 63 | 689 | 63 | 121 | 63 | 126 | 63 |
| 2 | 立地制度活用による工場立地件数 | 件 | 9 | 10 | 11 | 10 | 7 | 10 | 10 | 10 |
| 3 | 次世代企業家育成において市内企業がメンター役を担う割合 | % | ― | 50.0 | 60.9 | 50.0 | 48.3 | 50.0 | 64.3 | 50.0 |
| 4 | 産業分野にかかわる関係人口の対基準年度比率 | % | 100.0 | 110.0 | 56.0 | 115.0 | 132.1 | 120.0 | 148.9 | 125.0 |
| 5 | 産直便等事業者を含む直売所数 | か所 | 15 | 15 | 16 | 16 | 16 | 17 | 16 | 18 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.8% | ▸ 意欲ある事業者経営・技術支援補助金の交付及びデザインイノベーション推進事業により、新事業展開にチャレンジする事業の支援及び環境の提供につながった。<br>▸ イノベーション推進拠点である「みせるばやお」の活動の推進及び「まちのコイン」の活用により、関係人口の増加につながった。<br>▸ ものづくり集積促進奨励金制度の運用及び国家戦略特別区域活用による緑地面積率等の範囲の緩和により、操業環境等の整備と企業集積の維持が図られた。<br>▸ あきんど起業塾、環山楼塾等を行うことで、先輩企業家が次世代の成長を支え、育った世代がさらに次の世代の成長を支える循環が根付いてきている。 |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ◎ | → | 二次評価 | ◎ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・産業分野は八尾の強みの一つであり、「みせるばやお」や「まちのコイン」など観光資源になり得る先進的な取り組みが展開されている。
・各指標の可否について議論があったが、総合評価については、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・既存の指標だけでめざす暮らしの姿の進捗状況を評価することが難しく、各指標が適切なのか改めて検討する必要がある。
・指標4の産業分野における関係人口について、「みせるばやお」の来場者数だけで関係人口が増加したと分析しているが、この分野における関係人口の定義をした上で、指標を設定することが望ましい。

【今後検討すべき課題について】
・八尾の産業には多くのポテンシャルがあり、市外へ発信できる観光資源にもなり得る。産業自体が観光資源となり、多くの人を集めるための取り組み等、八尾の産業をより追及する視点での展開が期待される。
・社会情勢の変化も捉えながら、今後検討すべき課題を整理し、市民にとって分かりやすく表現することが必要である。

【その他】
・企業集積維持のための奨励金や規制緩和等、八尾市内の産業活動を活性化するための様々な取り組みについて、市内外の企業にしっかり伝わるよう、施策展開の認知度を向上するためのPRを強化することが期待される。

| 施策10 | 就労支援と雇用機会の創出 | 施策推進部局 | 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 働く意欲・希望のあるすべての市民が多様な働き方で就労を実現しています。
2. ダイバーシティ経営と働き方改革の推進により、企業における人材確保や定着が進み、すべての市民がワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を送っています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 地域就労支援センターにおける相談者の雇用達成の割合 | % | 44.1 | 33.0 | 26.9 | 35.0 | 26.7 | 37.0 | 22.9 | 40.0 |
| 2 | 参加したセミナー等の内容が参考になった企業の割合 | % | 92.7 | 90.0 | 90.9 | 90.0 | 95.2 | 90.0 | 90.0 | 90.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 80.9% | ▸ 指標の達成率については、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により、雇用環境にも改善が見られない中、就労困難者の就職は引き続き厳しい状況であったことから雇用達成率に影響があったと考えられる。一方で、前期基本計画期間において「第3次八尾市地域就労支援基本計画」を策定し、就労困難者等への支援として新たに企業開拓員を配置し取り組みを進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した雇用促進・定着支援金事業や各種面接会等を開催するなど事業を着実に進めた。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標2のセミナー等の内容が参考になった企業の割合だけでなく、セミナー参加者への支援等今後の展開を検討するためには、セミナーに参加した企業がその後どのような活動を進めたのかを把握することが望ましい。

【今後検討すべき課題について】
・めざす暮らしの姿2の「すべての市民がワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活」について、人権問題への啓発や補助金の交付といった取り組みが市民生活にどれだけ効果があったのか、その成果が分かりづらい。
様々な取り組みが、めざす暮らしの姿の実現に対して貢献するものとなっているか、後期基本計画の策定にあたり改めて検討することが必要である。

【その他】
・特に意見なし。

| 施策11 | 消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実 | 施策推進部局 | 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 市民が最新の消費生活問題に関する情報を得ることにより、身につけた知識を活用して消費者トラブルを未然に回避することができています。トラブルに直面した場合も、市民が主体的に問題を解決できるようになっています。
2. 消費生活相談員の相談対応力が向上することにより、様々な消費者トラブルや悪質商法に対して、市民が適切な助言・支援を受けています。
3. 消費者教育がさらに推進され、持続可能な社会の実現に向けて、当事者としての自覚と思いやりを兼ね備えた市民が、自立して行動しています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| 指標 | | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 消費者教育講座等における理解度 | % | － | 100.0 | 98.3 | 100.0 | 96.9 | 98.0 | 98.0 | 98.0 |
| 2 | 消費生活相談の解決率 | % | 98.0 | 100.0 | 98.6 | 100.0 | 98.6 | 98.0 | 98.0 | 98.0 |
| 3 | エシカル消費に関する講座の受講者数 | 人 | － | 40 | 0 | 80 | 45 | 100 | 88 | 100 |

## 1 一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 96.0% | ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期において、出前講座や消費者教育講座等の開催中止や規模縮小を行ったため、特殊詐欺や悪質商法等の消費者トラブルに関する啓発並びに食品ロス削減や地産地消等のエシカル消費に関する啓発が一部滞った。<br>▶ 消費生活相談員について、国民生活センター等が実施する研修への参加を推進し、相談対応力の向上を図った。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2 二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ◎ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、二次評価における【指標の達成率】の判断基準に基づき、指標の達成率と取り組み状況を踏まえ、一次評価から上方修正する。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標1及び指標2の計画値について、R5年度以降計画値を下方修正している。実績を踏まえた現実的な数値を設定するのか、達成は困難ながらもあるべき姿として理想的な値を設定するのか、必ずしも変更すべきではないが、今一度議論することを期待する。
・指標1の理解度や指標2の解決率については、参加者数や相談件数等、実際の件数の推移も把握したうえで、進捗分析を行い、今後の展開を検討することが必要である。

【今後検討すべき課題について】
・めざす暮らしの姿3の「市民が自立して行動」について、講座等の実施により市民に対してどれだけ行動変容が生じたのかが把握できていない。様々な取り組みが、めざす暮らしの姿の実現に対して貢献するものとなっているか、後期基本計画の策定にあたり改めて検討することが必要である。

【その他】
・特に意見なし。

| 施策12 | 住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり | 施策推進部局 | 建築部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 良質な住まいづくりにより、若者や新婚子育て世帯等の定住が進み、活気があふれるまちになっています。
2. 耐震性向上など住環境に配慮された住宅が普及することにより、良質な住まいづくりが進んでいます。
3. 住宅確保要配慮者が住まいを確保できています。
4. 市営住宅の適切な維持管理・機能更新や、入居者、地域団体、関係機関等との連携により、入居者が安全・安心に生活しています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 中古住宅利活用等の件数 | 件 | － | 40 | 10 | 40 | 15 | 40 | 15 | 40 |
| 2 | 民間住宅の耐震化率 | % | 80.0 | 83.0 | 87.4 | 87.0 | 88.0 | 88.0 | 88.7 | 89.0 |
| 3 | セーフティネット住宅登録戸数 | 戸 | 567 | 1,510 | 1,557 | 1,520 | 1,624 | 1,530 | 1,642 | 1,540 |
| 4 | 市営住宅のバリアフリー化率 | % | 37.17 | 42.0 | 37.33 | 42.0 | 37.33 | 42.0 | 37.33 | 43.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 81.6% | ▸ 中古住宅利活用等の補助制度については、市外に居住する若者や新婚、子育て世帯に対しての周知が難しく、申請件数について今年度の計画値を達成することは難しいが、補助対象の拡大や電子申請の導入などで制度を利用しやすいような変更を検討しており、次年度以降、申請件数が増えることが期待できる。<br>▸ 八尾市営住宅機能更新事業計画に基づき、耐震補強工事や長寿命化型改善を実施し、住宅の維持管理及び機能更新を行った。指標であるバリアフリー化率についても、現時点ではめざす値を達成できていないが、計画的に建替事業や用途廃止を進めており、事業完了後には達成できる見込みである。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・めざす暮らしの姿1の「活気があふれるまちになっている」について、この進捗状況を測るには中古住宅の利活用件数だけでなく、住宅に関する市民の受け止め方を測る指標の追加が望ましい。
・指標4「市営住宅のバリアフリー化率」では、大規模な改修のみを対象としているが、個別のきめ細かな修繕対応についても評価できる指標の検討が期待される。

【今後検討すべき課題について】
・重要課題の住宅改修等の市民への情報提供について、より多くの市民に伝わる手法を検討することが期待される。

【その他】
・市内の空き家の動向等を踏まえ、空き家の利活用の促進とともに、除去の支援や代執行など次の手立てについても、検討・研究することが必要である。

| 施策13 | 快適な交通ネットワークの充実 | 施策推進部局 | 都市整備部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 一人ひとりの目的や状況に応じ、様々な移動手段を選択でき、誰もが円滑に移動できるまちになっています。
2. 適正な自転車利用と道路環境の充実により、快適に自転車で移動することができるまちになっています。
3. 交通ルールの遵守やマナーの向上等により、交通事故が減っています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 交通不便地の解消エリア数 | 地域 | － | 3 | 1 | 5 | 6 | 7 | 6 | 7 |
| 2 | 自転車駐車場利用率 | % | 85.3 | 87.0 | 71.5 | 88.0 | 74.5 | 89.0 | 75.1 | 90.0 |
| 3 | 交通安全教室実施回数 | 回 | 100 | 100 | 108 | 100 | 111 | 100 | 111 | 100 |
| 4 | 市内の交通事故件数 | 件 | 712 | 690 | 644 | 680 | 650 | 670 | 542 | 660 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 92.5% | ▸ 八尾市乗合タクシーやシェアサイクル等、新たな移動手段を構築し、誰もが円滑に移動できるまちづくりを進めた。<br>▸ 自転車駐車場の利用率については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり計画値を下回ったものの、放置自転車数も減少していることから適正な自転車駐車場の利用が図られた。<br>▸ 交通安全対策については、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響や感染拡大防止対策を施し小学校や未就学施設において交通安全教室を継続して実施するとともに、非接触型の新たな啓発に取り組んだ結果、交通事故件数は計画値を下回った。 |
| **施策の総合評価** | |
| ◎ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ◎ | → | 二次評価 | ◎ |
|---|---|---|---|---|---|

・交通マップやおでかけ支援バス等、市民の円滑な移動を支援する様々な取り組みは評価できるが、市民への周知手法を検討する必要がある。
・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標1の計画値の検討にあたり、将来的な公共交通路線の廃止や縮小に伴う対象地域の増加についても、その可能性を検討しておくことが望ましい。

【今後検討すべき課題について】
・八尾市がめざす「移動しやすいまちづくり」の将来ビジョンを分かりやすく見える化していく必要がある。
・放置自転車対策については、既存の取り組みに加え他市の先進事例等も参考にした検討が期待される。
・社会情勢にあるいわゆる2024年問題も踏まえ、ライドシェアの検討や買い物難民への支援等、多様な視点で施策展開を検討することが期待される。

【その他】
・見通しの悪い道路へのカーブミラーの設置やスクランブル交差点における安全対策等、市民目線で感じる危険な箇所や行為等について、関係機関で連携しながら効果的に把握する仕組みの検討が期待される。

| 施策14 | 魅力ある都市づくりの推進 | 施策推進部局 | 都市整備部 政策企画部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 主要駅周辺がにぎわい、それらが交通ネットワークでつながり、人や企業が活気にあふれるまちになっています。
2. 計画的な道路整備や土地利用により交通渋滞が緩和され、防災力が向上するとともに、産業集積の維持発展と暮らしやすさが共存したまちとなっています。
3. 魅力ある都市景観が形成され、多くの人に選ばれるまちとなっています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 主要駅周辺のまちづくりに資する関係者協議 | 回 | 27 | 25 | 27 | 25 | 26 | 25 | 25 | 25 |
| 2 | 地域が考えている方向でまちの整備が進んでいると思う市民の割合 | % | 29.3 | 28.5 | 29.8 | 29.0 | 28.1 | 29.5 | 29.5 | 30.0 |
| 3 | 都市計画道路の整備率 | % | 55.2 | 55.5 | 55.5 | 55.7 | 55.7 | 55.9 | 55.9 | 56.2 |
| 4 | 景観計画に基づく届出件数 | 件 | 8 | 15 | 22 | 15 | 23 | 15 | 17 | 15 |
| 5 | うるおいと魅力ある景観づくりがなされていると感じる市民の割合 | % | 60.7 | 61.0 | 62.7 | 61.3 | 63.3 | 61.7 | 61.7 | 62.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 100.0% | ▶ 河内山本駅踏切の歩道部の拡幅・改良工事を実施した事により、踏切部の安全性が格段に向上した。<br>事業中の都市計画道路については、用地取得などを行い、着実に整備を進めている。<br>▶ 服部川・郡川地区においては、民間活力による土地利用が図られ、雇用やにぎわいが創出された。<br>▶ 八尾空港西側跡地は、都市計画手法等の活用によるにぎわいの創出の検討を進めた。<br>産業集積の維持発展のために、魅力創造部と連携し、都市計画手法等を活用したまちづくりの検討を進めた。<br>▶ 久宝寺寺内町において、景観整備と景観資源登録を行い、魅力ある景観形成の発信ができた。 |
| **施策の総合評価** | |
| ◎ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ◎ | → | 二次評価 | ◎ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・指標について議論があったが、総合評価については、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・めざす暮らしの姿2の「交通渋滞が緩和され、防災力が向上する」については、既存の指標だけで進捗状況を評価することは難しい。ハード面・ソフト面両方の視点から「防災力の向上」の意味を定義し、評価できる適切な指標の追加を検討することが望ましい。
・指標2「地域が考えている方向でまちの整備が進んでいると思う市民の割合」は、実績値が上がらない要因分析を行うとともに、計画値の設定が適切かどうか今一度議論することを期待する。

【今後検討すべき課題について】
・特に意見なし。

【その他】
・八尾南駅周辺のまちの活性化につながる八尾空港西側跡地の活用に向けた取り組みについて、計画的なまちづくりを進めるとともに、市民への速やかな情報発信や地域ニーズの把握等が期待される。

| 施策15 | 都市基盤施設の整備と維持 | 施策推進部局 | 都市整備部 下水道部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 道路、橋梁、河川、公園、下水道等の都市基盤施設が適切に維持管理されることにより、これらの施設が健全に保たれ、市民が安全に安心して暮らせるまちとなっています。
2. 交通安全対策や道路改良により、すべての市民が生活道路を安全・快適に通行できています。
3. 河川、下水道、流域対策等による総合的な治水対策により、水害や土砂災害の防止・軽減を図ることができています。
4. 地域住民に親しまれ、愛される公園が整備され、多くの人が活発に利用しています。
5. 景観に配慮した整備により、多くの人が魅力を感じ快適に暮らせるまちとなっています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指 標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 橋梁の修繕工事の整備率 | % | − | 21.7 | 28.3 | 30.4 | 32.6 | 39.1 | 39.1 | 45.6 |
| 2 | 公共下水道事業会計の経常収益対経常費用比率 | % | 105.5 | 100.0 | 105.4 | 100.0 | 106.9 | 100.0 | 101.8 | 100.0 |
| 3 | 市道で発生した交通事故件数 | 件 | 401 | 390 | 364 | 385 | 360 | 380 | 358 | 375 |
| 4 | 寝屋川流域水害対策計画の貯留量達成率 | % | 75.6 | 77.1 | 78.3 | 77.8 | 79.5 | 78.3 | 80.5 | 78.8 |
| 5 | 一人当たりの都市公園面積 | ㎡ | 2.84 | 2.96 | 3.00 | 3.03 | 3.01 | 3.09 | 3.02 | 3.15 |
| 6 | 玉串川護岸整備事業の整備率 | % | − | 0.9 | 0.5 | 15.0 | 7.0 | 29.2 | 21.1 | 43.3 |

## 1 一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 95.0% | ▸ 施策成果指標については、概ねの指標で計画値を達成し、めざす暮らしの姿の実現に向けた成果を得ることができた。<br>▸ 玉串川護岸整備事業については、事業主体である大阪府が新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、予算確保が困難となったため、目標整備率を達成できなかった。 |
| **施策の総合評価** | |
| ◎ | |

## 2 二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ◎ | → | 二次評価 | ◎ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・指標について議論があったが、総合評価については、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・各指標は計測が容易で、市が進捗を管理しやすいものだが、今後はハード面の整備状況とともに、安心や快適さといった市民の受け止め方もあわせて把握することが望ましい。
・指標5「一人当たりの都市公園面積」のめざす値は、府民一人あたりの敷地面積標準5㎡以上に対して低く設定されており、同規模自治体と比較しても低くなっている。計画値やめざす値が適正かどうか、今一度検討が必要である。

【今後検討すべき課題について】
・特に意見なし。

【その他】
・特に意見なし。

| 施策16 | 上水道の安定供給 | 施策推進部局 | 水道局 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 水道施設の耐震化及び適切な維持管理がなされ、安全安心でおいしい水が安定的に供給されています。
2. 将来の水需要に見合った施設規模としていくとともに、収益力強化の取り組みにより、収支バランスの取れた企業経営が行われています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 管路の耐震化率 | % | 25.8 | 27.8 | 28.3 | 29.7 | 30.6 | 31.5 | 31.5 | 33.0 |
| 2 | 水道事業会計の経常収益対経常費用比率 | % | 111.0 | 105.0 | 107.4 | 105.0 | 105.7 | 105.0 | 105.0 | 105.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 100.0% | ▸ 安全安心でおいしい水の供給が安定的に行われるよう、水道管路及び施設の耐震化や維持管理が適切に進められている。<br>▸ 経常収益対経常費用比率の経年推移を見ると実績値が下がってきており、収支のバランスなど企業経営の健全性がかろうじて保たれている状態である。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ◎ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、二次評価における【指標の達成率】の判断基準に基づき、指標の達成率と取り組み状況を踏まえ、一次評価から上方修正する。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標2の推移から厳しい経営状況と分析しているが、効率的・効果的な事業運営を行っていることが分かるよう、適切な指標の追加を検討することが望ましい。

【今後検討すべき課題について】
・水道は必要不可欠なライフラインであり、水道事業の民営化が進む国もあるが、そうならないために市民も巻き込んで考える仕組みを検討することが望ましい。
・公営企業単独の努力だけでは難しいことから、経営状況についても市民に積極的に発信し、ともに考える姿勢で検討を進めることが期待される。

【その他】
・老朽化が進む水道管の更新作業等が深刻化しているが、継続した適切な情報発信や分かりやすい説明等、水道料金見直しが必要な場合に市民や利用者の合意が得られるような工夫が期待される。

| 施策17 | 防災・防犯・緊急事態対応力の向上 | 施策推進部局 | 危機管理 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 防災や減災につながる様々な取り組みが広がり、八尾の防災力が向上し、災害に強いまちになっています。
2. 大阪府警・地域・事業所・学校等と連携し、防犯活動や啓発活動に取り組むことにより「大阪重点犯罪」の被害が減っています。
3. 効果の高い啓発活動により、市民や職員における危機管理意識が向上しています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 地区防災計画策定済み地区数 | 地区 | － | 8 | 1 | 14 | 2 | 21 | 3 | 28 |
| 2 | 大阪重点犯罪認知件数 | 件 | 295 | 275 | 296 | 265 | 294 | 255 | 290 | 245 |
| 3 | 学生防犯隊活動回数 | 回 | － | 12 | 7 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 4 | 危機管理マニュアルの更新率 | % | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 75.6% | ▸ 地区防災計画について、全28小学校区での策定をめざし、庁内関係部局と連携を図りながら作成支援を行うとともに、地区防災計画作成支援アドバイザーを派遣している。しかしながら、コロナ禍で意見集約の機会が減ったことが影響し、地区防災計画策定済み地区については、令和3年度（2021年度）に1地区、令和4年度（2022年度）に1地区、令和5年度（2023年度）に1地区（見込み）の計3地区となった。<br>▸ 防犯カメラの設置及び町会の防犯灯の設置、維持管理への補助、大阪府警をはじめ各種関係団体や学生防犯隊と連携した防犯活動等により、大阪重点犯罪の中でも「車上ねらい」「部品ねらい」「自動車盗」等の自動車関連犯罪は減少したが、巧妙な手口の悪質化により「特殊詐欺」の被害件数が増加した。<br>危機管理対応方針に基づき、新型コロナウイルス感染症をはじめ危機事象に対し必要な庁内体制整備を図るとともに、市政だよりやホームページ等で啓発を行い、市民の危機管理意識の向上を図った。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | △ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・コロナ禍で取り組みが停滞する中でも、きめ細かな支援を継続しており、今後に期待できる。
・総合評価については、二次評価における【指標の達成率】の判断基準に基づき、一次評価から下方修正する。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標1について、コロナ禍で集会する機会が減少したほか、避難所運営や避難経路の安全確認など地域で丁寧な議論を進めていることで実績が伸び悩んでいるが、各校区の防災意識は高まっていることから、次年度以降の進展に向けた詳細な要因分析が必要である。
・めざす暮らしの姿1の「八尾の防災力が向上」について、指標1のみで進捗状況を評価することが難しい。能登半島地震の経験も踏まえ、要支援者の避難や福祉避難所等共助のつながりづくりといったソフト面の評価を検討する必要がある。

【今後検討すべき課題について】
・特に意見なし。

【その他】
・小・中学校の各避難所における電源確保の取り組みについて、防災訓練や細かな情報提供を通じ、災害発生時にも円滑な活用を期待する。
・災害発生時の避難情報は、個人の避難判断の参考となり得る。様々な情報を把握し、迅速な情報発信を期待する。
・市や府のホームページに災害情報が掲載されていても、ツールを活用できない高齢者等もいる。防災行政無線のみならず多様な情報発信の充実とともに、近所同士の声掛けと共助のつながりを促進するための支援を期待する。

| 施策18 | 消防力の強化 | 施策推進部局 | 消防本部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 消防力の強化により、市民の生命、身体、財産の安全・安心が守られています。
2. 市民・地域や事業所、各種団体との連携により地域における消防防災力の向上が図られ、災害に強いまちとなっています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 災害想定訓練（指令・警防・救急・救助）回数 | 回 | 611 | 700 | 1,690 | 700 | 1,296 | 700 | 1,256 | 700 |
| 2 | 防火管理者の選任率 | % | 93.0 | 95.0 | 97.0 | 96.0 | 96.0 | 97.0 | 96.3 | 98.0 |
| 3 | 自主防災訓練の自立型訓練実施率 | % | 18.9 | 30.0 | 98.1 | 40.0 | 46.3 | 50.0 | 50.0 | 60.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 99.8% | ▸「八尾市消防庁舎建設基本構想」及び「八尾市消防本部庁舎建設基本計画」を策定し、消防本部庁舎等の建設事業を進めるとともに、デイタイム救急隊の増隊や多機能消防車及び感染症対策用救急車等を整備したことで、消防力が強化され、市民の安全・安心を守ることができた。<br>▸防火管理者の未選任対象物について防火管理者資格取得講習を早期に受講するよう指導することにより事業所における防火管理体制が強化された。<br>▸消防団の役割の多様化に対する車両・装備の充実、自主防災訓練の新たな取り組みである動画の視聴に関する環境整備などにより地域における消防防災力の向上が図られた。 |
| **施策の総合評価** | |
| ◎ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ◎ | → | 二次評価 | ◎ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標1「災害想定訓練回数」について、コロナ禍で立ち入り検査等の業務が減少し、訓練に業務をシフトしたことで回数が大幅に増加しているが、コロナ禍後の業務体制を踏まえ、今一度適切な目標値について検討することが必要である。

【今後検討すべき課題について】
・特に意見なし。

【その他】
・救急需要の増加に関する報道等もあり、救急体制に対する市民の関心も高い。さらなる適正利用の啓発や人材の育成・確保とともに、将来的な有料化の可能性研究も含め、救急体制の維持に向けた取り組みの検討が期待される。

| 施策19 | 健康づくりの推進 | 施策推進部局 | 健康福祉部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1.「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりを進めることにより、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、いつまでも心身ともに健康に暮らせる健康でつながるまちが実現しています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 健康のために運動などを心がける市民の割合 | % | 47.9 | 53.0 | 49.1 | 57.0 | 48.3 | 61.0 | 48.8 | 65.0 |
| 2 | 糖尿病重症化予防に係る受療率 | % | 32.6 | 90.0 | 73.4 | 90.0 | 84.9 | 90.0 | 84.9 | 90.0 |
| 3 | 男性の健康寿命（前年数値） | 歳 | 79.3 | 79.7 | 79.6 | 80.0 | 78.8 | 80.2 | 78.7 | 80.5 |
| 4 | 女性の健康寿命（前年数値） | 歳 | 83.4 | 83.8 | 83.1 | 84.1 | 84.0 | 84.3 | 84.1 | 84.6 |
| 5 | 国民健康保険加入者における特定健康診査受診率【※出納閉鎖時点】 | % | 29.99 | 50.0 | 30.0 | 55.0 | 33.0 | 60.0 | 35.0 | 60.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 86.1% | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響により様々な制約を受ける中、大学・研究機関や企業等と連携して、データ分析に基づく糖尿病をはじめとした生活習慣病予防対策を進め、健康課題解決のための地域での健康づくりの取り組みを進めることができた。<br>▸ コロナ禍において健康への意識が高まる中、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを進めることができた。<br>▸ 新型コロナウイルス感染症の影響による健（検）診の受診控えから、令和2年度（2020年度）はがん検診、特定健康診査など、各種健（検）診の受診率が落ちたが、啓発により令和3年度（2021年度）以降、徐々に回復している。受診率の上昇は継続しているが、特定健康診査の受診率の目標値である60%には依然として大きな乖離がある。引き続き、受診勧奨、啓発への創意工夫等を検討するとともに、医師会等、関係機関との連携を図ることにより、受診率の向上に取り組んでいく。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ |
|---|---|---|---|---|---|

・胃内視鏡検査（50歳以上）など、がん検診の充実は評価できる。
・指標について議論があったが、総合評価については、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標5「特定健康診査受診率」は計画値と大きな乖離があるがと分析しているが、その要因を詳細に分析するとともに、今一度適切な計画値及びめざす値について検討することが必要である。

【今後検討すべき課題について】
・特に意見なし。

【その他】
・特定健康診査受診率の向上に向け、要因分析に基づき、多様な手段による効果的な広報・周知が期待される。地域コミュニティによって健康づくり活動の開催日・時間・内容等が異なる。希望する活動に参加できない場合の補完的な取り組みや情報発信等、参加機会の充実を期待する。
・がん検診の啓発・周知については、地域情報を取り扱う民間のwebサイトを活用する等、公式のホームページやSNS以外の手法を検討することが望ましい。

| 施策20 | 健康を守り支える環境の確保 | 施策推進部局 | 健康福祉部 環境部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 市民の生命や健康の安全を脅かす大規模災害や感染症などへの備えが充実しており、市民一人ひとりが、安全かつ安心して健康な生活ができる環境が整っています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 健康危機管理訓練の実施回数 | 回 | 2 | 2 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 50.0% | ▶ 新型コロナウイルス感染症という未知の感染症への対応において、保健所の体制や取り組みを修正し、優先順位を考慮しながら8回にも及ぶ流行の波に最前線で対応を続けてきた中で、様々なノウハウを蓄積することができた。また、この経験を踏まえ、現在「予防計画」及び「健康危機対処計画」の策定に取り組むなど、次の感染症危機に備えるための体制を整えており、施策指標の達成には至らないものの、「めざす暮らしの姿」の実現に向けて着実な成果を挙げている。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | △ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、二次評価における判断基準に基づき、社会情勢により停滞していたと評価し、一次評価から下方修正する。
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、様々な取り組みが進められたことは十分に評価できるが、既存の指標だけでその進捗状況を評価することは難しい。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・めざす暮らしの姿は一つだが、関連する事務事業は18あり、多岐にわたるテーマの取り組みが進められている。進捗状況を多面的に評価できるよう、指標の追加を検討することが必要である。
・めざす暮らしの姿の実現に向けた自殺対策の取り組みについて、例えば「ゲートキーパー養成講座」に関する指標等の追加を検討することが望ましい。

【今後検討すべき課題について】
・社会情勢の変化に挙げられる「若者等の自殺者数の動向」については注目すべき内容であり、施策間連携を意識して、施策4の若者相談の状況も踏まえた課題の抽出と取り組みの検討が必要である。
・重要課題に「当施設」とあるが、行政として当たり前の表現であっても、市民にとっての分かりやすさを意識した説明とすることが必要である。

【その他】
・特に意見なし。

| 施策21 | 地域医療体制の充実 | 施策推進部局 | 健康福祉部 市立病院事務局 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 市民が適切な医療を受けることができるよう、地域の医療機関等が役割分担と連携を推進し、必要な医療提供体制が確保されています。
2. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持ち、医療機能に応じた役割分担を理解し、適切な医療機関を受診する市民が増えています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 中河内保健医療協議会・各種懇話会の開催回数 | 回 | 6 | 6 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 2 | 市立病院における紹介率 | % | 54.7 | 50.0 | 51.7 | 50.0 | 56.5 | 50.0 | 67.3 | 50.0 |
| 3 | 市立病院における逆紹介率 | % | 80.5 | 70.0 | 86.4 | 70.0 | 90.5 | 70.0 | 82.3 | 70.0 |
| 4 | 「かかりつけ医」を持っている市民の割合 | % | 74.2 | 80.0 | 73.3 | 80.0 | 73.2 | 80.0 | 73.5 | 80.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.0% | ▸ 大阪府医療計画に基づく各種懇話会に参画し、府や中河内圏域内各市の医療体制構築にかかる連携を推進した。また、休日・夜間などの緊急時に適切な医療が受けられるよう、休日急病診療所を運営するとともに、中河内医療圏内の2市との連携による広域運営事業により、小児初期救急医療体制及び二次救急医療体制を確保するなど、救急医療体制の充実に取り組んだ。<br>▸ 市立病院においては、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先する中でも、通常診療との両立に努めることで、地域医療支援病院として、紹介率・逆紹介率の目標を達成した。 |
| **施策の総合評価** | |
| ◎ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ◎ | → | 二次評価 | ◎ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・指標について議論があったが、総合評価については、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標1の「中河内保健医療協議会・各種懇話会」を開催したことで、めざす暮らしの姿の実現にどう貢献したのか、指標とめざす暮らしの姿との整合性が分かりにくい。どのような成果がもたらされているのか詳細に分析するとともに、市民理解を深める情報発信の充実が期待される。

【今後検討すべき課題について】
・特に意見なし。

【その他】
・かかりつけ医等の普及について、市民に十分な啓発が進んでいないと感じる。その定義、必要性や有用性についての情報発信を充実することが期待される。

| 施策22 | 良好な生活環境の確保・地球環境の保全 | 施策推進部局 | 環境部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 環境を意識した暮らしや事業活動により、河川や空気がきれいな状態に保たれ、温室効果ガスの排出量削減に向け、市民、事業者と行政が一体となって取り組みを進めています。
2. 市民や事業者等が地域の美化活動に自主的に取り組むとともに、美化をテーマにした市民活動や地域でのネットワークが強化され、まちが美しく清潔に保たれています。
3. 市民や事業者等と協働し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進することで、資源が循環して利用され、廃棄物が減少するとともに、排出される廃棄物が適正に管理、処理されています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3 (2021) | | R4 (2022) | | R5 (2023) | | R6 (2024) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 環境基準適合率(大気環境・水質環境・騒音環境) | % | 100.0 | 100.0 | 99.2 | 100.0 | 99.2 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 2 | 市域の温室効果ガス排出量(実績値は現状の最新値) | 万t-CO2 | 146 | 141 | 126 | 138 | 130 | 125 | 125 | 119 |
| 3 | 地域一斉清掃受付件数 | 件 | 899 | 900 | 878 | 910 | 912 | 920 | 920 | 930 |
| 4 | 資源化されている量を除くごみ処理量 | t | 69,864 | 67,426 | 68,209 | 65,896 | 66,682 | 64,594 | 65,380 | 63,291 |

## 1　一次評価(推進部局による内部評価)

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 99.7% | ▶ 市民や事業者等と連携した事業展開により、市内の大気や水質の環境基準の達成や温室効果ガス削減の成果が得られたが、温室効果ガス削減については、前期基本計画期間中に八尾市地球温暖化対策実行計画を改定し、より高い目標値を掲げており、取り組みの拡充を図る必要がある。<br>▶ 地域での美化活動や路上喫煙対策については、地域や事業者等とのパートナーシップによる清掃活動や啓発活動が充実し、まちの美化に貢献した。<br>▶ 有価物集団回収の促進、指定袋制分別収集によるごみの減量・資源化、広域的な廃棄物の処理、事業系一般廃棄物の適正処理、食品循環資源の再生利用の促進、産業廃棄物適正処理の推進等により、廃棄物の減量化・資源化を進めた。<br>▶ 全体的な廃棄物量は減少傾向となったが、八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の目標達成に向け、更なる効率的な減量及び資源化の取り組みを推進する必要がある。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価(八尾市総合計画審議会による外部評価)

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ◎ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、二次評価における【指標の達成率】の判断基準に基づき、指標の達成率と取り組み状況を踏まえ、一次評価から上方修正する。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標2の「温室効果ガス排出量」については、各自治体個別の産業構造・地域特性により削減目標が異なることから比較対象は難しいとのことだが、地球温暖化は地球規模の課題であることも踏まえ、計画値の妥当性について今一度議論することが必要である。

【今後検討すべき課題について】
・特に意見なし。

【その他】
・家庭系ごみの可燃ごみ量が計画値よりも高く推移している状況について、要因分析を詳細に行うとともに、コロナ禍以降の推移を注視することが期待される。
・太陽光パネルの設置については、周辺の景観や環境等に配慮されるよう、規制・誘導等の手法の検討が期待される。

| 施策23 | つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり | 施策推進部局 | 健康福祉部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 包括的な支援により、すべての市民が夢や生きがいをもって、孤立することなく住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。
2. 地域において、住民一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合うことで、自分らしく活躍しています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | つなげる支援室で支援調整などを行った件数 | 件 | － | 100 | 128 | 150 | 105 | 150 | 130 | 200 |
| 2 | 地域での福祉活動における登録制度への登録者数 | 人 | 1,880 | 1,913 | 1,772 | 1,926 | 1,654 | 1,938 | 1,938 | 1,950 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 93.3% | ▸ 相談支援体制を整えたことにより、これまで介入が困難であった複雑化した課題のある世帯が、「つなげる支援室」と通して適切な相談支援機関へとつながる体制となっている。<br>そして、関係する機関と協働で支援の方向性を決定し、役割を分担し支援を行っている。さらに、継続的な支援とするために、行政サービスだけでなく、地域の自治会やこども食堂、カフェなどの商店、社会福祉法人といった地域にある資源との連携により、再び孤立させない体制に取り組めている。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ |
|---|---|---|---|---|---|

・指標について議論があったが、総合評価については、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・新型コロナウイルス感染症の影響はどの施策にも（指標への影響も）あったと思うが、これをどう捉えるかは検討する必要がある。取り組み件数の減少だけで単純に評価するべきではない。

【今後検討すべき課題について】
・社会情勢の変化として、8050問題や引きこもり等は注目すべき非常に重要な内容であり、施策4「子ども・若者の健全育成と支援の推進」や施策20「健康を守り支える環境の確保」など、施策間連携を意識した課題の抽出が必要である。
・重要課題の「重層的支援体制の充実」については、課題を抱える人をいかに把握するかがポイントとなる。民間企業や市民も含め、多様な主体による情報把握やアウトリーチの取り組みの充実が期待される。

【その他】
・内部評価の総括として、課題を抱える人がつながる「地域の資源」とあるが、行政として当たり前の表現であっても、市民にとっての分かりやすさを意識した説明とすることが必要である。
・めざす暮らしの姿2の実現に向けた取り組みとして、「福祉避難所への直接避難の仕組みの構築」とあるが、他市事例等も参考にしながら、本市における有効性について引き続き点検することが望ましい。

| 施策24 | 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現 | 施策推進部局 | 健康福祉部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 身近な地域で高齢者の居場所や社会参加の機会があり、それらを活用しながら高齢者が生きがいをもって自立した生活を送っています。
2. 高齢者が必要なサービスを適切に利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 在宅高齢者率（年度末時点） | % | 93.5 | 93.9 | 92.9 | 94.1 | 92.6 | 94.3 | 92.7 | 94.5 |
| 2 | 住民主体活動に参加している在宅高齢者の割合 | % | 0.7 | 1.5 | 0.7 | 2.0 | 1.0 | 2.5 | 1.3 | 3.0 |
| 3 | 介護保険給付費の計画値における実績値の割合 | % | 98.0 | 100.0 | 100.4 | 100.0 | 98.7 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 83.4% | ▸ 令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3か年を計画期間とする「第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて、地域の中で支え合う仕組みの充実、介護予防・生きがいづくりの推進及び在宅生活支援の充実に係る施策の実施を進めてきた。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、高齢者の外出控え等による社会参加の機会が減少したことにより、地域が主体的に活動する取り組みの支援や高齢者の健康づくりなどの取り組みが十分に進まなかったが、高齢者からの様々な相談が増加する中で早期に関係機関と連携を図り解決することや介護サービス事業者への支援を行うことができた。<br>▸ 令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする第9期計画では、団塊ジュニア世代が65歳を迎え、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据え、地域共生社会の実現に向けた取り組みを継続して実施する必要がある。 |
| **施策の総合評価** | |
| △ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | △ | → | 二次評価 | ○ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・指標について議論があったが、二次評価における【指標の達成率】の判断基準に基づき、指標の達成率と取り組み状況を踏まえ、一次評価から上方修正する。
・毎年度の計画値の設定にあたっては、前年の実績値も踏まえ、適宜見直しを図ることが必要である。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標2「住民主体活動に参加している在宅高齢者の割合」は、市が把握できる限定的な範囲を対象としており、地域で様々な取り組みが行われていることは評価できていない。今一度適切な計画値及びめざす値かどうか、指標の変更も含め検討することが必要である。

【今後検討すべき課題について】
・認知症については、社会情勢の変化としてその正しい理解の普及促進が挙げられ、重要課題に「見守りネットワークと相談体制の強化」を掲げている。福岡県の大牟田方式等、他市事例も参考にしながら、教育分野における小・中学校の児童・生徒への取り組みについても検討することが期待される。

【その他】
・「やおオレンジダイヤル」や「高齢者あんしんセンター」は高齢者やその家族の身近な相談窓口として非常に重要な役割を担っており、受付時間や相談方法等についてより一層の市民周知の促進が期待される。

| 施策25 | 障がいのある人への支援の充実 | 施策推進部局 | 健康福祉部 こども若者部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 多様化するニーズに対応したサービスや相談体制を活用し、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしています。
2. 保健、医療、福祉、教育等との連携により地域全体で障がいのある人を支えるしくみをつくることで、多様で複合的な課題を抱える障がいのある人やその家族が安心して暮らしています。
3. 障がいや障がいのある人に対する理解と合理的配慮が促進されることで、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、自己決定が尊重され社会参加と自己実現を図りながら暮らしています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 施設入所者の地域移行者数 | 人 | 3 | 3 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 2 | 地域生活支援拠点等の登録者数 | 人 | － | 100 | 125 | 150 | 134 | 160 | 150 | 170 |
| 3 | 関係機関との連携により対応した基幹相談支援センターにおける支援件数 | 件 | 88 | 100 | 58 | 100 | 98 | 100 | 100 | 100 |
| 4 | 障がい者雇用率の達成企業割合（前年6月1日時点） | % | 47.1 | 50.6 | 50.6 | 49.3 | 48.2 | 50.7 | 50.7 | 52.2 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.4% | ▸ 障がいのある人が親なきあとも自分らしく生きていくために、関係者間で協議、連携し、医療的ケア児も含めた夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実やグループホームにおける健康管理体制支援の充実等の取り組みを実施する等、一定の成果は得られたが、多様で複合的な課題を抱える障がいのある人やその家族のすべてが安心して暮らしていくためにはまだまだ課題が多い。<br>▸ 障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、各種サービス等を適正に提供しつつ、相談体制の充実にも取り組んできたが、全国的にも課題となっている障がいのある人を支える人材の確保については今後も国等と連携して取り組みを行う必要がある。<br>▸ 就労支援や社会参加の機会の確保等、障がいや障がいのある人に対する理解啓発を図るための事業も実施しているが、法改正に伴う民間事業者の合理的配慮の義務化等について今後も動向を注視しつつ引き続き理解啓発を推進してく必要がある。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ◎ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、二次評価における【指標の達成率】の判断基準に基づき、指標の達成率と取り組み状況を踏まえ、一次評価から上方修正する。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・特に意見なし。

【今後検討すべき課題について】
・障がいのある方への支援について、支援学級等のある高等学校までは目に見えるサポートがあるが、その後の自立に向けた道筋を描きにくい点も課題に追加すべきである。年齢に関係なく、自分らしく生きていくために、支援のつながりを意識した基本方針を検討することが望ましい。

【その他】
・特に意見なし。

| 施策26 | 生活困窮者への支援 | 施策推進部局 | 健康福祉部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 生活に困窮したときに、誰もが必要な支援を適切に受けることができ、社会とのつながりや居場所を持ち、地域社会の一員として安心で安定した生活を送ることができています。
生活困窮者支援を通じた地域づくりにより、誰もが地域のなかで尊厳をもって安心して暮らし続ける包摂型社会が実現しています。
希望する誰もが、様々な支援を受けながら再スタートを切ることができます。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 相談件数に占める生活困窮者自立支援プランを作成した割合 | % | 47.5 | 50.0 | 46.9 | 50.0 | 32.3 | 50.0 | 32.3 | 50.0 |
| 2 | 学習支援事業へ参加する前に比べて勉強の仕方が分かるようになった生徒の割合 | % | 63.5 | 70.0 | 71.0 | 73.0 | 68.9 | 76.0 | 76.0 | 80.0 |
| 3 | 自立生活支援を行った生活保護受給者に対する効果のあった件数の割合 | % | 53.8 | 58.5 | 54.5 | 60.0 | 49.5 | 61.0 | 62.8 | 63.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 88.2% | ▸ リーマンショック後、社会保障制度では救済できない生活困窮者に対し、生活保護に陥る前の自立に向けた支援として生活困窮者自立支援制度ができたが、新型コロナウィルス感染症による影響から未だ生計を立て直せていない世帯も多く、さらなる充実・強化が求められている。誰ひとり取り残さない相談窓口として広く相談を受け止め、寄り添いながら自立に向けた支援を行ってきたが、地域社会の一員として安心で安定した生活が送れるよう、さらなる支援体制の構築や地域資源の開拓を進める必要がある。<br>▸ 就労支援については、特に失業等により生活保護開始に至った世帯に対し、就労意欲を失わないうちに、積極的に就労支援につなぐことで、早期の就労、自立へと導けるようハローワーク等とも連携しながら、きめ細かな支援ができた。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・施策の対象とする「生活困窮者」の定義を明確にするとともに、指標化する必要はないが、総数を把握しておくことが望ましい。

【今後検討すべき課題について】
・重要課題に「アウトリーチによる誰ひとり取り残さない支援」とあるが、複雑化する課題を抱える人への支援については、担当課職員だけでなく、行政職員全体の意識や支援スキルの向上が必要である。職員研修等を通じた職員の能力向上とともに、関係課による連携強化が期待される。

【その他】
・めざす暮らしの姿は一つだが、様々な市民の意識や状態が含まれている。七つの事務事業が紐づいており、取り組み内容も多岐にわたることから、一つに取りまとめた理由や進捗状況を評価するための指標との整合性について、今一度整理しておくことが望ましい。

| 施策27 | 一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進 | 施策推進部局 | 人権ふれあい部　いじめからこどもを守る |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らしています。
2. 未然防止、早期発見の取り組みにより、いじめのない社会が実現しています。
3. 職場、地域など様々な場において環境づくりが進むことにより、性別にかかわらず、すべての人が活躍しています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 人権啓発セミナーの内容について満足と答えた参加者の割合 | % | 82.1 | 83.0 | 85.9 | 84.0 | 71.3 | 85.0 | 89.7 | 86.0 |
| 2 | 「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思う児童・生徒の割合 | % | 96.0 | 97.0 | 95.3 | 98.0 | 96.1 | 99.0 | 95.8 | 100.0 |
| 3 | 男女共同参画が実現していると思う市民の割合 | % | 30.0 | 33.8 | 27.5 | 34.1 | 28.4 | 34.4 | 29.0 | 34.7 |
| 4 | 市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合（年度末時点） | % | 33.0 | 36.0 | 34.5 | 37.0 | 35.0 | 38.0 | 35.5 | 39.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 93.6% | ▸ 関係機関と連携を図り、様々な人権教育・啓発に取り組み、人権意識の高揚を図ったが、50歳以上の参加者が大部分を占めるなど、年齢層に偏りが見られることから十分な成果を得られなかった。50歳未満、特に、子育て世代の人にいかに参加してもらうかが課題である。<br>▸ 専門性が高く性別に着目した人選が困難な審議会や、団体の性質により女性委員を推薦いただくための働きかけが困難な審議会が存在することから、多様な意見が意思決定に反映されるよう、個々の審議会に応じた働きかけを行う必要がある。<br>▸ 子どもの権利を守るため、いじめの未然防止や早期発見に向けた環境づくりについては、学校外からのアプローチによるいじめ防止対策等と一体的に取り組みを進める必要がある。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ |
|---|---|---|---|---|---|

・指標について議論があったが、総合評価については、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標2の達成率が低下傾向にある点については、児童・生徒に対して「いじめをいけないことだと思わない理由」についてのアンケートを実施する等、十分な要因分析を行う必要がある。

【今後検討すべき課題について】
・離婚やDV被害、ハラスメント等について、相談件数が年々増加していることは深刻な課題であり、今後の重要課題に追加すべきである。対応方針として、シェルター等の確保や設置についても検討することが期待される。

【その他】
・めざす暮らしの姿3の進捗状況を評価するためには、主な取り組みの相談事業や自立支援について、実施回数や対象人数等、具体的なデータを記載することが必要である。行政の取り組み状況を市民に分かりやすくするための工夫が期待される。

| 施策28 | 平和意識の向上 | 施策推進部局 | 人権ふれあい部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝える体験講話を通じて、次代を担うすべての若者・子どもたちが、平和の大切さを理解しています。
2. 一人ひとりの市民が、戦争のない、核兵器のない、対話による平和な社会の大切さを認識し、国際平和に貢献する地域社会が創造されています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 平和学習の受講者数 | 人 | 2,849 | 2,800 | 1,756 | 2,800 | 2,454 | 2,800 | 2,826 | 2,800 |
| 2 | 平和な社会が大切だと感じている市民の割合 | % | 97.9 | 100.0 | 95.6 | 100.0 | 95.1 | 100.0 | 96.0 | 100.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.0% | ▸ 被爆体験者の講話や戦争遺跡を通して、戦争による悲惨な体験や生活を経験していない世代に、戦争のない、核兵器のない、平和な社会の大切さを認識してもらうことができた。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ◎ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・各指標について議論があったが、総合評価については、二次評価における【指標の達成率】の判断基準に基づき、指標の達成率と取り組み状況を踏まえ、一次評価から上方修正する。
・めざす暮らしの姿では、「すべての若者・子どもたち」等広く市民を対象としており、既存の指標だけでその進捗状況を評価することは難しい。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標1は小・中学生のみを対象としており、「すべての若者・子どもたち」を対象とするめざす暮らしの姿の進捗状況の一部しか評価することができない。若者に対する取り組みやその広がりを評価するための適切な指標について、今一度議論することが必要である。

【今後検討すべき課題について】
・重要課題の「幅広い年齢層への平和の大切さの啓発」について、若者の意識向上が重要である。小・中学生を対象とする平和学習に加えて、それぞれのライフステージ・年代に応じた継続的な啓発が望ましい。

【その他】
・特に意見なし。

| 施策29 | 多文化共生の推進 | 施策推進部局 | 人権ふれあい部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 様々な国籍の人たちが文化や習慣などの相互理解を深め、尊重し、学びあいながら共生しています。
2. 共生社会の推進により、多くの外国人市民が八尾のまちに集まり、学び、働き、活躍しています。
3. 姉妹・友好都市をはじめとする海外の都市との交流が活発に行われ、互いの文化や歴史の理解が深まり、豊かな共生社会が形成されています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 国際交流センター事業参加者数 | 人 | 3,987 | 3,950 | 1,540 | 4,000 | 2,230 | 4,050 | 2,500 | 4,100 |
| 2 | 外国人相談窓口における相談件数 | 件 | 1,134 | 1,500 | 2,576 | 1,500 | 2,280 | 1,500 | 2,400 | 1,500 |
| 3 | 国際交流に興味のある市民の割合 | % | 45.3 | 52.0 | 50.0 | 53.0 | 50.8 | 54.0 | 52.0 | 55.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 86.0% | ▸ 外国人相談事業や多言語情報提供事業を通して、新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種関連の課題に対応したことで、外国人市民の不安解消につながった。<br>▸ 姉妹・友好都市をはじめとする海外の都市との交流においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人的交流の実施が不可能となった中で、文化作品交流やオンラインを活用した交流を行い、国際交流を継続することができた。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・後期基本計画においては、八尾の子どもたちが多文化共生をどう学ぶかという視点が必要である。多文化共生を児童生徒がどのぐらい理解しているのか測るような指標が必要になる。

【今後検討すべき課題について】
・重要課題として、外国籍市民の増加に対する「情報発信・情報提供」を挙げているが、これらはあくまでも手段の一つであり、どういった課題があるかを抽出した上で、対策方法を検討することが重要である。課題の一例として、日本語学習機会の提供、就労環境の整備や医療通訳等が考えられるが、どの課題に対して「情報発信・情報提供」をするのか、という流れで課題を設定する必要がある。「外国人市民会議」から意見や課題を把握しているのであれば、その点も明記する方が分かりやすい。
・多文化共生の推進には、八尾の子どもが多文化共生をどう学ぶかという視点を持ち、教育委員会も施策推進部局に追加する等、学校教育における展開を検討することが期待される。

【その他】
・特に意見なし。

| 施策30 | 地域のまちづくり支援・市民活動の促進 | 施策推進部局 | 人権ふれあい部 総務部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 地域住民が多様な主体と協力・連携し、地域課題の解決に向けた活動が実践されています。
2. 様々な地域活動や市民活動へ、多くの市民が参加することで、地域の組織運営や、地域活動や市民活動の持続性が高まっています。
3. 様々な人材や活動をつなぐことで、地域の活性化につながるアイデアの創出や、より多くの活動資源が集まるようになっています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指 標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 校区まちづくり協議会が多様な主体と連携した事業数 | 本 | 4 | 4 | 6 | 5 | 19 | 6 | 19 | 7 |
| 2 | 町会加入世帯率 | % | 61.7 | 60.5 | 58.9 | 60.5 | 57.0 | 60.5 | 55.2 | 60.5 |
| 3 | 市民活動支援ネットワークセンター「つどい」を介して連携した件数 | 件 | － | 22 | 22 | 23 | 23 | 24 | 24 | 25 |

## 1 一次評価（推進部局による内部評価）

**指標の達成率**

97.1%

**施策の総合評価**

○

**施策の総合評価に関する総括**

- 校区まちづくり協議会及びその活動に対する認知や参加がかねてからの課題であるが、令和4年度に実施した市政だよりアンケート結果においても、交付金の活用や協議会の認知度は低い結果となった。第3期わがまち推進計画の策定では、ワークショップの開催等を促すことにより、市民がまちづくりに関わる機会が創出された。また、従来のわがまち推進計画の設えから簡素化を推奨したことで、市民自らの手で対話を経て計画策定に取り組まれ、半数を超える校区で全戸配布されるなど、認知度向上に取り組まれている。
- 校区まちづくり交付金制度については、立上げ時からの課題や10年経過する中で見えてきた課題を解消するため、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会の提言等も踏まえ、全市画一的ではなくそれぞれの地域の状況に応じて事業を進めていくことができるように交付金制度を検討している。
- 出張所では届出証明発行業務を再開し、限られた人員体制の中で、地域支援に加え身近な行政窓口としての役割を担っている。
- 町会自治会の加入促進や担い手への研修や好事例の紹介を行っているが、価値観の多様化が一層進む中、町会加入率の低下に歯止めが利かない状態が継続している。
- 市民活動支援ネットワークセンターを運営し、中間支援を行うことにより、多様な主体の活動を促進することができた。今後は中間支援のあり方検討を踏まえ、組織として必要な機能を整理し、強化していく必要がある。
- 市民活動支援基金事業助成金により、市民活動団体等への支援を行い、組織基盤の強化等を図ることができた。今後も市民活動団体等の自立・発展・継続につながるよう、制度の見直しを続けていく必要がある。

## 2 二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ○ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・指標について議論があったが、総合評価については、一次評価のとおりとする。
・めざす暮らしの姿にある「組織運営や活動の持続性」や「活動資源の集まり」について、既存の指標だけでその進捗状況を評価することは難しい。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・指標2の町会加入世帯率について、加入しているだけでなく、組織運営や活動にもつながることが必要である。組織運営や活動の持続性等、めざす暮らしの姿の実態を把握できる指標について、検討が必要である。
・めざす暮らしの姿2及び3について、既存の指標だけでその進捗状況を評価することが難しい。各指標が適切なのか改めて検討する必要がある。

【今後検討すべき課題について】
・町会・自治会や校区まちづくり協議会等、地域活動に関連する組織や、組織をつなげる中間支援組織がある中で、多くの地域住民が各組織の違いや有用性を知らない点は課題の一つである。町内会等への加入の意義についても意識・認識している市民は少ない。

【その他】
・町会加入率の低下が続く中で、若者の町会加入に向けた取り組みとして、若者が祭りになると地元に戻ってくる現象について調査・研究の可能性を検討することが望ましい。
・コミュニティに若者がどのように関わるかは重要なポイントである。校区まちづくり協議会等が実施するイベントの機会を活かして地域活動を知ってもらう等、様々な機会を活用した若者への周知が期待される。

| 施策31 | 生涯学習とスポーツの振興 | 施策推進部局 | 教育委員会事務局 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 市民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、学んだ知識や成果を社会に還元できる環境づくりにより、自己の人格を磨き、高い幸福感を持ちながら地域社会で活躍しています。
2. 市民が、ライフステージに応じたスポーツや運動を継続的に取り組み、地域社会がスポーツを通じて、都市の魅力と人々の活気にあふれています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 生涯学習施設で実施する講座等の参加者数 | 人 | 92,995 | 104,000 | 33,262 | 106,000 | 32,772 | 108,000 | 40,700 | 111,000 |
| 2 | 生涯学習施設で実施した講座の修了生の成果発表者数 | 人 | － | 1,220 | 0 | 1,260 | 0 | 1,300 | 1,200 | 1,340 |
| 3 | スポーツ施設の利用者数 | 人 | 883,866 | 817,000 | 575,682 | 872,000 | 731,487 | 931,000 | 784,489 | 995,000 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 71.4% | ▸ 生涯学習関連では、新型コロナウイルス感染症対応やこども総合支援センター開設に伴う工事による生涯学習センター「かがやき」の臨時休館期間があり、参加者数がコロナ前を下回った。<br>また、生涯学習施設で実施した講座の修了生の成果発表者数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から予定していた成果発表の場となる行事が中止となったため、計画値を下回った。<br>今後は、施設の利用促進と参加意欲等を高めていくためにも魅力あるメニューを取り入れていく必要がある。<br>▸ スポーツ関連では、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、感染防止対策を講じた上で各種スポーツイベント等を開催し、スポーツ施設の利用者数を大幅に延ばすことができ、また新たにスケートボード場及びドッグランを整備することで市民の運動を通した健康づくり等に貢献した。 |
| **施策の総合評価** | |
| △ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | △ | → | 二次評価 | △ |
|---|---|---|---|---|---|

・図書館は、土曜・夜間の開館や図書の充実等、八尾のまちの魅力の一つと言えるほど高く評価できる。
・総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・めざす暮らしの姿1について、学習機会の充実については指標1や主な取り組み内容から評価できるが、「地域社会での活躍」については、既存指標と総括内容だけでその進捗状況を評価することは難しい。学んだ知識や成果を社会へ還元し、活躍している状態をどのように評価できるのか、指標の追加も含め、今一度議論することが必要である。

【今後検討すべき課題について】
・めざす暮らしの姿1に「社会に還元できる環境づくり」が位置付けられているが、市の取り組みでは学ぶ機会に比べて学びの成果を還元する環境づくりが弱い。
・社会情勢に「多様な学習機会の提供への対応」とあるが、前期基本計画期間において博物館や資料館における取り組みが記載されていない。施策5「やおプロモーションの推進」や施策6「歴史資産などの保全・活用・発信」との施策間連携を意識して、後期基本計画における基本方針や取り組み内容について検討することが期待される。

【その他】
・「社会教育施設」と「生涯学習施設」という言葉が混在しており、市民に分かりやすい表現となるよう用語の統一や定義の明確化が必要である。
・開館時間の拡大や図書館のきめ細かなサービスについて、十分周知されていない。SNS等も活用しながら、積極的なPRが必要である。

| 施策32 | 信頼される行政経営 | 施策推進部局 | 政策企画部 総務部 財政部 人権ふれあい部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 財源や人材などの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営が行われています。
2. 住み続けたいと思えるまちとなるよう、大学や企業、他の自治体等の多様な主体との連携による行政活動が進んでいます。
3. 行政手続きにおける市民の利便性の向上が図られており、また、必要な情報を正確に手に入れることができています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 八尾市の取り組みに満足している市民の割合 | % | 62.6 | 64.0 | 60.2 | 65.0 | 60.8 | 66.0 | 61.2 | 67.0 |
| 2 | 経常収支比率 | % | 100.4 | 99.0 | 96.6 | 98.0 | 98.6 | 97.0 | 98.6 | 96.0 |
| 3 | 住み続けたいと感じる市民の割合 | % | 80.5 | 83.0 | 70.2 | 84.0 | 70.6 | 85.0 | 71.0 | 86.0 |
| 4 | 大学、企業、他の自治体等と協定や覚書を締結した件数 | 件 | 468 | 490 | 508 | 500 | 500 | 510 | 510 | 520 |
| 5 | 八尾市役所からの情報が入手しやすいと感じる市民の割合 | % | 36.6 | 40.0 | 43.8 | 43.0 | 45.6 | 46.0 | 48.0 | 50.0 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 94.9% | ▶ 限られた行政資源を計画的・効果的に最大限活用できるよう、財源の安定的な確保や適材適所の人員配置を進めるとともに、毎年度取り組みの見直しを図りながら持続可能な行政経営に努めているが、市民の満足度につながらない状況にある。市民が今必要とする行政サービスを的確に提供できるよう、社会情勢を踏まえたスピード感のある柔軟な対応を進める必要がある。<br>▶ 市政だよりの全戸配布や、SNS等の活用による行政情報の発信強化を実施し、情報を入手しやすいと感じる市民の割合は毎年度着実に向上している。引き続き、多様な媒体を活用し、市民が必要とする行政情報にアクセスしやすい環境整備を進める。 |
| **施策の総合評価** | |
| ◎ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ◎ | → | 二次評価 | ◎ |
|---|---|---|---|---|---|

・ 令和3年度以降ふるさと納税による寄附額が飛躍的に増加しており、大いに評価できるとともに、持続的な取り組みが期待される。
・ 総合評価については、特に異論がないため、一次評価のとおりとする。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・ 指標4の大学や企業等との協定締結件数も踏まえ、公民連携により実施した具体的な取り組みによりどのような効果が生じたのかを評価するための指標の追加を検討することが期待される。

【今後検討すべき課題について】
・ 特に意見なし。

【その他】
・ 市民の利便性の向上に向け、必要なコストや利用状況も想定したうえで、休日開庁の拡大について可能性の検討が期待される。

| 施策33 | 公共施設マネジメントの推進 | 施策推進部局 | 政策企画部 財政部 建築部 教育委員会事務局 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 計画的かつ適切な維持保全や機能更新により、どのような時でもすべての市民が安全に安心して公共施設（庁舎、コミュニティセンター、教育施設、福祉施設、消防施設など）を利用することができます。
2. 長期的な視点に立って、公共施設の適正な規模や配置の見直しが適宜行われています。
3. PPP／PFI手法の活用等により、民間の資金・ノウハウを活かし、公共施設の管理・運営が効率的に行われています。
4. 未利用施設や未利用地の民間活用や売却等により、適切な資産管理が行われています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 公共施設が利用しやすいと感じる市民の割合 | % | 48.4 | 52.0 | 50.0 | 53.0 | 50.3 | 54.0 | 50.6 | 55.0 |
| 2 | 八尾市公共施設マネジメント実施計画の進捗率 | % | － | 50.0 | 50.0 | 75.0 | 50.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 3 | PPP/PFI手法の活用施設数 | か所 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| 4 | 未利用施設や未利用地の削減数 | か所 | 0 | 3 | 5 | 4 | 6 | 5 | 7 | 5 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.4% | ▸ 公共施設の効率的な機能更新を進めるべく、「八尾市公共施設マネジメント実施計画」及び「八尾市個別施設保全計画」の策定を行い長期の改修サイクルを構築するとともに、施設管理者による日常点検や各種法定点検を活用した短期の修繕サイクルを両輪に、公共施設の維持・保全を進めることができた。<br>▸ 民間のノウハウを取り入れたESCO事業などの各種事業手法の検討を行ない、効率的・効果的な事業運営に努めており、概ね計画を達成できた。<br>▸ 前期基本計画期間においては、「八尾市公共施設マネジメント基本方針」の改定や「八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想」の策定等への取り組みが主となったため、指標1「公共施設が利用しやすいと感じる市民の割合」の通り、市民が実感できるまでの成果を出すには時間がかかると考える。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ◎ | ! |
|---|---|---|---|---|---|---|

・指標について議論があったが、二次評価における【指標の達成率】の判断基準に基づき、指標の達成率と取り組
・み状況を踏まえ、一次評価から上方修正する。
PPP／PFI手法は導入の有効性を十分に検討した上で実施するべきであり、指標3「PPP／PFI手法の活用施設数」の計画値では、右肩上がりになることが望ましいという誤解を与えかねないため、適切ではない。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・PPP／PFI手法は、活用施設数が多ければ良いものではなく、導入の有効性を十分に検討し、効果のある施設のみ導入すべきである。めざす暮らしの姿の実現に向けた進捗を測るための適切な指標について、今一度議論することが必要である。
・指標4「未利用施設や未利用地の削減数」では未利用施設と未利用地を合わせた数値を実績としているが、全く性質が異なるため、個別に把握するとともに、未利用施設や未利用地の総数を把握した上で、計画値を設定することが必要である。

【今後検討すべき課題について】
・重要課題の「市全体の施設の総量の最適化」について、持続可能な自治体経営を考える場合に公共施設の統廃合に関する議論は避けられない。公共施設の機能複合化を進める他市事例もあり、将来見通しとしてこれらのキーワードを追加することが期待される。

【その他】
・PPP（Public Private Partnership）とは、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行うもので、PPPの代表的な実施手法の一つにPFI（Private Finance Initiative）がある。PFIとは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方である。行政の取り組みを説明するにあたり、専門用語をなるべく避けるとともに、注釈を入れる等、市民に分かりやすく表現することが必要である。

| 施策34 | 行財政改革の推進 | 施策推進部局 | 政策企画部 |
|---|---|---|---|

**めざす暮らしの姿**

1. 行財政改革の推進により、多様化・複雑化する市民生活の課題、行政需要への対応や未来に向けた新たな投資を可能とし、まちの成長につなげる改革と成長の好循環を実現しています。
2. ICTの活用等により、市民サービスの向上や業務の効率化など、行政活動の生産性が向上しています。

**「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移**

| | 指　標 | 単位 | 基準値 | R3（2021） | | R4（2022） | | R5（2023） | | R6（2024） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績見込 | めざす値 |
| 1 | 年度末決算における基金残高 | 億円 | 67.5 | 40.0 | 89.4 | 40.0 | 94.3 | 40.0 | 84.1 | 40.0 |
| 2 | 八尾市の取り組みが改善されていると思う市民の割合 | % | 26.3 | 27.0 | 26.3 | 28.0 | 27.4 | 29.0 | 27.4 | 30.0 |
| 3 | マイナンバーの情報照会・提供を行った件数 | 件 | 140,000 | 370,000 | 469,270 | 380,000 | 490,045 | 390,000 | 470,000 | 400,000 |

## 1　一次評価（推進部局による内部評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.2% | ▸ 新やお改革プラン及び同実行計画に基づき、様々な取り組みを進め、より着実に行財政改革を推進するとともに、創出した財源とマンパワーを市民サービスに充てるなど、行政の最適化を行うことで、まちの成長につなげる改革と成長の好循環を実現することができた。<br>▸ ICTの活用等を進め、オンラインで行政手続きが24時間可能な「電子申請サービス」の推進を図り、電子申請の手続き数が増加したことにより、市民サービスの向上につなげた。<br>また、AI-OCRやRPAといったICTツールを庁内で推進することにより、実際に職員が行う作業時間を削減できるなど、業務効率化に一定の効果が見られた。一方で、AI-OCRやRPAの適用可能事務には限界があり、また生成AIなど日々新たなICTツールが誕生しているため、引き続き、業務の効率化等に資する新たなデジタル技術の活用方法等について導入の検討を進める必要がある。 |
| **施策の総合評価** | |
| ○ | |

## 2　二次評価（八尾市総合計画審議会による外部評価）

**前期基本計画の検証**

| 施策の総合評価 | 一次評価 | ○ | → | 二次評価 | ◎ |
|---|---|---|---|---|---|

・総合評価については、二次評価における【指標の達成率】の判断基準に基づき、指標の達成率と取り組み状況を踏まえ、一次評価から上方修正する。

**第6次総合計画－後期基本計画の策定に向けた提案**

【施策指標について】
・ICT活用による市民サービスの向上の一つとして「電子申請サービス」がある。ユーザ登録数は成人市民の1割程度とのことだが、市民への啓発や利用促進につながるよう、サービスの利用率や登録者数を指標化することが期待される。

【今後検討すべき課題について】
・重要課題の「デジタル人材の育成」について、デジタルに関する意識の向上が含まれることから一度に達成することは難しく、段階的かつ長期的な視点で継続した取り組みを行う必要がある。課題は具体的に、市民に分かりやすい表現となるよう工夫するとともに、どのように進捗状況を評価するかも検討することが望ましい。

【その他】
・ICT化や業務効率化の進捗状況については、近隣都市と比較しながら、先進的な取り組みを進めることが期待される。

（5）評価の総括

行政による一次評価に対する検証の結果については、全体としてどの審議事項についても概ね妥当な一次評価をされていたと判断しました。このことから、前期基本計画の進捗は基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、概ね順調に進んでいると言えます。評価結果の一覧については、以下の表の通りです。

表　一次評価と二次評価の評価結果一覧

| 施策番号 | 一次評価 | | 二次評価 | 評価の変動 | 施策指標の見直し |
|---|---|---|---|---|---|
| | 総合評価 | 指標の達成率 | | | |
| 施策1 | ◎ | 100.0% | ◎ | | |
| 施策2 | ○ | 98.5% | ◎ | ↑ | |
| 施策3 | ◎ | 97.5% | ◎ | | |
| 施策4 | ○ | 84.2% | ○ | | |
| 施策5 | ○ | 90.4% | ○ | | |
| 施策6 | ◎ | 100.0% | ◎ | | ❗ |
| 施策7 | ○ | 81.1% | ○ | | |
| 施策8 | ○ | 92.2% | ○ | | |
| 施策9 | ◎ | 98.8% | ◎ | | ❗ |
| 施策10 | ○ | 80.9% | ○ | | |
| 施策11 | ○ | 96.0% | ◎ | ↑ | |
| 施策12 | ○ | 81.6% | ○ | | |
| 施策13 | ◎ | 92.5% | ◎ | | |
| 施策14 | ◎ | 100.0% | ◎ | | ❗ |
| 施策15 | ◎ | 95.0% | ◎ | | ❗ |
| 施策16 | ○ | 100.0% | ◎ | ↑ | |
| 施策17 | ○ | 75.6% | △ | ↓ | ❗ |
| 施策18 | ◎ | 99.8% | ◎ | | |
| 施策19 | ○ | 86.1% | ○ | | |
| 施策20 | ○ | 50.0% | △ | ↓ | ❗ |
| 施策21 | ◎ | 98.0% | ◎ | | ❗ |
| 施策22 | ○ | 99.7% | ◎ | ↑ | |
| 施策23 | ○ | 93.3% | ○ | | |
| 施策24 | △ | 83.4% | ○ | ↑ | ❗ |
| 施策25 | ○ | 98.4% | ◎ | ↑ | |
| 施策26 | ○ | 88.2% | ○ | | |
| 施策27 | ○ | 93.6% | ○ | | |
| 施策28 | ○ | 98.0% | ◎ | ↑ | ❗ |
| 施策29 | ○ | 86.0% | ○ | | |
| 施策30 | ○ | 97.1% | ○ | | ❗ |
| 施策31 | △ | 71.4% | △ | | |
| 施策32 | ◎ | 94.9% | ◎ | | |
| 施策33 | ○ | 98.4% | ◎ | ↑ | ❗ |
| 施策34 | ○ | 98.2% | ◎ | ↑ | |

一方で、各施策の個別審議事項に目を向けると、これまで示した通り、各委員からは前期基本計画期間において不足していると感じられる点、後期基本計画に向けて改善が必要な点や行政に期待する新たな取り組み姿勢などについて様々な意見が出されました。各委員から出された意見について、共通して言える事柄を、全般的な提案事項として以下に取りまとめました。

【全般的提案事項】

前期基本計画において、不足していると思われる点、後期基本計画で必要と思われる点を全般的提案としてまとめました。

**① めざす暮らしの姿の実現に向け、『今後検討すべき課題』を意識して課題整理することが必要**

これまでの主な取り組みや指標の達成状況とともに、社会情勢の変化を踏まえて今後の重要課題が分析されているにも関わらず、施策総括書の表現では十分に読み取れない施策が多く見受けられました。後期基本計画の策定に際しては、これまでの実績と社会情勢の変化を踏まえた上で、課題の抽出・整理が必要です。評価結果の「今後検討すべき課題」における指摘事項を踏まえ、課題の抽出とその要因分析を十分に行った上で、適切な基本方針を検討することが必要です。

**② めざす暮らしの姿とその進捗を定量的に図る施策指標の整合性が必要**

各施策のめざす暮らしの姿に対して、その進捗を定量的に図るための施策指標が設定されていますが、めざす暮らしの姿が実現している状況かどうかが分かりづらい指標があります。とりわけ、二次評価において、エクスクラメーションマーク(❗)を付記した施策については、めざす暮らしの姿と指標の対応を明確にするとともに、めざす暮らしの姿の進捗を表す指標となっているかどうか、整合性を改めて確認することが必要です。

**③ 取り組みの成果として、満足度や認知度等、市民の意識や感情を測定する指標が必要**

施策指標は取り組みの成果を図る「成果指標」となっていますが、継続的に進捗を確認できるよう、計測が容易で行政が管理しやすい指標が設定されがちです。めざす暮らしの姿は市民の意識や活動の状態を表すものが多いことから、その進捗状況を評価するには、取り組みの成果として市民にどのような意識が生じ、行動変容につながったのかを把握することが必要です。取り組みに対する満足度や認知度等、市民の意識や感情を測定する指標の設定を検討することが必要です。

**④ 若い世代への情報発信力の強化や、市民の情報入手の機会・環境づくりが必要**

ものづくりのまち、充実した子育て支援策や生涯学習施策等、八尾の強みや特性については市内外に大いに PR できる内容が多々あるものの、市民に十分に伝わっていないと感じられます。若者、高齢者等対象者に応じて、多様な媒体を活用し、より積極的に情報発信することが必要です。例えば、災害発生時の情報、DV・ハラスメント等に関する支援の情報や教育・子育てに関する情報等、緊急度や重要度も考慮しながら、誰もが必要な時に必要な情報を、的確かつ迅速に入手できるよう、情報入手の機会・環境づくりに一層の配慮と努力が必要です。

## あとがき

今回、私たち評価部会委員一同は、八尾市の「第6次総合計画前期基本計画」について、行政による一次評価内容を検証し、「後期基本計画」の策定に向けた提案を行うという、八尾市の最上位計画である総合計画の見直しに関与する中で、そこに関わることで得られる新たな気づきと責任の重さを感じながら取り組んできました。

本審議会の開催にあたっては、多様な市民が参加できるよう、無作為抽出した市民 3,000 人へ公募市民委員の募集案内を直接郵送で通知されるとともに、多数の応募者の中から抽選による選考を実施する等、市民参画の促進に向けた行政の新たな取り組みが試行されました。評価部会には、年齢や男女比等委員構成のバランスを考慮したうえで、公募市民委員のうち6名が参加することとなりました。このような会議体に初めて参加する委員も多く、行政の取り組みの多種多様さに驚くとともに、専門用語が多く難解な資料に戸惑うこともありましたが、学識委員4名とともに、多様な年代の市民がそれぞれの視点で、自らの経験や知見に基づき意見交換をすることで、柔軟で活発な議論ができたと感じています。

二次評価にあたっては、各事業担当課との質疑応答を通じて、総合計画に沿ったまちづくりの進捗状況や課題を知ることができました。そして、この審議会活動を通じ、あらゆる分野における行政の多種多様な取り組みを知り、多くの学びを得たことから、より多くの市民にも私たちと同じように知ってもらうべきであると感じました。

八尾市第6次総合計画において、「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市　八尾」を将来都市像に掲げ、八尾に関わるすべての市民が幸せを感じられるまちの実現に向けて様々な取り組みが積極的に進められていますが、市民一人ひとりにその成果や状況が十分に伝わっておらず、共感できているとは言い難い状況です。全般的提案事項にある通り、各施策に共通して、若い世代への情報発信力の強化や、市民の情報入手の機会・環境づくりにより一層配慮と努力が必要です。例えば、本審議会における公募市民委員の参加状況についても、今後さらに市民参画が促進されるよう、効果的な情報発信を期待します。また、会議の進行にあたっては、委員全員がその日の会議でめざすゴールを共有し、一体感をもって進むことができるよう、事務局によるサポートが大切になります。今回我々が感じたように、行政が普段から使用する専門用語の難しさに驚き、慣れない資料に戸惑うことがないよう、視覚的にも分かりやすい資料作成に努めるとともに、会議開催に向けた事前の説明を工夫する等、委員一人ひとりに寄り添う丁寧なコミュニケーションを図るよう期待します。

最後に、後期基本計画の策定にあたり、各施策の評価の際に、委員からの質疑に対して応答をいただいた各事業担当課の皆様には、私たちの想いをしっかりと受け止めていただき、今後の市政に活かしていただければ幸いです。

八尾市総合計画審議会　評価部会委員一同

# ■資料編

## 参考資料1. 八尾市総合計画策定条例

八尾市総合計画策定条例

平成 29 年 12 月 22 日条例第 50 号

（趣旨）

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

（2） 基本構想 本市がめざす将来都市像と、その実現に向けたまちづくりの目標を掲げ、目標の達成に向けた取組方向とその推進方策を示すものをいう。

（3） 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本構想を実現するために必要な施策のめざす暮らしの姿と、その実現に向けた基本的な方針を示すものをいう。

（4） 実施計画 施策を実現するための個別の事業を体系的に示すものをいう。

（総合計画の策定）

第3条 市は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

（総合計画審議会への諮問）

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）第1条の規定により設置された八尾市総合計画審議会に諮問しなければならない。

（市議会の議決）

第5条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市議会の議決を経なければならない。

（実施計画の策定）

第6条 市長は、基本構想及び基本計画に基づき、実施計画を策定するものとする。

（総合計画との整合性の確保）

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則（略）

## 参考資料2. 八尾市総合計画審議会規則

八尾市総合計画審議会規則

昭和 41 年8月3日規則第 30 号

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）第2条の規定に基づき、八尾市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、八尾市総合計画の基本構想及び基本計画並びに八尾市総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条の規定により定められたものをいう。）に関する事項を調査、審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員 40 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1） 学識経験を有する者

（2） 関係行政機関の職員

（3） 行政委員会又は附属機関の委員その他の委員

（4） 市政協力団体又は市民団体から選出された者

（5） まち・ひと・しごと創生法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生の目的に関係する団体又は機関等から選出された者

（6） 公募の市民その他市長が必要と認める者

（7） 市の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、学識経験者部会その他の専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてあてる。

3 部会長は、部会を総理する。

4 部会に副部会長を置き、部会長の指名する委員をもつてあてる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会に属する委員は、会長が指名する。

（会議）

第7条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2　審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（書面等による審議）
第8条　会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもつて会議に代えることができる。
（関係者の出席）
第9条　会長が必要と認めたときは、審議会の議事に関係のある者を会議に出席させて発言させることができる。
（幹事）
第 10 条　審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が任命する。
2　幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌する事務について調査を行うほか、会議に出席して意見を述べることができる。
（庶務）
第 11 条　審議会の庶務は、政策企画部において行う。
（委任）
第 12 条　この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。
附　則(略)

## 参考資料3. 会議の公開に関する指針

会議の公開に関する指針

（平成9年 11 月 17 日決定）
（平成 25 年8月1日改正）

1 目 的

この指針は、市政に対する市民参加を促進するとともに、市政における透明性、公正性を向上させるため、審議会等の会議の公開に関する指針を定めることにより、市民等に対し審議会等における審議等の状況を明らかにし、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2 対象とする審議会等

公開の対象とする会議は、名称の如何を問わず、市民、各種団体代表、学識経験者等で構成され、市長の担任する事務について、調停、審査、審議又は調査等を行うため、本市に設置された審議会、協議会等（行政関係職員のみで構成されているものは除く。以下「審議会等」という。）の会議とする。

3 審議会等の会議の公開の基準

審議会等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

1） 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
2） 当該会議において、八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
3） 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開、非公開の決定

1） 審議会等の会議を公開するかどうかは、前項に規定する「審議会等の会議の公開の基準」に基づき、当該審議会等の会長等がその会議に諮って決定しなければならない。
2） 審議会等が、会議を公開しないことを決定した場合は、前項に定める非公開理由のいずれに該当するか明らかにしなければならない。

5 公開の方法

1） 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
2） 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
3） 市長は、別に定めるところにより、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定めるものとする。
4） 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録を閲覧に供しなければならない。
5） 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

市長は、公開される会議開催日の概ね1週間前までに、次に掲げる事項を市政だより及びホームページに掲載して、一般の周知に努めるものとする。ただし、会議が緊急に開催される必要が生じたときは、この限りではない。

1） 開催日時
2） 場　　所
3） 議　　題
4） 傍聴者の定員
5） 傍聴手続き

6）問い合わせ先

7 その他

1） 市長は、その設置する審議会等の名称及び任務の内容並びに公開・非公開の別等について、一般に知らせるよう努めるものとする。

2） 市長は、新たに審議会等を設置した場合、当該審議会等の設置の目的及びその任務等について明らかにするよう努めるものとする。

3） この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

8 適用期日

この指針は、平成25年8月1日から実施し、同日以降に開催される審議会等の会議から適用する。

## 参考資料4.　八尾市第6次総合計画前期基本計画施策総括書

# 八尾市第6次総合計画
# 前期基本計画　施策総括書


1　施策総括書について…… P.2

2　施策評価について…… P.2

3　施策及び施策推進部局一覧…… P.3

4　施策総括シートの見方…… P.4

| | | |
|---|---|---|
| [施策1] | 切れ目のない子育て支援の推進 | P. 6 |
| [施策2] | 就学前教育・保育の充実 | P. 8 |
| [施策3] | 子どもの学びと育ちの充実 | P.10 |
| [施策4] | 子ども・若者の健全育成と支援の推進 | P.12 |
| [施策5] | やおプロモーションの推進 | P.14 |
| [施策6] | 歴史資産などの保全・活用・発信 | P.16 |
| [施策7] | みどり豊かな潤いのある暮らし | P.18 |
| [施策8] | 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり | P.20 |
| [施策9] | 地域経済を支える産業の振興 | P.22 |
| [施策10] | 就労支援と雇用機会の創出 | P.24 |
| [施策11] | 消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実 | P.26 |
| [施策12] | 住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり | P.28 |
| [施策13] | 快適な交通ネットワークの充実 | P.30 |
| [施策14] | 魅力ある都市づくりの推進 | P.32 |
| [施策15] | 都市基盤施設の整備と維持 | P.34 |
| [施策16] | 上水道の安定供給 | P.36 |
| [施策17] | 防災・防犯・緊急事態対応力の向上 | P.38 |
| [施策18] | 消防力の強化 | P.40 |
| [施策19] | 健康づくりの推進 | P.42 |
| [施策20] | 健康を守り支える環境の確保 | P.44 |
| [施策21] | 地域医療体制の充実 | P.46 |
| [施策22] | 良好な生活環境の確保・地球環境の保全 | P.48 |
| [施策23] | つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり | P.50 |
| [施策24] | 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現 | P.52 |
| [施策25] | 障がいのある人への支援の充実 | P.54 |
| [施策26] | 生活困窮者への支援 | P.56 |
| [施策27] | 一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進 | P.58 |
| [施策28] | 平和意識の向上 | P.60 |
| [施策29] | 多文化共生の推進 | P.62 |
| [施策30] | 地域のまちづくり支援・市民活動の促進 | P.64 |
| [施策31] | 生涯学習とスポーツの振興 | P.66 |
| [施策32] | 信頼される行政経営 | P.68 |
| [施策33] | 公共施設マネジメントの推進 | P.70 |
| [施策34] | 行財政改革の推進 | P.72 |

5　【参考資料】施策構成事務事業一覧…… P.74

## 1 施策総括書について

- 八尾市第6次総合計画では、基本構想（令和3年度（2021年度）～令和10年度（2028年度）の8年間）において、本市の将来都市像「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市　八尾」の実現に向け、市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための「6つのまちづくりの目標」と目標に向けた取り組み方向（政策）を定めています。
- この取り組み方向（政策）の考え方をもとに、基本計画において、施策ごとに「めざす暮らしの姿」を定め、令和元年（2019年）時点の現状と課題を踏まえた基本方針に沿って、各施策の取り組みを進めています。
本施策総括書は、前期基本計画期間（令和3年度（2021年度）～令和6年度（2024年度）の4年間）における各施策の取り組み実績を踏まえ、本市で評価・分析を行った総括資料となります。

## 2 施策評価について

前期基本計画に定める34の施策について、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までに実施した主な取り組み内容と、施策指標の達成率を踏まえ、各施策の「めざす暮らしの姿」に対する実現の状況を評価し、その理由も含めた総合評価をお示ししています。

審議会においては、本市の評価内容に対して取り組み内容等の確認を実施し、その検証を行うとともに、後期基本計画の策定・推進に向けて、必要な取り組みや進め方などをご提案いただきます。

### 各施策と評価内容の関係

八尾市第6次総合計画前期基本計画における各施策（26ページ以降）は、見開き2ページで以下のようなレイアウトとなっています。評価内容については、「基本方針」に基づき、「課題」の解決に向けて、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までに実施した取り組み内容に基づき総合的に判断しています。

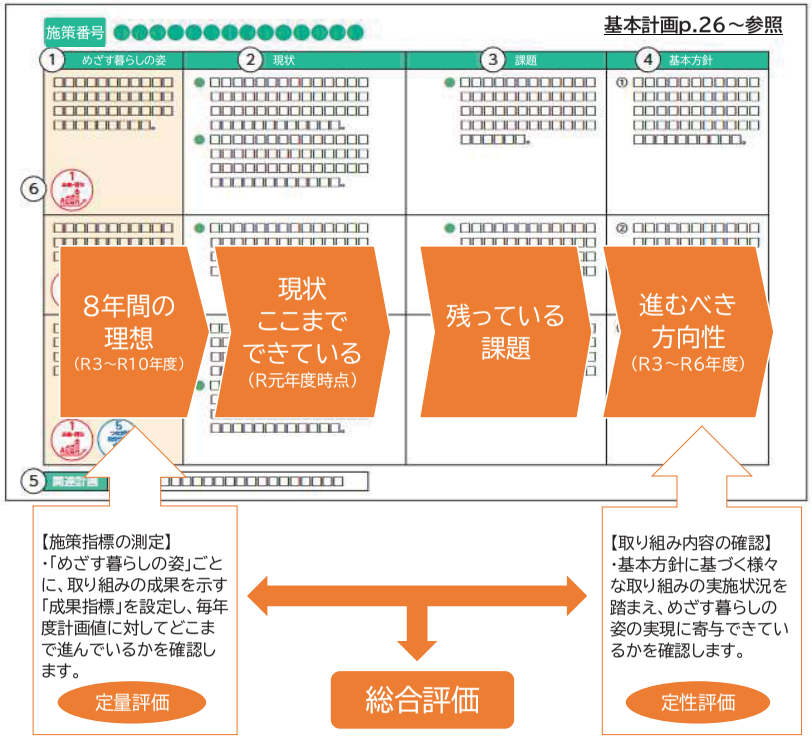




## 3 施策及び施策推進部局一覧

| | 施策名 | 施策推進部局 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 切れ目のない子育て支援の推進 | こども若者部 | 健康福祉部 | 教育委員会事務局 | |
| 2 | 就学前教育・保育の充実 | こども若者部 | 教育委員会事務局 | | |
| 3 | 子どもの学びと育ちの充実 | 教育委員会事務局 | いじめからこどもを守る | 政策企画部 | 建築部 |
| 4 | 子ども・若者の健全育成と支援の推進 | こども若者部 | 教育委員会事務局 | | |
| 5 | やおプロモーションの推進 | 政策企画部 | 魅力創造部 | 教育委員会事務局 | |
| 6 | 歴史資産などの保全・活用・発信 | 魅力創造部 | | | |
| 7 | みどり豊かな潤いのある暮らし | 魅力創造部 | 環境部 | | |
| 8 | 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり | 魅力創造部 | | | |
| 9 | 地域経済を支える産業の振興 | 魅力創造部 | | | |
| 10 | 就労支援と雇用機会の創出 | 魅力創造部 | | | |
| 11 | 消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実 | 魅力創造部 | | | |
| 12 | 住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり | 建築部 | | | |
| 13 | 快適な交通ネットワークの充実 | 都市整備部 | | | |
| 14 | 魅力ある都市づくりの推進 | 都市整備部 | 政策企画部 | | |
| 15 | 都市基盤施設の整備と維持 | 都市整備部 | 下水道部 | | |
| 16 | 上水道の安定供給 | 水道局 | | | |
| 17 | 防災・防犯・緊急事態対応力の向上 | 危機管理 | | | |
| 18 | 消防力の強化 | 消防本部 | | | |
| 19 | 健康づくりの推進 | 健康福祉部 | | | |
| 20 | 健康を守り支える環境の確保 | 健康福祉部 | 環境部 | | |
| 21 | 地域医療体制の充実 | 健康福祉部 | 市立病院事務局 | | |
| 22 | 良好な生活環境の確保・地球環境の保全 | 環境部 | | | |
| 23 | つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり | 健康福祉部 | | | |
| 24 | 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現 | 健康福祉部 | | | |
| 25 | 障がいのある人への支援の充実 | 健康福祉部 | こども若者部 | | |
| 26 | 生活困窮者への支援 | 健康福祉部 | | | |
| 27 | 一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進 | 人権ふれあい部 | いじめからこどもを守る | | |
| 28 | 平和意識の向上 | 人権ふれあい部 | | | |
| 29 | 多文化共生の推進 | 人権ふれあい部 | | | |
| 30 | 地域のまちづくり支援・市民活動の促進 | 人権ふれあい部 | 総務部 | | |
| 31 | 生涯学習とスポーツの振興 | 教育委員会事務局 | 魅力創造部 | | |
| 32 | 信頼される行政経営 | 政策企画部 | 総務部 | 財政部 | 人権ふれあい部 |
| 33 | 公共施設マネジメントの推進 | 政策企画部 | 財政部 | 建築部 | 教育委員会事務局 |
| 34 | 行財政改革の推進 | 政策企画部 | | | |

## 4 施策総括シートの見方

八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策○ | 施策推進部局 |
|---|---|

【施策】
施策番号と施策名称を記載しています。

【施策推進部局】
施策を主管する部局(施策の取りまとめを担う部局)、施策を構成する事務事業の担当課が所属する部局を記載しています。

### 1 これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿(8年間) | 主な取り組み内容(前期基本計画期間中) |
|---|---|---|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |

【めざす暮らしの姿】
令和3年度(2021年度)～令和10年度(2028年度)の8年間に実現をめざす、市民の活動や状態などの姿を記載しています。

【主な取り組み内容】
前期基本計画期間(令和3年度(2021年度)～令和6年度(2024年度))で実施した主な取り組みを「めざす暮らしの姿」ごとに記載しています。

【関連するまちづくりの目標】
各施策の「めざす暮らしの姿」ごとに、関連するまちづくりの目標1～目標6を記号で表示しています。

【指標の達成率】
施策指標のR5見込(2023)の値をもとに算出した達成率を表示しています。
⇒「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移　参照

【施策の総合評価に関する総括】
「施策の総合評価」を判断にするに至った成果や要因について記載しています。

### 2 内部評価(推進部局による自己評価)

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 100.0% | |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |

【施策の総合評価】
「指標の達成率」や「主な取り組み内容」の実績を踏まえた総合評価を行っています。
※「指標の達成率」から定量的な成果を測るとともに、指標の達成率からは図れない定性的な成果を「主な取り組み内容」等から加味し、評価しています。

(総合評価とその目安)

◎ 「めざす暮らしの姿」が概ね実現した。又は、実現に向けて大きな成果を挙げている。
○ 「めざす暮らしの姿」の実現に向けて、着実な成果を挙げている。
△ 「めざす暮らしの姿」の実現に向けた成果が得られていない。又は、社会情勢等により停滞している。



### 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| | |

【社会情勢】
後期基本計画の策定にあたって、考慮すべき社会情勢(経済・社会情勢、国等の方向性等)について記載しています。

【重要課題】
後期基本計画に引き継ぐ課題や、新たに発生する課題等について記載しています。

### 4 施策評価(各年度実施計画実績)の推移

| 年度 | R3(2021)実績 | R4(2022)実績 | R5(2023)実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | A | |
| 総評 | | | |

【総合評価】
令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)の単年度における施策の総合評価を表示しています。
※単年度計画値を達成した施策指標の割合及び「めざす暮らしの姿」の実現に向けた成果を加味し、評価しています。

(総合評価)

A 「めざす暮らしの姿」の実現に向けた成果を得ることができ、かつ、計画値をすべて達成した。
B 「めざす暮らしの姿」の実現に向けた成果を得ることができ、かつ、すべての計画値は達成できなかったものの、半数以上の指標で計画値を達成した。
C 「めざす暮らしの姿」の実現に向け、一定の成果を得ることができたが、計画値未達成のものが半数を超えた。

【総評】
各年度の取り組み成果(見込みを含む)を記載しています。

### 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3 (2021) | R4 (2022) | R5見込 (2023) | R6 (2024) | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | 計画値 | | | | | | |
| | | | 実績値 | | | | | | |
| | | | 達成率 | | | | | | |
| 2 | | | 計画値 | | | | | | |
| | | | 実績値 | | | | | | |
| | | | 達成率 | | | | | | |
| 3 | | | 計画値 | | | | | | |
| | | | 実績値 | | | | | | |
| | | | 達成率 | | | | | | |

【指標】
施策の進捗度を定量的に測定するため、原則、「めざす暮らしの姿」ごとに指標を設定しています。

【数値に関する分析】
指標の達成状況を踏まえ、その要因分析(原因・詳細説明・課題等)を記載しています。

| ご意見欄 |
|---|
| |

【ご意見欄】
・評価部会においてご発言される内容を記入する等、メモ欄としてご利用ください。
・中間報告書においては、皆さまのご意見を取りまとめたうえで、「外部評価」を記載します。

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策1 | 切れ目のない子育て支援の推進 | 施策推進部局 | こども若者部 健康福祉部 教育委員会事務局 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿（8年間） | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 妊娠・出産・子育ての支援の充実を図ることにより、妊娠・出産を望むすべての人が、安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。 | ▸母子の健康保持を図るため、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査の充実を図り、令和5年度（2023年度）からは、新生児聴覚検査の費用助成や視覚検査への屈折検査を導入している。また、妊娠から出産後において保健師・助産師等による面談を通じた「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行った。 |
| | | ▸八尾市生涯学習センター（1階・4階の一部）にこども総合支援センター「ほっぷ」を開設し、子どもや子育てにおける身近な相談から、子どもの発達・児童虐待・いじめ・教育に関する相談まで総合的に対応し、相談者の不安や悩みの解消を図った。 |
| | | ▸関係部局や機関と連携しながら、3～5歳児における未就園児に対する訪問を実施するとともに、ヤングケアラーに対する支援のあり方の検討を行い、ヤングケアラーや家事・育児等に負担を抱える子育て家庭への支援に取り組み、子ども及び子育て家庭の負担軽減と自立促進を図った。 |
| 2 | 保護者が子どもや子育てに関して、身近にいつでも悩みや不安を相談できるところがあり、適切に対応・支援を受けられています。 | ▸コロナ禍以降、外出せずに交流できる手法として地域子育て支援センターにおいてオンライン交流会を開始し、他の子育て支援事業の紹介やオンライン相談につなげるなど、在宅子育て中の保護者の不安感の解消を図った。 |
| | | ▸子育て親子が気軽に集い、交流できる場である「つどいの広場」について再選定を行い市内12か所に設置することで、在宅子育て家庭等が安心して子育てできる環境を整備した。 |
| | | |
| 3 | 地域全体で子育て家庭を見守り、支援をすることで、家庭環境にかかわらず、すべての子どもの権利が守られ、体罰のない、心身ともに健やかに育つ環境が整っています。 | ▸こども若者部、保健所、教育委員会、児童相談所や警察等で構成される要保護児童対策地域協議会を中心に、子どもを守る環境づくりを進めるとともに、児童虐待の未然防止・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施した。 |
| | | ▸関係機関と緊密に連携し、子育て世帯の不安や悩みに対する相談等を通じ、子育て世帯の様々な課題に寄り添い支援をすることで、児童虐待予防に取り組んだ。 |
| | | ▸保育士等の資格を有する子育てパートナーが子育てに関して不安や悩みを抱えている家庭を訪問し、相談・アドバイスなどを行うことで、保護者の身体的・精神的安定を確保し、子育て家庭の適切な養育の実施につなげた。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 100.0% | ▸保健師、助産師等による妊娠、出産、子育てに関する様々な相談等に応じ、切れ目のない支援体制を充実するなど、安心して子どもを産み育てる環境整備を行った。<br>▸こども総合支援センター「ほっぷ」の開設により、複数の分野にまたがる相談や「どこに相談したらよいか分からない」保護者や子どもの相談を受け止め、母子保健や教育分野との連携強化により適切に対応、支援できる体制をつくることができた。また、相談員の配置・相談室等の整備や、親子の交流スペース「あそびのひろば」を設置し、ほっぷの機能強化を行った。<br>▸児童虐待やいじめなどの困難に直面している子どもたちや家庭が抱える複合的な課題に対しては、多職種、多機関が連携して、子ども本人だけでなく家庭全体として根本的な課題を解決につなげる体制が強化されたことで子育て家庭を多機関で支援する環境整備を実現した。<br>▸令和6年（2024年）4月施行の改正児童福祉法に基づき、母子保健分野と児童福祉分野が一体的に支援等を行うこども家庭センターの設置検討を進め、予防的支援や早期対応の強化を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な支援等を通じて切れ目のない子育て支援を推進していく必要がある。 |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸令和6年（2024年）4月の改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子ども一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置が努力義務化された。<br>▸児童虐待通告や子どもの自殺などの件数の増加により、相談支援機能のニーズは今後も高まると見込まれる。 | ▸こども総合支援センター「ほっぷ」において、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を一体的に運営し、改正児童福祉法に定められている「こども家庭センター」として相談支援体制の強化を図る。<br>▸すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する、虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援のため、改正法施行の方向性を踏まえ、機能拡充や体制の強化を行う必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | A | |
| 総評 | ▸子育ての不安や悩みの一元的な相談窓口の機能を備えた「こども総合支援センター」の開設に向け、情報連携強化のためのこども情報システム導入を含めた協議を関係機関で実施するとともに、人員体制を段階的に整備し、子育て相談・発達相談機能の拡充に取り組んだ。<br>▸地域子育て支援センターにおいてオンライン交流会を実施し、在宅子育て中の保護者の不安感の解消を図った。<br>▸各種健康診査を実施し、乳幼児の疾病予防や健康の保持増進に取り組むとともに、産後ケア事業の拡充を行い、より保護者の育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援を行った。 | ▸子育ての不安や悩みの一元的な相談窓口機能を備えたこども総合支援センター「ほっぷ」を開設し、事務職・心理士・社会福祉士・保健師・保育教諭・教育職・弁護士などの専門職を配置し、多職種のチーム対応によるきめ細やかかつ迅速な相談支援を実施した。特に、ほっぷ1階に設置した「あそびのひろば」は、保護者間の交流や子育てに関する情報発信の場、相談につながる場として、気軽に相談できる環境を整えることができた。<br>▸関係機関等と連携し、未就園児に対する訪問を実施するとともに、ヤングケアラーに対する支援のあり方についての検討を行った。<br>▸妊娠から出産後において保健師・助産師等による面談を通じた「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行った。 | ▸こども総合支援センター「ほっぷ」において、子どもや子育てにおける身近な相談から、子どもの発達・児童虐待・教育に関する相談まで総合的に対応し、相談者の不安や悩みの解消を図った。<br>▸子どもを守る環境づくりを進めていくため、関係機関との連携を強化し、早期に適切な支援につなげるとともに支援ニーズの高い子どもに対しては、食事の提供等を通じて見守り支援の強化を図った。<br>▸ヤングケアラーの実態調査を行うとともに、ヤングケアラーや家事・育児等に不安・負担を抱えた子育て家庭への支援策を導入した。<br>▸妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を図るため、妊娠から出産後において、保健師・助産師等による面談を通じた「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施するとともに、乳幼児健康診査のさらなる充実を図った。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 子ども・子育てに関する総合相談件数 | 件 | 計画値 | | 10,000 | 11,000 | 12,000 | 12,000 | こども総合支援センター「ほっぷ」を開設し、気軽に交流・相談できる環境を整えたことで、相談件数の増加につながった。 |
| | | | 実績値 | 9,683 | 11,687 | 13,654 | 15,000 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 地域子育て支援拠点における相談件数 | 件 | 計画値 | | 3,000 | 3,100 | 3,300 | 3,400 | 新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、オンラインで交流できる仕組みを取り入れたり、人数を制限しながらも事業実施したことで、相談件数の増加につながった。 |
| | | | 実績値 | 2,807 | 2,702 | 4,574 | 4,600 | | |
| | | | 達成率 | | 90.1% | 100.0% | 100.0% | | |
| 3 | 児童虐待の相談件数 | 件 | 計画値 | | 7,700 | 8,500 | 9,300 | 9,300 | 「ほっぷ」の設置に関する広報や、児童虐待防止の啓発等により、相談件数の増加につながった。また、関係機関と情報共有・連携を図ることで、児童虐待の未然防止、早期発見に努めた。 |
| | | | 実績値 | 7,513 | 8,766 | 9041 | 9,800 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策2 | 就学前教育・保育の充実 | 施策推進部局 | こども若者部 教育委員会事務局 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿（8年間） | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | すべての就学前施設において、質の高い就学前教育・保育の提供により、子どもたちが、認定こども園などでいきいきと過ごしています。 | ▸ 子ども・子育て支援事業計画で見込んだ保育ニーズに加え、令和2年(2020年)9月からスタートした本市独自の2歳児無償化の波及効果に対応するため、0から2歳児の保育ニーズの受入れ枠拡大を図る上で、新たに小規模保育事業A型事業による設置や、公有地活用での私立認定こども園・保育所整備に取り組んだ。 |
| | | ▸ 就学前教育・保育の質向上を図る上では、令和3年度(2021年度)から公立園における特別支援教育コーディネーターの会議に私立園が参加し、共に学び合った。また、令和4年度(2022年度)から全私立園に特別支援教育コーディネーターを配置し、八尾私立保育連盟での自主研修がスタートするなど、公民連携した質向上の取り組みが活性化した。 |
| | | |
| 2 | 多様な就学前教育・保育が提供されることにより、保護者が仕事と生活のバランス（ワーク・ライフ・バランス）を実現するなど、子育てがしやすくなっています。 | ▸ 私立園における保育士確保支援を重点化し、地方の養成校に直接PRを行うことを企図したが、コロナ禍が続く中で採用活動が変容したため、WEB採用化に対応できるよう採用・定着セミナーを実施した。また、就職フェアの参加者数を確保するため大阪市内至便地で広域連携により開催し、各園で基準を満たす体制確保につなげた。 |
| | | ▸ 女性就業率が高まり就労要件で保育申込する児童が増える中で、市民に寄り添う保育利用調整に取り組むため、令和3年度(2021年度)から、新たに自動選考機能及びOCR-RPAを備えた保育システムを導入し、希望施設数を4か所から10か所分まで増加し、選考結果の通知を1月末に早めるなど、保護者の利便性を高めた。 |
| | | |
| 3 | 障がいのあるなしにかかわらず、多様な子どもたちが、ともに育ちあう環境ができています。 | ▸ ともに育ち合う障害児保育の充実を図る上で、障がいのある児童の保護者が安心して働けるように保育サポート（障がい児保育）において、保育標準時間（11時間）の認定を可能とした。また、こども総合支援センター「ほっぷ」の開設を契機に、認定こども園等からの要請に応じて、市の保育教諭や心理士等多職種連携で施設訪問を行い、認定こども園等が早期に児童の状況を把握し準備できる仕組みとした。 |
| | | ▸ 令和3年(2021年)9月の医療的ケア児支援法施行を受け、医療的ケアを必要とする児童の入所受入れについて、障害児保育審議会医療的ケア児保育等検討部会における審議を経てガイドライン策定等を行うとともに、従前から受け入れている公立園に加え私立園でも受け入れを開始し、公民連携した取り組み充実を図った。 |
| | | ▸ 保育サポート入所児童数が増える中で、受け入れ園に対し、学識者による巡回指導を実施し、各園での実践的な障がい児保育の質向上に取り組んだほか、各種の就学前教育・保育施設向けの研修を実施し、身近な市内での学習機会の提供を図り、教育・保育の質向上につなげた。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.5% | ▸ 量的側面では、教育・保育枠総数の計画値を達成できていないものの、国整備分（企業主導型保育）の拡大停止や教育から保育ニーズへの転換要因を除けば、積極的な保育枠拡大整備を行い待機児童ゼロも継続的に実現し、懸案である保育枠の充足を順調に進めることができた。<br>とりわけ、新たに0から2歳児の低年齢向けの小規模保育施設整備に取り組み、私立認定こども園・保育所誘致のため公有地の活用も行ったほか、就職フェアの開催をはじめとする各種保育士確保支援策により、市内保育士・保育教諭数も概ね達成し、保育体制の充実につなげた。<br>▸ 質向上面では、公民連携を図る中で、公立園の特別支援教育コーディネーターの配置や研修の仕組みが私立園にも広がる中で、保護者からの高い評価にもつながった。保育サポート（障がい児保育）については、低年齢で入所する児童が増える中で、公民連携で児童情報を共有する仕組みを構築し、支援を要する児童を園で早期把握できるようになり、保育サポート入所児童数も計画値を達成した。さらに、医療的ケア児の保育受入れについてガイドラインを策定し、公立園に私立園を加えた受け入れ体制充実を進めることができた。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 就学前教育・保育施設の供給は、待機児童ゼロを継続的に実現したものの、空きとニーズのミスマッチが生じている。また、日本社会全体における人材不足により女性の就業者のさらなる増加も見込まれるため、市民の保育ニーズの動向を踏まえ、引き続き対応する必要がある。<br>▸ 不適切保育が社会問題となる中では、各園において、教育・保育の質を維持・向上できるように保育士確保による実施体制の充実が必要である。<br>▸ こども家庭庁が推し進める「こどもまんなか社会」の構築に向け、多様な支援ニーズへの対応力を高めるうえでは、就学前教育・保育施設が「切れ目のない支援」の中で十二分に機能するよう、関係機関との連携を緊密にすることが求められる。 | 今後の課題として、次の事項についての検討を進めていく必要がある。<br>▸ 幼児教育・保育無償化の拡大<br>▸ 保育ニーズへの対応<br>▸ 保育士確保支援のあり方について<br>▸ 保育利用調整における利便性の向上<br>▸ 幼児教育・保育の質向上（研修制度の充実など）<br>▸ 障がい児保育（医療的ケア児含む）の充実<br>▸ 「切れ目のない支援」における連携<br>▸ 「こども誰でも通園制度」への対応 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3(2021)実績 | R4(2022)実績 | R5(2023)実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | C | |
| 総評 | ▸ りゅうげ保育園、ようわこども園、げんき保育園JR久宝寺園の整備により保育枠拡大を図るとともに、選考時期の前倒しなど待機児童ゼロの実現に取り組んだ。<br>▸ 保育士等への補助制度をはじめ、保育士就職フェアの開催等により保育士確保支援を行った。また、保育人材の育成として保育士等キャリアアップ研修や子育て支援員研修を実施した。<br>▸ 「保育サポート（障がい児保育）」においては、令和4年度(2022年度)入所から保育の必要量に応じて保育利用時間の認定を行う募集を実施した。また、令和4年度(2022年度)からの私立園への特別支援教育コーディネーター配置に向け、公立園のコーディネーター会議への民間園の参加を促すなど、公民の連携強化を図った。 | ▸ キッズスペース梓国際学院、美園くじらこども園、サンライズキッズ保育園八尾園を整備することにより保育枠拡大を図り、4年連続で待機児童ゼロを実現した。<br>▸ 保育士等への補助制度をはじめ、保育士就職フェアの開催等により保育士確保支援を行った。また、保育人材の育成として子育て支援員研修を実施した。<br>▸ 障がい児保育の充実のため、私立園においても特別支援教育コーディネーターを指名し、各園の障がい児への対応力強化を図った。<br>▸ 医療的ケア児の保育受入れについては従前より公立園では実施してきたが、私立園での受け入れにあたり、専門職や当事者等多様な視点でガイドラインを策定し、令和5年度(2023年度)以降の私立園での先行モデル実施につなげた。 | ▸ 教育・保育の2歳児無償化による保育ニーズの増大に対応する受入れ枠を拡大した。<br>▸ 子ども・子育て支援事業計画で見込んだ保育ニーズを踏まえ、0～2歳児の受入れを中心とする入所施設等の計画的な整備として、令和6年度(2024年度)に向けた分園や増改築の整備に加え、令和4・5年度(2022・2023年度)の2か年で取り組む公有地活用の施設整備を実施した。<br>▸ 保育士等への補助制度をはじめ、保育士就職フェアの開催等による保育士確保支援を実施する。また、子育て支援員研修の実施により保育人材を育成できた。<br>▸ 保護者の送迎や保育現場での負担軽減を図るため、認定こども園等における使用済みおむつの処分を推進した。<br>▸ 就学前施設に通う児童が質の高い教育・保育をどの施設でも受けられるよう、公民合わせて就学前教育・保育の充実が図れた。<br>▸ 障がい児保育の充実のため、各園に配置する特別支援教育コーディネーターの活用を図り、一人ひとりに応じた支援の充実や園全体の支援体制の強化を行った。<br>▸ 医療的ケアを必要とする児童の入所受入れについて、障害児保育審議会の医療的ケア児保育等検討部会で策定したガイドラインに基づき、受入れ体制の整備を図った。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3 (2021) | R4 (2022) | R5見込 (2023) | R6 (2024) | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 市内で働く保育士・保育教諭数（4月1日時点） | 人 | 計画値 | | 1,601 | 1,643 | 1,692 | 1,692 | 保育施設整備に伴い、市内で働く保育士・保育教諭数も確保できるよう支援に努め、概ね計画に沿った実績人数となり、各園とも施設基準として必要な体制は確保できた。 |
| | | | 実績値 | 1,488 | 1,625 | 1,609 | 1,684 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 97.9% | 99.5% | | |
| 2 | 認定こども園における幼児教育の取り組みに対する評価を肯定的に回答した保護者の割合 | % | 計画値 | | 93.5 | 94.0 | 95.0 | 95.0 | 幼児教育・保育の質の向上をめざす取り組みを着実に進めてきたことにより、こども園の取り組みへの評価を肯定的に回答した保護者の割合は、計画値を達成することができた。 |
| | | | 実績値 | 92.4 | 97.0 | 97.2 | 95.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 3 | 教育・保育入所受入れ枠（4月1日時点） | 人 | 計画値 | | 8,952 | 9,161 | 9,314 | 9,314 | 保育枠は、国事業（企業主導型保育）の拡大停止により120枠分の減となったが、市整備（私立認定こども園・保育所等）分を拡大したことで、令和6年（2024年）には概ね達成できる見込である。計画総数と実績の差の主要因は教育枠だが、実利用人数で積算しているためで、実際の供給は充足している。 |
| | | | 実績値 | 8,306 | 8,725 | 8,771 | 8,791 | | |
| | | | 達成率 | | 97.5% | 95.7% | 94.4% | | |
| 4 | 障がい児保育（保育サポート枠）の保育施設入所児童数（4月1日時点） | 人 | 計画値 | | 216 | 218 | 220 | 220 | 障がい児保育（保育サポート枠）の保育施設入所児童数は、公民連携により計画値を達成できた。 |
| | | | 実績値 | 194 | 212 | 217 | 222 | | |
| | | | 達成率 | | 98.1% | 99.5% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策3 | 子どもの学びと育ちの充実 | 施策推進部局 | 教育委員会事務局 いじめからこどもを守る政策企画部 建築部 |
|---|---|---|---|

## 1　これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿（8年間） | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 学びと育ちの連続性と一貫性により、子どもたちが他者とも互いを認め合いながら自立し、自尊感情を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与しようとする子どもが育っています。 | ▸ 令和4年（2022年）9月より、市立学校に11名のICT支援員を配置し、ICTを活用した授業支援、校務支援等を行うことで、教員の指導力を向上させ、GIGAスクール構想により配備した児童・生徒1人1台の学習者用端末を様々な教育活動において効果的に活用した。<br>▸ 桂中学校、桂小学校、北山本小学校、高安小中学校を令和5年度（2023年度）より小規模特認校に指定し、プロの指導者による部活動指導や放課後のスポーツ教室、英語教育の充実など特色ある教育活動を展開して、魅力ある学校づくりを進めた。<br>▸ 子どもたちの多様な活動機会の確保と学校の働き方改革を実現するため、中学校の部活動の地域移行について検討を進め、令和6年度（2024年度）からのモデル事業の実施に向けて準備を進めた。 |
| 2 | いじめや不登校などの多様な教育課題の解決に向けてきめ細かな支援ができており、子どもたちが健やかに育っています。 | ▸ 脱いじめ傍観者教育や自他の命を尊重する人権教育を通じて、子どもたちが主体的にいじめについて考える教育の充実を図った。また、いじめ問題などの悩みを抱く児童・生徒の声を把握するため、手紙相談の実施や、教職員研修の充実、専門家等との連携を推進するとともに、学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証に取り組むことで、いじめ防止対策のさらなる充実を図った。<br>▸ 不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向けて、学校における別室（校内教育支援センター）の充実、学校外における教育支援センターや青少年会館での居場所づくり、オンライン学習支援等を通し、個々の状況に応じてそれぞれが社会的自立をめざすための支援を行った。<br>▸ 不登校や問題行動等の課題解決にあたり需要が高まっているスクールソーシャルワーカーを増配置し、子ども・保護者への支援体制の充実を図り、課題の改善に努めた。また、国の通知に基づく支援体制をより一層充実させ、特別な支援を要する児童・生徒への支援を行った。 |
| 3 | すべての子どもが安全に安心して学校生活を過ごすことのできる環境が整っています。 | ▸ 中学校全員給食の実施に向けて、施設整備や調理委託業者の選定等、準備を進め、令和5年（2023年）9月から実施した。また、コロナ禍における子育て世帯への支援や経済的負担の軽減策として、学校給食費の無償化を実施した。<br>▸ 子どもたちにとって望ましい就学環境の実現に向け、一定の要件のもと、学校を選択できるよう、小規模特認校制度と指定校変更の弾力的な運用の制度構築を行い、令和5年度（2023年度）より開始した。<br>▸ 桂小学校改築事業を進め、新校舎を建設し、令和4年（2022年）1月から新校舎での授業を開始した。 |
| 4 | 学校・家庭・地域の連携・協働のもと、地域とともにある学校づくりを実践することで、すべての子どもが地域社会全体に見守られながら健やかに育っています。 | ▸ 地域とともにある学校づくりを推進するため、関係課による連絡会議等を開催し、情報共有や意見交換、学校・家庭・地域の連携・協働のあり方や仕組みづくりなどについて検討を行った。 |

## 2　内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 97.5% | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校生活においても様々な制限を受けたが、日々の授業や学校行事において、感染症防止対策を徹底しながら、ICTの活用をはじめ、様々な工夫を行うことで、子どもたちの学びを保障した。<br>▸ 少人数によるきめ細かな指導体制の構築や、ICT支援員の配置充実を含むGIGAスクール構想の推進により、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るなど、新しい時代の学びの環境の整備及び学校における働き方改革を推進した。<br>▸ 近年、社会環境が大きく変容し、子どもを取り巻く教育環境も大きく変化している中で、いじめや不登校、虐待、ヤングケアラーなど、多様な教育課題に対応するため、関係機関や外部専門家等と連携や支援体制の充実などにより、きめ細かな支援や対応を行い、子どもたちの健やかな育ちにつなげることができた。<br>▸ 中学校全員給食の実施、コロナ禍における学校給食の無償化、小規模特認校制度及び指定校変更の弾力的な運用の開始など、すべての子どもが安全に安心して過ごすことのできる教育環境の整備を進めた。 |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |



## 3　後期基本計画への展望

| | | | |
|---|---|---|---|
| 社会情勢 | 【社会経済状況の変化】<br>▸ 人口減少、少子高齢化の進行<br>▸ グローバル化の進展<br>▸ 先端技術による社会の変革<br>▸ コロナ等を背景とした新たな課題（ICTを活用した学びの保障など）<br>▸ 働き方改革に対する意識の高まり<br><br>【国、大阪府の動き】<br>▸ 第4期教育振興基本計画策定（令和5年4月）<br>▸ 第2次大阪府教育振興基本計画策定（令和5年3月）<br>▸ 生徒指導提要の改訂（令和4年12月）<br>▸ こどもの意見の政策への反映（令和5年6月文部科学省事務次官通知） | 重要課題 | ▸ 学校教育の充実（確かな学力・豊かな心・健やかな体）<br>▸ いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組み及び個々の状況に応じた適切な支援<br>▸ 特別な支援を要する児童・生徒や外国人児童・生徒等の増加による特別な配慮や支援<br>▸ 部活動の地域移行<br>▸ 学校規模等の適正化<br>▸ 学校ICTの推進 |

## 4　施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | C | |
| 総評 | ▸ 人権教育の充実を図るとともに、教職員研修や児童・生徒対象の脱いじめ傍観者教育の実施し、より多角的な視点からいじめ問題にアプローチする体制づくりを行った。また、手紙相談を実施し、悩みを抱く児童・生徒の声を把握できるしくみを創設した。<br>▸ ICTを活用した個別最適かつ協働的な学びの実現については、授業支援ソフト等の整備及び端末を家庭に持ち帰ってのオンライン学習の実施と家庭のインターネット通信環境支援を行った。また、出退勤システムの導入などにより、学校における働き方改革を推進した。<br>▸ 中学校全員給食に向けて準備を進めたほか、11月から小学校給食費の無償化を開始した。<br>▸ 令和5年度（2023年度）からの小規模特認校制度と指定校変更の弾力的な運用の開始に向けて検討を進め、制度を決定した。 | ▸ 教職員研修や児童・生徒対象の脱いじめ傍観者教育の実施、いじめの防止に係る学習プログラムの作成などを通して、「いじめをしない、させない、許さない」環境の醸成を図るとともに、専門家や関係機関と連携した相談・支援体制を充実した。また、専門職による出張研修や手紙相談を実施し、いじめからこどもを守る八尾づくりを進めた。<br>▸ 中学校全員給食については、配膳室等の施設整備を行った。また、コロナ対策として小学校給食費の無償化を1年間延長して実施し、子育て世帯の経済的負担を軽減した。<br>▸ 小規模特認校での特色ある教育の推進に向けて準備を進め、指定校変更の弾力的な運用と併せて制度等の周知を行った上で、就学手続きを行った。<br>▸ スクールソーシャルワーカーの配置については、関係機関との連携・調整を進め、校内におけるチーム支援体制の構築の推進と、ケース会議等を通して児童・生徒への支援体制の充実を図ることができた。 | ▸ 不登校対策については、ICTを活用した学習やコミュニケーション等の活動、学校内外の居場所づくり等により、どこにもつながっていない児童・生徒の減少につなげることができた。<br>▸ 小規模特認校での特色ある教育活動を推進するとともに、教育内容等の周知を図り、指定校変更の弾力的な運用と併せて令和6年度（2024年度）の入学手続きを行った。<br>▸ 国の「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」事業の実証モデル市として、学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証に取り組むことで、いじめ防止対策の充実を図った。また、脱いじめ傍観者教育の実施、「いじめのない学校づくり推進事業」指定校の成果の発信等により、「いじめをしない、させない、許さない」環境の醸成を図ることができた。<br>▸ 9月から中学校全員給食を実施した。また、中学校給食費の無償化（2・3学期）を実施し、小学校給食費の無償化を1年間延長して実施した。 |

## 5　「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合 | % | 計画値 | | 75.0 | 76.0 | 77.0 | 78.0 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、異なる世代との交流の機会を通して、自分が成長した姿をイメージする機会が減少したことが計画値を下回った要因の一つであると考えられる。 |
| | | | 実績値 | 73.5 | 72.9 | 69.8 | 71.9 | | |
| | | | 達成率 | | 97.2% | 91.8% | 93.4% | | |
| 2 | 「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思う児童・生徒の割合 | % | 計画値 | | 97.0 | 98.0 | 99.0 | 100.0 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活様式等の変化や学校生活の制限により人間関係が構築できず、自己肯定感を高める取り組みを十分に行う機会が減少したことが計画値を下回った要因の一つであると考えられる。 |
| | | | 実績値 | 96.0 | 95.3 | 96.1 | 95.8 | | |
| | | | 達成率 | | 98.2% | 98.1% | 96.8% | | |
| 3 | 各学校危機管理マニュアルの点検・見直しを実施した学校の割合 | % | 計画値 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 計画値を達成することができている。学校危機管理マニュアルの点検・見直しを毎年実施することで、子どもたちの安全確保を着実に進めることができている。 |
| | | | 実績値 | － | 100.0 | 100.0 | 100.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 4 | 保護者や地域の人との協働による活動を行った学校の割合 | % | 計画値 | | 78.0 | 79.0 | 80.0 | 81.0 | 令和4年度（2022年度）は新型コロナウイルス感染症の影響から地域清掃等の行事が大幅に減少したが、令和5年度（2023年度）においては計画値を達成する見込みである。 |
| | | | 実績値 | 76.0 | 83.7 | 74.4 | 86.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 94.2% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策4 | 子ども・若者の健全育成と支援の推進 | 施策推進部局 | こども若者部 教育委員会事務局 |
|---|---|---|---|

## 1　これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 次代を担う子どもが、多様な体験・活動を行えるように、安全安心な居場所を確保できる環境を整えることで、将来に希望を持ちながら成長しています。 | ▸ 増加する多様な保育ニーズに対応するため、市が運営する放課後児童室の整備を進めるとともに、社会福祉法人等とも連携を図り、子どもたちの安全で安心な居場所を確保した。 |
| | | ▸ 八尾市放課後児童室条例に適合した放課後児童室の運営をめざし、学校施設等の改修整備を行うとともに、令和5年度（2023年度）から保育時間を18時から19時に延長し、新たに週4日の利用区分を設ける等、利用者の利便性を高めた。 |
| | | ▸ 全ての子どもを対象として、地域の多様な人材により構成された各小学校区放課後子ども教室運営委員会が主体となり、放課後子ども教室事業を実施することを通じて、放課後や週末等の安全安心な居場所づくりに努めた。 |
| 2 | 子ども・若者の健全育成に関わる主体的な活動を促進することで、すべての子ども・若者が健やかに育っています。 | ▸ コロナ禍で活動を縮小していた八尾市青少年育成連絡協議会との連携事業では、熱中症対策として八尾市こども会連合ソフトボール大会の開催時期を変更するとともに、ジュニアリーダー養成研修会等の野外活動の充実を図るなど、青少年の体験活動の活性化に努めた。 |
| | | ▸ 子どもたちの可能性を広げ、個性や能力の向上につなげるため、スポーツ活動や文化活動で顕著な成績を挙げ、本市の全国発信に寄与した子どもを表彰し、市政だよりやSNS等で広報する"がんばる「八尾っ子」応援事業"を実施し、活躍する子どもたちの応援に取り組んだ。 |
| | | ▸ 民法改正による成年年齢の引き下げを踏まえ、これまでの「成人式」を20歳の若者を祝う「はたちのつどい」へ名称変更を行い、若者主体の実行委員会によって、若者が、大人になったことの自覚と社会の一員としての責務を再認識する機会を設けた。 |
| 3 | 子ども・若者がそれぞれに抱えている様々な事情について、相談できる体制が整っており、すべての子ども・若者、家族が安心して暮らしています。 | ▸ 引きこもりなどの様々な事情を抱えた若者やその家族が安心して生活できるように、電話での相談に加えて、令和4年度（2022年度）から来所相談も実施し、相談・支援体制の充実を図った。 |
| | | ▸ 子ども・若者が健やかに成長するための市民の主体的な取り組みに対する助成を行い、市民主体の活動の促進を図った。 |
| | | |
| 4 | 子ども・若者が地域に集える居場所があり、社会全体で青少年を見守り、新たな地域の担い手として活躍しています。 | ▸ 桂・安中青少年会館において、多様な体験・活動を行うことができる機会を創出し、地域や各種団体と協力しながら、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した事業について、今後のウィズコロナ、ポストコロナを見据えた感染症対策により、安全・安心な居場所を確保できる環境づくりを行った。 |
| | | ▸ 青少年指導員による見守り活動や「こども110番の家」、「青少年を守る店の運動」等を展開し、事業者等への啓発を進め、地域全体で青少年を守る取り組みを継続して実施した。 |
| | | ▸ 大畑山青少年野外活動センターにおいて、子どもを対象に、地元地域と連携しながら月1回平日の放課後に、キャンプ場とその周辺を活用し自由に楽しめる居場所づくりを実施した。 |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2　内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 84.2% | ▸ 放課後児童室事業では、各年度の入室申込者をすべて受け入れ、待機児童ゼロを実現した。また、条例基準に適合した放課後児童室の運営をめざし、改修、整備を進めるとともに、令和5年度（2023年度）からの保育時間の延長等の新制度の実施に向けた準備を着実に進め、安全安心な居場所を確保できる環境を整備することができた。<br>▸ ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者とその家族からの相談に応え、相談内容に合わせたサポートを行うことで、困難を抱える若者等を支え、安心して暮らせる環境づくりに寄与した。<br>▸ 青少年健全育成に係る市民と行政の取り組みを進め、保護者や青少年に携わる育成者への啓発、情報提供を行うことで、青少年健全育成に望ましい社会環境を維持する取り組みを継続することができた。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3　後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にある。<br>▸ 少子化や核家族化、インターネットの普及など、家庭環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保や、子どもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるよう、様々な活動の機会の提供が求められている。 | ▸ 子ども・若者育成支援推進法に基づき、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会資源も活用し、子ども・若者の育成・支援の取組を推進していく必要がある。<br>▸ 放課後児童室においては、就学前児童の保育認定の増加により、入室申込者のさらなる増加が見込まれることから、今後安定した運営を行うための手法等についての検討が必要である。<br>▸ 次代を担う人材の育成のため、放課後子ども教室及び放課後児童育成室事業を充実するとともに、民間団体とも協力し、すべての子ども・若者が多様な体験・活動を行うことができる機会を創出し、安全・安心な居場所を確保できる環境を作る必要がある。<br>▸ 行政と地域、家庭が協力して青少年の健全育成を進めていくため、より多くの市民にイベントや啓発活動に参加してもらえるよう工夫するとともに、今後も継続して取り組んでいく必要がある。 |

## 4　施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3(2021)実績 | R4(2022)実績 | R5(2023)実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸ 放課後児童室事業では、入室希望者をすべて受け入れ、待機児童ゼロを実現した。また、増加する多様な保育ニーズに対応するため、公立幼稚園跡地を活用し、新たな民間運営による放課後児童室整備に係る補助事業を実施するとともに、市設置児童室の条例基準適合化に取り組んだ。さらに、放課後児童室における保育時間の延長に向けた検討を着実に進めた。<br>▸ 様々な事情を抱える若者やその家族に対して、適切な支援機関を紹介するとともに、子ども・若者への支援事業を実施する団体に対し補助を行った。 | ▸ 放課後児童室事業では、入室希望者をすべて受け入れ、待機児童ゼロを実現した。また、条例基準に適合した放課後児童室の運営をめざし、改修、整備を進めるとともに、保育時間の延長に向けた準備を着実に進めることができた。<br>▸ 若者相談支援事業では、一人ひとりの特性や状況に寄り添い、幅広く相談対応ができる体制が整ったことで、相談件数増につなげることができた。<br>▸ 青少年健全育成に係る市民と行政の取り組みを進め、保護者や青少年に携わる育成者への啓発、情報提供を行うことで、青少年健全育成に望ましい社会環境を維持する取り組みを継続することができた。 | ▸ 若者相談支援事業では、ひきこもり等の困難を有する子ども・若者とその家族からの相談に臨床心理士等が丁寧に応え、相談内容に合わせたサポートを行った。<br>▸ 増加する多様な保育ニーズに対応するため、条例基準に適合した放課後児童室の整備を進めるとともに、社会福祉法人等と連携を図り、安全で安心な居場所の確保に取り組んだ。また、放課後児童室における保育時間を19時まで延長し、新たに週4日の利用区分を設けた。<br>▸ すべての子ども・若者が多様な体験・活動を行うことができる機会を創出し、地域や各種団体と協力しながら、安全・安心な居場所を確保できる環境づくりを進めた。 |

## 5　「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 放課後児童室入室確保数（4月1日時点） | 人 | 計画値 | | 4,000 | 4,200 | 4,400 | 4,600 | 放課後児童室入室申込者数に対して必要室数以上を確保しており、待機児童ゼロを実現した。 |
| | | | 実績値 | 3,780 | 4,040 | 4,080 | 4,180 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 97.1% | 95.0% | | |
| 2 | 子ども・若者の健全育成に係る事業数 | 本 | 計画値 | | 169 | 230 | 291 | 352 | 新型コロナウイルス感染症対策のため事業未実施が多くなる中、子ども・若者の健全育成に関する事業の実施を継続した。感染症が収束に向かう中、事業数も回復して来ている。 |
| | | | 実績値 | 341 | 128 | 203 | 262 | | |
| | | | 達成率 | | 75.7% | 88.3% | 90.0% | | |
| 3 | 若者相談窓口における相談件数 | 件 | 計画値 | | 100 | 140 | 180 | 220 | 若者相談支援事業では、一人ひとりの特性や状況に寄り添い、幅広く相談対応ができる体制が整ったことで、相談件数増につなげることができた。 |
| | | | 実績値 | － | 70 | 353 | 676 | | |
| | | | 達成率 | | 70.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 4 | 青少年健全育成に関する地区住民懇談会の実施地区数 | 地区 | 計画値 | | 29 | 29 | 29 | 29 | 新型コロナウイルス感染症対策のため実施する地区が激減したが、収束するにつれ開催地区が増加した。 |
| | | | 実績値 | 25 | 2 | 8 | 15 | | |
| | | | 達成率 | | 6.9% | 27.6% | 51.7% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策5 | やおプロモーションの推進 | 施策推進部局 | 政策企画部 魅力創造部 教育委員会事務局 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 八尾のイメージのブランド化が進み、その魅力が市内外へ届くことにより市外には八尾に興味・関心を持ち、応援する人が増えており、八尾に移り住む人も増えています。 | ▸ 八尾の魅力を市内外へ発信する契機とするため、2025年大阪・関西万博の開催に向け、日本国際博覧会協会や大阪府・大阪市万博推進局、市内外の企業等との連携を図り、庁内一体となって万博開催カウントダウンイベントなどの機運醸成及び八尾の魅力を市内外に発信するための企画を実施した。 |
| | | ▸ 八尾に関心を抱く人々を増やしていくため、八尾の魅力を若者目線で再発見し、若者世代を中心に広く市内外に発信するやお観光創造アンバサダーを創設した。 |
| | | ▸ 今東光資料館では、今東光作品等を通じた八尾の人・まちの魅力の発信をするため、企画展示や市内外での出張展示を実施するとともに、新しい生活様式を踏まえた市公式ユーチューブでのコンテンツ配信などを行った。 |
| 2 | 誇りと愛着を持ちながら八尾に住み続ける人が増えています。 | ▸ 市民とともに万博を契機としたSDGs達成をめざし、市民一人ひとりの身近な行動やつながりを共有し、万博へとつながり、万博後もまちを良くしていくことを目標とした八尾市独自の仕組み『80（やお）アクション』をスタートさせ、チームエキスポ共創チャレンジへの登録を行った。 |
| | | ▸ 「空港のあるまちやお」におけるにぎわいの創出を図るため、「空飛ぶクルマ」のある未来社会への理解を深める取り組みを行うとともに、実証実験の誘致や実用化への支援に向けた関係機関との協議を進めた。 |
| | | |
| 3 | ものづくりをはじめ、歴史・文化等の八尾の様々な魅力に触れる観光客でまちがにぎわい、地域経済が活性化し、市民・地域・企業等の活動・活躍が活発になり地域が活気であふれています。 | ▸ 万博開催中の八尾市への誘客強化を図るため、デジタル技術等により、八尾らしさをオンラインで体験できる新たな観光コンテンツを造成し、国内外に発信する取り組みを進めた。 |
| | | ▸ 「映画のまち・やお」の実現に向けて、多くの市民によるエキストラ出演やロケ地提供の協力を得るなど、市民参加による機運醸成が進展するとともに八尾の魅力を映像を通して、全国に発信する取り組みを実施した。 |
| | | ▸ 本市の伝統文化であり、地域資源でもある「河内音頭」の魅力を、一人でも多くの市民、企業の方に知ってもらい、親しみを持っていただくため、八尾河内音頭まつりを広くPRするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中でも、開催場所や実施手法等の見直しを行い開催した。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 90.4% | ▸ 「八尾の魅力を友人や知り合いに推奨する気持ちが強い市民の割合」は計画値を上回り、2025年大阪・関西万博に向けて80アクションの推進、空飛ぶクルマの理解を深める取り組み等、八尾の魅力を高める取り組みの成果が表れ始めている。また「映画のまち・やお」の実現に向けた取り組みや、観光アンバサダーの創設など、八尾が誇るべき地域資源の魅力を効果的に発信している。<br>▸ 計画未達成の項目は、コロナ禍により様々な社会活動が停滞したことの影響が考えられるが、コロナ禍からの日常生活の正常化に伴い、市民参画による事業も再開されてきたことで、実績値は確実に向上している。<br>また、テレワーク等の新しい生活様式が普及・発展することによって、市民の意識に変化が生じている影響があることから、住み続けたいまちとしての魅力を引き続き高め続ける必要がある。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ コロナ禍でテレワークの普及など、住む場所を選ばない新しい生活様式の発展によって、住み続けることに関しての社会意識が変化している。<br>▸ 各地でイベント実施が再開されるなど、日常生活の正常化が進む中で、令和7年（2025年）には大阪・関西万博の開幕を迎える。国際イベントとして、国内外から多くの人が大阪に訪れ、本市をプロモーションする絶好の機会となる。<br>▸ 海外からの来訪者を含め、大阪への滞在期間中は万博会場だけでなく、府内の各地域に興味関心を持ち、実際に観光に訪れるような状況が想定される。 | ▸ めざす暮らしの姿の達成に向けて、万博終了後にもたらされる波及効果やレガシーをどのように活用することができるのか、施策指標の見直しを含めて再検討する必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸ 2025年大阪・関西万博に向けて、関係機関との連絡調整を実施し、「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創パートナー登録や、機運醸成のための検討を行った。<br>▸ やおプロモーション推進アドバイザー制度を開始させ、効果的なPRを検討し実施した。<br>▸ 「映画のまち・やお」づくりに向けて、映画制作担当者等と撮影に係る支援を行う「八尾市フィルムコミッション」を立ち上げた。<br>▸ 本市の観光に関する基本的な考え方の検討を行った。<br>▸ 今東光資料館では、様々な展示企画等を実施したことにより、入館者数がコロナ禍以前の水準に回復した。 | ▸ 万博を契機としたSDGs達成をめざし、市民、専門家、若手職員等とともに、『80（やお）アクション』を開始し、チームエキスポ共創チャレンジへの登録を行った。<br>▸ 日本国際博覧会協会や大阪府・大阪市万博推進局、市内外の企業等と連携を図り、庁内一体となって万博カウントダウンイベントなどの機運醸成及び八尾の魅力を市内外に発信するための企画を実施した。<br>▸ 今東光資料館では、市外での出張展示や新しい生活様式を踏まえた市公式ユーチューブでの配信などを行ったことにより、入館者数は、前年度を上回った。<br>▸ 「映画のまち・やお」の実現に向けて、映像制作等の誘致活動を展開し、多くの市民によるエキストラ出演やロケ地提供の協力を得るなど、市民参加による機運醸成と八尾の魅力を全国に発信する機会が増えてきた。 | ▸ 万博フォトスポットを活用した機運醸成の取り組みを進めた。また、府市万博推進局と連携したイベントで本市のプロモーション活動を展開したほか、八尾市万博開催500日前月間等を実施し、市民とともに機運醸成に取り組んだ。<br>▸ オンラインで体験できる新たな観光コンテンツを造成した。また、「空飛ぶクルマ」のある未来社会への理解を深める取り組みとして、セミナーや機体展示を行った。<br>▸ 八尾の魅力を若者世代を中心に広く国内外に発信することにより、八尾に関心を抱く人々を増やしていくため、観光創造アンバサダーを創設した。<br>▸ 映画撮影等の誘致活動として、市民参画により多様な映像媒体を活用し、魅力ある地域資源を全国へ発信する取り組みを進めた。また、八尾市フィルムコミッション活動をさらに高めるため、ジャパンフィルムコミッションへ加盟した。<br>▸ 今東光資料館では、今東光作品等を通じた八尾の人・まちの魅力の発信をするため、企画展示や市内外での出張展示を実施した。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 八尾の魅力を友人や知り合いに推奨する気持ちが強い市民の割合 | % | 計画値 | | 14.0 | 15.0 | 16.0 | 17.0 | 80アクションの推進、空飛ぶクルマの理解を深める取り組み等、八尾の魅力を高める取り組みの成果が表れ始めている。また「映画のまち・やお」の実現に向けた取り組みや、観光アンバサダーの創設など、八尾が誇るべき地域資源の魅力を効果的に発信している。 |
| | | | 実績値 | 13.6 | 10.8 | 16.0 | 16.0 | | |
| | | | 達成率 | | 77.1% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 住み続けたいと感じる市民の割合 | % | 計画値 | | 83.0 | 84.0 | 85.0 | 86.0 | 計画未達成の要因としては、コロナ禍による社会活動の停滞と、テレワーク等の新しい生活様式の普及・発展により、市民意識の変化が影響していると考えられる。 |
| | | | 実績値 | 80.5 | 70.2 | 70.6 | 71.0 | | |
| | | | 達成率 | | 84.6% | 84.0% | 83.5% | | |
| 3 | 八尾をより良くするための活動に関わりたい気持ちが強い市民の割合 | % | 計画値 | | 11.0 | 12.0 | 13.0 | 14.0 | 計画未達成の要因としては、コロナ禍により様々な社会活動が停滞したことの影響が考えられる。一方、日常生活の正常化が進んだことから、市民参画による事業も再開したため、実績値が向上したものと考えられる。 |
| | | | 実績値 | 10.7 | 8.0 | 9.7 | 11.4 | | |
| | | | 達成率 | | 72.7% | 80.8% | 87.7% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策6 | 歴史資産などの保全・活用・発信 | 施策推進部局 | 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 地域住民との協働等による歴史資産等の保全・活用の取り組みが広がり、貴重な文化財が受け継がれています。 | ▸ 八尾の歴史資産を継承し、文化財を活かした地域のまちづくりを進めるため、学識経験者を中心として、市民、学校、公益財団法人、NPO団体とともに市域の歴史や文化財の調査を進め、市史の編纂、刊行を行うとともにその成果を講演会等を開催し市民と共有した。 |
| 2 | 生涯学習や学校教育等の様々な機会を通じて、国史跡等の八尾の歴史資産に触れることができ、市民が郷土に誇りを感じています。 | ▸ 近畿地方有数の大型群集墳として歴史的価値の認められた国史跡高安千塚古墳群については、令和3年（2021年）10月に郡川西塚古墳と服部川支群の一部について国史跡の追加指定を行うとともに、公有化を進めた。<br>▸ 平成30年（2018年）に国史跡に指定された由義寺跡については、本市の新たな魅力・郷土学習の場になるよう、史跡の活用に向けた整備基本計画を策定した。<br>▸ 市内の国史跡等を守り、活用するため、史跡の清掃作業や見学会のサポートなど史跡の保全活動等を市民ボランティアと協働して行った。 |
| 3 | 歴史資産や文化財施設の情報を身近に得ることができ、観光と連携した取り組みが進むことにより来訪者が増え、八尾の歴史資産等の魅力が市内外に広く知られています。 | ▸ 文化財の保存と活用に関する基本的な方針と推進するための措置等を盛り込んだ本市の文化財のマスタープランとなる八尾市文化財保存活用計画を策定し、文化庁の認定を受けた。<br>▸ 市内の文化財の情報や文化財施設の指定管理者によるイベントや展示の内容についてホームページや市政だよりを活用して速報性を持たせた情報発信に努めた。 |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 100.0% | ▸ 八尾市文化財保存活用地域計画を策定し、文化庁の認定を受けることができた。さらに、地域計画で定めた基本方針に基づいて、計画を推進するための措置について具体性をもった事業を検討し、推進していく必要がある。<br>▸ 国史跡の追加指定や史跡ボランティア活動の継続によって、市民との協働等による史跡の保全・活用の取り組みが広がっている。今後、整備基本計画を策定した史跡由義寺の整備により、市民の生涯学習や郷土の歴史教育の場を提供するとともに、他市の人びとにも八尾の魅力ある歴史資産に触れる場となるようにする必要がある。引き続き、歴史資産や文化財施設の情報を身近に得ることができるよう、情報発信に努めるとともに、観光と連携した取り組みを進める必要がある。 |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 過疎化・少子高齢化等の社会の変化を背景に地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財の保存と活用を地域で取り組む体制づくりを整備することが必要となっている。<br>そのため、文化庁は、地方自治体に文化財の保存活用のための基本方針となる保存活用地域計画の策定を求めることとなり、八尾市は大阪府下市町村の中で3番目に計画を策定し、令和4年（2022年）7月に文化庁の認定を受けた。 | ▸ 保存活用地域計画に基づき、市内の文化財の保存活用について具体的な措置を検討する必要がある。<br>特に由義寺跡の活用については、整備基本計画に則り、着実な実施が求められる。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | A | |
| 総評 | ▸ 八尾市文化財保存活用地域計画を策定することができた。<br>▸ 高安千塚古墳群については、市民参画による保全活動と、追加指定と公有化を行うことができ、保存を進めることができた。<br>▸ 由義寺跡については、今後の整備に向けて、整備基本計画の策定に着手できた。 | ▸ 八尾市の文化財の保存と活用における基本方針である八尾市文化財保存活用地域計画については、文化庁の認定を受けることができた。<br>▸ 新たな八尾市の魅力となりうる由義寺跡については、整備基本計画を策定し、将来の整備に備えた。<br>▸ 市民が参画したボランティアによる史跡の保全活動や地域に受け継がれてきた文化財の調査やその情報提供を行った。 | ▸ 史跡由義寺跡について、整備基本計画に基づき、整備基本設計を作成する。<br>▸ 市民が参画したボランティアによる史跡の保全活動や地域に受け継がれてきた文化財の調査やその情報提供を行う。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ボランティア活動への参加人数 | 人 | 計画値 | | 350 | 350 | 350 | 350 | 新型コロナウイルス感染症の影響も少なくなり、多くの市民の参画のもと実施できた。 |
| | | | 実績値 | 345 | 188 | 426 | 400 | | |
| | | | 達成率 | | 53.7% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 指定文化財等の件数 | 件 | 計画値 | | 124 | 126 | 128 | 130 | 指定文化財等の件数は、順調に増加している。 |
| | | | 実績値 | 121 | 127 | 129 | 130 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 3 | 文化財情報の発信件数 | 件 | 計画値 | | 46 | 48 | 50 | 52 | 速報性を持たせた最新情報を提供できるようホームページを適宜更新した。 |
| | | | 実績値 | 46 | 52 | 50 | 50 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策7 | みどり豊かな潤いのある暮らし | 施策推進部局 | 魅力創造部 環境部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿（8年間） | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 都市近郊の身近な里山である高安山の自然が適切に保全されています。 | ▸ 自然環境保全への市民意識の高揚を図るとともに、保全活動を進めるため、高安山清掃ハイキング等を実施し、自然に親しむ活動や啓発を通じて、自然の適切な保全に努めた。<br>▸ 市民・事業者・教育機関・行政のパートナーシップ推進組織等により、高安山の森林保全を実施するとともに、森林保全に取り組む新たな人材の育成や若い世代が自然と触れ合う機会の創出を図った。 |
| 2 | 観光と連携した取り組みにより、高安山の自然や歴史資産に親しむ市民や来訪者が増えています。 | ▸ 高安山に点在する魅力的な資源を活用し、市民や来訪者が自然や歴史資産に親しむことができるよう、ハイキング道の倒木を除去するなどの安全管理を行うとともに、休養施設の設置や路面改修を行った。 |
| 3 | 景観形成と連携し、玉串川や長瀬川沿道等がみどりの豊かさや潤いを感じられる魅力的な空間として市民に広く知られ、親しまれています。 | ▸ 玉串川と長瀬川沿いの桜並木が良好な景観で市民の財産として永続的に保つため、桜並木を調査し、老朽化した桜の撤去、補植等の保全活動を行った。また、「さくら基金」への寄附を広く募り、市民・企業・行政が一体となって桜の再生・保全に取り組んだ。 |
| 4 | 市民・企業・行政が連携し、みどりの保全、創出、育成に取り組み、潤いやゆとりのある暮らしができています。 | ▸ みどりの環境の保全と緑化の推進を図るため、建築物の建築または開発にあたっては市民や事業所等と緑化協議を実施し、緑化の取り組みを指導した。<br>▸ まちに花と緑を増やすため、町会等の団体や公園・公共施設等で自主的に緑化活動を行なう市民や団体等に対して花苗や肥料等を支給し、施設管理者と協力して緑化の取り組みを進めた。<br>▸ 遊休農地の解消のため、貸借可能な農地を登録し、必要とする農家等に斡旋・貸し付けを行う農地バンク制度を農業委員会と連携して実施した。また、遊休農地の解消に取り組む活動団体への支援を実施した。 |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 81.1% | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響により、高安山を活用したイベントの中止が続いたため、市民や来訪者の増加は見込めなかったが、各種保全活動により、高安山の自然が保全されている。また、玉串川や長瀬川沿いの桜を計画的に植え替えすることにより、植えた桜が育ち、将来の景観形成とみどりの豊かさや潤いを感じられる魅力的な空間として市民に広く知られ、親しまれている。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が減少するなど、極めて甚大な影響がある。 | ▸ 高安山の森林保全活動を活性化するためには、さらなる担い手が必要である。<br>▸ まちに花と緑を増やす緑化活動には、町会等のボランティア団体が必要である。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響があり、イベント等が中止となったが市民の自然環境への意識の維持継続ができた。 | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響があり、イベント等が中止となったが、玉串川や長瀬川沿いの桜の再生を行った。<br>▸ 記念樹の配付樹種を増やし、市街地の緑化を進め、市民の自然環境への意識の維持継続ができた。 | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響があり、中止となったイベントもあったが、玉串川や長瀬川沿いの桜の再生を行う等、市街地の緑化を進め、市民の自然環境への意識の維持継続ができた。 |

## 5「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 里山保全に関する活動回数 | 回 | 計画値 | | 36 | 36 | 36 | 36 | 市民主体の里山保全活動が継続できている。 |
| | | | 実績値 | 36 | 32 | 34 | 36 | | |
| | | | 達成率 | | 88.9% | 94.4% | 100.0% | | |
| 2 | 八尾市内に自然環境が多く残っていると思う市民の割合 | % | 計画値 | | 57.0 | 57.0 | 57.0 | 57.0 | 自然環境の保全や啓発活動が効果的に行われており、概ね計画値を維持している。 |
| | | | 実績値 | 56.7 | 57.0 | 55.6 | 57.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 97.5% | 100.0% | | |
| 3 | 高安山を活用したイベントの参加者数 | 人 | 計画値 | | 645 | 645 | 645 | 645 | 新型コロナウイルス感染症の影響で生駒チャレンジ登山大会が中止となったため、計画値を大きく下回った。 |
| | | | 実績値 | 645 | 0 | 29 | 35 | | |
| | | | 達成率 | | 0.0% | 4.5% | 5.4% | | |
| 4 | 桜の植樹本数 | 本 | 計画値 | | 160 | 180 | 200 | 220 | 地域と協働で桜の保全・再生に取り組んでいることで、桜並木の良好な景観が維持できている。 |
| | | | 実績値 | 128 | 170 | 186 | 205 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 5 | グリーンボックス貸出及び街かど緑化の申請回数 | 回 | 計画値 | | 140 | 140 | 140 | 140 | 毎年度増加しており、現時点の申請回数から見通しを立てると達成可能と考える。 |
| | | | 実績値 | 143 | 130 | 140 | 145 | | |
| | | | 達成率 | | 92.9% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策8 | 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり | 施策推進部局 | 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 市民の芸術文化活動が盛んに行われています。 | ▸ 令和4年（2022年）8月にリニューアルオープンした八尾市文化会館（プリズムホール）では、誰もが心豊かにかがやくことを目的に、地域のアーティストや一般の市民・団体が1階オープンコーナーや光のプラザなどを使って作品展示等の企画を実現する「プリズム・アート＆シアター・プロジェクト」を実施した。 |
| | | ▸ 吹奏楽の普及・振興を目的に、“吹奏楽のまち 八尾”として、八尾市内の中学校・高校・社会人団体が一同に会し、演奏を繰り広げる市内最大の吹奏楽イベント「八尾市吹奏楽フェスティバル」を開催した。 |
| | | ▸ 市内で活動する人形劇の団体や児童合唱団、ダンスチームなど、八尾市文化会館が実施するイベント等に市民団体を出演者として起用することで、市民に発表の場を提供した。 |
| 2 | 身近に芸術文化に触れることができる機会があります。 | ▸ 様々な事情で芸術文化に日頃つながりを持たない人に対し、アートを楽しむ機会を創出する事業として、市立病院、社会福祉施設、母子ホーム等市内各所でワークショップやコンサート等を実施した。 |
| | | ▸ 八尾市文化会館においては、高嶋ちさ子with Super Cellists、大阪フィルハーモニー交響楽団のコンサートや、坂東玉三郎の公演を実施するなど、優れた芸術作品の鑑賞機会を拡充し、市民が身近に芸術文化に触れることができる機会を創出した。 |
| | | ▸ 芸術文化が持つ様々な価値・効用を市民に身近に届けることを目的に、本格的な芸術文化公演の鑑賞前に、公演の内容の解説や魅力を伝えるトークライブ、演劇公演の台本を使った朗読会などを開催した。 |
| 3 | 街中に芸術文化があふれていて八尾の魅力を感じることができます。 | ▸ 令和5年（2023年）11月26日から3週間にわたり、市内公園や駅前広場等多くの人が行き来する6つの会場で、発表の場を提供し、週変わりでアーティストや一般市民・団体の皆さんが参加するイベント「まちかどライブクリエイション」を実施した。 |
| | | ▸ 令和4年度（2022年度）に、市内の高校生の美術や書道作品を中心に、プリズムホールで合同展示する高校合同文化祭を開催した。令和5年度（2023年度）は八尾市文化会館をはじめ市内4会場で、展示に加え、高校生による合同パフォーマンス等も実施した。 |
| | | ▸ 定期公演や全国からの派遣依頼業務の受け入れにより、河内音頭の普及、発信に取り組んでいる。また、地域の盆踊りイベントなどで河内音頭を踊れる人、踊りたい人を増やす取り組みを進めた。 |
| 4 | 芸術文化の力で子どもたちの笑顔が輝いています。 | ▸ 小学2年～中学1年（義務教育学校2年～7年）の児童・生徒を対象に、子ども河内音頭講座を開催した。唄コースと踊りコースを設け、1年間の講座修了後、<八尾のこども河内音頭大使>に任命し、その後2年間大使として活躍してもらった。 |
| | | ▸ 幼児・子どもの時代から芸術に触れ、体験することで、豊かな感性と創造性、自己実現する力を育むことを目的に、“生の舞台の感動をこどもたちに伝えたい”という思いで、プリズムホールが一から作る演劇作品「プリズムチャームプロダクションシリーズ」を実施した。 |
| | | ▸ 市内小中学校を対象に、文学座の演出家・俳優とのお芝居作りのワークショップや、大阪フィルハーモニー交響楽団による解説付きコンサート等、芸術文化の課外授業を実施した。 |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 92.2% | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響で公演等の自粛により稼働率が低下し、大ホールについては回復傾向が未だ見られないものの、自粛解除に伴い、芸術文化振興事業を着実に実施することで、他の指標については良化していくものと見込んでいる。<br>▸ 本市では文化会館をはじめ、鑑賞や創作・発表活動の拠点となる様々な場所が存在し、それぞれの場所で芸術活動が行われている。しかし、個人のアーティストや個々の活動拠点だけでは、活動の幅や情報の発信に限界があり、市全体としての動きにはつながっていないのが実情である。<br>▸ 今後は、芸術文化により人・場所・活動がつながっていく芸術文化活動の有機的なネットワーク「やおうえるかむコモンズ」を形成することで、形成主体が互いに協力し合い、八尾の芸術文化を活性化させる取り組みを進める必要がある。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響により、芸術文化を支える個人や団体の芸術文化活動の減少、海外との文化交流の停滞、学校における子どもの芸術文化活動の減少など、極めて甚大な影響がある。<br>▸ 急激な少子高齢化により、芸術文化の担い手の減少、市場の縮小にも注意が必要となる。（本市においては河内音頭の担い手の高齢化が進んでいる。）<br>▸ 国際的にもSDGsの達成に向けた取り組みが活発化する中、芸術文化が果たす役割が大きくなっている。 | ▸ 本市の芸術文化活動の有機的なネットワークである「やおうえるかむコモンズ」の形成に向け、八尾の芸術文化を活性化させる取り組みを進める必要がある。<br>▸ 八尾市芸術文化推進基本計画の最終年度である令和10年度（2028年度）に実施予定の「（仮称）やお芸術文化フェスティバル」を実現させるため、まちかどライブクリエイションをいかに継続実施しながら、八尾市内の機運を高められるかが課題である。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | B | |
| 総評 | ▸ 八尾市芸術文化振興審議会及びワーキング部会で検討を行い、令和4年（2022年）3月に八尾市芸術文化基本条例を制定した。<br>▸ 令和4年（2022年）8月のリニューアルオープンに向け、市民の誰もが芸術文化に親しめる機会を提供できる場となるよう文化会館の大規模改修を行うとともに、付帯の備品購入を行った。<br>▸ 各種施設や学校へのアウトリーチ事業を中心に、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で芸術文化振興事業を実施した。 | ▸ 八尾市芸術文化推進基本計画の策定により、八尾市芸術文化基本条例とともに八尾市のめざす芸術文化の方向性を示すことができた。<br>▸ 条例に規定する「やおうえるかむコモンズ推進会議」を立ち上げ、計画に基づくリーディングプロジェクトの1つである高校合同文化祭の開催に向けてのプレイベントを実施した。<br>▸ 文化会館は大規模改修工事を完了し、リニューアルオープンした。<br>指定管理者による芸術文化振興事業として、リニューアルオープンのイベントをはじめ、オープンスペースを使った市民の作品展示や、指定管理によるカフェレストラン事業などを通じて、これまで以上に幅広い層に来館いただいている。 | ▸ 八尾市芸術文化推進基本計画に基づき、芸術文化により人・場所・活動がつながっていく芸術文化活動の有機的なネットワーク（やおうえるかむコモンズ）の形成に向けた取り組みとして、高校合同文化祭やまちかどライブクリエイションを実施するとともに、芸術文化のポータルサイトの構築を進めた。<br>▸ 指定管理者による芸術文化振興事業を実施した。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 文化会館の大ホール及び小ホールの稼働率 | % | 計画値 | | － | － | 75.0 | 75.3 | 75.5 | 令和3・4年度（2021・2022年度）の改修工事に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で稼働率が減少した。公演等の自粛解除後の令和5年度（2023年度）も、特に大ホールについては回復傾向が見受けられず、前年度の実績を下回る見込み。 |
| | | | 実績値 | 75.2 | － | 69.0 | 63.6 | | |
| | | | 達成率 | | － | 92.0% | 84.5% | | |
| 2 | 文化会館指定管理者が実施する事業の入場者数 | 人 | 計画値 | | 10,000 | 16,000 | 20,000 | 22,000 | 令和4年度（2022年度）は文化会館のリニューアルオープンに伴い、例年以上のイベント数を実施した。<br>令和5年度（2023年度）はイベント数が落ち着くため、前年度の実績を下回る見込み。 |
| | | | 実績値 | 15,617 | 10,821 | 33,805 | 22,680 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 3 | 日常生活において音楽、映画、演劇、美術などの芸術文化に親しんで心の豊かさを感じる時がある市民の割合 | % | 計画値 | | 69.5 | 70.0 | 71.0 | 72.0 | 新型コロナウイルス感染症の影響で各種公演やイベントの自粛が続き、芸術文化に親しむ機会も減少したと考えられる。<br>令和5年度はイベント等の自粛が解除されていることから、指標も良化すると考えられる。 |
| | | | 実績値 | 64.3 | 63.0 | 61.9 | 64.3 | | |
| | | | 達成率 | | 90.6% | 88.4% | 90.6% | | |
| 4 | 八尾らしさや魅力を活かした事業の数 | 本 | 計画値 | | 12 | 13 | 14 | 15 | 八尾の特色や伝統文化をテーマにした事業を実施することで、多くの市民が八尾の魅力を知る機会が確保できている。 |
| | | | 実績値 | 12 | 15 | 15 | 18 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 5 | 中学生以下対象の芸術文化に関するイベント参加者数 | 人 | 計画値 | | 10,000 | 12,000 | 12,500 | 13,000 | 令和4年度（2022年度）は文化会館のリニューアルオープンに伴い、例年以上のイベント数を実施した。<br>令和5年度（2023年度）はイベント数が落ち着くため、前年度の実績を下回る見込み。 |
| | | | 実績値 | 12,034 | 8,784 | 14,633 | 10,716 | | |
| | | | 達成率 | | 87.8% | 100.0% | 85.7% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策9 | 地域経済を支える産業の振興 | 施策推進部局 | 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

## 1　これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 地域内のつながりによる新たな取り組みへのチャレンジ意欲とその取り組みを応援する機運醸成により、イノベーションエコシステムが構築され、八尾の好循環につながっています。 | ▸ エネルギー、原材料価格等の物価高騰の影響を受ける中、その対策として新製品開発を含めた新事業展開にチャレンジする事業者に対して、意欲ある事業者経営・技術支援補助金を交付し支援を行った。<br>▸ デザインイノベーション推進事業による継続的、中長期的な自社ブランディングをサポートし、企業の高付加価値化をめざすためのチャレンジングな環境を提供した。 |
| 2 | 操業環境等の整備と企業集積の維持が図られ、活発な産業活動により、職住近在のまちづくりが進んでいます。 | ▸ 市内への製造業者の流入促進及び市外への流出防止を図るため、市内での工場立地に対して、ものづくり集積促進奨励金制度を効果的に運用した。<br>▸ 企業が市外へ移転することなく事業拡大や施設拡張を図り、とりわけ、製造業者の用地確保、積極的な事業展開に資するために、関西圏の国家戦略特別区域にかかる区域計画が認定され、工場立地法での特定工場の新設等に伴う緑地面積率等の範囲を緩和する条例を制定した。<br>▸ 製造業者の用地確保のため、市内で事業用地や空き工場を探している製造業者の希望者に土地情報を提供するサービスをより推進するため、新たに希望者の情報を市ホームページに掲載し、土地提供者からの情報をマッチングするサービスを実施した。 |
| 3 | 先輩企業家が次世代の企業家の成長を支えることで人が集まり、にぎわいが持続するまちとなっています。 | ▸ 市内で起業・開業を検討している方や開業したばかりの方が、疑問や不安を先輩企業家に相談できる交流会を毎月開催した。<br>▸ 市内で起業・開業を検討している方や次世代経営者、経営幹部候補者の育成支援を行うあきんど起業塾、環山楼塾を開催し、市内の企業家を積極的に講師に起用した。 |
| 4 | 個性豊かな商店やオープンファクトリーが増え、地域内外から八尾の応援者や、関係人口の増加とともに、八尾の産業が全国から注目されています。 | ▸ イノベーション推進拠点である「みせるばやお」の活動を推進し、業種や地域を超えた様々な分野の人材のつながりによる共創が生まれる土壌づくりを積極的に行った。<br>▸ コミュニケーションツールである「まちのコイン」を活用し、八尾市の商業者、ものづくり企業、地域住民や関係人口等をつなぎ、地域コミュニティの活性化につなげた。 |
| 5 | 特産物の認知度が上がり、農業者、市民が誇りをもって、生産し賞味され、都市における農地の多様な機能が市民に理解されるとともに、効率的な農作業の確保と合わせて八尾のブランド力が市内外に定着しています。 | ▸ 農業と市民のふれあい促進のため、八尾市農業啓発推進協議会を通じ農業の啓発活動を行った。<br>▸ 新規就農者や農業後継者等への支援を実施した。 |

## 2　内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.8% | ▸ 意欲ある事業者経営・技術支援補助金の交付及びデザインイノベーション推進事業により、新事業展開にチャレンジする事業の支援及び環境の提供につながった。<br>▸ イノベーション推進拠点である「みせるばやお」の活動の推進及び「まちのコイン」の活用により、関係人口の増加につながった。<br>▸ ものづくり集積促進奨励金制度の運用及び国家戦略特別区域活用による緑地面積率等の範囲の緩和により、操業環境等の整備と企業集積の維持が図られた。<br>▸ あきんど起業塾、環山楼塾等を行うことで、先輩企業家が次世代の成長を支え、育った世代がさらに次の世代の成長を支える循環が根付いてきている。 |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |



## 3　後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 社会経済情勢の急速な変化の中で、時代状況に対応していくため、八尾市産業振興会議に諮問し、答申を受けた中で施策展開を図っていく。 | ▸ 2025年大阪・関西万博に向け、関係機関との連携を図り、「大阪ヘルスケアパビリオン」展示・出展への取り組みを行う。<br>▸ 都市計画道路八尾富田林線の道路事業に関連して残地となる用地について活用に向け、国と協議を行う。<br>▸ 都市農地の多様な機能を発揮していくため、農地・農家数の減少、後継者不足、農業者の高齢化に対応した施策展開を行う。 |

## 4　施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | B | |
| 総評 | ▸ デザインイノベーション事業による継続的、中長期的な自社ブランディングをサポートした他、創業者及び次世代経営者育成事業において、市内企業者をメンター役として登用し、支援者が地域内で循環するエコシステムの構築を図った。また、コロナ禍の中で新たな事業やイノベーション創出などにチャレンジする事業者に対し、意欲ある事業者経営・技術支援補助金に係るメニューを二度に渡って拡充し支援を行った。<br>▸ 八尾市の工業集積の維持発展に向けた方針策定に向けて、八尾市工場等立地推進審議会において議論、検討を行い、答申書にまとめた。<br>▸ 八尾市農業啓発推進協議会を通じ、農業のSNSを利用した啓発活動を行った。また、都市農業の多様な機能を発揮するために八尾市都市農業振興基本計画を策定した。さらに、農業後継者への施設整備等の支援策を新たに実施したことにより農業の振興に寄与した。 | ▸ デザインイノベーション事業により継続的、中長期的なブランディングをサポートし、新製品の開発につなげた。ビジネスプラン策定事業では市内企業家をメンター役とし多く登用し、事業を継続することで、創業希望者等と市内企業家のつながりができ、支援者が地域内で循環するエコシステムが根付いてきている。<br>▸ コロナ禍において、新製品開発を含めた新事業展開にチャレンジする事業者に対して、昨年度に引き続き、意欲ある事業者経営・技術支援補助金メニューを拡充し支援を行った。また、市内の工場立地の推進を検討するため、工場集積施策を進めるための具体的な手法やスキームの各種調査・分析を行った。<br>▸ 八尾市農業啓発推進協議会を通じ、SNSを活用し農業の啓発活動を実施した。また、新規就農者の経営支援のため八尾市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱を策定し農業の振興に寄与した。 | ▸ デザインイノベーション推進事業により、新製品の開発につなげ、実際に開発した商品をクラウドファンディングに出展するなど販路開拓につなげる支援をした。<br>▸ 新製品開発を含めた新事業展開にチャレンジする事業者に対して、意欲ある事業者経営・技術支援補助金を交付し支援を行った。<br>▸ 製造業者の用地確保、積極的な事業展開に資するために、国家戦略特別区域制度を活用し、工場立地法での特定工場の新設等に伴う緑地面積率等の範囲を緩和する条例を制定した。<br>▸ 八尾市農業啓発推進協議会を通じ、多様なツールを活用し農業の啓発活動を実施した。また、都市農業の発展をめざし農業経営基盤強化促進基本構想を改定した。さらに、八尾市新規就農者初期投資促進事業費補助金交付要綱を策定し農業の振興に寄与した。 |

## 5　「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 中小企業におけるイノベーション実践数 | 事業 | 計画値 | | 63 | 63 | 63 | 63 | コロナ禍においても、国の地方創生臨時交付金を活用し、意欲ある事業者経営・技術支援補助金等の支援を行ったことで、中小企業のイノベーション実践が進められた。 |
| | | | 実績値 | 55 | 689 | 121 | 126 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 立地制度活用による工場立地件数 | 件 | 計画値 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 八尾市ものづくり集積促進奨励金制度の活用により、市内での工場立地が進むとともに、市外流出の抑止に貢献している。 |
| | | | 実績値 | 9 | 11 | 7 | 10 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 70.0% | 100.0% | | |
| 3 | 次世代企業家育成において市内企業がメンター役を担う割合 | % | 計画値 | | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 先輩企業家をセミナー等のメンター役として登用する機会を増やすことで、次世代の成長を支える地域内のエコシステムの構築が図られている。 |
| | | | 実績値 | ― | 60.9 | 48.3 | 64.3 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 96.6% | 100.0% | | |
| 4 | 産業分野にかかわる関係人口の対基準年度比率 | % | 計画値 | | 110.0 | 115.0 | 120.0 | 125.0 | みせるばやおの来場者数増など、産業分野に関わる関係人口の増加が見られ、八尾のまちのブランディングの浸透が進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 100.0 | 56.0 | 132.1 | 148.9 | | |
| | | | 達成率 | | 50.9% | 100.0% | 100.0% | | |
| 5 | 産直便等事業者を含む直売所数 | か所 | 計画値 | | 15 | 16 | 17 | 18 | 新規の直売所経営については、農業者の高齢化により消極的であったと考える。 |
| | | | 実績値 | 15 | 16 | 16 | 16 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 94.1% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策10 | 就労支援と雇用機会の創出 | 施策推進部局 | 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿(8年間) | | 主な取り組み内容(前期基本計画期間中) |
|---|---|---|
| 1 | 働く意欲・希望のあるすべての市民が多様な働き方で就労を実現しています。 | ▸ 就労困難者等を支援するため、「第3次八尾市地域就労支援基本計画」を令和4年(2022年)3月に策定するとともに、令和4年度(2022年度)より企業開拓員を配置し、他の事業との連携を図りつつ、一人ひとりの悩みに応じたきめこまかい就労支援を実施した。 |
| | | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化に伴う求職者への支援を行うため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、雇用促進・定着支援事業や就職氷河期世代等対象の面接会等を実施した。 |
| | | ▸ 国(ハローワーク)等の関係機関と連携し、就職面接会等の開催や求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を通じ、市内事業所の人材確保支援に取り組んだ。 |
| 2 | ダイバーシティ経営と働き方改革の推進により、企業における人材確保や定着が進み、すべての市民がワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を送っています。 | ▸ 事業所におけるダイバーシティ経営と働き方改革の取り組みを支援するとともに、事業所の人権意識の高揚及び人権問題への啓発に関する事業を実施した。 |
| | | ▸ 個々の中小企業では取り組むことが難しい勤労者への福利厚生事業を実施できるよう、(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターに対し補助金を交付した。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価(推進部局による自己評価)

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 80.9% | ▸ 指標の達成率については、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により、雇用環境にも改善が見られない中、就労困難者の就職は引き続き厳しい状況であったことから雇用達成率に影響があったと考えられる。<br>一方で、前期基本計画期間において「第3次八尾市地域就労支援基本計画」を策定し、就労困難者等への支援として新たに企業開拓員を配置し取り組みを進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した雇用促進・定着支援金事業や各種面接会等を開催するなど事業を着実に進めた。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |





## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 新型コロナウイルス感染症については落ち着きを見せているが、原材料の高騰や物価高、また最低賃金の改正も続いており、中小企業が多くを占める本市においては経営環境の悪化や雇用を取り巻く環境について厳しい状況が続いていることから、社会情勢や国の制度改正・経済対策等も含めて状況を注視していく必要がある。 | ▸ 引き続き、国(ハローワーク)と連携し「八尾市ワークサポートセンター」を運営していくとともに、就労困難者等への支援についても着実に進める必要がある。また、中小企業の多い本市においては、企業の人材確保支援についても継続して実施する必要がある。 |

## 4 施策評価(各年度実施計画実績)の推移

| 年度 | R3(2021)実績 | R4(2022)実績 | R5(2023)実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | B | |
| 総評 | ▸ 地域就労支援事業では、コロナ禍の影響もあり計画値を達成することはできなかったものの、希望する仕事の見つけ方や就労を困難としている課題を解消するためによりそい型支援を行うことで、今後の就労実現に向けた支援ができた。 | ▸ 八尾市企業人権協議会の会員企業を中心に、市内160社を企業開拓員が訪問等することにより、地域就労支援事業の周知を図るとともに、就労困難者の雇用について理解を求めた。<br>▸ 八尾市内の求人を所管するハローワーク布施と連携し、相談者の希望する求人等について相談ができる体制を整えた。<br>▸ 地域就労支援事業とパーソナル・サポート事業の契約を一本化した公募型プロポーザルによる業者選定を実施することで、相談者一人ひとりの状況に合わせたより適切で連携した支援を実施するなど、相談体制の強化を図った。 | ▸ 企業開拓員と地域就労支援事業及びパーソナル・サポート事業が連携し、相談者一人ひとりの状況に合わせた適切な支援を進めている。また、ダイバーシティ経営推進に関する研修や面接会等を開催し企業の人材確保や定着支援の取り組みを進めている。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指 標 | 単位 | | 基準値 | R3(2021) | R4(2022) | R5見込(2023) | R6(2024) | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 地域就労支援センターにおける相談者の雇用達成の割合 | % | 計画値 | | 33.0 | 35.0 | 37.0 | 40.0 | 長引くコロナ禍の影響により、雇用環境にも改善が見られない中、就労困難者の就職は引き続き厳しい状況であったことから指標1の計画値を達成することができなかった。 |
| | | | 実績値 | 44.1 | 26.9 | 26.7 | 22.9 | | |
| | | | 達成率 | | 81.5% | 76.3% | 61.9% | | |
| 2 | 参加したセミナー等の内容が参考になった企業の割合 | % | 計画値 | | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 問題なし |
| | | | 実績値 | 92.7 | 90.9 | 95.2 | 90.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策11 | 消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実 | 施策推進部局 | 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿（8年間） | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 市民が最新の消費生活問題に関する情報を得ることにより、身につけた知識を活用して消費者トラブルを未然に回避することができています。トラブルに直面した場合も、市民が主体的に問題を解決できるようになっています。 | ▸ 市民が消費者トラブルを未然に回避し、また主体的にトラブルを解決することができる知識を身につけられるよう、出前講座、特殊詐欺や悪質商法等の消費者トラブルに関する消費者教育講座、市政だよりへの消費者トラブル事例記事の掲載等の消費者啓発を行った。 |
| 2 | 消費生活相談員の相談対応力が向上することにより、様々な消費者トラブルや悪質商法に対して、市民が適切な助言・支援を受けています。 | ▸ 消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識及び相談対応の技法の習得・向上をめざし、消費生活相談員の国民生活センター等が実施する研修への参加の推進を図った。 |
| 3 | 消費者教育がさらに推進され、持続可能な社会の実現に向けて、当事者としての自覚と思いやりを兼ね備えた市民が、自立して行動しています。 | ▸ 市民が持続可能な社会の担い手となるよう、消費者団体と協働して、食品ロス削減や地産地消等のエシカル消費に関する消費者教育講座を行った。 |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 96.0% | ▸ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期において、出前講座や消費者教育講座等の開催中止や規模縮小を行ったため、特殊詐欺や悪質商法等の消費者トラブルに関する啓発並びに食品ロス削減や地産地消等のエシカル消費に関する啓発が一部滞った。<br>▸ 消費生活相談員について、国民生活センター等が実施する研修への参加を推進し、相談対応力の向上を図った。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 高齢化の進展、また新型コロナウイルス感染症の影響もあり社会全体のIT活用がさらに進んでいくものと思われ、それに伴い消費者トラブルがこれまで以上に増加、また複雑多様化していくものと思われる。 | ▸ 消費者トラブルに関する啓発並びにエシカル消費に関する啓発の機会を拡充していく必要である。<br>▸ 引き続き、消費生活相談員について研修参加を推進し、相談対応力の向上を図る必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸ 令和3年度（2021年度）においては、コロナ禍のために一部規模の縮小や中止となったが、消費者教育講座や出張講座、FM放送等の消費者教育・啓発活動を通じて、消費者の自立促進を図り、消費生活相談を必要としない市民が増えるよう努めた。<br>▸ 消費生活相談員及び消費者相談員のスキルアップを図るための研修会等への参加を推進し、相談対応の充実に努めた。<br>▸ 消費者団体等について、最新の消費生活に関する情報提供等を行うなどの連携を図った。 | ▸ 令和4年度（2022年度）においては、コロナ禍のために一部規模の縮小や中止となったが、消費者教育講座や出張講座、FM放送等の消費者教育・啓発活動を通じて、消費者の自立促進を図り、消費生活相談を必要としない市民が増えるよう努めた。<br>▸ 消費生活相談員及び消費者相談員のスキルアップを図るための研修会等への参加を推進し、相談対応の充実に努めた。<br>▸ 消費者団体等について、最新の消費生活に関する情報提供等を行うなどの連携を図った。 | ▸ 令和5年度（2023年度）においては、消費者教育講座や出張講座、FM放送等の消費者教育・啓発活動を通じて、消費者の自立促進を図り、消費生活相談を必要としない市民が増えるよう努める。<br>▸ 消費生活相談員及び消費者相談員のスキルアップを図るための研修会等への参加を推進し、相談対応の充実に努める。<br>▸ 消費者団体等について、最新の消費生活に関する情報提供等を行うなどの連携を図る。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 消費者教育講座等における理解度 | % | 計画値 | | 100.0 | 100.0 | 98.0 | 98.0 | 消費者教育講座等における理解度については、ほとんどの受講生が理解できたとされている。 |
| | | | 実績値 | － | 98.3 | 96.9 | 98.0 | | |
| | | | 達成率 | | 98.3% | 96.9% | 100.0% | | |
| 2 | 消費生活相談の解決率 | % | 計画値 | | 100.0 | 100.0 | 98.0 | 98.0 | 消費生活相談の解決率については、斡旋が不調に終わったものや相談途中で連絡が取れなくなったなどの処理不能のものを除き、高い解決率となっている。 |
| | | | 実績値 | 98.0 | 98.6 | 98.6 | 98.0 | | |
| | | | 達成率 | | 98.6% | 98.6% | 100.0% | | |
| 3 | エシカル消費に関する講座の受講者数 | 人 | 計画値 | | 40 | 80 | 100 | 100 | 令和3年度・4年度（2021年度・2022年度）においては、コロナ禍のため講座の中止や受講者数を制限したため、計画値に届かなかった。<br>令和5年度（2023年度）においては、講座の受講者数が計画値に届かなかった。 |
| | | | 実績値 | － | 0 | 45 | 88 | | |
| | | | 達成率 | | 0.0% | 56.3% | 88.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策12 | 住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり | 施策推進部局 | 建築部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 良質な住まいづくりにより、若者や新婚子育て世帯等の定住が進み、活気があふれるまちになっています。 | ▸ 中古住宅利活用等の補助制度につき、管理不良状態の空家等の減少及び発生の抑制を図るとともに若年世帯の市外からの転入、定住を促すことを目的に、市外に居住する若者や新婚、子育て世帯が利用しやすいよう制度内容を改正した。<br>▸ 不動産会社や金融機関の窓口にチラシを配架するなどの中古住宅利活用等の補助制度を周知した。<br>▸ 良好な生活環境の保全を目的として、管理不良の空家等の所有者に対して法令に基づく是正指導等の空家等対策を実施した。 |
| 2 | 耐震性向上など住環境に配慮された住宅が普及することにより、良質な住まいづくりが進んでいます。 | ▸ 地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的に、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断、設計、改修に関して補助制度を実施した。<br>▸ 旧耐震基準の木造住宅の所有者を対象とした耐震セミナー及び個別相談会の開催やダイレクトメールの送付など耐震改修に関する効果的な啓発を実施し、耐震性の向上につなげている。 |
| 3 | 住宅確保要配慮者が住まいを確保できています。 | ▸ 民間賃貸住宅の住まい探しに困窮する方々が円滑に入居できるよう、高齢者や障がい者等を対象として、不動産事業者と協働で希望の民間賃貸住宅を紹介する「住まい探し相談会」を開催した。<br>▸ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯といった住宅確保要配慮者へ広く住宅情報が提供されるよう、セーフティネット住宅制度の登録業務を実施した。 |
| 4 | 市営住宅の適切な維持管理・機能更新や、入居者、地域団体、関係機関等との連携により、入居者が安全・安心に生活しています。 | ▸ 八尾市営住宅機能更新事業計画に基づき、耐震改修、長寿命型改善（屋上断熱防水・外壁改修など）を実施した。<br>▸ 八尾市営住宅機能更新事業計画に基づき、計画修繕（屋上防水・外壁改修など）、住戸改善（浴槽設置など）を実施した。<br>▸ 指定管理者制度を採用し、指定管理者のノウハウ等を活用し、入居者サービスの向上に努めた。 |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 81.6% | ▸ 中古住宅利活用等の補助制度については、市外に居住する若者や新婚、子育て世帯に対しての周知が難しく、申請件数について今年度の計画値を達成することは難しいが、補助対象の拡大や電子申請の導入などで制度を利用しやすいような変更を検討しており、次年度以降、申請件数が増えることが期待できる。<br>▸ 八尾市営住宅機能更新事業計画に基づき、耐震補強工事や長寿命化型改善を実施し、住宅の維持管理及び機能更新を行った。指標であるバリアフリー化率についても、現時点ではめざす値を達成できていないが、計画的に建替事業や用途廃止を進めており、事業完了後には達成できる見込みである。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 少子高齢化が進み、人口が減少している一方で住宅総数は年々増加しており住宅の「量」は充足していることから、今後は住宅の「質」の向上を図り、良質なストックを継承し、住環境の保全を図ることが求められる。 | ▸ 人口減少により空家等が増加することが考えられるが、空家等を放置しておくと防災、衛生、景観等が悪化することから、適正管理に向けた助言・指導をはじめ、地域活性化や定住促進に向けた、より一層の利活用の促進が必要である。<br>▸ 既存の住宅を適正に維持管理するため、耐震性のない住宅については耐震改修や建替えの周知・啓発をする必要がある。また、リフォームやリノベーションなどの住宅改修などの情報提供に関して、NPOや地元工務店との連携を進める。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | B | |
| 総評 | ▸ 耐震化促進事業については、耐震補助の対象となる住宅の所有者にダイレクトメールを送付する等により、耐震診断件数の向上につながった。<br>▸ 空家等対策は、空家等の利活用セミナーや相談会等を開催するなどの取り組みを行うとともに、管理不良状態にある空家等に対して、法令に基づく是正指導等、解消のための取り組みを行った。<br>▸ 市営住宅については、指定管理者のノウハウ等を活用し、入居者サービスの向上に努めるとともに、市営住宅の安全性や居住水準の向上を図るため、計画的に更新事業を行った。 | ▸ 住情報の発信・啓発については、イベントを再開し、対面による啓発を行うことができた。<br>▸ 耐震化促進事業については、耐震補助の対象となる住宅の所有者にダイレクトメールを送付する等により、耐震診断件数の向上につながった。<br>▸ 空家等対策は、空家等の利活用セミナーや相談会などの空家等を予防・管理する取り組みを行った。さらに、管理不良状態にある空家等に対して緊急応急措置を行うなど、管理不良空家等の解消のための取り組みを行った。<br>▸ 市営住宅については、指定管理者のノウハウ等を活かし、入居者サービスの向上に努めるとともに、市営住宅の安全性や居住水準の向上を図るため、計画的に更新事業を行った。 | ▸ 住情報の発信・啓発については、各種のイベントを開催した。<br>▸ 耐震化促進事業については、耐震補助の対象となる住宅の所有者にダイレクトメールを送付する等により、耐震診断件数の向上につながった。<br>▸ 空家等対策は、空家等の利活用セミナーや相談会の取り組みのほか、相続人不在の空家等に対して相続財産清算人の申立てを行うなど、管理不良空家等の解消のための取り組みを行った。<br>▸ 市営住宅については、PFI法に基づく手法での建替事業の実施を適切に行い、既存棟においても、長寿命化型改善等の施設整備を実施し、市営住宅の適切な維持管理を行う。また、引き続き指定管理者制度を活用しサービス向上を図るとともに、若い世代の定住促進の観点から、新婚、子育て世帯等が安心して住み続けられるよう取り組む。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 中古住宅利活用等の件数 | 件 | 計画値 | | 40 | 40 | 40 | 40 | 申請件数が徐々に増えてきているが、市外に居住する若者や新婚、子育て世帯向けの補助であるため、制度の周知が難しく、計画値は達成できなかった。補助対象の拡充や電子申請の導入など制度内容を見直していく必要がある。 |
| | | | 実績値 | ― | 10 | 15 | 15 | | |
| | | | 達成率 | | 25.0% | 37.5% | 37.5% | | |
| 2 | 民間住宅の耐震化率 | % | 計画値 | | 83.0 | 87.0 | 88.0 | 89.0 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 80.0 | 87.4 | 88.0 | 88.7 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 3 | セーフティネット住宅登録戸数 | 戸 | 計画値 | | 1,510 | 1,520 | 1,530 | 1,540 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 567 | 1,557 | 1,624 | 1642 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 4 | 市営住宅のバリアフリー化率 | % | 計画値 | | 42.0 | 42.0 | 42.0 | 43.0 | 目標は達成できなかったものの、八尾市営住宅機能更新事業計画に基づき、計画的に用途廃止や建替え事業を進めているところであり、事業の完了後にはめざす数値を達成できる見込みである。 |
| | | | 実績値 | 37.17 | 37.33 | 37.33 | 37.33 | | |
| | | | 達成率 | | 88.9% | 88.9% | 88.9% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策13 | 快適な交通ネットワークの充実 | 施策推進部局 | 都市整備部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 一人ひとりの目的や状況に応じ、様々な移動手段を選択でき、誰もが円滑に移動できるまちになっています。 | ▸ 交通不便地（鉄道駅から800m、バス停から300m以上離れた7地域）において、地域とともに新たな交通手段の構築に取り組んでおり、7地域中6地域において、八尾市乗合タクシーの運行を行っている。 |
| | | ▸ 地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍において外出機会が減った市民に、路線バス等を利用したおでかけ促進を目的に「八尾市・藤井寺市おでかけ応援事業」を実施した。また、市内の路線バスを運行する事業者を支援するため「八尾市路線バス支援事業」を実施した。 |
| | | ▸ 観光・文化財課と連携し、観光目的で来訪された人々をはじめ、市民の新たな移動手段としての有効性及び回遊性を検証するため、民間事業者によるシェアサイクルの実証実験に取り組んでいる。 |
| 2 | 適正な自転車利用と道路環境の充実により、快適に自転車で移動することができるまちになっています。 | ▸ 放置自転車対策に継続して取り組むとともに、夜間、路上駐輪の多い店舗に対し、自転車駐車場利用の指導を依頼するとともに、自転車に注意喚起の札を貼付け啓発を行った。 |
| | | ▸ 府の整備と連携した自転車ネットワークの形成を図るため、自転車ピクトグラムや矢羽根の路面標示により通行区分を明示し、快適な自転車の利用環境の整備に取り組んでいる。 |
| | | |
| 3 | 交通ルールの遵守やマナーの向上等により、交通事故が減っています。 | ▸ 日常生活における道路の安全通行及び、自転車運転時の基本的な技能及び知識の習得を図ることを目的に、八尾警察署と連携し、小学校や未就学施設において交通安全教室を実施している。 |
| | | ▸ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、非接触型の啓発として、市内全域で青色防犯パトロールカーを活用し放送による啓発を行った。 |
| | | ▸ 交通ルールの遵守及びマナーの向上、交通事故の防止を図るため、啓発看板の取付けや路面シールの設置を行っている。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 92.5% | ▸ 八尾市乗合タクシーやシェアサイクル等、新たな移動手段を構築し、誰もが円滑に移動できるまちづくりを進めた。<br>▸ 自転車駐車場の利用率については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり計画値を下回ったものの、放置自転車数も減少していることから適正な自転車駐車場の利用が図られた。<br>▸ 交通安全対策については、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響や感染拡大防止対策を施し小学校や未就学施設において交通安全教室を継続して実施するとともに、非接触型の新たな啓発に取り組んだ結果、交通事故件数は計画値を下回った。 |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |





## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 路線バスやタクシーの運転手不足が、全国的に課題となっているが、働き方改革関連法の順次施行に伴い、令和6年（2024年）4月から長時間労働が抑制される（2024年問題）ことから、さらなる公共交通への影響が懸念される。 | ▸ 交通不便地7地域の内、1地域の制度設計が整っていないため、引き続き、早期の解消に向け取り組んでいく。<br>▸ 今後、さらなる運転手不足等の影響を受け、日常的な市民の移動への影響が懸念される。<br>▸ 現在、八尾市乗合タクシーを運行している地域においては、運転手不足により運行に影響が出る可能性がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | B | |
| 総評 | ▸ 交通政策推進事業においては、地域住民とのワークショップ、勉強会等を通じて交通不便地における公共交通のあり方について意見交換を行い、地域とともに交通不便地の解消を図るべく実証運行に向けた機運を醸成できた。<br>▸ 放置自転車対策事業及び自転車駐車場整備事業においては、指導・啓発等の取り組みを行い、まちの美観維持及び安全な空間確保を行った。<br>▸ 交通安全推進事業においては、小学校や未就学施設での交通安全教室やコロナ禍における事業として非接触手法による交通安全啓発を行った。 | ▸ 交通政策推進事業においては、地域住民とのワークショップを通じて、交通不便地における公共交通のあり方について意見交換を行い、地域と共に交通不便地5地域において、実証運行を開始することができた。<br>▸ 放置自転車対策事業及び自転車駐車場整備事業においては、指導・啓発等の取り組みを行い、まちの美観維持及び安全な空間確保を行った。<br>▸ 交通安全推進事業においては、小学校や未就学施設での交通安全教室や青色防犯パトロールカーを使用した交通安全啓発を行った。 | ▸ 交通政策推進事業においては、交通不便地7地域の内6地域で八尾市乗合タクシーの運行を行うとともに、残る1地域については、地域住民とのワークショップ等を通じて、新たな移動手段の制度設計に取り組んだ。<br>▸ 放置自転車対策事業及び自転車駐車場整備事業においては、指導・啓発等の取り組みを行い、まちの美観維持及び安全な空間確保を行った。<br>▸ 交通安全推進事業においては、小学校や未就学施設での交通安全教室や街頭啓発及び、啓発看板の取付けや路面シールの設置を行った。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 交通不便地の解消エリア数 | 地域 | 計画値 | | 3 | 5 | 7 | 7 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | － | 1 | 6 | 6 | | |
| | | | 達成率 | | 33.3% | 100.0% | 85.7% | | |
| 2 | 自転車駐車場利用率 | % | 計画値 | | 87.0 | 88.0 | 89.0 | 90.0 | 自転車駐車場の利用率については、新型コロナ感染症の影響もあり計画値を下回ったものの、放置自転車数も減少していることから適正な自転車駐車場の利用が図られた。 |
| | | | 実績値 | 85.3 | 71.5 | 74.5 | 75.1 | | |
| | | | 達成率 | | 82.2% | 84.7% | 84.4% | | |
| 3 | 交通安全教室実施回数 | 回 | 計画値 | | 100 | 100 | 100 | 100 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 100 | 108 | 111 | 111 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 4 | 市内の交通事故件数 | 件 | 計画値 | | 690 | 680 | 670 | 660 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 712 | 644 | 650 | 542 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策14 | 魅力ある都市づくりの推進 | 施策推進部局 | 都市整備部 政策企画部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿(8年間) | 主な取り組み内容(前期基本計画期間中) |
|---|---|---|
| 1 | 主要駅周辺がにぎわい、それらが交通ネットワークでつながり、人や企業が活気にあふれるまちになっています。 | ▸ 大阪メトロ八尾南駅北側に位置し、大阪市と八尾市に跨る広大な国有地である八尾空港西側跡地は、国、府、大阪市などの関係機関と協議を行い、マーケット・サウンディング調査等を踏まえ、都市計画手法等の活用によるまちづくりを進めている。 |
| | | ▸ 河内山本駅周辺において、安全性・利便性の向上や玉串川上部を利用したにぎわい空間の創出を図ることを目的に、河内山本駅踏切歩道部の拡幅・改良工事を行い、河内山本駅踏切から五月橋交差点までにおける工事に着手した。引き続き駅前広場の整備に向けた検討を進めている。 |
| | | |
| 2 | 計画的な道路整備や土地利用により交通渋滞が緩和され、防災力が向上するとともに、産業集積の維持発展と暮らしやすさが共存したまちとなっています。 | ▸ 都市計画道路のうちJR八尾駅前線及び久宝寺線については、詳細設計及び用地取得等行い、道路整備を進めている。また、八尾富田林線及び大阪柏原線については、府や沿線市と連携し事業促進を図っている。 |
| | | ▸ 服部川・郡川地区において、地区計画道路等の整備を行うとともに、組合施行による郡川土地区画整理事業に技術支援を行った。 |
| | | ▸ 八尾空港周辺及び幹線道路沿道において魅力創造部と連携し、地権者の土地利用意向調査を行い、産業集積等の維持発展が図れるように取り組みを進めている。 |
| 3 | 魅力ある都市景観が形成され、多くの人に選ばれるまちとなっています。 | ▸ 八尾市景観計画の重点地区である久宝寺寺内町において、良好な景観形成を進めるため道路修景整備及び民間家屋修景助成を行っている。また、民間建築物等の計画時に地域と意見交換を行うなど、久宝寺寺内町らしい景観となるよう地域とともに景観まちづくりに取り組んでいる。 |
| | | ▸ 景観資源の発掘のため、登録制度を創設し、まず古民家の登録を行っている。さらにセミナーの開催など市民意識の醸成を図り、景観資源の保全・活用を推進するとともに都市景観の発信を行っている。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価(推進部局による自己評価)

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 100.0% | ▸ 河内山本駅踏切の歩道部の拡幅・改良工事を実施した事により、踏切部の安全性が格段に向上した。<br>▸ 事業中の都市計画道路については、用地取得などを行い、着実に整備を進めている。<br>▸ 服部川・郡川地区においては、民間活力による土地利用が図られ、雇用やにぎわいが創出された。<br>▸ 八尾空港西側跡地は、都市計画手法等の活用によるにぎわいの創出の検討を進めた。<br>産業集積の維持発展のために、魅力創造部と連携し、都市計画手法等を活用したまちづくりの検討を進めた。<br>▸ 久宝寺寺内町において、景観整備と景観資源登録を行い、魅力ある景観形成の発信ができた。 |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |





## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 今後発注する工事費等が以下の要因により増加が見込まれる。<br>1. 労務単価及び建設資材価格の高騰<br>2. 建設業における働き方改革推進に伴う4週8休の工期による、労務費、諸経費の増 | ▸ 慢性的な渋滞の解消や踏切付近の安全性の向上のために、鉄道高架化等について府、近畿日本鉄道㈱等と協議を進める必要がある。<br>▸ 産業集積の維持発展に向けて、地域や地権者等との方向性について合意形成を図る必要がある。<br>▸ 歴史的景観資源(古民家等)の解体、除却等されることが考えられることからその保全・利活用のため庁内連携を図り所有者ネットワーク構築を進める必要がある。 |

## 4 施策評価(各年度実施計画実績)の推移

| 年度 | R3(2021)実績 | R4(2022)実績 | R5(2023)実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | A | B | |
| 総評 | ▸ 河内山本駅踏切の歩道部の拡幅・改良工事を行った。<br>▸ 事業中の都市計画道路において、用地取得及び測量業務等を行った。<br>▸ 府や沿線市と連携し、八尾富田林線の事業促進を図るとともに大阪柏原線の事業化に向けた要望活動を行った。<br>▸ 服部川・郡川地区の道路整備及び区画整理組合に対して技術支援を行った。<br>▸ 八尾市立地適正化計画の改定を行った。産業集積に向けた土地活用意向調査を行った。<br>▸ 八尾空港西側跡地の検討会議を開催し、マーケット・サウンディング調査に着手した。<br>▸ 久宝寺寺内町景観整備事業により道路修景整備を行った。また、景観資源の保全・活用のための景観資源登録制度の方向性を定めた。 | ▸ 河内山本駅踏切から五月橋交差点までの設計業務等を行った。<br>▸ 事業中の都市計画道路において、用地取得及び設計業務等を行った。<br>▸ 府や沿線市と連携し、八尾富田林線の事業促進を図るとともに大阪柏原線の事業化に向けた要望活動を行った。<br>▸ 服部川・郡川地区の道路等の整備及び区画整理組合に対して技術支援を行い、事業完了に至った。<br>▸ 八尾空港西側跡地は国など関係機関と協議を進め、マーケット・サウンディング調査を行い、結果を公表し、それに基づき都市計画手法等の検討を行った。産業集積の維持発展に関する検討を行った。<br>▸ 久宝寺寺内町景観整備事業により道路修景整備を行った。また、景観資源の保全・活用のための景観資源登録制度を創設し、運用を開始した。 | ▸ 河内山本駅踏切から五月橋交差点までの工事に着手するとともに、駅前広場の事業着手に向けた検討を実施した。<br>▸ 事業中の都市計画道路において、用地取得等を進めるとともに工事に着手した。<br>▸ 府や沿線市と連携し、八尾富田林線の事業促進を図るとともに大阪柏原線の事業化に向けた要望活動を行った。<br>▸ 八尾空港西側跡地は引き続き都市計画の検討を進めた。産業集積の維持発展に向けたまちづくりについて、地権者等に説明を行った。<br>▸ 久宝寺景観整備事業により道路修景整備等を行い景観まちづくりを推進した。景観資源登録制度により古民家の登録を行い、今年度も引き続き景観資源登録募集を行った。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指 標 | 単位 | | 基準値 | R3 (2021) | R4 (2022) | R5見込 (2023) | R6 (2024) | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 主要駅周辺のまちづくりに資する関係者協議 | 回 | 計画値 | | 25 | 25 | 25 | 25 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 27 | 27 | 26 | 25 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 地域が考えている方向でまちの整備が進んでいると思う市民の割合 | % | 計画値 | | 28.5 | 29.0 | 29.5 | 30.0 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 29.3 | 29.8 | 28.1 | 29.5 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 96.9% | 100.0% | | |
| 3 | 都市計画道路の整備率 | % | 計画値 | | 55.5 | 55.7 | 55.9 | 56.2 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 55.2 | 55.5 | 55.7 | 55.9 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 4 | 景観計画に基づく届出件数 | 件 | 計画値 | | 15 | 15 | 15 | 15 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 8 | 22 | 23 | 17 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 5 | うるおいと魅力ある景観づくりがなされていると感じる市民の割合 | % | 計画値 | | 61.0 | 61.3 | 61.7 | 62.0 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 60.7 | 62.7 | 63.3 | 61.7 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策15 | 都市基盤施設の整備と維持 | 施策推進部局 | 都市整備部 下水道部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 道路、橋梁、河川、公園、下水道等の都市基盤施設が適切に維持管理されることにより、これらの施設が健全に保たれ、市民が安全に安心して暮らせるまちとなっています。 | ▸ 八尾市都市基盤施設維持管理基本方針を基に都市基盤施設の個別施設計画を策定し、計画的な維持管理の取り組みを進めている。また、近畿大学理工学部の教授にアドバイスをいただきながら、効率的・効果的なマネジメント体制の確立に取り組んでいる。<br>▸ 公共下水道事業については、八尾市公共下水道事業経営戦略に沿って、経営の健全化、効率的な事業運営、経営基盤の強化を図りながら、施設の老朽化対策を進めている。<br>▸ 橋梁については、健全性を維持していく必要があるため、長寿命化計画に基づく予防保全を目的とした修繕工事を実施し、計画的に橋梁の長寿命化を図っている。 |
| 2 | 交通安全対策や道路改良により、すべての市民が生活道路を安全・快適に通行できています。 | ▸ 歩行空間のバリアフリー化や、八尾市通学路等交通安全プログラムに基づく関係機関と連携した安全対策の取り組みを進めている。<br>▸ 公共用地（水路敷等）の活用による歩道整備や路面のカラー舗装化による安全対策等により、市民生活の安全性・利便性を向上させる。<br>▸ 自転車通行空間の計画的な整備を推進することにより、安全に安心して通行できる自転車利用環境及び歩行空間の創出を図っている。 |
| 3 | 河川、下水道、流域対策等による総合的な治水対策により、水害や土砂災害の防止・軽減を図ることができています。 | ▸ 寝屋川流域水害対策計画に基づき、自然災害による被害の防止・軽減を図るための事前防災への取り組みとして、校庭貯留やため池の治水活用のほか、民間開発等による雨水流出抑制施設や公共下水道の整備を進めている。<br>▸ 砂防事業については、事業主体である大阪府と連携をしつつ、土砂災害被害の軽減等を目的とした砂防堰堤の整備等を進めている。<br>▸ 東部山麓の市管理河川の整備方針を策定し、計画的な治水対策、老朽化対策を進めている。 |
| 4 | 地域住民に親しまれ、愛される公園が整備され、多くの人が活発に利用しています。 | ▸ 公園整備の際には、地域の意見を取り入れることにより、末永く愛される公園となるよう、ワークショップを開催し、市民とともに進めている。<br>▸ 長寿命化計画に基づき遊具等の整備を進めることにより、公園の安全性及び機能の向上を図っている。<br>▸ 小規模な公園を群として捉え、市民のニーズに応じた施設を充実させることにより、小規模分散型の公園のネットワーク化を進めている。 |
| 5 | 景観に配慮した整備により、多くの人が魅力を感じ快適に暮らせるまちとなっています。 | ▸ 玉串川護岸整備事業については、老朽化対策とともに、景観に配慮した整備を進めている。<br>▸ 玉串川護岸整備事業については、事業主体である大阪府と連携をしつつ、地域への事業説明会において意見集約や情報提供を行い事業を推進している。 |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 95.0% | ▸ 施策成果指標については、概ねの指標で計画値を達成し、めざす暮らしの姿の実現に向けた成果を得ることができた。<br>▸ 玉串川護岸整備事業については、事業主体である大阪府が新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、予算確保が困難となったため、目標整備率を達成できなかった。 |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 今後発注する工事費等が以下の要因により増加が見込まれる。<br>1. 労務単価及び建設資材価格の高騰<br>2. 建設業における働き方改革推進に伴う4週8休の工期による、労務費、諸経費の増 | ▸ 橋梁や公園については、限られた財源と人材で施設の健全性を維持していく必要がある。<br>▸ 流域貯留浸透事業については、新たな事業実施箇所の検討をしていく必要がある。<br>▸ 東部山麓河川については、治水対策と老朽化対策の両面での検討が必要であることから、財源の確保が課題である。<br>▸ 下水道使用料収入の減少や修繕・改築事業の増加等にも対応できるよう、経営戦略に沿った着実な取り組みを行っていく必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | B | |
| 総評 | ▸ 寝屋川流域水害対策計画に基づき、学校施設等において雨水流出抑制施設の整備や、民間開発に対して雨水流出抑制の指導を行った結果、貯留量達成率については目標を上回ることができた。<br>▸ 橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に予防保全を目的とした修繕工事を行った。 | ▸ 寝屋川流域水害対策計画に基づき、学校施設等において雨水流出抑制施設の整備や、民間開発に対して雨水流出抑制の指導を行った結果、貯留量達成率については目標を上回ることができた。<br>▸ 橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に予防保全を目的とした修繕工事を行った。 | ▸ 寝屋川流域水害対策計画に基づき、学校施設等において雨水流出抑制施設の整備や、民間開発に対して雨水流出抑制の指導を行った結果、貯留量達成率については目標を上回る見込みである。<br>▸ 橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に予防保全を目的とした修繕工事を行う見込みである。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 橋梁の修繕工事の整備率 | % | 計画値 | | 21.7 | 30.4 | 39.1 | 45.6 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | － | 28.3 | 32.6 | 39.1 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 公共下水道事業会計の経常収益対経常費用比率 | % | 計画値 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 105.5 | 105.4 | 106.9 | 101.8 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 3 | 市道で発生した交通事故件数 | 件 | 計画値 | | 390 | 385 | 380 | 375 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 401 | 364 | 360 | 358 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 4 | 寝屋川流域水害対策計画の貯留量達成率 | % | 計画値 | | 77.1 | 77.8 | 78.3 | 78.8 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 75.6 | 78.3 | 79.5 | 80.5 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 5 | 一人当たりの都市公園面積 | ㎡ | 計画値 | | 2.96 | 3.03 | 3.09 | 3.15 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 2.84 | 3.00 | 3.01 | 3.02 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 99.3% | 97.7% | | |
| 6 | 玉串川護岸整備事業の整備率 | % | 計画値 | | 0.9 | 15.0 | 29.2 | 43.3 | 事業主体である大阪府が新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、予算確保が困難となったため、目標整備率を達成できなかった。 |
| | | | 実績値 | － | 0.5 | 7.0 | 21.1 | | |
| | | | 達成率 | | 55.6% | 46.7% | 72.3% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策16 | 上水道の安定供給 | 施策推進部局 | 水道局 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿(8年間) | 主な取り組み内容(前期基本計画期間中) |
|---|---|---|
| 1 | 水道施設の耐震化及び適切な維持管理がなされ、安全安心でおいしい水が安定的に供給されています。 | ▸ 水道管路の老朽管更新事業を進め、耐久性の高い管路の整備を進めた。<br>▸ 災害時にも水が供給できるよう、施設の耐震化を進めた。<br>▸ 貴重な資源である水の流失やそれによる道路陥没などの二次被害を防ぐため、計画的な調査による漏水の早期発見と修繕を進めた。 |
| 2 | 将来の水需要に見合った施設規模としていくとともに、収益力強化の取り組みにより、収支バランスの取れた企業経営が行われています。 | ▸ 広域化による効率的な事業実施の検討を進めるとともに、水道事業経営戦略の取り組みによる収益の強化と費用の抑制に努めた。<br>▸ 将来の水需要の予測と、それに見合った施設規模の検討を行った。<br>▸ 共助による応急給水活動や飲料水の備蓄についての理解を得るため、継続的に情報発信や啓発活動を行った。 |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価(推進部局による自己評価)

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 100.0% | ▸ 安全安心でおいしい水の供給が安定的に行われるよう、水道管路及び施設の耐震化や維持管理が適切に進められている。<br>▸ 収支のバランスなど企業経営の健全性がかろうじて保たれている。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |





## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 人口減少等、経済活動の縮小による収益の減少と、物価高騰等による費用の増大が続くものと想定される。 | ▸ 大阪広域水道企業団との統合(R7)<br>▸ 収支バランスの悪化への対応<br>▸ 水道施設、管路の更新等の継続 |

## 4 施策評価(各年度実施計画実績)の推移

| 年度 | R3(2021)実績 | R4(2022)実績 | R5(2023)実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | A | A | |
| 総評 | ▸ 災害に強い水道をめざし、老朽管更新事業や施設耐震化事業を実施した。また、不測の事態に備え、本市の基幹水道施設である高安受水場及び龍華配水場に自家発電設備等を設置し、災害時においても水を供給できる体制の構築を進めた。<br>▸ 効率的、効果的な事業運営をめざし、経営基盤及び技術基盤の強化を図るため、大阪広域水道企業団との統合に向けての検討、協議に関する覚書を締結し、広域化による効果の抽出を行った。 | ▸ 災害に強い水道をめざし、老朽管更新事業や施設耐震化事業を実施した。<br>▸ 水道出前講座の配信を動画共有サイトで行うなど、広報活動の充実に努めた。<br>▸ 効率的、効果的な事業運営をめざし、経営基盤及び技術基盤の強化を図るため、大阪広域水道企業団との統合に向けた検討・協議を進めた。 | ▸ 災害に強い水道をめざし、老朽管更新事業や施設耐震化事業を進める。<br>▸ 効率的、効果的な事業運営をめざし、経営基盤及び技術基盤の強化を図るため、大阪広域水道企業団との統合に向けた検討・協議を進める。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指 標 | 単位 | | 基準値 | R3 (2021) | R4 (2022) | R5見込 (2023) | R6 (2024) | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 管路の耐震化率 | % | 計画値 | | 27.8 | 29.7 | 31.5 | 33.0 | 厳しい経営環境下においても計画どおり耐震化を推進できている。 |
| | | | 実績値 | 25.8 | 28.3 | 30.6 | 31.5 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 水道事業会計の経常収益対経常費用比率 | % | 計画値 | | 105.0 | 105.0 | 105.0 | 105.0 | 実績値が計画値に近づいており、右肩下がりの厳しい状況である。 |
| | | | 実績値 | 111.0 | 107.4 | 105.7 | 105.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策17 | 防災・防犯・緊急事態対応力の向上 | 施策推進部局 | 危機管理 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 防災や減災につながる様々な取り組みが広がり、八尾の防災力が向上し、災害に強いまちになっています。 | ▸ 避難所等の環境及び新型コロナウイルス感染症対策の整備を進めた。<br>▸ 地区防災計画について、全28小学校区での計画策定を目標としつつ、まずは、本市における被災リスクの大きい土砂災害、河川洪水の影響を受ける地区から優先的に計画策定を進めた。<br>▸ 備蓄及び防災用資機材の確保及び管理に努めるとともに、緊急輸送拠点等災害時の効率的な供給について検討し、整備を進めた。 |
| 2 | 大阪府警・地域・事業所・学校等と連携し、防犯活動や啓発活動に取り組むことにより「大阪重点犯罪」の被害が減っています。 | ▸ 校区まちづくり協議会や警察と協力し、地域住民が必要と考える場所や犯罪発生率の高い場所等への防犯カメラの設置及び維持・管理を行った。<br>▸ 地域における見守り等の防犯活動を支援するとともに町会による防犯灯の整備を促進するため、八尾防犯協議会を通じ防犯灯の設置及び維持管理にかかる費用について補助を行った。<br>▸ 大阪府警をはじめ各種関係団体や学生防犯隊と連携し、街頭啓発や地域安全運動期間中のキャンペーン活動、青色防犯パトロール活動を行った。 |
| 3 | 効果の高い啓発活動により、市民や職員における危機管理意識が向上しています。 | ▸ 危機管理対応方針に基づき、全庁あげて危機管理体制を整備し対応力強化の取り組みを図るとともに関係機関との連携による市民、事業者への周知、啓発を市政だよりやホームページ等で行った。 |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 75.6% | ▸ 地区防災計画について、全28小学校区での策定をめざし、庁内関係部局と連携を図りながら作成支援を行うとともに、地区防災計画作成支援アドバイザーを派遣している。しかしながら、コロナ禍で意見集約の機会が減ったことが影響し、地区防災計画策定済み地区については、令和3年度（2021年度）に1地区、令和4年度（2022年度）に1地区、令和5年度（2023年度）に1地区（見込み）の計3地区となった。<br>▸ 防犯カメラの設置及び町会の防犯灯の設置、維持管理への補助、大阪府警をはじめ各種関係団体や学生防犯隊と連携した防犯活動等により、大阪重点犯罪の中でも「車上ねらい」「部品ねらい」「自動車盗」等の自動車関連犯罪は減少したが、巧妙な手口の悪質化により「特殊詐欺」の被害件数が増加した。<br>▸ 危機管理対応方針に基づき、新型コロナウイルス感染症をはじめ危機事象に対し必要な庁内体制整備を図るとともに、市政だよりやホームページ等で啓発を行い、市民の危機管理意識の向上を図った。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |





## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 特殊詐欺の手口が年々、悪質かつ巧妙化しており、それにともなう市内における被害件数も増加している。<br>▸ 町会加入率の減少により、町会費に占める防犯灯の整備・維持管理費の割合が大きくなっている。<br>▸ 年々、激甚化している大雨や台風による被害が拡大している。 | ▸ 地区防災計画は地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画で、その策定過程は重要であり、地域の実情に応じた組織体制・意向等が反映されるため進捗は異なる。<br>▸ 今後の展望については、策定過程を尊重し、職員の支援ならびに八尾市地区防災計画作成支援アドバイザーを積極的に活用、また地域防災の中心を担う人材の育成を促進する事によって、地区防災計画策定の機運を高めていく必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | B | |
| 総評 | ▸ 地区防災計画の策定済み地区について、1地区で策定済みとなった。<br>▸ 避難所における新型コロナウイルス感染症の対策を進めた。<br>▸ 市設置の防犯カメラの映像によって、犯人検挙につながった。<br>▸ 新型コロナウイルス感染症に対する取り組みとして、令和元年度に立ち上げた危機管理対策本部を運営するとともに、国や府の動きを注視し、感染拡大防止に向けた市民啓発や庁内の全体調整を行った。 | ▸ 地区防災計画の策定済み地区について、新たに1地区で策定済みとなった。<br>▸ 車両避難者の環境整備を行ったことで、分散避難を推進した。<br>▸ 災害時における支援システム（災害情報支援・被災者生活支援）の更新により、迅速な災害対応体制を強化した。<br>▸ 市設置の防犯カメラの映像によって、犯人検挙に加え、子どもへの声かけ事案や行方不明高齢者の発見、特殊詐欺の犯人検挙につながった。<br>▸ 大阪府警をはじめ各種関係団体や学生防犯隊と連携し、街頭啓発等を実施したことにより、大阪重点犯罪、特に特殊詐欺被害防止への市民意識の向上を図った。 | ▸ 避難所等の環境整備を進めた。<br>▸ 地区防災計画について、全28小学校区での計画策定をめざし取り組みを進め、新たに1地区で策定済みとなった。<br>▸ 災害時における支援システム（災害情報支援・被災者生活支援）の実践運用により、災害対応力を強化した。<br>▸ 緊急輸送拠点の整備を行い、機能強化を図った。<br>▸ 市設置の防犯カメラの映像によって、犯人検挙に加え、子どもへの声かけ事案や行方不明高齢者の発見、特殊詐欺の犯人検挙につながった。<br>▸ 大阪府警をはじめ各種関係団体や学生防犯隊と連携し、街頭啓発等を実施したことにより、大阪重点犯罪、特に特殊詐欺被害防止への市民意識の向上を図った。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 地区防災計画策定済み地区数 | 地区 | 計画値 | | 8 | 14 | 21 | 28 | 地区防災計画策定済み地区について、令和4年度（2022年度）に新たに策定されたのは1地区であるが、計画策定に取り組んでいただいている地区は11地区あり、庁内関係部局と連携を図りながら作成支援を行うとともに、地域からの要望に応じ、地区防災計画作成支援アドバイザーを派遣している。 |
| | | | 実績値 | ― | 1 | 2 | 3 | | |
| | | | 達成率 | | 12.5% | 14.3% | 14.3% | | |
| 2 | 大阪重点犯罪認知件数 | 件 | 計画値 | | 275 | 265 | 255 | 245 | 大阪重点犯罪である子どもや女性を狙った犯罪、特殊詐欺、自動車関連犯罪について、大阪府警をはじめ各種関係団体と連携し、犯罪被害防止活動を積極的に推進した。 |
| | | | 実績値 | 295 | 296 | 294 | 290 | | |
| | | | 達成率 | | 92.9% | 90.1% | 87.9% | | |
| 3 | 学生防犯隊活動回数 | 回 | 計画値 | | 12 | 12 | 12 | 12 | 学生防犯隊活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大時は活動を自粛した時期もあったが、令和4年度（2022年度）以降は街頭啓発をはじめ地域安全運動期間中のキャンペーン活動、青色防犯パトロール活動を積極的に行った。 |
| | | | 実績値 | ― | 7 | 12 | 12 | | |
| | | | 達成率 | | 58.3% | 100.0% | 100.0% | | |
| 4 | 危機管理マニュアルの更新率 | % | 計画値 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 社会情勢に応じ、危機管理マニュアルを更新した。 |
| | | | 実績値 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策18 | 消防力の強化 | 施策推進部局 | 消防本部 |
|---|---|---|---|

## 1　これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿（8年間） | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 消防力の強化により、市民の生命、身体、財産の安全・安心が守られています。 | ▸「八尾市消防庁舎建設基本構想」を策定し、消防施設の配置方針や整備時期について明確にした。また、「八尾市消防本部庁舎建設基本計画」を策定し、消防本部庁舎建設等の事業を推進するとともに、消防署所の新設及び建替えに向けた取り組みを進めた。 |
| | | ▸複雑多様化・大規模化する災害や感染症に対応するため、多機能消防車及び感染症対策用救急車等を整備するとともに、各種資機材を更新整備し、消防体制の強化を図った。 |
| | | ▸救急需要の増加に対応するため、昼間時間帯に運用する救急隊（デイタイム救急隊）を増隊し、救急体制の強化を図った。 |
| 2 | 市民・地域や事業所、各種団体との連携により地域における消防防災力の向上が図られ、災害に強いまちとなっています。 | ▸住宅用火災警報器の設置及び維持管理を含めた住宅防火・放火防止対策等の広報を実施した。また、防火管理者の未選任対象物について、防火管理者資格取得講習の早期受講を促進するなど、法令違反対象物の是正指導に努めた。 |
| | | ▸大規模災害時における消防団の役割の多様化に伴い、活動内容に適合する車両・装備を充実させ、消防防災力の向上を図った。 |
| | | ▸自主防災組織に対し、防火動画のDVDを作成し全組織に配付することで継続した防災意識の向上を図った。また、ライフスタイルに合わせて受講できるよう、WEB講習を取り入れた防災リーダー養成講習を実施し、地域防災力の向上に努めた。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2　内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 99.8% | ▸「八尾市消防庁舎建設基本構想」及び「八尾市消防本部庁舎建設基本計画」を策定し、消防本部庁舎等の建設事業を進めるとともに、デイタイム救急隊の増隊や多機能消防車及び感染症対策用救急車等を整備したことで、消防力が強化され、市民の安全・安心を守ることができた。<br>▸防火管理者の未選任対象物について防火管理者資格取得講習を早期に受講するよう指導することにより事業所における防火管理体制が強化された。<br>▸消防団の役割の多様化に対する車両・装備の充実、自主防災訓練の新たな取り組みである動画の視聴に関する環境整備などにより地域における消防防災力の向上が図られた。 |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |



## 3　後期基本計画への展望

| | | | |
|---|---|---|---|
| 社会情勢 | ▸消防の広域化について、大阪府や他市の動向を注視する必要がある。<br>▸救急出場件数について、世帯構造の変化や高齢化の進展等により更なる需要の増加が見込まれる。<br>▸災害は大規模化・多様化の傾向にあり、南海トラフ地震の発生も危惧されている。 | 重要課題 | ▸「八尾市消防庁舎建設基本構想」及び「八尾市消防本部庁舎建設基本計画」に基づき、消防庁舎等の建替えを含めた機能更新を計画的に進めるとともに、消防本部庁舎の移転建替えに併せて高機能消防指令センターを更新し、機能向上を図る。<br>▸消防体制の強化を図るため、救急隊や消防隊の適切な配備及び人材確保が必要である。<br>▸特殊災害に対応するため、救助高度化が必要である。<br>▸119番通報に対する適切なオペレーションなど、指令業務全体の高度化を図る必要がある。<br>▸災害時の消防防災力強化を図るため、消防団消防機械器具置場の建替え及び車両・装備を充実させる必要がある。 |

## 4　施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | A | A | |
| 総評 | ▸「八尾市消防庁舎建設基本構想」を策定し、消防庁舎の建替え場所や時期について明確化した。引き続き消防庁舎の建替えを含む機能更新について計画的に方向性を示すことができた。<br>▸新型コロナウイルス等の感染症に対応するため、救急活動資器材・感染防止資器材の充実を図るとともに、救急活動に起因する二次感染の防止と隊員の安全確保に努め、救急体制を強化することができた。<br>▸新型コロナウイルス感染症の影響により自主防災組織における集合型訓練の実施が困難な状況であったが、感染防止を考慮した代替え訓練を検討・確立することで、安全に訓練に取り組んでもらうことができ、施策指標である訓練実施率も達成することができた。また、その他の施策指標についてもすべて達成することができた。 | ▸「八尾市消防本部庁舎建設基本計画」を策定し、消防本部庁舎の建替え整備に係る諸条件について整理及び検討を行った。引き続き消防庁舎の建替えを含む機能更新について計画的に方向性を示すことができた。<br>▸新型コロナウイルス感染症に対応するため、救急活動資器材・感染防止資器材の充実を図り、救急活動に起因する二次感染の防止と隊員の安全確保に努め、救急体制を強化することができた。<br>▸新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら、各自主防災組織において自立型の実働訓練や避難訓練が実施できたことから施策成果目標である訓練実施率について達成することができた。 | ▸「八尾市消防本部庁舎建設基本計画」に基づき、八尾市消防本部庁舎建設等整備事業を進めるとともに、消防署所の新設及び建替えに向け、測量等を実施した。<br>▸既存庁舎における感染症対策や「八尾市個別施設保全計画」等に基づく長寿命化に係る大規模改修等、消防庁舎の機能更新を図るため、消防署高安出張所及び消防署志紀出張所の改修に伴う設計業務を行った。<br>▸新型コロナウイルス感染症等の感染症全般への対策として、救急活動資器材、感染防止資器材の充実と適正な使用・廃棄等に努め、市民及び救急隊員への二次感染防止を図った。<br>▸消防団員の災害活動時における安全確保及び対応力の充実を図るため、救助資機材を整備するとともに、新基準である高視認性活動服の整備に向けた取り組みを進めた。 |

## 5「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 災害想定訓練（指令・警防・救急・救助）回数 | 回 | 計画値 | | 700 | 700 | 700 | 700 | 当初の目的は達成していることから計画値等の見直しが必要である。 |
| | | | 実績値 | 611 | 1,690 | 1,296 | 1,256 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 防火管理者の選任率 | % | 計画値 | | 95.0 | 96.0 | 97.0 | 98.0 | 事業所において選任された防火管理者の退職・転勤等により、選任率の上昇は計画値の達成には至らない見込みである。 |
| | | | 実績値 | 93.0 | 97.0 | 96.0 | 96.3 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 99.3% | | |
| 3 | 自主防災訓練の自立型訓練実施率 | % | 計画値 | | 30.0 | 40.0 | 50.0 | 60.0 | 自主防災組織の自立型訓練実施数は増加しており、訓練計画どおり実施された場合、計画値は達成する見込みである。 |
| | | | 実績値 | 18.9 | 98.1 | 46.3 | 50.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策19 | 健康づくりの推進 | 施策推進部局 | 健康福祉部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿(8年間) | 主な取り組み内容(前期基本計画期間中) |
|---|---|---|
| 1 | 「みんなの健康をみんなで守る」健康コミュニティづくりを進めることにより、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、いつまでも心身ともに健康に暮らせる健康でつながるまちが実現しています。 | ▸「八尾市健康まちづくり宣言」の普及・啓発に取り組むとともに、大学・研究機関との連携による調査・分析・研究を進め、健診、介護、医療等のデータ分析に基づく健康課題の解決に向けた取り組みを推進した。特に、八尾市健康まちづくり計画に基づき、生活習慣病予防や介護予防対策、特に糖尿病予防やフレイル予防に重点的に取り組むなど、健康づくりに関する取り組みを推進した。 |
| | | ▸生活習慣病予防と疾病の早期発見を目的に、各種健(検)診を実施するとともに、定期的な健(検)診受診や生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を行った。また、重症化を予防するため、医師会等と連携しながら医療機関への受療勧奨、保健指導等を実施した。 |
| | | ▸コロナ禍において健康への意識が高まる中、地域住民が主体となって健康づくりに取り組むことができるよう、地域担当保健師が関係機関や地域コミュニティと健康課題を共有し、地域特性に応じた健康づくりの取り組み支援を行った。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価(推進部局による自己評価)

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 86.1% | ▸新型コロナウイルス感染症の影響により様々な制約を受ける中、大学・研究機関や企業等と連携して、データ分析に基づく糖尿病をはじめとした生活習慣病予防対策を進め、健康課題解決のための地域での健康づくりの取り組みを進めることができた。<br>▸コロナ禍において健康への意識が高まる中、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを進めることができた。<br>▸新型コロナウイルス感染症の影響による健(検)診の受診控えから、令和2年度(2020年度)はがん検診、特定健康診査など、各種健(検)診の受診率が落ちたが、啓発により令和3年度(2021年度)以降、徐々に回復している。受診率の上昇は継続しているが、特定健康診査の受診率の目標値である60%には依然として大きな乖離がある。引き続き、受診勧奨、啓発への創意工夫等を検討するとともに、医師会等、関係機関との連携を図ることにより、受診率の向上に取り組んでいく。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸令和7(2025)年には、「団塊の世代」(昭和22～24年生まれ)の人が全て75歳以上に到達する。生産年齢人口の減少が加速する中で、現役世代が急減する令和22(2040)年頃には、団塊ジュニア世代(昭和46～49年生まれ)が65歳に到達し、高齢人口がピークを迎えるため、中長期を見据えて展望を持つ必要がある。<br>▸認知症や医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加することが想定される。 | ▸八尾市健康まちづくり宣言の普及啓発を進めるとともに、市民一人ひとりの健康づくりへの関心をより一層高め、健康寿命の延伸につながる各所管での事業を有機的につなげ、市全体での健康コミュニティの構築に努める必要がある。 |

## 4 施策評価(各年度実施計画実績)の推移

| 年度 | R3(2021)実績 | R4(2022)実績 | R5(2023)実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸八尾市健康まちづくり宣言の普及・啓発に取り組むとともに、大学・研究機関との連携による生活習慣病予防や介護予防対策の推進など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を踏まえた新しい生活様式において、健康課題の解決への取り組みを進めた。<br>▸健(検)診受診率向上の取り組みについては、各種健(検)診をセットで受けられる委託医療機関を増やしたり、コロナ禍でも健(検)診を受診する必要があることについて周知を積極的に行ったことにより、受診者数については前年度よりも上昇した。<br>▸国民健康保険においては、「八尾市国民健康保険第2期データヘルス計画」及び「八尾市国民健康保険特定健康診査実施計画(第3期)」に基づき、国民健康保険の被保険者に対する特定健診の受診勧奨を始めとした各種保健事業の取り組みを推進した。 | ▸八尾市健康まちづくり宣言の普及・啓発に取り組むとともに、大学・研究機関との連携による健康課題の明確化を踏まえ、生活習慣病予防や介護予防対策の推進などの取り組みを進めることができた。<br>▸糖尿病重症化予防について、関係課連携のもと、前年度よりさらに取り組みを進めることができた。<br>▸各種健(検)診を実施するとともに、糖尿病予防をはじめとした生活習慣病予防に係る普及啓発やがん検診受診啓発について、医師会等との公民連携により実施できた。また、地域の健康づくり支援についても進めることができた。<br>▸国民健康保険においては、「八尾市国民健康保険第2期データヘルス計画」及び「八尾市国民健康保険特定健康診査実施計画(第3期)」に基づき、国民健康保険の被保険者に対する特定健診の受診勧奨をはじめとした各種保健事業の取り組みを推進した。 | ▸八尾市健康まちづくり宣言の普及・啓発に取り組むとともに、大学・研究機関との連携による健康課題の明確化を踏まえ、生活習慣病予防や介護予防対策の推進などの取り組みを進めている。<br>▸関係課との連携強化のほか、公民連携を活用する仕組みも創設し、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」や糖尿病重症化予防、フレイル予防に関する事業を進めている。<br>▸市の健康課題に市全体で取り組み、市民一人ひとりの健康づくりへの関心を一層高め、健康寿命の延伸につなげる。<br>▸各種健(検)診を実施するとともに、公民連携や医師会等の協力による受診勧奨や生活習慣病予防の啓発を行い、受診率の向上を見込む。<br>▸SMSを用いた勧奨など多様な情報発信ツールを活用しながら特定健診の受診勧奨に取り組むこと等により、受診率の向上を見込む。特定保健指導については、実施率の低迷が続いているため、引き続き利用勧奨手法の検討に努める。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3(2021) | R4(2022) | R5見込(2023) | R6(2024) | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 健康のために運動などを心がける市民の割合 | % | 計画値 | | 53.0 | 57.0 | 61.0 | 65.0 | コロナ禍での外出控えや教室・講座などの中止により、運動を始める機会や情報が少なくなったと考えられるが、教室や講座、地域での健康づくりの取り組みも再開されており、普及啓発を進めていく。 |
| | | | 実績値 | 47.9 | 49.1 | 48.3 | 48.8 | | |
| | | | 達成率 | | 92.6% | 84.7% | 80.0% | | |
| 2 | 糖尿病重症化予防に係る受療率 | % | 計画値 | | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 90.0 | 対象者の抽出をスムーズに行い、速やかにアプローチを進めていく必要があり、受療勧奨対象者数が増えている中、受療確認数も着実にあがっており、引き続き、取り組みを進めていく。 |
| | | | 実績値 | 32.6 | 73.4 | 84.9 | 84.9 | | |
| | | | 達成率 | | 81.6% | 94.3% | 94.3% | | |
| 3 | 男性の健康寿命(前年数値) | 歳 | 計画値 | | 79.7 | 80.0 | 80.2 | 80.5 | 健康寿命の実績値には様々な要因が影響していることから、前年度との比較だけではなく中長期的な傾向についても注視していく必要がある。引き続き市民一人ひとりの健康づくりへの関心を一層高め、健康寿命の延伸をめざす。 |
| | | | 実績値 | 79.3 | 79.6 | 78.8 | 78.7 | | |
| | | | 達成率 | | 99.9% | 98.5% | 98.1% | | |
| 4 | 女性の健康寿命(前年数値) | 歳 | 計画値 | | 83.8 | 84.1 | 84.3 | 84.6 | |
| | | | 実績値 | 83.4 | 83.1 | 84.0 | 84.1 | | |
| | | | 達成率 | | 99.2% | 99.9% | 99.8% | | |
| 5 | 国民健康保険加入者における特定健康診査受診率【※出納閉鎖時点】 | % | 計画値 | | 50.0 | 55.0 | 60.0 | 60.0 | コロナ禍の影響により、一時落ち込みを見せたが、令和3年度(2021年度)以降は増加傾向に転じている。目標値には依然として大きな乖離があるため、引き続き、受診勧奨、啓発への創意工夫等を検討するとともに、医師会等、関係機関との連携を図りながら、受診率の向上に取り組んでいく。 |
| | | | 実績値 | 29.99 | 30.00 | 33.00 | 35.0 | | |
| | | | 達成率 | | 60.0% | 60.0% | 58.3% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策20 | 健康を守り支える環境の確保 | 施策推進部局 | 健康福祉部 環境部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 市民の生命や健康の安全を脅かす大規模災害や感染症などへの備えが充実しており、市民一人ひとりが、安全かつ安心して健康な生活ができる環境が整っています。 | ▸ 新型コロナウイルス感染症及びその他の感染症の発生予防、まん延防止の対応並びに感染症予防に関する正しい知識の普及啓発に取り組んだ。また、新型コロナウイルスワクチンの接種について、国の動向を注視しつつ、関係機関と調整のうえ接種体制を構築することで、着実な接種を進めた。<br>▸ 新型コロナウイルス感染症等の各種感染症をはじめ、生活衛生や精神保健、難病対策など、専門的な保健衛生活動に取り組むとともに、関係機関等と連携し、公衆衛生の専門機関・拠点として市民の各種健康課題に対応する取り組みを進めた。<br>▸ 自殺やうつ病等の正しい知識の普及啓発活動やゲートキーパー養成講座を実施し、自殺や自殺予防についての正しい知識を啓発するとともに、「こころといのちの相談」を実施し、自殺未遂者相談への相談対応を行った。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 50.0% | ▸ 新型コロナウイルス感染症という未知の感染症への対応において、保健所の体制や取り組みを修正し、優先順位を考慮しながら8回にも及ぶ流行の波に最前線で対応を続けてきた中で、様々なノウハウを蓄積することができた。また、この経験を踏まえ、現在「予防計画」及び「健康危機対処計画」の策定に取り組むなど、次の感染症危機に備えるための体制を整えており、施策指標の達成には至らないものの、「めざす暮らしの姿」の実現に向けて着実な成果を挙げている。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |





## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 新興・再興感染症のまん延<br>▸ 若者等の自殺者数の動向 | ▸ 昭和39年に建築された当施設は老朽化が進み、災害時に防災拠点としての機能を果たすことができない恐れがある。また、執務スペース不足に加え、待合スペースやプライバシーに配慮した窓口配置、感染対策における導線の確保等が不十分であるなど、著しく利便性に乏しい。市民のくらしと命を守るための業務を継続して行えるよう、施設の建替えに向けた検討を進める必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸ 新型コロナウイルス感染症等の各種感染症をはじめ、生活衛生や精神保健、難病対策など、専門的な保健衛生活動に取り組むとともに、関係機関等と連携し、公衆衛生の専門機関・拠点として市民の各種健康課題に対応するための取り組みを進めた。<br>▸ 八尾市自殺対策推進計画に基づき、ゲートキーパー養成講座の開催や相談支援、自殺対策計画審議会による関係機関相互の連携及び情報共有を行った。<br>▸ 新型コロナウイルスワクチンの接種について、国や大阪府との連携により、市民が順次接種を行えるよう着実に実施した。 | ▸ 新型コロナウイルス感染症等の各種感染症をはじめ、生活衛生や精神保健、難病対策など、専門的な保健衛生活動に取り組むとともに、関係機関等と連携し、公衆衛生の専門機関・拠点として市民の各種健康課題に対応するための取り組みを進めた。<br>▸ 八尾市自殺対策推進計画に基づき、ゲートキーパー養成講座の開催や相談支援、自殺対策計画審議会による関係機関相互の連携及び情報共有を行った。<br>▸ 新型コロナウイルスワクチンの接種について、国や大阪府との連携により、市民が順次接種を行えるよう着実に実施した。 | ▸ 大規模災害等の健康危機事象に的確に対応するため、災害時における公衆衛生活動に関する訓練を実施した。<br>▸ 新型コロナウイルスワクチンの接種について、国や大阪府との連携により、市民が順次接種を行えるよう着実に実施した。<br>▸ 八尾市自殺対策推進計画に基づき、ゲートキーパー養成講座の開催や相談支援、自殺対策計画審議会による関係機関相互の連携及び情報共有を行うとともに、次期八尾市自殺対策推進計画を策定した。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 健康危機管理訓練の実施回数 | 回 | 計画値 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 健康危機管理訓練については、全所体制で新型コロナウイルス感染症対応にあたっていたため未達となった。 |
| | | | 実績値 | 2 | 0 | 1 | 1 | | |
| | | | 達成率 | | 0.0% | 50.0% | 50.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策21 | 地域医療体制の充実 | 施策推進部局 | 健康福祉部 市立病院事務局 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 市民が適切な医療を受けることができるよう、地域の医療機関等が役割分担と連携を推進し、必要な医療提供体制が確保されています。 | ▸ 大阪府医療計画に基づく各種懇話会に参画し、府や中河内圏域内各市の医療体制構築にかかる連携を推進した。令和6年度（2024年度）からは、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、今後想定される新興感染症等のまん延時にも対応できるよう、医療介護連携推進事業を通じ、府と共に在宅医療の提供体制の構築に取り組んでいく。 |
| | | ▸ 休日・夜間などの緊急時に適切な医療が受けられるよう、保健センターにおいて休日急病診療所を運営するとともに、本市・東大阪市・柏原市の3市で広域的な小児救急医療・急病夜間診療体制を構築し、市民の生命の安全確保に努めた。 |
| | | ▸ 市立病院においては、保健所等の関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の検査及び入院患者受け入れを行うとともに、急性期医療及びその他の政策医療に対応した。 |
| 2 | かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持ち、医療機能に応じた役割分担を理解し、適切な医療機関を受診する市民が増えています。 | ▸ 市民がいつでも安心して適切な医療を受けることができるよう、市政だよりやホームページで「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師」の啓発に努めた。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.0% | ▸ 大阪府医療計画に基づく各種懇話会に参画し、府や中河内圏域内各市の医療体制構築にかかる連携を推進した。また、休日・夜間などの緊急時に適切な医療が受けられるよう、休日急病診療所を運営するとともに、中河内医療圏内の2市との連携による広域運営事業により、小児初期救急医療体制及び二次救急医療体制を確保するなど、救急医療体制の充実に取り組んだ。<br>▸ 市立病院においては、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先する中でも、通常診療との両立に努めることで、地域医療支援病院として、紹介率・逆紹介率の目標を達成した。 |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | | 重要課題 | |
|---|---|---|---|
| | ▸ 大阪府医療計画に基づく切れ目のない医療提供体制の構築<br>▸ 国によるかかりつけ医等に関する制度整備 | | ▸ 病院の役割・機能を最適化するとともに、市内及び中河内二次医療圏域内の各病院・診療所間の連携を強化し、「切れ目のない医療提供体制の構築」を図る必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | B | |
| 総評 | ▸ 休日・夜間などの緊急時に適切な医療が受けられるよう、休日急病診療所を運営するとともに、中河内医療圏内の2市との連携による広域運営事業により、小児初期救急医療体制及び二次救急医療体制を確保するなど、救急医療体制の充実に取り組んだ。<br>▸ 市立病院においては、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組む中でも、地域の医療機関からの紹介による検査等を実施し、中核病院としての役割を果たした。 | ▸ 休日・夜間などの緊急時に適切な医療が受けられるよう、休日急病診療所を運営するとともに、中河内医療圏内の2市との連携による広域運営事業により、小児初期救急医療体制及び二次救急医療体制を確保するなど、救急医療体制の充実に取り組んだ。<br>▸ 市立病院においては、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組む中でも、地域の医療機関からの紹介による検査等を実施し、中核病院としての役割を果たした。 | ▸ 休日・夜間などの緊急時に適切な医療が受けられるよう、休日急病診療所を運営するとともに、中河内医療圏内の2市との連携による広域運営事業により、小児初期救急医療体制及び二次救急医療体制を確保するなど、救急医療体制の充実に取り組んだ。また、中河内保健医療協議会・各種懇話会に参画した。<br>▸ 市立病院においては、市保健所等の関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の入院患者の受け入れ等を継続するとともに、地域の医療機関からの紹介による検査等を実施し、中核病院としての役割を果たした。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 中河内保健医療協議会・各種懇話会の開催回数 | 回 | 計画値 | | 6 | 6 | 6 | 6 | 中河内保健医療協議会・各種懇話会の開催回数については、コロナ禍においてウェブでの参加も織り交ぜながら目標を達成した。 |
| | | | 実績値 | 6 | 5 | 6 | 6 | | |
| | | | 達成率 | | 83.3% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 市立病院における紹介率 | % | 計画値 | | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 地域医療支援病院の承認要件であり、順調に目標値を達成している。 |
| | | | 実績値 | 54.7 | 51.7 | 56.5 | 67.3 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 3 | 市立病院における逆紹介率 | % | 計画値 | | 70.0 | 70.0 | 70.0 | 70.0 | 地域医療支援病院の承認要件であり、順調に目標値を達成している。 |
| | | | 実績値 | 80.5 | 86.4 | 90.5 | 82.3 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 4 | 「かかりつけ医」を持っている市民の割合 | % | 計画値 | | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 80.0 | 市民がいつでも安心して適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医等の啓発に努めたが、未達となった。今後、国によるかかりつけ医に関する制度整備を見据えつつ、より一層の普及啓発等を行っていく。 |
| | | | 実績値 | 74.2 | 73.3 | 73.2 | 73.5 | | |
| | | | 達成率 | | 91.6% | 91.5% | 91.9% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策22 | 良好な生活環境の確保・地球環境の保全 | 施策推進部局 | 環境部 |
|---|---|---|---|

## 1　これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿（8年間） | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 環境を意識した暮らしや事業活動により、河川や空気がきれいな状態に保たれ、温室効果ガスの排出量削減に向け、市民、事業者と行政が一体となって取り組みを進めています。 | ▸ 市内の工場・事業場等による公害の未然防止に向け、環境関係法令に基づく許可や届出を徹底した上で、実態調査や指導、パトロール等を実施した。また、市域の大気・水質環境、騒音等の状況を継続的に監視・測定することで環境悪化の防止を図った。<br>▸ 温室効果ガスの排出量削減に向け、ゼロカーボンシティやお推進協議会の設立や八尾市地球温暖化対策実行計画の改定を行った。また、公民連携による商業施設での啓発活動や脱炭素に資するセミナー等の実施をはじめ、環境省の交付金を活用した脱炭素に資する補助制度を創設し、再生可能エネルギーや省エネルギーの利用促進に取り組んだ。 |
| 2 | 市民や事業者等が地域の美化活動に自主的に取り組むとともに、美化をテーマにした市民活動や地域でのネットワークが強化され、まちが美しく清潔に保たれています。 | ▸ 市内の環境美化活動として、市民・事業者等との連携によるクリーンキャンペーンや地域一斉清掃をはじめ、清掃道具の補助事業や絵画コンクール等を実施した。<br>▸ 路上喫煙マナーの向上や受動喫煙の被害防止に向け、路上喫煙啓発指導員による指導啓発や、路上喫煙マナー向上推進員等との協働による啓発活動を実施するとともに、路上喫煙禁止区域に隣接する近鉄八尾駅前に屋外分煙所を設置し、分煙環境の整備を図った。 |
| 3 | 市民や事業者等と協働し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することで、資源が循環して利用され、廃棄物が減少するとともに、排出される廃棄物が適正に管理、処理されています。 | ▸ 八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の目標達成に向け、有価物集団回収の促進、指定袋制分別収集によるごみの減量・資源化を推進した。また広域的な廃棄物の処理を円滑に推進するため、大阪広域環境施設組合と調整を行った。<br>▸ 事業者から排出される一般廃棄物の処理に係る収集運搬業の許可を行うとともに、許可業者及び排出事業者に対して指導・啓発を行い、事業系一般廃棄物の適正処理の推進を図った。また、食品関連事業者から排出される廃棄物処理に係る再生輸送業の指定を行い、食品循環資源の再生利用の促進を図った。<br>▸ 産業廃棄物処理業に係る許可を行うとともに、許可事業者への指導・立入検査等を行うことにより、産業廃棄物適正処理の推進を図った。また、不法投棄等の不適正処理に対する監視パトロールや指導・啓発を継続的に実施することにより、不適正処理事案の解決や未然防止を図った。 |

## 2　内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 99.7% | ▸ 市民や事業者等と連携した事業展開により、市内の大気や水質の環境基準の達成や温室効果ガス削減の成果が得られたが、温室効果ガス削減については、前期基本計画期間中に八尾市地球温暖化対策実行計画を改定し、より高い目標値を掲げており、取り組みの拡充を図る必要がある。<br>▸ 地域での美化活動や路上喫煙対策については、地域や事業者等とのパートナーシップによる清掃活動や啓発活動が充実し、まちの美化に貢献した。<br>▸ 有価物集団回収の促進、指定袋制分別収集によるごみの減量・資源化、広域的な廃棄物の処理、事業系一般廃棄物の適正処理、食品循環資源の再生利用の促進、産業廃棄物適正処理の推進等により、廃棄物の減量化・資源化を進めた。<br>▸ 全体的な廃棄物量は減少傾向となったが、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の目標達成に向け、更なる効率的な減量及び資源化の取り組みを推進する必要がある。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |





## 3　後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 国では、地球環境の悪化が危機的状況にあり、経済・社会にも大きな影響を与える課題として、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、炭素中立、循環経済、自然再興における取り組みを統合的に推進しており、加えて、改正気候変動適応法の施行による熱中症対策の強化が打ち出されており、本市においても温室効果ガス削減に向けた緩和策と気候変動に対する適応策について全市的な対応が求められる。<br>▸ 世界的な物価高（燃料費等）、不安定な経済情勢による為替変動等に伴う、家庭用指定袋の制作費用の上昇への対応や、プラスチック資源循環法の施行による、製品プラスチックの回収・処理に対する検討が求められる。<br>▸ 新型コロナウイルス感染症の影響の減退による事業活動の再開に伴い、事業系の廃棄物（一廃・産廃）の増加が想定される。 | ▸ 持続可能な地域社会に向けて、地球温暖化対策をはじめ、生物多様性や里山の保全等についても包含した環境省が提唱する地域循環共生圏の方向性を明らかにし、炭素中立、循環経済、自然再興に対応していくことが求められる。<br>とりわけ、2030年度まで温室効果ガス50%削減をめざすためには、地域や事業者との連携により、脱炭素に資する取り組みを推進していくことが求められる。<br>▸ 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の数値目標達成に向けた、さらなる家庭系ごみの減量が必要である。<br>▸ 事業活動の再開に伴い、事業系の廃棄物（一廃・産廃）の適正処理の推進が求められる。 |

## 4　施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | B | |
| 総評 | ▸ 脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が参画するゼロカーボンシティやお推進協議会を設立し、公民連携により啓発活動やセミナー等を実施する環境を整備した。<br>▸ 改定した八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の進捗管理及び現状に対する評価を行うとともに、八尾市廃棄物減量等推進審議会を開催し、さらなるごみの減量・資源化に関する意見等を聴取した。<br>▸ また、許可業者に対する展開検査を行い、事業系一般廃棄物の適正処理に向けた指導を継続して実施するとともに、不適正にごみを排出している事業者に対し、適正排出に対する指導を行った。 | ▸ 環境審議会での協議やゼロカーボンシティやお推進協議会会員との意見交換、再エネポテンシャル調査の結果等を踏まえ、八尾市地球温暖化対策実行計画を改定し、削減目標や公民連携による取り組み内容を新たに設定した。<br>▸ 八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の進捗管理及び現状に対する評価を行うとともに、八尾市廃棄物減量等推進審議会を開催し、さらなるごみの減量・資源化に関する意見等を聴取した。<br>▸ また、許可業者に対する展開検査を行い、事業系一般廃棄物の適正処理に向けた指導を継続して実施するとともに、不適性にごみを排出している事業者に対し、適正排出に対する指導を行った。 | ▸ 八尾市地球温暖化対策実行計画に基づき、国の交付金を活用した補助制度の創設や事業者等との連携による相談体制を構築する。<br>▸ 全体のごみ量は減少傾向にあるが、家庭系ごみの可燃ごみ（燃えるごみ）の量は計画値より高く推移している。<br>▸ 事業系ごみについては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動の停滞により減少傾向にあったが、下げ止まりの状況にあり、事業活動の再開による増加が見込まれている。<br>実績見込みとしては、計画値よりも780t前後多くなると見込んでいる。 |

## 5　「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 環境基準適合率（大気環境・水質環境・騒音環境） | % | 計画値 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 大気環境、水質環境は継続して100%を達成している。一方、騒音環境について、令和4年度（2022年度）においては1地点で夜間の環境基準が超過したが、生活環境の確保に向け、引き続き100%の達成をめざす。 |
| | | | 実績値 | 100.0 | 99.2 | 99.2 | 100.0 | | |
| | | | 達成率 | | 99.2% | 99.2% | 100.0% | | |
| 2 | 市域の温室効果ガス排出量（実績値は現状の最新値） | t-CO | 計画値 | | 141 | 138 | 125 | 119 | 省エネルギー機器の普及や再生可能エネルギーの利用促進により、市域の二酸化炭素排出量は削減傾向にある。 |
| | | | 実績値 | 146 | 126 | 130 | 125 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 3 | 地域一斉清掃受付件数 | 件 | 計画値 | | 900 | 910 | 920 | 930 | コロナ禍において、地域での清掃活動等が困難な状況もあったが、5類への感染症移行後、回復基調にある。 |
| | | | 実績値 | 899 | 878 | 912 | 920 | | |
| | | | 達成率 | | 97.6% | 100.0% | 100.0% | | |
| 4 | 資源化されている量を除くごみ処理量 | t | 計画値 | | 67,426 | 65,896 | 64,594 | 63,291 | 廃棄物（家庭系・事業系）の減量は進んでいるものの、計画値に達するまでには至っていないため、さらなるごみの減量を推進するため、効果的な取り組みの検討が必要である。 |
| | | | 実績値 | 69,864 | 68,209 | 66,682 | 65,380 | | |
| | | | 達成率 | | 98.9% | 98.8% | 98.8% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策23 | つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり | 施策推進部局 | 健康福祉部 |
|---|---|---|---|

## 1　これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 包括的な支援により、すべての市民が夢や生きがいをもって、孤立することなく住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。 | ▸ 市民からの相談が必要な支援につながり、8050問題・ひきこもり・ヤングケアラーなどの複合化・複雑化した課題にも関係機関が連携して対応できる「断らない相談支援」の体制を強化した。 |
| | | ▸ 課題を抱えた方が、地域での生活を継続できるよう、支援機関と地域関係団体や民間団体が連携し、地域社会に参加する機会を確保するための支援を実施した。また、地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開発等地域づくりを進めた。 |
| | | ▸ 令和5年度（2023年度）の重層的支援体制整備事業の開始に向け、関係各課及び機関と協議を進め、重層的支援体制整備事業実施計画を策定した。 |
| 2 | 地域において、住民一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合うことで、自分らしく活躍しています。 | ▸ 成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの事務局を担う中核機関を立ち上げ、関係機関等が参画する協議会を設置し、本市における権利擁護支援体制を推進した。また、持続可能な権利擁護支援モデル事業（厚生労働省所管）に参画し、八尾市見守り推進事業を実施した。 |
| | | ▸ 地域福祉活動の担い手「おせっかい人材」の発掘及び育成を行うため、デジタルサポーター養成講座を開催した。講座参加者にて市民団体が組織され、地域住民のスマホの疑問に寄り添う身近なデジタルサポーターとしての活動につながった。 |
| | | ▸ 災害時における要配慮者支援の支援については、「個別避難計画」を作成し、本人、家族、地域、福祉事業者、行政で共有することにより避難行動支援の取り組みの充実を図り、特に土砂災害警戒区域においては、移送支援による福祉避難所への直接避難の仕組みを構築した。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2　内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 93.3% | ▸ 相談支援体制を整えたことにより、各窓口から適切な相談支援機関につながり、これまで介入が困難であった複雑化した課題のある世帯が、「つなげる支援室」につながる体制となっている。<br>そして、関係する機関と協働で、支援の方向性を決定し、役割を分担し支援を行っている。さらに、継続的な支援を通して、福祉サービスや地域の資源につなげる等、再び孤立させない体制に取り組めている。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3　後期基本計画への展望

| 社会情勢 | ▸ 団塊の世代が75歳となる2025年、団塊ジュニア世代が高齢期に突入し高齢者人口がピークを迎える2040年問題において、医療・介護の双方が増大する一方、支え手となる生産年齢人口は急減することが見込まれている。<br>また、1つの世帯に複数の課題が存在している8050問題や、ひきこもり、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラー等、介護、障がい、子ども、生活困窮といった各分野別の制度では対応しきれない複雑・複合化した課題や制度の狭間にある課題を有する方及び世帯が存在し、必要な支援が十分に届くよう相談支援体制の強化が求められている。 | 重要課題 | ▸ 重層的支援体制の充実に向け、相談支援体制のさらなる強化に取り組むとともに、課題を抱えた方が、地域での生活が継続できるよう、支援機関と地域関係機関・団体や民間企業等が連携し、地域社会に参加する機会を確保するとともに、地域生活課題の発生の防止又は地域住民相互の交流を行う拠点の開発等地域づくりを進める。 |
|---|---|---|---|

## 4　施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | C | |
| 総評 | ▸ 成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの事務局を担う中核機関を立ち上げ、関係機関等が参画する協議会を設置し、本市における権利擁護支援体制を堅実に推し進めることができた。<br>▸ 八尾市災害時要配慮者支援指針に基づき、避難行動要支援者の個別避難計画を作成した。また、何らかの生活課題により個別避難計画書が提出できなかった場合を想定し、必要とする支援へつなぐために個別訪問による生活実態調査を行った。<br>▸ つなげる支援室において、既存の組織では対応できないような複合的な課題や制度の狭間にある課題を有する者及び世帯の相談について、支援関係機関等から相談を受け、課題の整理、支援についての助言、関係者による会議の開催等、支援調整したことにより、包括的な支援につながったと考える。 | ▸ 相談支援の強化に加え、参加支援・地域づくり支援の一体的な充実を図るため、関係課及び機関で既存事業の現状把握及び世代や属性を超えた取り組みへの展開に向けた協議を行った。また、令和5年度（2023年度）の重層的支援体制整備事業の実施に向け、関係課及び関係機関と協議を重ね、八尾市重層的支援体制整備事業実施計画を策定した。<br>▸ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの協議会を構築し、関係機関等が参画する協議会を中心に、本市における権利擁護支援体制を堅実に進めた。また、成年後見制度の充実に向け、多様な主体の参画により、認知症高齢者や身寄りのない方等が地域生活を継続できるよう支援することを目的とした国のモデル事業に参画し、国や様々な関係機関と協議を進める中で制度構築の検討を行った。<br>▸ 災害時要配慮者支援においては、個別避難計画を作成し、災害時における避難行動要支援者の避難行動について、地域、福祉事業者、行政それぞれの役割を明確化した。また、土砂災害の発生の恐れがある場合の対応として、避難行動要支援者の福祉施設への直接避難の仕組みを構築した。 | ▸ 「八尾市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、相談支援体制の強化として、支援が必要な人へ迅速に対応出来る体制を構築し、継続的な支援につなげるとともに、さまざまな課題を抱えた人も地域での生活が継続できるよう、地域づくりや参加する機会を確保する仕組みづくり等への展開に向けた協議を関係機関と行った。<br>▸ 複雑化・多様化・深刻化する市民の地域生活課題に対する効果的な重層的支援体制のさらなる強化に向けたあり方に関する調査、研究及び検証を行った。<br>▸ 災害時要配慮者支援については、避難行動要支援者の同意者リストと土砂災害警戒区域を対象とした福祉避難所への直接避難する対象者の更新を行った。また、令和5年度（2023年度）の「高齢者等避難」発令の際、社会福祉協議会及び福祉施設事業者との連携により福祉避難所への直接避難を実施した。 |

## 5「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | つなげる支援室で支援調整などを行った件数 | 件 | 計画値 | | 100 | 150 | 150 | 200 | 実績値が計画値を下回る結果となったが、介入困難な世帯等、これまで支援につながりにくかった方が必要な支援につながる体制に取り組めている。 |
| | | | 実績値 | ― | 128 | 105 | 130 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 70.0% | 86.7% | | |
| 2 | 地域での福祉活動における登録制度への登録者数 | 人 | 計画値 | | 1,913 | 1,926 | 1,938 | 1,950 | 新型コロナウイルス感染症の影響による、講座やボランティア活動の制限は解消されてきているものの、ボランティア登録者数は減少傾向にある。<br>今後、これまでのやり方にとらわれずに、ボランティア登録者数を増やすことのできる新たな仕組みを検討していく必要がある。 |
| | | | 実績値 | 1,880 | 1,772 | 1,654 | 1,938 | | |
| | | | 達成率 | | 92.6% | 85.9% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策24 | 高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現 | 施策推進部局 | 健康福祉部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿（8年間） | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 身近な地域で高齢者の居場所や社会参加の機会があり、それらを活用しながら高齢者が生きがいをもって自立した生活を送っています。 | ▸ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族への支援を行う仕組みの構築を進めた。 |
| | | ▸ 高齢者やその家族に対する総合相談に加え、支援関係者間で連携し、よりきめ細やかな支援が行えるよう、地域包括支援センターの機能強化を図った。 |
| | | ▸ ボランティアなどの住民が主体となり、身近な地域の実情に応じて自主的・自発的に運営する介護予防・生活支援サービス（通所型・訪問型サービス）を創設した。 |
| 2 | 高齢者が必要なサービスを適切に利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。 | ▸ 介護保険サービスの質及び必要量の確保を進めるため、利用者が必要なときに介護サービスを利用できるとともに介護サービス事業者との連携を進めるなどの環境整備に取り組んだ。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 83.4% | ▸ 令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3か年を計画期間とする「第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて、地域の中で支え合う仕組みの充実、介護予防・生きがいづくりの推進及び在宅生活支援の充実に係る施策の実施を進めてきた。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、高齢者の外出控え等による社会参加の機会が減少したことにより、地域が主体的に活動する取り組みの支援や高齢者の健康づくりなどの取り組みが十分に進まなかったが、高齢者からの様々な相談が増加する中で早期に関係機関と連携を図り解決することや介護サービス事業者への支援を行うことができた。<br>▸ 令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする第9期計画では、団塊ジュニア世代が65歳を迎え、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据え、地域共生社会の実現に向けた取り組みを継続して実施する必要がある。 |
| 施策の総合評価 | |
| △ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行により、認知症の正しい理解の普及やバリアフリー化の推進が求められる。<br>▸ 大阪府高齢者福祉計画の実施<br>▸ 介護保険法の改正 | ▸ 認知症対策と高齢者の権利擁護の推進<br>▸ 見守りネットワークと相談体制の強化<br>▸ 健康づくりと介護予防の推進<br>▸ 社会参加の促進<br>▸ 介護サービスの基盤整備 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸ コロナ禍で、地域活動に制約がある中ではあったが、認知症の方の地域活動の場として「オレンジパトロール」を開始した。また、認知症サポーターである「オレンジパートナー」により、認知症の本人や家族、支援者が協力した活動を行いつつ、認知症になっても日常生活を過ごせる社会への理解を進める取り組みを進めた。<br>▸ 街かどデイハウスの総合事業（通所型サービス）への段階的移行により、より多くの市民が利用できる仕組みとなるよう、関係団体と移行に向けた協議を行った。<br>▸ 第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画における施設整備の基本方針に基づき、新たな施設（介護保険に関わる施設及び居住系サービス）の選定を行った。<br>▸ 介護保険サービス事業所に対して、新型コロナウイルス感染症防止に対する支援を行った。 | ▸ 新型コロナウイルス感染症による影響が残る中ではあるが、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族、支援者が参加、協力して活動を行えるようオレンジパトロール（認知症の方の地域活動）の積極的な実施により、認知症の本人の生きがい増進や認知症に対する地域社会の理解を進める上で、重要な役割を果たしている。<br>▸ 地域の支え合い体制を構築するため、様々な住民主体活動に取り組めるよう支援のメニューを増やすとともに、街かどデイハウスの総合事業（通所型サービス）への段階的移行により、住民主体活動への参加者増につながっている。<br>▸ 介護保険サービス事業所においても新型コロナウイルス感染症防止対策が引き続き行われているため、感染症防止に対する支援を行った。 | ▸ 新型コロナウイルス感染症による影響が残る中ではあるが、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族、支援者が参加、協力して活動を行えるよう清掃活動やオレンジパトロール（認知症の方の地域活動）の積極的な実施により、認知症の本人の生きがい増進や認知症に対する地域社会の理解を進める上で、重要な役割を果たしている。<br>▸ 地域の支え合い体制を構築するため、様々な住民主体活動に取り組めるよう支援メニューの充実を図り、その周知に努めるとともに、街かどデイハウスの総合事業（通所型サービス）への段階的移行により、住民主体活動への参加者増につながっている。<br>▸ 介護保険サービス事業所においても新型コロナウイルス感染症防止対策が引き続き行われているため、感染症防止に対する支援を行った。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 在宅高齢者率（年度末時点） | % | 計画値 | | 93.9 | 94.1 | 94.3 | 94.5 | 高齢になるに従い介護認定率が上昇し、加えて年齢が高くなれば介護度も高くなる傾向があること、また新型コロナウイルス感染症による外出控え等の悪影響が残る中、在宅高齢者率の上昇という目標を達成することができなかった。 |
| | | | 実績値 | 93.5 | 92.9 | 92.6 | 92.7 | | |
| | | | 達成率 | | 98.9% | 98.4% | 98.3% | | |
| 2 | 住民主体活動に参加している在宅高齢者の割合 | % | 計画値 | | 1.5 | 2.0 | 2.5 | 3.0 | 住民主体活動に参加する高齢者の割合については、総合事業へ移行した街かどデイハウスの事業を住民主体活動に位置付けることとなったため、増加しているところである。 |
| | | | 実績値 | 0.7 | 0.7 | 1.0 | 1.3 | | |
| | | | 達成率 | | 46.7% | 50.0% | 52.0% | | |
| 3 | 介護保険給付費の計画値における実績値の割合 | % | 計画値 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 介護保険給付費については、概ね計画に沿った実績値となっている。 |
| | | | 実績値 | 98.0 | 100.4 | 98.7 | 100.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 98.7% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策25 | 障がいのある人への支援の充実 | 施策推進部局 | 健康福祉部 こども若者部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 多様化するニーズに対応したサービスや相談体制を活用し、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしています。 | ▸「障がい福祉サービス等支給決定に関するガイドライン」を策定することで、支給決定や利用における適正性、公平性、透明性を担保し、障がい福祉サービスに係る給付や支援等を適正に実施した。また、意思疎通が困難な障がいのある人等が入院した場合に、安心して医療を受けられるよう、医療機関に意思疎通を支援する者を派遣する入院時のコミュニケーション支援の制度を構築した。 |
| | | ▸基幹相談支援センターを中心に障がい福祉サービス事業者等と連携し、相談体制の充実に取り組み、障がいのある人の支援を行った。 |
| | | |
| 2 | 保健、医療、福祉、教育等との連携により地域全体で障がいのある人を支えるしくみをつくることで、多様で複合的な課題を抱える障がいのある人やその家族が安心して暮らしています。 | ▸地域生活支援拠点等に係る面的整備の事業展開として、障がい福祉サービス事業所等と連携し、医療的ケア児も含めた夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実やグループホームにおける健康管理体制支援の充実等を行い、地域全体で障がい者を支援する体制づくりを進めた。 |
| | | ▸障がいのある人が「親なきあと」も自分らしく生きていくことができるよう、「想いをつなぐノート」を活用し、当事者家族や障がい福祉サービス事業者等の支援者を対象としたセミナーを実施した。 |
| | | |
| 3 | 障がいや障がいのある人に対する理解と合理的配慮が促進されることで、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、自己決定が尊重され社会参加と自己実現を図りながら暮らしています。 | ▸障がい者フォーラムの開催や障がい者雇用を考える集い、障がい者就職面接会等、障がい福祉の向上を図るための事業を実施し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図った。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.4% | ▸障がいのある人が親なきあとも自分らしく生きていくために、関係者間で協議、連携し、医療的ケア児も含めた夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実やグループホームにおける健康管理体制支援の充実等の取り組みを実施する等、一定の成果は得られたが、多様で複合的な課題を抱える障がいのある人やその家族の全てが安心して暮らしていくためにはまだまだ課題が多い。<br>▸障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、各種サービス等を適正に提供しつつ、相談体制の充実にも取り組んできたが、全国的にも課題となっている障がいのある人を支える人材の確保については今後も国等と連携して取り組みを行う必要がある。<br>▸就労支援や社会参加の機会の確保等、障がいや障がいのある人に対する理解啓発を図るための事業も実施しているが、法改正に伴う民間事業者の合理的配慮の義務化等について今後も動向を注視しつつ引き続き理解啓発を推進してく必要がある。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |





## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸障がいのある人については高齢化・重度化が進んでおり、人口は減少傾向にあるものの、各手帳の所持者数や障がい福祉サービスの受給者数は増加傾向にある。<br>▸障害者総合支援法や児童福祉法の改正等、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応すべく、国の制度等も適宜見直しが行われている。 | ▸障がいのある人が親なきあとも自分らしく生きていくために、障がい福祉サービス事業者をはじめとした関係者間で連携し各取り組みを進めているが、高齢化・重度化が進む中、また障がいのある人それぞれの特性による個別性が高い中においては、居所をはじめ現行制度では足りないものも多く、それらを補うための施策を進めていく必要がある。<br>▸障がいや障がいのある人への理解については過去と比較すると少しずつ進んではいるが、引き続き理解啓発の取り組みを続けていく必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | C | |
| 総評 | ▸障がい福祉サービスに係る給付や支援等を適正に実施した。<br>▸事業者等と連携し、グループホームにおける健康管理体制支援のモデル実施を進めた。<br>▸医療的ケア児も含めた夜間等の緊急時に対応するための支援体制の充実等、地域全体で障がいのある人を支えるための体制づくりに取り組んだ。 | ▸障がいのある人が「親なきあと」も自分らしく生きていくことができるようセミナーを実施した。<br>▸安心して地域で生活できるよう訪問看護ステーションと連携したグループホームにおける健康管理体制支援の充実について全市展開への準備を進めつつ、緊急時の受け入れについての事前登録制を継続して実施する等、地域生活支援拠点等に係る取り組みを進めた。 | ▸障がい者施策の指針の一つである第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画を策定した。<br>▸令和4年度（2022年度）から取り組みを進めている「親なきあと」については、引き続きセミナー等を実施することで支援者の意識啓発に取り組んだ。<br>▸地域生活支援拠点等の充実に向け、グループホームにおける健康管理体制支援の充実について全市展開を行い、障がいのある人が安心して地域で生活できるように取り組んだ。<br>▸意思疎通が困難な障がいのある人等が入院した場合に、安心して医療を受けられるよう、医療機関従事者との意思疎通を支援する者を派遣する入院時のコミュニケーション支援制度を構築した。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 施設入所者の地域移行者数 | 人 | 計画値 | | 3 | 3 | 4 | 5 | 取り組みが計画通りに進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 3 | 4 | 4 | 4 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 地域生活支援拠点等の登録者数 | 人 | 計画値 | | 100 | 150 | 160 | 170 | 登録数については増えてきているものの、計画値に達しておらず、制度の周知等についてさらに積極的に実施する必要がある。 |
| | | | 実績値 | － | 125 | 134 | 150 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 89.3% | 93.8% | | |
| 3 | 関係機関との連携により対応した基幹相談支援センターにおける支援件数 | 件 | 計画値 | | 100 | 100 | 100 | 100 | 年度により相談件数等が異なるため計画値に達していないこともあるが、適切に対応はできており問題はない。 |
| | | | 実績値 | 88 | 58 | 98 | 100 | | |
| | | | 達成率 | | 58.0% | 98.0% | 100.0% | | |
| 4 | 障がい者雇用率の達成企業割合（前年6月1日時点） | % | 計画値 | | 50.6 | 49.3 | 50.7 | 52.2 | 障がい者の雇用については全国的に大きな課題でもあり、障がい者理解のより一層の推進をしていく必要がある。 |
| | | | 実績値 | 47.1 | 50.6 | 48.2 | 50.7 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 97.8% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策26 | 生活困窮者への支援 | 施策推進部局 | 健康福祉部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 生活に困窮したときに、誰もが必要な支援を適切に受けることができ、社会とのつながりや居場所を持ち、地域社会の一員として安心で安定した生活を送ることができています。<br><br>生活困窮者支援を通じた地域づくりにより、誰もが地域のなかで尊厳をもって安心して暮らし続ける包摂型社会が実現しています。<br><br>希望する誰もが、様々な支援を受けながら再スタートを切ることができます。 | ▸ 令和3年度（2021年度）より基幹型と委託型（八尾市生活支援相談センター）の困窮相談窓口を設置し、複合課題を抱えたケースに対応した。また、令和5年度（2023年度）からは、センターにおいて従来の生活困窮者の支援範囲に加え、制度にまたがるようなケースへのアウトリーチ等の相談援助を新たに実施する。<br>▸ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業の実施のほか、生活援護資金貸付申請時に生活状況や福祉的課題を把握し、生活改善や課題解決に向けての支援を行うほか、必要に応じて生活支援相談センターとの協働により就労支援や家計改善等の支援につなげた。<br>▸ 児童扶養手当受給世帯及び生活保護受給世帯などを対象とした学習支援事業の中で、訪問型学習支援を開始し、通所型に参加できない生徒に対しても学習支援や生活等の相談支援を実施した。<br>▸ 複合的な問題を抱えている生活困窮者等を早期に把握し、支援につないでいくため、相談支援機関に留まらず、幅広い分野の関係機関や民生委員・児童委員等による見守り活動等とのネットワークづくりを行った。<br>▸ 令和5年度（2023年度）から配置したアウトリーチ支援員とCoW（コミュニティワーカー）との連携を強化し、生活困窮者が抱える経済的困窮の背景にある複合的な課題を解決するため、地域資源の活用や開拓を行う。また、そこで自らの役割を認識し、社会参加が可能となるよう自立に向けた支援を行う。<br>▸ 就労困難者である生活保護受給者に対し、就労支援員によるハローワークへの同行訪問など、きめ細やかな就労支援を実施することにより、新規就労や増収につなげ、世帯の自立を促進した。<br>▸ 健康問題を抱えている生活保護受給者に対して、経済的自立のみならず日常生活自立・社会生活自立という観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があることから、被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進した。 |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 88.2% | ▸ リーマンショック後、社会保障制度では救済できない生活困窮者に対し、生活保護に陥る前の自立に向けた支援として生活困窮者自立支援制度ができたが、新型コロナウィルス感染症による影響から未だ生計を立て直せていない世帯も多く、さらなる充実・強化が求められている。誰ひとり取り残さない相談窓口として広く相談を受け止め、寄り添いながら自立に向けた支援を行ってきたが、地域社会の一員として安心で安定した生活が送れるよう、さらなる支援体制の構築や地域資源の開拓を進める必要がある。<br>▸ 就労支援については、特に失業等により生活保護開始に至った世帯に対し、就労意欲を失わないうちに、積極的に就労支援につなぐことで、早期の就労、自立へと導けるようハローワーク等とも連携しながら、きめ細かな支援ができた。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 高齢化が進む中で8050問題や介護、子育て、生活困窮など、地域住民が抱える複雑化、複合化した課題に対する支援を行うには、隙間のニーズへも対応する必要があり、包括的な支援体制の構築と地域づくりに向けた支援が必要である。<br>▸ 課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援に拒否的な人に支援するには、アウトリーチを通じた包括的かつ継続的な支援が求められている。<br>▸ コロナ禍も落ち着きを見せ、有効求人倍率も好転してきている反面、生活保護の相談件数及び開始件数は、引き続き高止まりしている。 | ▸ 生活困窮者が抱える複雑化、複合化した課題を受け止め、包括的かつ継続的な相談支援が行えるよう相談対応の組織力を向上させるとともに、支援体制の構築や地域資源の開拓を進め必要がある。<br>さらに、支援につながりにくい人や世帯に対しては、アウトリーチを通じて、誰ひとり取り残さない支援を実施していく。<br>▸ 就労支援は引き続き、きめ細かな就労支援を続けるとともに、健康面で課題のある保護受給者について生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進することで、経済面の自立のみならず、日常生活面での自立も支援していく必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸ 国等の研修への積極的な参加などにより相談員のスキルアップを図ることができた。また、アウトリーチ等の実施により、広く相談等を受け止める体制構築に努めた。<br>▸ 学習支援事業については、訪問型学習支援の利用実績を積み上げることができた。さらに家計の状況を「見える化」し、家計の再生に向けて支援する家計改善支援事業を開始することができた。<br>▸ 稼働能力を有するにもかかわらず就労に至っていない保護受給者に対して就労を促進するために、ハローワーク等の関係機関との連携を進めた。 | ▸ 生活困窮者が抱える複合化・多様化した課題を受け止め、「包括的」かつ「継続的」な相談支援を実施するとともに、様々な機関、民間団体、地域住民と連携し、横断的な支援体制を構築することにより生活困窮者の自立を促進することができた。<br>▸ 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者に対しては、アウトリーチを通じて自立を支援するなど「誰ひとり取り残さない相談窓口」として事業を実施できた。<br>▸ 就労支援についても、就労支援員によるハローワークへの同行や関係機関との連携により就労を支援するとともに、就労意欲の低下がみられる被保護者についてはキャリアカウンセラーによるカウンセリングにより就労意欲を喚起するなど、きめ細やかな支援を実施し、被保護者の自立を図ることができた。 | ▸ 引き続き、生活困窮者が抱える複雑化、複合化した課題を受け止め、包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに、支援体制の構築や地域資源の開拓を進めていく。<br>▸ 支援につながりにくい人や世帯に対しては、アウトリーチを通じた支援を行いながら、誰一人取り残さない相談窓口として対応し、重層的支援体制整備のもと、支援を展開していく。<br>▸ 就労支援については、ハローワーク布施管内でも有効求人倍率が前年度同月を上回ることが続いており、就労支援員がハローワークへ同行するなど、きめ細かな支援を実施することで就労につながってきている。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 相談件数に占める生活困窮者自立支援プランを作成した割合 | % | 計画値 | | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 住居確保給付金の申請等、プラン作成を必要とするケースが計画値を下回ったため、実績値は減少傾向にある。アウトリーチを含めた相談体制を強化し、プランの作成と長期的な寄添い支援につなげていく。 |
| | | | 実績値 | 47.5 | 46.9 | 32.3 | 32.3 | | |
| | | | 達成率 | | 93.8% | 64.6% | 64.6% | | |
| 2 | 学習支援事業へ参加する前に比べて勉強の仕方が分かるようになった生徒の割合 | % | 計画値 | | 70.0 | 73.0 | 76.0 | 80.0 | 勉強が分かるようになるだけでなく、学習習慣の定着につながるよう、勉強の仕方について指導する取り組みを進める。 |
| | | | 実績値 | 63.5 | 71.0 | 68.9 | 76.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 94.4% | 100.0% | | |
| 3 | 自立生活支援を行った生活保護受給者に対する効果のあった件数の割合 | % | 計画値 | | 58.5 | 60.0 | 61.0 | 63.0 | コロナ禍も落ち着きを見せ、これまで就職活動に消極的であった人も、就職に至る例が増えてきている。 |
| | | | 実績値 | 53.8 | 54.5 | 49.5 | 62.8 | | |
| | | | 達成率 | | 93.2% | 82.5% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策27 | 一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進 | 施策推進部局 | 人権ふれあい部　いじめからこどもを守る |
|---|---|---|---|

## 1　これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らしています。 | ▸ すべての人権が尊重される社会、差別のない社会を築くため、第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）に基づき、学校、職場、地域等、あらゆる場を通じた人権教育・啓発に取り組んだ。 |
| | | ▸ 人権意識の高揚と差別のない社会の実現に向けて、広く市民に法の理念を踏まえ人権3法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）の周知・啓発を図った。 |
| | | ▸ 差別のない社会の実現に向けて、インターネット上の人権侵害への対応として先進的な取り組みの研究、広域的な対応など効果的な取り組みを進めた。 |
| 2 | 未然防止、早期発見の取り組みにより、いじめのない社会が実現しています。 | ▸ いじめのない環境づくりを進めるため、児童生徒が直接啓発物を認識できるよう、児童一人ずつにいじめ防止啓発カードを配布した。また、各学校現場にポスターを掲示し、いじめ専用相談ダイヤルの継続的な周知に取り組んだ。 |
| | | |
| | | |
| 3 | 職場、地域など様々な場において環境づくりが進むことにより、性別にかかわらず、すべての人が活躍しています。 | ▸ 八尾市はつらつプランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めた。とりわけ八尾市男女共同参画センター「すみれ」の機能を強化し、孤独や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することをめざすとともに、女性が夢や希望を実現し自分らしく活躍できるよう寄り添い、支援を行った。 |
| | | ▸ 離婚やDV被害（配偶者等からの暴力被害）、ハラスメントなど、女性が抱える様々な悩みに対して相談事業を行い、女性自身が問題解決できるよう自立支援を行った。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2　内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 93.6% | ▸ 関係機関と連携を図り、様々な人権教育・啓発に取り組み、人権意識の高揚を図ったが、50歳以上の参加者が大部分を占めるなど、年齢層に偏りが見られることから十分な成果を得られなかった。50歳未満、特に、子育て世代の人にいかに参加してもらうかが課題である。<br>▸ 専門性が高く性別に着目した人選が困難な審議会や、団体の性質により女性委員を推薦いただくための働きかけが困難な審議会が存在することから、多様な意見が意思決定に反映されるよう、個々の審議会に応じた働きかけを行う必要がある。<br>▸ 子どもの権利を守るため、いじめの未然防止や早期発見に向けた環境づくりについては、学校外からのアプローチによるいじめ防止対策等と一体的に取り組みを進める必要がある。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3　後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 令和5年（2023年）6月23日にLGBTQ理解増進法が施行され、性的マイノリティの理解に向けた取り組みが求められている。<br>▸ 障害者差別解消法の一部改正により、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供を義務と定め、令和6年（2024年）4月1日から施行予定である。<br>▸ 令和6年（2024年）4月1日に民間団体との協働といった視点も取り入れた、新たな支援の枠組みを構築する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行される。<br>▸ いじめによって生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある重大事態の件数が多く、いじめ問題は深刻な状況にある。 | ▸ インターネット上の差別的な書き込みや誹謗中傷等、インターネット上の人権侵害への対応は、各人権課題に共通した重要課題となっている。<br>▸ 人権啓発の参加割合は高齢者層が高いため、高齢者層だけでなく、幅広い年齢層の人に人権教育・啓発の取り組みを継続して進めていく必要がある。<br>▸ いじめを認知しやすい環境や、こどもが一人で悩まない環境づくりを進めていく必要がある。 |

## 4　施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸ 第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）に基づき、関係機関と連携を図り、コロナ禍においても人権啓発セミナーの開催や人権主担者研修の実施など人権教育・啓発に取り組み、人権意識の高揚を図った。<br>▸ 児童一人ずつへのいじめ防止啓発カードの配布や各学校現場へのポスター掲示により、継続的にいじめ専用相談ダイヤルを周知した。<br>▸ 八尾市男女共同参画センター「すみれ」を拠点とし、コロナ禍において女性が夢や目標を実現するための後押しを行うとともに、生理用品の配付を通じて相談窓口の周知を図ることで、女性特有の課題を社会全体で受け止め、サポートする機運の醸成を図った。 | ▸ 第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）に基づき、関係機関と連携を図り、コロナ禍においても人権啓発セミナーの開催や人権主担者研修の実施など人権教育・啓発に取り組み、人権意識の高揚を図った。<br>▸ 児童一人ずつへのいじめ防止啓発カードの配布や各学校現場へのポスター掲示により、継続的にいじめ専用相談ダイヤルを周知した。<br>▸ 八尾市男女共同参画センター「すみれ」を拠点とし、孤独や不安を抱える女性がいつでも気軽に立ち寄り、相談や交流を通じて不安を解消することをめざした寄り添い型の支援を行うとともに、コロナ禍で人とつながる機会を持てなかった若い世代の女性を対象に、女性のニーズの把握に努め、それに即したセミナーを開催した。 | ▸ 第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）に基づき、関係機関と連携を図り、コロナ禍においても人権啓発セミナーの開催や人権主担者研修の実施など、市民や職員向けの人権教育・啓発に取り組み、人権意識の高揚を図った。<br>▸ 教育委員会、各学校の協力のもと、市立の小中学生一人一人にいじめ防止啓発カードを配布し、いじめ専用相談ダイヤルの周知を図った。<br>▸ 八尾市男女共同参画センター「すみれ」を拠点に女性が夢や目標の実現に向けて前向きに社会とつながることを後押しする。 |

## 5　「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 人権啓発セミナーの内容について満足と答えた参加者の割合 | % | 計画値 | | 83.0 | 84.0 | 85.0 | 86.0 | 令和5年度（2023年度）は、第1回と第2回ともに、講師やテーマ、講演内容において集客が期待できる内容であるため、満足と答えた人の割合が高くなっている。 |
| | | | 実績値 | 82.1 | 85.9 | 71.3 | 89.7 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 84.9% | 100.0% | | |
| 2 | 「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思う児童・生徒の割合 | % | 計画値 | | 97.0 | 98.0 | 99.0 | 100.0 | 長期の新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や行動様式の変化、学校生活の制限により人間関係が構築できず、自己肯定感を高める取り組みを十分に行う機会が減少したことが計画値を下回った要因の一つであると考えられる。 |
| | | | 実績値 | 96.0 | 95.3 | 96.1 | 95.8 | | |
| | | | 達成率 | | 98.2% | 98.1% | 96.8% | | |
| 3 | 男女共同参画が実現していると思う市民の割合 | % | 計画値 | | 33.8 | 34.1 | 34.4 | 34.7 | 男女共同参画が実現していると思う市民の割合については、計画値の達成には至っていないものの令和3年度（2021年度）に比べ実績値は増加傾向にあることから、引き続き様々な角度から男女共同参画の意識啓発を進める。 |
| | | | 実績値 | 30.0 | 27.5 | 28.4 | 29.0 | | |
| | | | 達成率 | | 81.4% | 83.3% | 84.3% | | |
| 4 | 市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合（年度末時点） | % | 計画値 | | 36.0 | 37.0 | 38.0 | 39.0 | 市の審議会・委員会などにおける女性委員登用割合については、計画値の達成には至っていないものの令和3年度（2021年度）に比べ実績値は増加傾向にあることから、引き続き多様な意見が意思決定の場に反映されるよう取り組みを進める。 |
| | | | 実績値 | 33.0 | 34.5 | 35.0 | 35.5 | | |
| | | | 達成率 | | 95.8% | 94.6% | 93.4% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策28 | 平和意識の向上 | 施策推進部局 | 人権ふれあい部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝える体験講話を通じて、次代を担うすべての若者・子どもたちが、平和の大切さを理解しています。 | ▸ 核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さをこどもたちに感じてもらえるよう、長崎から原爆被爆体験者や被爆体験伝承者を招き、市内小中学校で被爆体験講話を行った。 |
| | | ▸ こどもたちに平和の大切さを考えてもらう機会をつくるために、長崎・広島の原爆が投下されたときの様子や八尾市の平和の取り組みをパネル展示で紹介した。 |
| | | |
| 2 | 一人ひとりの市民が、戦争のない、核兵器のない、対話による平和な社会の大切さを認識し、国際平和に貢献する地域社会が創造されています。 | ▸ 身近な地域に残る戦争遺跡を訪れ、八尾市内にあった戦争を感じることで、戦争の悲惨さや平和な社会の大切さについて考える機会となるよう、戦争遺跡めぐりを行った。 |
| | | ▸ 日本非核宣言自治体協議会及び平和首長会議と連携しながら、核兵器廃絶に向けた働きかけを行った。 |
| | | ▸ たくさんの市民に核兵器の恐ろしさや平和な社会の大切さを認識してもらえるよう、平和をテーマとした講演会を行った。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.0% | ▸ 被爆体験者の講話や戦争遺跡を通して、戦争による悲惨な体験や生活を経験していない世代に、戦争のない、核兵器のない、平和な社会の大切さを認識してもらうことができた。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | | 重要課題 | |
|---|---|---|---|
| | ▸ ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ情勢、継続される核開発競争等、国際社会では平和の大切さや核兵器廃絶の必要性が改めて問われる状況になっている。 | | ▸ 世界各地で戦争や紛争が後を絶たない中で、幅広い年齢層の人に、平和の大切さや核兵器廃絶の啓発に向けた取り組みを継続して進めていく必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸ 市内小中学校を対象とした長崎原爆被爆者による体験講話を実施したことで、戦争を知らない世代に対して、核の恐ろしさや平和の尊さを継承することができた。 | ▸ 市内小中学校を対象とした長崎原爆被爆者や被爆体験伝承者による講話を実施したことで、戦争を知らない世代に対して、核の恐ろしさや平和の尊さを継承することができた。 | ▸ 市内小中学校を対象とした長崎原爆被爆者・被爆体験伝承者による講話や平和をテーマとした講演会を実施したことで、幅広い世代の市民に平和の大切さを理解してもらうことができた。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 平和学習の受講者数 | 人 | 計画値 | | 2,800 | 2,800 | 2,800 | 2,800 | 例年実施している被爆体験講話に加え、平和をテーマにした講演会を開催し、多くの市民参加につながった。 |
| | | | 実績値 | 2,849 | 1,756 | 2,454 | 2,826 | | |
| | | | 達成率 | | 62.7% | 87.6% | 100.0% | | |
| 2 | 平和な社会が大切だと感じている市民の割合 | % | 計画値 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 世界各地の戦争や紛争を報じるメディア報道が、平和に対する市民の考え方に影響を与えていると考えられる。 |
| | | | 実績値 | 97.9 | 95.6 | 95.1 | 96.0 | | |
| | | | 達成率 | | 95.6% | 95.1% | 96.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策29 | 多文化共生の推進 | 施策推進部局 | 人権ふれあい部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 様々な国籍の人たちが文化や習慣などの相互理解を深め、尊重し、学びあいながら共生しています。 | ▸ 外国人市民への理解を深められるよう、異文化理解や多文化共生をテーマとしたセミナーや研修、イベント等を行った。<br>▸ 異なる文化や習慣に対して相互理解を深めるため、国際交流センターにおいて外国人市民と日本人市民が親しく交流できる様々な場の提供に取り組んだ。 |
| 2 | 共生社会の推進により、多くの外国人市民が八尾のまちに集まり、学び、働き、活躍しています。 | ▸ 外国人市民が安心して八尾で生活できるよう、母語で相談できる外国人相談窓口を市内3か所に設置した。<br>▸ 外国人市民が生活する上で、言語や習慣等の違いにより感じる不安が軽減するよう、国際交流センターにおいて日本語学習の支援を行った。<br>▸ 新型コロナウイルス感染症対策の多言語での情報発信等により、外国人市民の不安解消に取り組んだ。 |
| 3 | 姉妹・友好都市をはじめとする海外の都市との交流が活発に行われ、互いの文化や歴史の理解が深まり、豊かな共生社会が形成されています。 | ▸ 各国で新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染対策に違いがある中、姉妹・友好都市等と連携し、オンラインによる文化作品交流等、コロナ禍においても実施可能な事業を企画・実施した。 |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 86.0% | ▸ 外国人相談事業や多言語情報提供事業を通して、新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種関連の課題に対応したことで、外国人市民の不安解消につながった。<br>▸ 姉妹・友好都市をはじめとする海外の都市との交流においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人的交流の実施が不可能となった中で、文化作品交流やオンラインを活用した交流を行い、国際交流を継続することができた。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 新型コロナウイルス感染症が収束に向かっていることで、新たに本市で生活する外国籍市民の数が急増している。 | ▸ これまで多かった韓国・朝鮮籍、ベトナム籍、中国籍以外の外国人市民が増加していることから、既存の体制で相談や情報提供の対応をすることが難しくなっている。<br>今後より一層、全庁的なやさしい日本語での情報発信や外国人市民がアクセスしやすい媒体での情報提供等が必要となってくる。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響による、外国人相談や多言語での情報発信ニーズの増加に対し、外国人相談窓口で対応し、外国人市民の不安を解消することができた。<br>▸ 国際交流センターにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、予定どおり事業を実施することができなかったが、市が委託した外国人相談窓口運営業務の遂行により、外国人支援の対応力を高めることができた。 | ▸ コロナ禍で、多くの外国人市民が生活に影響を受ける中、不安を解消するために外国人相談窓口で対応を行った。<br>▸ 国際交流センターにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、予定どおり事業を実施することができなかったが、感染予防対策等を考慮しながら可能な範囲で事業を実施した。 | ▸ 新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、新たに八尾市を生活の拠点とする外国人市民が増える中で、多言語対応できる相談窓口設置や多言語情報発信を行い、外国人市民が安心して生活できる環境づくりを行った。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 国際交流センター事業参加者数 | 人 | 計画値 | | 3,950 | 4,000 | 4,050 | 4,100 | コロナ禍で減少した参加者を呼び戻す工夫等が必要である。 |
| | | | 実績値 | 3,987 | 1,540 | 2,230 | 2,500 | | |
| | | | 達成率 | | 39.0% | 55.8% | 61.7% | | |
| 2 | 外国人相談窓口における相談件数 | 件 | 計画値 | | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 新型コロナウイルス感染症が収束に向かっていることで、海外渡航への規制も緩和され、新たに本市で生活する外国籍市民の数が増加している。 |
| | | | 実績値 | 1,134 | 2,576 | 2,280 | 2,400 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 3 | 国際交流に興味のある市民の割合 | % | 計画値 | | 52.0 | 53.0 | 54.0 | 55.0 | 新型コロナウイルス感染症が収束に向かっていることで、海外渡航への規制も緩和され、国際交流への意識が高まったものと考える。 |
| | | | 実績値 | 45.3 | 50.0 | 50.8 | 52.0 | | |
| | | | 達成率 | | 96.2% | 95.8% | 96.3% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策30 | 地域のまちづくり支援・市民活動の促進 | 施策推進部局 | 人権ふれあい部 総務部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 地域住民が多様な主体と協力・連携し、地域課題の解決に向けた活動が実践されています。 | ▸ 校区まちづくり協議会が第3期わがまち推進計画を策定するにあたっては、これまでの活動の振り返りを促すとともに、できるだけ多くの住民等が参加できる対話の場を創出し、地域住民が共感し、共に実現に向け主体的に取り組める計画となるよう支援を行った。 |
| | | ▸ 多様な主体が参画し、対話に基づく持続的な地域のまちづくりが各地域で進められるよう地域まちづくりアドバイザーの関与を強化し、気づきの機会作りを進めた。また、令和4年度（2022年度）に実施された「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」からの提言等を踏まえ、より一層地域課題の解決に貢献できる交付金制度について検討を行った。 |
| | | ▸ 出張所における証明発行・届出業務を再開し、多様な市民ニーズに対応できる行政の身近な窓口として、限られた人材の中で安心感と信頼感を実感いただけるよう行政サービスの向上を図った。また地域支援において、地域における人と人とのつながりの強化や、地域課題の解決や住みやすい地域づくりのための活動が、より一層活発に行われるよう相談や助言などの後方支援の強化を進めた。 |
| 2 | 様々な地域活動や市民活動へ、多くの市民が参加することで、地域の組織運営や、地域活動や市民活動の持続性が高まっています。 | ▸ コロナ禍にあっても対話が継続できるようICT活用の推進や各地域団体で工夫された活動事例の紹介、また、総務省「地域コミュニティに関する研究会」構成員を招聘し、国の動きや他市での町会自治会の活動の事例を紹介することで気づきの機会を創出できた。 |
| | | ▸ 地域の活動基盤となる町会自治会について、町会の認知度向上と参加促進を図るため、市政だよりを活用したアンケート調査や町会に関するワークショップを若い世代に呼びかけるほか、今後の町会自治会のあり方及び市からの依頼事項の見直しに向け検討を進めている。 |
| | | |
| 3 | 様々な人材や活動をつなぐことで、地域の活性化につながるアイデアの創出や、より多くの活動資源が集まるようになっています。 | ▸ 八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」が、登録している市民活動団体等の活動状況等を把握し、整理した。中間支援組織として、情報収集や情報提供、助言やアドバイス、連携・協力のコーディネート等を行うことにより、多様な主体と地域との連携・協力を支援する。 |
| | | ▸ 地域活動等への参加が容易にできるように、また、地域活動等に役立つ手法を活用できるように、様々な支援を行った。今後、地域活動等のさらなる活性化を目的に、ニーズに応じた専門スキルを持つ人材等を活用できるよう人材バンクを創設する。 |
| | | ▸ 市民活動支援基金事業助成金においては、市民活動団体を対象とした助成コースのほか、未来のまちづくりの主体者を育んでいくため、「SDGs若者チャレンジコース」を創設し、SDGsの推進に貢献する若者の市民活動を支援した。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 97.1% | ▸ 校区まちづくり協議会及びその活動に対する認知や参加がかねてからの課題であるが、令和4年度に実施した市政だよりアンケート結果においても、交付金の活用や協議会の認知度は低い結果となった。第3期わがまち推進計画の策定では、ワークショップの開催等を促すことにより、市民がまちづくりに関わる機会が創出された。また、従来のわがまち推進計画の設えから簡素化を推奨したことで、市民自らの手で対話を経て計画策定に取り組まれ、半数を超える校区で全戸配布されるなど、認知度向上に取り組まれている。<br>▸ 校区まちづくり交付金制度については、立上げ時からの課題や10年経過する中で見えてきた課題を解消するため、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会の提言等も踏まえ、全市画一的ではなくそれぞれの地域の状況に応じて事業を進めていくことができるように交付金制度を検討している。<br>▸ 出張所では届出証明発行業務を再開し、限られた人員体制の中で、地域支援に加え身近な行政窓口としての役割を担っている。<br>▸ 町会自治会の加入促進や担い手への研修や好事例の紹介を行っているが、価値観の多様化が一層進む中、町会加入率の低下に歯止めが利かない状態が継続している。<br>▸ 市民活動支援ネットワークセンターを運営し、中間支援を行うことにより、多様な主体の活動を促進することができた。今後は中間支援のあり方検討を踏まえ、組織として必要な機能を整理し、強化していく必要がある。<br>▸ 市民活動支援基金事業助成金により、市民活動団体等への支援を行い、組織基盤の強化等を図ることができた。今後も市民活動団体等の自立・発展・継続につながるよう、制度の見直しを続けていく必要がある。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |





## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 少子高齢化や定年延長、ライフスタイルの多様化などによる町会等に対する市民意識の変化<br>▸ 地域活動や市民活動の担い手の高齢化や固定化などによる後継者不足 | ▸ 今後より多くの地域住民が対話や活動に参加し、市民どうしの協働による地域づくりが進むよう、交付金制度やまち協への支援の形を発展させていく必要があることから、引き続き検討が必要である。<br>▸ 町会加入率が、数年後には、過半数を割る状況が迫っている。活動のあり方の見直し等、行政と町会とが連携し今後の町会のあり方について検討を進め、町会加入促進や運営支援等の具体的な支援方策等を検討していく必要がある。<br>▸ 市民活動団体等の活性化のため、各団体の活動内容や実績の分類、各地域の現状把握や分析等を行った上で、地域課題に適した課題解決手法や連携協力のコーディネートなど、中間支援組織のあり方を検討していく必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | B | |
| 総評 | ▸ 新型コロナウイルス感染症の影響により、第3期わがまち推進計画の策定を延伸することとしたが、コロナ禍においても地域でのつながりを維持し地域コミュニティを活性化していくため、オンラインの活用や地域での新たな取り組み事例などの情報共有、まち協間での意見交換等を行う等、新しい生活様式に基づく新たな地域活動の取り組みの支援を行った。<br>▸ 市民活動支援ネットワークセンター「つどい」については、出張所等と連携し、コロナ禍におけるコミュニケーションツールの活用を進めるためにまち協向けのオンライン研修やSNSの活用講座を開催する他、ワークショップの補助など積極的に地域に出向き支援を行った。 | ▸ 第3期わがまち推進計画の策定において、オンラインの活用やワークショップの開催等、市民がまちづくりに関わる機会を増やす取り組みを支援するとともに、これまでの地域活動の振り返り等を通じて、地域の声を反映した策定を支援した。また、市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会の意見を踏まえ、交付金制度の見直し検討を行った。<br>▸ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、ICT活用の研修会の開催や町会活動でのオンライン化に対する経費の補助制度を創設し、町会活動の効率化や負担軽減等の取り組みを支援した。<br>▸ 市民活動支援ネットワークセンターにより、多様な主体の活動を促進するための中間支援を行った。また、市民活動支援基金事業助成金により、市民活動団体を支援した。 | ▸ 各地域での第3期わがまち推進計画に掲げる目標の実現に向け、やお地域まちづくりアドバイザーによる助言や研修をはじめ、まち協同士の情報交換の機会を増やし、SNSやオンライン会議等の研修等を実施する。<br>▸ 対話に基づく持続的な地域のまちづくりが各地域で進められるよう校区まちづくり交付金制度の検討を行う。<br>▸ 町会等の加入率の維持・向上や、町会役員等の負担軽減を図るため、ICT技術の活用等の研修会を実施していくとともに、庁内や外部委員等による検討を行う。<br>▸ 市民活動支援基金事業助成金について、SDGsの17目標の課題解決に若者が取り組む事業への助成コースを創設し、支援を行う。<br>▸ 八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」による市民活動や地域活動の活性化に必要な今後の中間支援のあり方について検討を行う。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 校区まちづくり協議会が多様な主体と連携した事業数 | 本 | 計画値 | | 4 | 5 | 6 | 7 | 取り組みが順調に進んでいる。 |
| | | | 実績値 | 4 | 6 | 19 | 19 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 町会加入世帯率 | % | 計画値 | | 60.5 | 60.5 | 60.5 | 60.5 | 若い世代が参画しやすい活動への見直し等の検討が急務となっている。 |
| | | | 実績値 | 61.7 | 58.9 | 57.0 | 55.2 | | |
| | | | 達成率 | | 97.4% | 94.2% | 91.2% | | |
| 3 | 市民活動支援ネットワークセンター「つどい」を介して連携した件数 | 件 | 計画値 | | 22 | 23 | 24 | 25 | 市民活動支援ネットワークセンターの中間支援組織としての機能強化が課題となっている。 |
| | | | 実績値 | － | 22 | 23 | 24 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策31 | 生涯学習とスポーツの振興 | 施策推進部局 | 教育委員会事務局 魅力創造部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| | めざす暮らしの姿(8年間) | 主な取り組み内容(前期基本計画期間中) |
|---|---|---|
| 1 | 市民が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、学んだ知識や成果を社会に還元できる環境づくりにより、自己の人格を磨き、高い幸福感を持ちながら地域社会で活躍しています。 | ▸ 生涯学習センターを基幹として、市民ニーズを踏まえたテーマによる講座を実施した。また、地区生涯学習推進事業として定期講座等を実施し、市民に学ぶ機会を提供した。<br>▸ 図書館では、市民が必要とする資料の収集、提供、保存を行い、地域や市民の課題の解決に向けて必要な情報を提供するとともに、小中学校での八尾電子図書館利活用の促進や図書館ボランティア等と連携した取り組みなどにより、読書活動の推進を行った。<br>▸ 保護者相互及び学校・保護者・地域住民のつながりを強め、家庭の教育力を高めることをめざし、家庭の教育力UPサポート事業を実施するとともに、講演会や研修会を通して、家庭教育に関する啓発に努めた。 |
| 2 | 市民が、ライフステージに応じたスポーツや運動を継続的に取り組み、地域社会がスポーツを通じて、都市の魅力と人々の活気にあふれています。 | ▸ 幅広い世代が運動・スポーツ活動に参加できるよう、スポーツ推進委員等と連携して各種スポーツ大会等を実施し活動機会の創出に努めた。<br>▸ 利用者が安心して活動できるように老朽化した施設の改修を進めるとともに、福万寺町市民運動広場南面にスケートボード場及びドッグランの整備を進めた。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価(推進部局による自己評価)

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 71.4% | ▸ 生涯学習関連では、新型コロナウイルス感染症対応やこども総合支援センター開設に伴う工事による生涯学習センター「かがやき」の臨時休館期間があり、参加者数がコロナ前を下回った。<br>また、生涯学習施設で実施した講座の修了生の成果発表者数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から予定していた成果発表の場となる行事が中止となったため、計画値を下回った。<br>今後は、施設の利用促進と参加意欲等を高めていくためにも魅力あるメニューを取り入れていく必要がある。<br>▸ スポーツ関連では、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、感染防止対策を講じた上で各種スポーツイベント等を開催し、スポーツ施設の利用者数を大幅に延ばすことができ、また新たにスケートボード場及びドッグランを整備することで市民の運動を通した健康づくり等に貢献した。 |
| 施策の総合評価 | |
| △ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 高度情報化、グローバル化の進展に伴う価値観やライフスタイルの多様化、また、人生100年時代を見据え、市民一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、学び直し、多様な学習機会の提供、スポーツ活動需要への対応が求められている。<br>▸ 少子化、核家族化、共働きやひとり親家庭の増加、地域社会のつながりの希薄化等により、家庭環境や地域の機能・役割が変化している。家庭教育が困難な社会といわれる状況を踏まえ、地域全体で家庭の教育力を高めることが求められている。 | ▸ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために各種行事が実施できず、今までの活動が途切れる状態となった。このような状況は、社会教育施設の利用者の減少にもつながっていると推測される。施設の利用促進と参加意欲等を高めていくためにも魅力ある講座を実施していくとともに、引き続き、講座修了生が活躍できる仕組みづくりを進める必要がある。<br>▸ 子育てに悩みや不安を感じている保護者や身近に相談できる人がいない保護者の増加などを踏まえ、地域全体で家庭の教育力を高めることができるよう、家庭教育や子どもの育ちに関する講座や情報提供、保護者同士の交流を創出していく必要がある。 |

## 4 施策評価(各年度実施計画実績)の推移

| 年度 | R3(2021)実績 | R4(2022)実績 | R5(2023)実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | C | C | |
| 総評 | ▸ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントの中止や施設の休館等を行ったが、各種団体や関係機関との協議により、実施が可能な範囲で行事等を開催し、市民の参加意欲の維持及び運動を通した健康づくりなどに貢献した。 | ▸ 生涯学習施設では、臨時休館の期間があったものの、講座等の開催により、市民に学習の機会を提供することができた。<br>▸ スポーツイベント等の開催について各団体や関係機関と協議を行い、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で各種体育事業を実施し、市民の運動を通した健康づくりなどに貢献した。 | ▸ 生涯学習施設では講座等を開催し、市民に学習の機会を提供していく。<br>▸ スポーツイベント等の開催について各団体や関係機関と協議を行い、各種体育事業を実施し、市民の運動を通した健康づくりなどに貢献できる事業を実施する。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3 (2021) | R4 (2022) | R5見込 (2023) | R6 (2024) | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 生涯学習施設で実施する講座等の参加者数 | 人 | 計画値 | | 104,000 | 106,000 | 108,000 | 111,000 | 講座等の参加者数については、こども総合支援センター開設に伴う工事期間中、施設を臨時休館したため、前年度と比較し、参加者数が下回った。 |
| | | | 実績値 | 92,995 | 33,262 | 32,772 | 40,700 | | |
| | | | 達成率 | | 32.0% | 30.9% | 37.7% | | |
| 2 | 生涯学習施設で実施した講座の修了生の成果発表者数 | 人 | 計画値 | | 1,220 | 1,260 | 1,300 | 1,340 | 講座の修了生の成果発表者数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から予定していた成果発表の場となる行事が中止となったため、計画値を下回った。 |
| | | | 実績値 | － | 0 | 0 | 1,200 | | |
| | | | 達成率 | | 0.0% | 0.0% | 92.3% | | |
| 3 | スポーツ施設の利用者数 | 人 | 計画値 | | 817,000 | 872,000 | 931,000 | 995,000 | 新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、感染防止対策を講じた上で各種スポーツイベント等を開催し、前年度と比較しスポーツ施設の利用者数を大幅に延ばすことができた。 |
| | | | 実績値 | 883,866 | 575,682 | 731,487 | 784,489 | | |
| | | | 達成率 | | 70.5% | 83.9% | 84.3% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策32 | 信頼される行政経営 | 施策推進部局 | 政策企画部 総務部 財政部 人権ふれあい部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 財源や人材などの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営が行われています。 | ▸ 限られた人材・財源等の行政資源を、効率的・効果的に配分する「行政経営」の理念に基づき、取り組み実績や国・府の動向、市民ニーズ等の現況を踏まえ、次年度以降の取り組み内容を検討する行政評価の仕組みを全庁的に展開し、持続可能な行政経営を推進をした。 |
| | | ▸ 市税の課税客体の把握、適正かつ公平な賦課・徴収により税収を確保するとともに、ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング等の歳入確保手法により、さらなる財源の確保に取り組んでいる。 |
| | | ▸ 適正かつ適切に業務遂行できる人材育成に取り組むべく、職員アンケート結果を踏まえ、人材育成基本方針を改定した。 |
| 2 | 住み続けたいと思えるまちとなるよう、大学や企業、他の自治体等の多様な主体との連携による行政活動が進んでいます。 | ▸ 市民サービスの向上や業務効率化を目的に、府内市町村と電子申請システムや電子契約システムの共同調達を実施した。 |
| | | ▸ 藤井寺市と連携して市民の路線バス等を利用したおでかけを促進するための「お出かけ応援事業」を実施するとともに、バス利用者数の増加につなげるため、学生目線で各バス路線沿いにある魅力的な店舗や施設等の情報をリーフレット等で発信した。また、学生目線で本市の観光資源を再発見し、360°VRコンテンツ（バーチャルツアー）を作成・発信する取り組みを進めている。 |
| | | ▸ 民間企業のサービスや大学の知見等を市の各種取り組みに効果的に連携させ、地域課題の解決などにつなげていくため、公民連携の一元的な窓口を設置し、各主体との調整等の取り組みを進めている。 |
| 3 | 行政手続きにおける市民の利便性の向上が図られており、また、必要な情報を正確に手に入れることができています。 | ▸ すべての市民に等しく行政情報を提供するため、ホームページや生活応援アプリ「やおっぷ」の運用・充実を図るとともに、令和3年度（2021年度）からは市政だよりの全戸配布やLINEによる情報提供を開始し、動画配信やSNS等多様な媒体を効果的に活用した情報提供を行っている。 |
| | | ▸ 市民課及び各出張所窓口において引越しや出生・死亡に伴う住民異動についてタブレット端末による受付を開始した。また、インターネット事前登録サービスも実施する等、行政手続き事務の簡素化・迅速化を図り、利便性の向上に努めている。 |
| | | ▸ 無料法律相談において、令和5年（2023年）1月からは対面式に加え、自宅などから相談ができるようオンライン式の対応を開始し、市民サービスの向上を図った。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 94.9% | ▸ 限られた行政資源を計画的・効果的に最大限活用できるよう、財源の安定的な確保や適材適所の人員配置を進めるとともに、毎年度取り組みの見直しを図りながら持続可能な行政経営に努めているが、市民の満足度につながらない状況にある。市民が今必要とする行政サービスを的確に提供できるよう、社会情勢を踏まえたスピード感のある柔軟な対応を進める必要がある。<br>▸ 市政だよりの全戸配布や、SNS等の活用による行政情報の発信強化を実施し、情報を入手しやすいと感じる市民の割合は毎年度着実に向上している。引き続き、多様な媒体を活用し、市民が必要とする行政情報にアクセスしやすい環境整備を進める。 |
| 施策の総合評価 | |
| ◎ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の具体的方策に関する政策評価審議会答申」を踏まえ、機動的かつ柔軟に事業の見直し・改善を図り、社会経済の変化に対応できる行政評価の仕組みを展開していく必要がある。<br>▸ 現在、大きな収入源の一つとなっているふるさと納税について、令和5年（2023年）10月より、多くの自治体の歳入に影響を与えるルール改正や運用の厳格化が行われた。今後においても、更なるルール改正等の可能性もあり、国の動向を注視していく必要がある。 | ▸ 各分野の取り組み内容の検討にあたっては、行政の持つデータや事業の効果を表すエビデンス（合理的根拠）に基づき事業立案を行うEBPMを推進し、各施策の有効性を高めることが必要である。<br>▸ 今後、ふるさと納税について、ルール改正等が行われた場合、改正内容に適切に対応し、市としての歳入が確保できるよう取り組む必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | C | |
| 総評 | ▸ 公民連携の推進として、包括連携協定を3者と締結し、行政課題の解消や地域活性化を進めるとともに市民の認知度の向上を図った。<br>▸ 市政だよりの全戸配布やLINEによる情報提供を開始するなど、多様な媒体を効果的に活用した市政情報の提供を行った。<br>▸ 適正かつ適切に業務遂行できる人材育成に取り組むべく、職員アンケート結果を踏まえ、人材育成基本方針を改定した。<br>▸ 人事評価制度が、給与反映を通じたモチベーションの向上や、人材育成につながるよう、人事給与制度審議会等を経て、制度の内容や運用の見直しを図った。 | ▸ 市政だよりの電子書籍化や市政情報の動画発信を積極的に行った。<br>▸ 企業・大学等と定期的に意見交換を行い、公民連携の一元的な窓口の認知度向上を図った。<br>▸ 八尾市職員数管理目標に基づく人件費の抑制や社会状況等の変化を踏まえた事業の精査・見直し等を行うとともに、多様な歳入確保手法により、さらなる財源の確保に取り組んだ。<br>▸ 公文書の適正管理、体系的・効率的な業務管理に向け、電子決裁・文書管理システムを導入し、公文書公開の適正化や業務効率化を図った。<br>▸ 国のマイナポイント事業に対応するため、市内商業施設等においてマイナンバーカード臨時申請窓口を開設する等、円滑なマイナンバーカード交付事務を進めた。 | ▸ 生活応援アプリやSNSなどを活用し、市民が必要とする行政情報にアクセスしやすい環境整備を進める。<br>▸ 税収の安定的な確保を図るため市税の課税客体の的確な把握、適正かつ公平な賦課に努めるとともに、ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング等の歳入確保手法により、さらなる財源の確保に取り組む。<br>▸ 市民参画型の外部評価手法等を用いた第6次総合計画前期基本計画の総括に着手するとともに、オンラインツール等を活用した市民意識調査の手法を検討する。<br>▸ チャレンジする意欲にあふれた職員を育成するため、超過勤務縮減やキャリア形成支援等、職員のやる気ややりがいを高めるための仕組みづくりを推進する。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 八尾市の取り組みに満足している市民の割合 | % | 計画値 | | 64.0 | 65.0 | 66.0 | 67.0 | 毎年微増傾向にあるが、感染症や物価高騰への対応を進める中で、行政による様々なイベントの中止や行政サービスの制限されていることが、満足度が回復しない要因の一つと考えられる。 |
| | | | 実績値 | 62.6 | 60.2 | 60.8 | 61.2 | | |
| | | | 達成率 | | 94.1% | 93.5% | 92.7% | | |
| 2 | 経常収支比率 | % | 計画値 | | 99.0 | 98.0 | 97.0 | 96.0 | 原油価格の高騰などによる歳出経常的経費充当一般財源の増加の影響があったものの、効率的な事務事業の実施によりコスト削減を行い、持続可能な行財政運営に取り組むことで、概ね計画値を達成している。 |
| | | | 実績値 | 100.4 | 96.6 | 98.6 | 98.6 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 99.4% | 98.4% | | |
| 3 | 住み続けたいと感じる市民の割合 | % | 計画値 | | 83.0 | 84.0 | 85.0 | 86.0 | 長引くコロナ禍をきっかけに、テレワーク等多様な働き方が定着し、住む場所を選ばない新しい暮らし方を選択できるようになったため、「わからない」と回答した割合が大幅に増加し、相対的に定住意向の割合が減少したと考える。 |
| | | | 実績値 | 80.5 | 70.2 | 70.6 | 71.0 | | |
| | | | 達成率 | | 84.6% | 84.0% | 83.5% | | |
| 4 | 大学、企業、他の自治体等と協定や覚書を締結した件数 | 件 | 計画値 | | 490 | 500 | 510 | 520 | 協定内容や期限等を精査しながら、多様な主体との連携を進めることで、毎年度計画値を達成している。今後は、協定や覚書等に基づき、互いの強みを活かして行政課題への対応等に向けた取り組みにつなげていく。 |
| | | | 実績値 | 468 | 508 | 500 | 510 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 5 | 八尾市役所からの情報が入手しやすいと感じる市民の割合 | % | 計画値 | | 40.0 | 43.0 | 46.0 | 50.0 | コロナ禍における臨時号も含めた市政だよりの全戸配布に加えて、ホームページ・SNS等オンラインを活用した積極的な情報提供を図った効果として、計画値を達成できたと考える。 |
| | | | 実績値 | 36.6 | 43.8 | 45.6 | 48.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策33 | 公共施設マネジメントの推進 | 施策推進部局 | 政策企画部 財政部 建築部 教育委員会事務局 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 計画的かつ適切な維持保全や機能更新により、どのような時でもすべての市民が安全に安心して公共施設（庁舎、コミュニティセンター、教育施設、福祉施設、消防施設など）を利用することができます。 | ▸ 公共施設の長寿命化を図ることを目的とした個別施設保全計画をもとに、施設の保全を進めた。また、公共施設の長期的・計画的な保全のために、具体的なマネジメントを実施する公共施設マネジメント実施計画の改定に向けた取り組みを進める。<br>▸ 建物を長く、安全に使用するための重要な部位である屋根・外装の劣化が進んだ施設について、優先的に改修を進めた。 |
| 2 | 長期的な視点に立って、公共施設の適正な規模や配置の見直しが適宜行われています。 | ▸ 公共施設マネジメント実施計画において優先的に検討すべき施設として、防災拠点等（消防本部庁舎など）を位置づけ機能更新等の検討を施設所管課等関係部局とともに進めた。<br>▸ 桂・安中両地域にある人権コミュニティセンターは築50年以上経過し老朽化が進み、バリアフリー化についても課題を抱えていることから、より良い機能更新を図るため、同じ課題を抱えている周辺施設の老人福祉センター・青少年会館と複合化も含めた機能更新のあり方を検討し基本構想を策定した。 |
| 3 | PPP／PFI手法の活用等により、民間の資金・ノウハウを活かし、公共施設の管理・運営が効率的に行われています。 | ▸ 公共施設の省エネルギー化や地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に行うため、市役所本庁舎他本市施設の照明・空調などの設備の省エネルギー化をESCO事業により実施した。<br>▸ 八尾市PPP/PFI手法導入優先的検討規定に基づき、大規模な施設整備を行う際には、PPP/PFI手法での官民連携による効率的・効果的な施設整備及び運営についても検討を行ない、最適な事業手法にて施設整備を進めた。 |
| 4 | 未利用施設や未利用地の民間活用や売却等により、適切な資産管理が行われています。 | ▸ 市有財産の適切な管理のため、活用用途のない未利用地を4か所売却した。<br>▸ 市有財産の適切な管理を行い、地域の利便性向上などの目的のため、市有地6か所を貸付した。 |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.4% | ▸ 公共施設の効率的な機能更新を進めるべく、「八尾市公共施設マネジメント実施計画」及び「八尾市個別施設保全計画」の策定を行い長期の改修サイクルを構築するとともに、施設管理者による日常点検や各種法定点検を活用した短期の修繕サイクルを両輪に、公共施設の維持・保全を進めることができた。<br>▸ 民間のノウハウを取り入れたESCO事業などの各種事業手法の検討を行ない、効率的・効果的な事業運営に努めており、概ね計画を達成できた。<br>▸ 前期基本計画期間においては、「八尾市公共施設マネジメント基本方針」の改定や「八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想」の策定等への取り組みが主となったため、指標1「公共施設が利用しやすいと感じる市民の割合」の通り、市民が実感できるまでの成果を出すには時間がかかると考える。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 人口減少が進むことが予想される中、国、府より公共施設の数・面積等に関する目標を求められている。<br>▸ エネルギー価格の高騰をはじめ、物価が上昇傾向にあるため、公共施設を維持管理するための費用も年々上昇し、施設の修繕費用の増加が懸念される。 | ▸ 市有公共施設について、人口減少を見据え、市全体の施設の総量の最適化について検討する必要がある。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込み |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | B | |
| 総評 | ▸ 公共施設を長期的・計画的に保全するため、施設保全点検を実施するとともに、公共施設マネジメント実施計画や個別施設保全計画で整理した考え方に基づき、施設整備の最適化に取り組んだ。<br>▸ 桂・安中両人権コミュニティセンターの機能更新については、ワークショップを開催し、周辺施設も含めた基本構想策定のための取り組みを進めたが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部のワークショップを延期したため、令和3年度（2021年度）中の構想策定には至らなかったことから、令和4年度（2022年度）も引き続き構想策定に向けた取り組みを進める。 | ▸ 公共施設を長期的・計画的に保全するため、施設保全点検を実施するとともに、八尾市公共施設マネジメント実施計画の次回改定を見据えて、一般公共施設及び学校施設の劣化度調査を実施した。<br>▸ 市役所本庁舎及び総合体育館において、設備等の省エネルギー化改修及び老朽化設備の改修により、環境負荷の低減及び光熱水費の効果的な削減、維持管理の効率化を図るため、ESCO事業の導入に向けて事業者選定を行った。 | ▸ 公共施設を長期的・計画的に保全するため、施設保全点検を実施するとともに、八尾市公共施設マネジメント実施計画の改定を進める。<br>▸ 桂・安中両人権コミュニティセンターの機能更新については、周辺施設も含めた基本構想策定を行った。<br>▸ 市内公共施設の照明器具LED化の取り組み等についての事業者選定を行った。 |

## 5 「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 公共施設が利用しやすいと感じる市民の割合 | % | 計画値 | | 52.0 | 53.0 | 54.0 | 55.0 | 公共施設の維持保全に努めているが、計画・設計・工事と施設改修には複数年かかることから、市民が実感するには時間差が存在すると思われる。 |
| | | | 実績値 | 48.4 | 50.0 | 50.3 | 50.6 | | |
| | | | 達成率 | | 96.2% | 94.9% | 93.7% | | |
| 2 | 八尾市公共施設マネジメント実施計画の進捗率 | % | 計画値 | | 50.0 | 75.0 | 100.0 | 100.0 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、進捗に遅れはあるが、概ね計画通りに進みつつある。 |
| | | | 実績値 | － | 50.0 | 50.0 | 100.0 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 66.7% | 100.0% | | |
| 3 | PPP/PFI手法の活用施設数 | か所 | 計画値 | | 4 | 5 | 5 | 6 | 市営住宅におけるPFI事業の取り組みについては、概ね計画通りに進捗している。 |
| | | | 実績値 | 4 | 4 | 5 | 5 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 4 | 未利用施設や未利用地の削減数 | か所 | 計画値 | | 3 | 4 | 5 | 5 | 概ね計画通りに進捗している。 |
| | | | 実績値 | 0 | 5 | 6 | 7 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

# 八尾市第6次総合計画　前期基本計画総括シート

| 施策34 | 行財政改革の推進 | 施策推進部局 | 政策企画部 |
|---|---|---|---|

## 1 これまでの主な取り組み内容

| めざす暮らしの姿（8年間） | | 主な取り組み内容（前期基本計画期間中） |
|---|---|---|
| 1 | 行財政改革の推進により、多様化・複雑化する市民生活の課題、行政需要への対応や未来に向けた新たな投資を可能とし、まちの成長につなげる改革と成長の好循環を実現しています。 | ▸ 新たな財源を確保するため、将来的に効果が発生する取り組みの早期着手や、事業のさらなる選択と集中（スクラップ＆ビルド）を推進した。市政運営を支える着実な行財政改革の推進に向け、新たな改革の取り組みについて検討を進め、令和5年度（2023年度）には新たな行財政改革計画となる「新やお改革プラン2.0」を策定した。<br>▸ 公共サービスの効率化と市民サービスの向上を図るため、民間の活力やノウハウを活かした公民協働手法の活用を推進した。 |
| 2 | ICTの活用等により、市民サービスの向上や業務の効率化など、行政活動の生産性が向上しています。 | ▸ 職員のマンパワーの創出や業務の自動化・省力化を目的として、AIやRPA等のICT技術の導入拡大や利活用を進めた。<br>▸ 令和5年10月からは市役所本庁窓口における証明書交付手数料の支払い時にクレジットカードや電子マネー、QRコード決済によるキャッシュレス決済を導入するなど、利便性の向上を図っている。 |
| | | |
| | | |

## 2 内部評価（推進部局による自己評価）

| 指標の達成率 | 施策の総合評価に関する総括 |
|---|---|
| 98.2% | ▸ 新やお改革プラン及び同実行計画に基づき、様々な取り組みを進め、より着実に行財政改革を推進するとともに、創出した財源とマンパワーを市民サービスに充てるなど、行政の最適化を行うことで、まちの成長につなげる改革と成長の好循環を実現することができた。<br>▸ ICTの活用等を進め、オンラインで行政手続きが24時間可能な「電子申請サービス」の推進を図り、電子申請の手続き数が増加したことにより、市民サービスの向上につなげた。<br>また、AI-OCRやRPAといったICTツールを庁内で推進することにより、実際に職員が行う作業時間を削減できるなど、業務効率化に一定の効果が見られた。一方で、AI-OCRやRPAの適用可能事務には限界があり、また生成AIなど日々新たなICTツールが誕生しているため、引き続き、業務の効率化等に資する新たなデジタル技術の活用方法等について導入の検討を進める必要がある。 |
| 施策の総合評価 | |
| ○ | |



## 3 後期基本計画への展望

| 社会情勢 | 重要課題 |
|---|---|
| ▸ 新型コロナウイルス感染症をはじめ、国際情勢に端を発する物価高騰や急激な為替変動など、短期間のうちに社会経済情勢は大きく変動しており、数年先も予測できない不透明な時代に突入している。<br>▸ ICTを活用した多様な働き方が推進され、働き方改革への対応が進むとともに、市民生活においてはデジタル化が進み、労働環境や日々の生活スタイルに大きな変化が生じている。<br>▸ 引き続き、少子高齢化と人口減少は続いており、人口減少に歯止めをかける取り組みが求められる。 | ▸ 先行きが不透明な時代の中、限られた財源とマンパワーで多様化する市民ニーズに対応するためには、たゆみなく改革に取り組み続ける必要がある。<br>▸ 住民情報系20システムの標準化対応のために、ガバメントクラウドの利用も含めて、移行作業を進めているが、現時点でスケジュールの遅延、参入ベンダの固定化、仕様や費用面の不明確な部分、国の補助金の不足の恐れなど、様々な課題が生じている。<br>▸ 職員へのデジタル人材の育成に係る方針を盛り込み、具体的な研修メニューを考え、体系的なDX研修の実施の必要があるが、その実施について具体的な手法等に課題が生じている。 |

## 4 施策評価（各年度実施計画実績）の推移

| 年度 | R3（2021）実績 | R4（2022）実績 | R5（2023）実績見込 |
|---|---|---|---|
| 総合評価 | B | B | |
| 総評 | ▸「改革と成長の好循環」を実現するため、新やお改革プラン及び同実行計画に基づき、着実に行財政改革の取り組みが進められた。<br>▸ ICT技術の導入拡大に関しては、令和3年度（2021年度）中に電子申請システムの導入など、市民の利便性に資する取り組みを進めており、今後内容をより充実させていく必要がある。 | ▸「改革と成長の好循環」を実現するため、新やお改革プラン及び同実行計画に基づき、様々な取り組みを進めた。<br>とりわけ、令和4年度（2022年度）は計画の最終年度であり、令和4年（2022年）2月の実行計画改定時に新たに計上した取り組みをはじめ、より着実に行財政改革を推進するとともに、創出した財源とマンパワーを市民サービスに充てるなど、行政の最適化を行った。 | ▸「改革と成長の好循環」を実現するため、新やお改革プラン2.0及び同実行計画を新たに策定し、様々な取り組みを進めてきたところであり、より着実に行財政改革を推進するとともに、創出した財源とマンパワーを市民サービスに充てるなど、行政の最適化を行った。 |

## 5「めざす暮らしの姿」実現のための施策指標の推移

| | 指　標 | 単位 | | 基準値 | R3（2021） | R4（2022） | R5見込（2023） | R6（2024） | 数値に関する分析 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 年度末決算における基金残高 | 億円 | 計画値 | | 40.0 | 40.0 | 40.0 | 40.0 | 行財政改革の取り組みにより、重点事業をはじめとした新たな市民サービスの提供等を進めながらも、財政調整基金の取り崩し額の抑制が図られている。 |
| | | | 実績値 | 67.5 | 89.4 | 94.3 | 84.1 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |
| 2 | 八尾市の取り組みが改善されていると思う市民の割合 | % | 計画値 | | 27.0 | 28.0 | 29.0 | 30.0 | 行財政改革の着実な推進を図っているが、より市民の実感につなげることができるよう、電子申請の対象拡大やキャッシュレス化の推進等、市民の利便性向上にかかる取り組みについて、さらに進める必要がある。 |
| | | | 実績値 | 26.3 | 26.3 | 27.4 | 27.4 | | |
| | | | 達成率 | | 97.4% | 97.9% | 94.5% | | |
| 3 | マイナンバーの情報照会・提供を行った件数 | 件 | 計画値 | | 370,000 | 380,000 | 390,000 | 400,000 | 計画値を大きく達成をしているが、社会情勢における年度ごとの申請数の偏りや、対象者数の変動があるため、年度ごとの推移自体にはバラツキが生じることが自然である。 |
| | | | 実績値 | 140,000 | 469,270 | 490,045 | 470,000 | | |
| | | | 達成率 | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

| ご意見欄 |
|---|
| |

## 5 【参考資料】施策構成事務事業一覧

● 34の施策及び施策を構成する全ての事務事業について、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）における各事務事業の実績や計画内容等を一覧に掲載しております。

| 施策 | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| No.施策名称 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 事務事業の名称 | 担当課（令和5年2月時点） | 事務事業の概要（令和5年2月時点） | 令和3年度歳出実績額（直接事業費） | 令和3年度重点取り組みに「○」を記載 | 事後評価の総合評価点（A～D）を記載 | 令和4年度歳出実績額（直接事業費） | 令和4年度重点取り組みに「○」を記載 | 事後評価の総合評価点（A～D）を記載 | 令和5年度歳出予算額（直接事業費） | 第3期実施計画における方向性<br>・事業実施<br>・拡大<br>・継続<br>・縮小 | 令和5年度重点取り組みに「○」を記載 |

**■事務事業評価の基本的な考え方**

施策を構成する各事務事業の事後評価欄には、事務事業の総合評価結果をA～Dで表示しています。総合評価ランクについては、「妥当性評価」・「有効性評価」・「効率性評価」の3つの観点における評価をもとに、下記のとおり、加点方式で算出しています。

**○総合評価の算出方法について**

事務事業実施内容を振り返り、3つの評価観点を参考に評価点（A～D）を選択し、それぞれの観点について点数配分による手法と論理による場合分けを行う手法を組み合わせ、算出します。

・**総合評価点算出式**（※ただし、妥当性評価A～Dを総合評価の上限とする。）
有効性配分点数70点×評価係数（A:1.0／B:0.8／C:0.6／D:0.4）
＋効率性配分点数30点×評価係数（A:1.0／B:0.8／C:0.6／D:0.4）
＝総合評価A～D（総合評価点は100点満点で計算）

・**総合評価の基準**
A:80点以上　B:70点以上80点未満　C:60点以上70点未満　D:60点未満

【妥当性評価】
・市民ニーズ等を考慮して、事務事業の実施は妥当であったか。
・市の関与や役割分担を見直す必要はないか。
A:事業実施は妥当であった。市の関与や役割分担を見直す必要はない。
B:事業実施は概ね妥当であった。市の関与や役割分担を見直す必要はほとんどない。
C:事業実施はあまり妥当ではなかった。市の関与や役割分担を見直す余地がある。
D:事業実施は妥当ではなかった。市の関与や役割分担を見直す必要がある。

【有効性評価】
・めざす暮らしの姿を実現するうえで、有効な事務事業であったか。
・指標の目標どおりの実績が達成されたか。実績値の伸びはあったか。目標（予測）に実績値が近づいているか。
A:期待した効果を十分得られた。
B:期待した効果を一定得られた。
C:期待した効果をあまり得られなかった。
D:期待した効果を得られなかった。

【効率性評価】
・投入資源（人件費を含めたフルコスト）に見合った効果を得られたか。
・フルコストにおける受益者負担（補助）割合は適正か。
・実施の手法は最適か。
・業務の執行体制は効率的か。
・同種・同類の事務事業を行っていないか。
A:フルコストに見合った効果を得られ、かつ、効率的な事業実施ができた。
B:概ねフルコストに見合った効果を得られ、かつ、効率的な事業実施ができた。
C:概ねフルコストに見合った効果を得られたが、効率的な事業実施ができなかった。
D:フルコストに見合った効果を得られなかった。





| 施策 | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| 1.切れ目のない子育て支援の推進 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 妊産婦包括支援事業 | 健康推進課 | 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を図るため、妊娠から出産後において、保健師・助産師等による面談を通じた「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施するとともに、妊婦健康診査・産後ケアなどの保健事業を実施する。 | 269,667 | | A | 419,729 | | A | 401,322 | 継続 | ○ |
| 2 | 母子訪問相談事業 | 健康推進課 | 妊娠・出産の切れ目のない支援の強化として「母子保健相談員（助産師）」を配置し、助産師や保健師等の専門職がすべての妊産婦や乳幼児を対象に、訪問や相談支援を実施する。また不妊・不育相談の妊娠前の相談にも応じ、妊産婦等全体を対象とする相談支援を実施する。<br>母子手帳交付時には、面談等の機会を活用し、妊婦の状況を把握し、必要な情報提供・保健指導を行う。 | 30,077 | | A | 37,021 | | A | 32,743 | 継続 | |
| 3 | 不育症治療費助成事業 | 保健予防課 | 不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るための治療費の一部を助成する。 | 94,794 | | A | 26,121 | | A | 2,056 | 継続 | |
| 4 | 母子健康教育事業 | 健康推進課 | 育児不安を解消するため、妊産婦・乳幼児の保護者に対して子どもの疾病予防や育児の知識、正しい食についての講習等を行う。 | 723 | | A | 536 | | A | 731 | 継続 | |
| 5 | 乳幼児育成指導事業 | 健康推進課 | 乳幼児（未熟児含む）の心身の健全な発達を促し、保護者の育児不安の解消を図るため、経過観察が必要と判断された乳幼児に対して健診や相談、教室などのフォロー事業を行う。 | 3,058 | | A | 2,633 | | A | 3,178 | 継続 | |
| 6 | 乳幼児健康診査事業 | 健康推進課 | 乳幼児の疾病予防の健康保持を図るため、各種健康診査を実施し、必要な指導を行う。 | 46,594 | | A | 45,671 | | A | 60,512 | 拡大 | ○ |
| 7 | こども総合支援センター事業 | こども総合支援課 | こども総合支援センターにおける「子ども家庭総合支援拠点」の体制整備充実を図り、事業の適正かつ円滑な実施を行うことで、切れ目なく子ども子育てを総合的に支援する。 | 22,746 | ○ | A | 44,314 | ○ | A | 54,624 | 拡大 | ○ |
| 8 | 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援推進事業 | こども若者政策課 | 妊娠・出産・育児の切れ目のない総合的な相談・支援の実現に向けて、保健・福祉・医療・教育が連携し、すべての子ども・若者が健やかに育ち、乳幼児連れの保護者も外出しやすい環境づくりの充実を図る。また、子どもが利用できる施設・イベントの情報発信や大阪府と連携した結婚支援の取組みにより、次代の親育てや少子化への対応を行う。 | 658 | | A | 541 | | A | 818 | 継続 | |
| 9 | 児童手当関係事務 | こども若者政策課 | 児童手当法に基づき、児童手当の給付を行う。 | 8,199,990 | | A | 4,272,636 | | A | 3,811,581 | 継続 | |
| 10 | 児童扶養手当関係事務 | こども若者政策課 | 児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を給付する。 | 1,493,380 | | A | 1,209,025 | | A | 1,233,011 | 継続 | |
| 11 | 特別児童扶養手当関係事務 | こども若者政策課 | 障がいのある児童を育てている保護者に対して特別児童扶養手当を給付する。 | 2,055 | | A | 607 | | A | 2,106 | 継続 | |
| 12 | 子ども医療費公費負担事業 | こども若者政策課 | 子どもの健全育成・児童福祉の向上を図るため、医療保険により受診した場合に一部自己負担額を控除した額を公費で負担する。 | 953,746 | | A | 1,017,000 | | A | 984,606 | 継続 | |
| 13 | ひとり親家庭医療費公費負担事業 | こども若者政策課 | ひとり親家庭の生活の安定と健康増進、福祉の向上を図るため、医療保険により受診した場合に一部自己負担額を控除した額を公費で負担する。 | 187,093 | | A | 183,081 | | A | 188,568 | 継続 | |
| 14 | 母子家庭等自立支援事業 | こども若者政策課 | 母子家庭・父子家庭の自立を促すために、就労支援、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業及び養育費確保に係る支援を行う。<br>ひとり親家庭の支援のために、大阪弁護士会と協力して、ひとり親家庭の無料法律相談事業を行う。<br>母子父子福祉推進員の設置、母子家庭等就業・自立支援センター事業をそれぞれ実施する。<br>母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施する。 | 43,309 | | A | 48,640 | | A | 57,281 | 継続 | |
| 15 | 母子家庭等日常生活支援事業 | こども若者政策課 | ひとり親家庭の就労支援や生活の安定を図るために、家庭生活支援員を派遣し、家事支援を行う。 | 893 | | A | 308 | | A | 745 | 継続 | |
| 16 | 母子保護の実施 | こども総合支援課 | 母子生活支援施設における母子保護の実施を行う。母子家庭で、居宅で生活することが児童の福祉に欠ける場合又は居宅が無い場合、保護者と児童（18歳未満）に対し母子生活支援施設への入所を行い、生活指導や児童の保護を実施する。 | 44,530 | | A | 57,344 | | A | 66,876 | 継続 | |
| 17 | 助産の実施 | 保育・こども園課 | 妊婦が経済的理由により入院助産を受けることができない場合、助産施設への入所を行う。 | 14,279 | | A | 21,288 | | A | 20,375 | 継続 | |
| 18 | 母子緊急一時保護事業 | こども総合支援課 | 不測の事態により精神的又は経済的に緊急の保護を必要とする母子世帯を一時的に保護する。 | 3,025 | | A | 2,872 | | A | 3,404 | 継続 | |
| 19 | ママ・サポート事業 | こども総合支援課 | 核家族等で、日中出産前・後の母親及び乳児の介助をする者がいない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事及び育児の援助を行う。 | 177 | | B | 209 | | A | 318 | 継続 | |
| 20 | 成長手帳の配布 | こども施設運営課 | こどもの成長を記録する成長手帳を就学前児童に配布する。 | 380 | | A | 482 | | A | 545 | 継続 | |
| 21 | 未熟児養育医療給付事業 | こども若者政策課 | 身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する。なお、世帯の市町村民税の所得割の額に応じて自己負担金が生じる。 | 14,316 | | A | 29,429 | | A | 25,470 | 継続 | |
| 22 | 子どもの未来応援推進事業 | こども若者政策課 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき策定した八尾市子どもの未来応援推進プランに係る施策推進及び調査研究を行う。 | 20,956 | | A | 20,343 | | A | 27,703 | 継続 | |
| 23 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業【特別会計】 | こども若者政策課 | ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るために資金（子どもの修学や就学支度、母親自身の技能習得や転宅など）を貸し付ける制度。 | 15,318 | | A | 11,282 | | A | 58,631 | 継続 | |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 24 | こどもいきいき未来計画推進事業 | こども若者政策課 | 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画としての八尾市こどもいきいき未来計画及び子ども・子育て支援法に基づく八尾市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行うとともに、八尾市子ども・子育て会議等を開催することにより、子ども・子育て支援の取り組みを総合的かつ計画的に推進する。 | 369 | | A | 287 | | A | 10,241 | 継続 | |
| | 25 | ファミリー・サポート・センター事業 | こども総合支援課 | 仕事と家庭の両立支援と子育て支援の強化を図るため、育児の援助を行いたい者と受けたい者からなる会員組織を設立し、地域における会員同士の相互援助活動を支援する。 | 22,960 | | A | 21,541 | | A | 22,610 | 継続 | |
| | 26 | 子育て短期支援事業 | こども総合支援課 | 家庭において一時的に養育が困難となった児童や緊急一時的に保護を要する児童を施設において、一定期間、養育・保護する。 | 780 | | A | 1,005 | | A | 1,528 | 継続 | |
| | 27 | つどいの広場事業 | こども総合支援課 | 子育て親子の交流・集いの場を設置する。（週3日以上かつ1日5時間程度開設）<br>子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、及び、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。 | 72,746 | | A | 60,657 | | A | 63,811 | 継続 | |
| | 28 | 地域子育て支援センター事業 | こども総合支援課 | 市内の5地域子育て支援センターを開設し、在宅子育て世帯の交流の場の提供と交流の促進や、相談援助の実施、子育て関連情報の提供や子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。<br>プレママ・親子相談・交流会や、市内の公園に出向いての保育活動の実施を通して、各種事業を周知し、子育て支援策につなげ、子育て世帯の孤立化を防いだり、虐待予防、相談を受けることでの不安軽減につなげる。 | 28,433 | ○ | A | 23,272 | | A | 25,696 | 継続 | |
| | 29 | 子育て支援事業（桂青館） | 桂青少年会館 | 青少年会館条例に掲げる目的を達成するために、就学前の幼児を対象とした教室の実施、ゆめの広場（プレイルーム）の開放、子育てサークル等への貸館及び地域子育て支援センターとの連携を通じて子育て支援を行う。 | 7,770 | | A | 8,961 | | A | 8,618 | 縮小 | |
| | 30 | 子育て支援事業（安中青館） | 安中青少年会館 | 青少年会館条例に掲げる目的を達成するために、親子幼児教室、子育てサークルへの支援及び地域子育て支援センターとの連携を行う。 | 4,574 | | A | 4,693 | | A | 4,861 | 縮小 | |
| | 31 | 利用者支援事業 | 保育・こども園課 | 利用者支援員を市窓口に配置するとともに、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う。 | 2,314 | | A | 2,436 | | A | 2,379 | 継続 | |
| | 32 | 地域子育てつながりセンター事業 | こども総合支援課 | 子育て親子の交流・集いの場を設置する。（週5日以上かつ1日5時間程度開設）<br>子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、及び、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。<br>子育て家庭と地域がつながるしくみづくり、子育て支援のネットワークづくりの充実を図る。 | 9,903 | | B | 10,193 | | B | 10,215 | 継続 | |
| | 33 | 養育支援訪問事業 | こども総合支援課 | 児童福祉法第6条の3第5項の規定に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。 | 743 | | A | 653 | | A | 1,176 | 継続 | |
| | 34 | 家庭支援推進認定こども園事業 | こども施設運営課 | 家庭環境に配慮が必要な在園児童・在宅子育て家庭に対する支援を図ることにより、日常生活における基本的な習慣や態度の涵養を図る。 | 2,212 | | A | 2,687 | | A | 6,573 | 継続 | |
| | 35 | 児童虐待対策事業 | こども総合支援課 | 要保護児童対策地域協議会を中心に、子どもを守る環境づくりを進めるとともに、児童虐待の発生予防・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施する。<br>こども総合支援センターにおける虐待相談機能として、関係機関と緊密に連携し、子育て世帯の不安や悩みに対する相談等を通じ、児童虐待予防に取り組んでいく。 | 3,234 | ○ | A | 1,453 | ○ | A | 11,308 | 拡大 | ○ |
| 2.就学前教育・保育の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 認定こども園等整備計画推進事業 | 保育・こども園課 | 保育ニーズに対応するための認定こども園等の創設や増築、老朽化に伴う改築や大規模修繕等を行う、また、保育所及び幼稚園が認定こども園へ移行するための整備推進を図る。 | 414,884 | ○ | A | 989,872 | ○ | A | 854,399 | 継続 | ○ |
| | 2 | 「人権を大切にする心を育てる」保育推進事業 | こども施設運営課 | 「人権を大切にする心を育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に認定こども園での生活の場を通じて伝えていく。 | 137 | | A | 165 | | A | 169 | 継続 | |
| | 3 | 保育人材育成事業 | 保育・こども園課 | 子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者及び現に従事する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得するため、全国共通の子育て支援員研修を実施する。 | 4,941 | | B | 591 | | A | 1,310 | 継続 | |
| | 4 | 幼児教育研究・研修事業 | 教育センター | 幼児教育に関する研究及び保育者等を対象にした研修、並びに保育サポート児の在籍する就学前施設への巡回指導を通じて、保育者の資質を向上することにより、就学前教育・保育において子どもたちに生きる力の基礎となる資質・能力を育成し、小学校教育への円滑な接続を図る。 | 1,694 | | A | 1,870 | | A | 2,383 | 継続 | |
| | 5 | 私立認定こども園等運営費補助事業 | 保育・こども園課 | 私立認定こども園等の経営の健全化を支援することで、安定した保育サービスの供給を図るため、私立認定こども園等運営費補助金を交付し、適正な運営助成を行う。 | 764,960 | | A | 993,597 | | A | 902,944 | 拡大 | ○ |
| | 6 | 公立認定こども園運営事業 | こども施設運営課 | 公立認定こども園において、使用済みおむつの処分が行えるよう保育環境の整備を行う。また、要保護児童対策地域協議会等の開催により関連機関と連携を図る。さらに、在宅子育て世帯へのひろば事業や相談事業などを実施することにより、子育て支援に取り組む。<br>延長保育においては、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う需要に対応するため長時間保育を引き続き実施する。また、保護者の希望に応じて在園児及び在園児以外の一時預かり保育を実施する。 | 736,298 | ○ | A | 548,337 | | A | 627,214 | 拡大 | ○ |
| | 7 | 認定こども園等保健会事務局事務 | こども施設運営課 | 認定こども園等の保健の振興を図る。 | 235 | | A | 286 | | A | 303 | 継続 | |
| | 8 | 保育所等保育料の適正化事業 | 保育・こども園課 | 保育所運営にかかる歳入を確保するために、収納率の向上及び未納対策等を実施する。 | 2,128 | | A | 2,192 | | A | 2,165 | 継続 | |





| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 9 | 保育士確保支援事業 | 保育・こども園課 | 市内私立認定こども園等における保育士確保を支援することを目的として、市内私立認定こども園等に新たに正規職員として採用される保育士等に対して補助を行う。また、保育士就職フェアを開催するほか、民間就職フェアへの出展、採用・定着セミナーの開催、保育士応援パスポート、保育の職場体験・普及啓発に関する事業等の取り組みを実施していく。 | 80,754 | ○ | A | 85,910 | | A | 101,481 | 継続 | |
| | 10 | 施設型給付・指導事業 | 保育・こども園課 | 子ども・子育て支援法に基づく確認並びに同法に基づく施設型給付費、地域型保育給付費の支給を行う。預かり保育事業の実施施設や幼稚園等に対して施設等利用費を支給する。また、適正な事業実施を確保するために、特定教育・保育施設等に対して指導監査を行う。 | 7,176,325 | | A | 7,466,201 | | A | 8,217,969 | 継続 | |
| | 11 | 幼児教育・保育の無償化対応事務 | 保育・こども園課 | 子ども子育て支援法の一部改正内容に加え、市独自分を含む幼児教育・保育無償化事務を実施する。無償化対象児童への「施設等利用給付認定」を行い、対象児のうち、認可外保育施設等利用者等への償還事務等を実施する。<br>また、多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行う。 | 89,557 | | A | 93,344 | | A | 94,375 | 継続 | |
| | 12 | ひとり親家庭保育支援事業 | 保育・こども園課 | 母子生活支援施設の保育機能を活用して、ひとり親家庭の子ども（0歳児から2歳児）に対して保育サービスの提供を行う。 | 9,792 | | A | 6,120 | | A | 12,240 | 継続 | |
| | 13 | 病児保育事業 | 保育・こども園課 | 【病児対応型】<br>病気回復期または病気回復期に至らないが当面症状の急変が認められない状態にあり、集団での保育が困難な児童を専用スペースにて保育する。<br>【体調不良児対応型】<br>事業実施認定こども園等に通所しており、保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、当該施設の専用スペース等で保育する。 | 94,946 | | A | 110,739 | | A | 147,726 | 継続 | |
| | 14 | 入所関係事務 | 保育・こども園課 | 保育利用についての相談受付、認定こども園等への保育利用申込の受付・利用調整事務等を行う。 | 34,183 | | A | 9,701 | | A | 20,356 | 継続 | |
| | 15 | 認証保育施設運営事務 | 保育・こども園課 | やむを得ない事由により保育を必要とする児童を要綱等に基づき斡旋することで保育サービスを提供する。 | 32,277 | | A | 27,423 | | B | 34,770 | 継続 | |
| | 16 | 障がい児保育支援事業（私立認定こども園等） | 保育・こども園課 | 障がいのある児童（3～5歳児）、配慮が必要な児童（0～2歳児）、医療的ケア児を受け入れる私立認定こども園等に対し、加配保育士や看護師等の人件費補助等を行うことにより、受入体制の構築を図る。 | 485,629 | | A | 502,547 | | A | 748,472 | 拡大 | ○ |
| | 17 | 障がい児保育支援事業（公立認定こども園） | こども施設運営課 | 八尾市障害児保育審議会による『八尾市における「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方 ～インクルーシブ（育ちあう）保育の創造～」に関する提言』に沿って取り組んでいく。<br>関係機関との連携、職員の専門的な学習を進める。 | 88,122 | | A | 89,650 | | A | 109,528 | 継続 | |
| | 18 | 障がい児保育サポート等利用調整事務 | 保育・こども園課 | 障がいのある就学前児童（3歳児から5歳児まで）を対象に、就学前教育・保育施設の入所相談を受けるとともに、利用調整を行う。<br>また、八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドラインに基づき医療的ケア児の保育 受入れを行う。<br>さらに、障がい児保育に関する諮課題について審議するため、障害児保育審議会を設置する。 | 0 | | B | 243 | | A | 46 | 継続 | |
| 3.子どもの学びと育ちの充実 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 学力向上推進事業 | 学校教育推進課 | 全国学力・学習状況調査などの結果の分析等に基づき、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、各中学校区を単位とした授業改善や校種間連携について研究を推進し、本市の児童及び生徒の「確かな学力」の向上を図る。 | 10,215 | | A | 6,450 | | A | 7,408 | 継続 | |
| | 2 | 学校図書館活用推進事業 | 学校教育推進課 | 学校司書を段階的に配置することで、児童・生徒の言語能力及び情報活用能力を育成し、学力向上を推進する。<br>また、それ以外の学校には学校図書館サポーターを配置し、全ての学校の児童・生徒の学校図書館利用を促進し、学校図書館の効果的な活用を図るとともに、図書環境の充実と図書館機能の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを進める。 | 17,911 | | A | 18,096 | | A | 18,398 | 継続 | |
| | 3 | 英語教育推進事業 | 学校教育推進課 | 中学校及び義務教育学校での英語教育の充実のためにネイティブスピーカーを配置するとともに、市内全小学校及び義務教育学校においても、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど、国際社会を生きる基礎となる英語活動を推進する。また、言語活動の充実に向け、英語を活用した発表の機会として、英語によるスピーチコンテスト等の取り組みを推進する。 | 77,725 | | A | 74,645 | | A | 179,812 | 継続 | |
| | 4 | 小中一貫教育推進事業 | 教育センター | 中学校区でめざす子ども像を共有しながら、義務教育における子どもの「学び」「育ち」を一体的に捉え、9年間を見通した教育活動を推進する。 | 3,577 | | A | 628 | | A | 908 | 継続 | |
| | 5 | 子どもが輝く学校づくり総合支援事業 | 学校教育推進課 | 学びと育ちの連続性・一貫性を意識した小中連携の取り組みや地域と連携したあいさつ運動の取り組みの推進等、学校長がリーダー性を一層発揮し、特色ある学校とともに、保護者や地域から信頼される学校となるよう、今日的な教育課題の解決と学校の活性化をめざした、児童生徒や地域の実態に応じた取り組みを推進する。 | 17,645 | | A | 17,637 | | A | 17,070 | 継続 | |
| | 6 | 子どもの健康・体力づくり推進事業 | 学校教育推進課 | 体育活動の安全な実施により、運動習慣を身につけるとともに、健やかな体のさらなる育成をめざす取り組みを推進する。また健康教育の観点から歯みがき指導を行い、「健やかで心豊かな子ども」を育成する。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 7 | 地域食育PR事業 | 学務給食課 | 子どもへの食育を家庭や地域とともに進めるために、学校における取り組みを情報発信する。 | 2,891 | | A | 2,529 | | A | 2,630 | 継続 | |
| | 8 | 学校安全教育推進事業 | 学校教育推進課 | 災害発生時、児童・生徒自らが的確な危機回避行動が取れるよう指導するとともに、避難困難者への手助けができるよう、地域とともに避難・防災訓練を実施するなど、大震災の教訓を生かし、校区の地域特性に応じた総合的な視点に立った防災教育を進める。また、交通安全指導について研究を深め、児童生徒の交通安全の意識向上をめざすとともに、地域、関係機関と連携して交通安全教育に取り組む。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 9 | 人権教育研修事業 | 人権教育課 | 教職員・指導主事の人権意識の高揚と指導力の向上を図るため、人権教育に関する各種研修を行う。とりわけ、教職経験の少ない教職員への人権教育の研修機会を充実させることを通して、児童生徒に対する人権教育の取り組みを一層充実させる。また、学校や保護者・地域における人権教育の推進を図るため、人権学習プログラムの開発や人権学習関係資料等の整備を行う。 | 358 | | A | 373 | | A | 976 | 継続 | |
| | 10 | 人権教育推進事業 | 人権教育課 | 学校における人権教育に関しての指導助言や様々な人権教育に関する取り組みを通して、児童・生徒・保護者・教職員の人権意識の向上を図る。また、本市における人権教育や国際理解教育の推進を図るため、本市教職員で構成する人権教育研究団体への支援等を行う。 | 1,314 | | A | 1,662 | | A | 2,638 | 継続 | |
| | 11 | 進路指導対策事業 | 学校教育推進課 | 生徒の主体的な進路選択に適切な指導、助言ができるよう、常に進路に関する情報の収集提供を行う。高等学校等の特色、再編整備・入試改革等について、情報収集に努める。 | 550 | | A | 550 | | A | 550 | 継続 | |
| | 12 | 学校ICT活用事業 | 教育センター | 個別最適な学びや協働的な学びを実現するために機器や教育用ソフトウェアをはじめとしたICT環境を整備する。<br>ICTを活用したわかりやすい授業づくり・教員の指導力向上を通して、Society5.0社会に対応できる児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力の向上を図る。<br>ICTを活用した学習を支える教育情報ネットワーク等のインフラの維持、管理を行う。<br>校務や教務へのシステム導入の推進により、教職員の働き方改革を推進する。 | 309,386 | ○ | A | 227,521 | | A | 161,084 | 継続 | |
| | 13 | 教育情報収集・提供事業 | 教育センター | 教職員の資質向上に寄与するため、教育情報の発信源として、各種教育情報の資料収集及び提供を行う。また、教科書センターとして教科書展示会を行う。 | 578 | | A | 590 | | A | 764 | 継続 | |
| | 14 | 教育研究・研修事業 | 教育センター | 中核市の教育委員会として、法令に定められた教職員研修を確実に行うことはもとより、課題や課題、教科・領域に応じた研修についても八尾市の教育の状況を踏まえた内容で実施する。また、各領域において八尾の子どもたちに相応しい時機に応じたテーマを設定し授業改善等に向けた研究を進める。 | 1,971 | | A | 2,339 | | A | 3,225 | 継続 | |
| | 15 | クラブ活動等支援事業 | 教育政策課 | 小・中学校の管理運営及びクラブ従事者等の報償事務を行う。 | 21 | | A | 25 | | A | 60 | 継続 | |
| | 16 | 福利厚生業務 | 教育政策課 | 職員の福利厚生及び活動への支援を行う。 | 3,268 | | A | 1,196 | | A | 3,073 | 継続 | |
| | 17 | 人事管理業務 | 教育政策課 | 事務局職員及び市立学校に配属する市費職員の適正配置等の人事管理を実施する。<br>市立学校教職員（府費負担教職員）の服務監督を実施する。<br>学校における働き方改革を推進する。 | 4,156 | | A | 7,262 | | A | 18,589 | 継続 | |
| | 18 | 表彰関係事務 | 教育政策課 | 「文化の日」に、優秀な成績を収めた児童生徒及び本市の教育に貢献した個人・団体等を表彰する。 | 35 | | A | 50 | | A | 126 | 継続 | |
| | 19 | 教育振興基本計画の推進 | 教育政策課 | 八尾市教育振興基本計画の進行管理を行うとともに、教育委員会における事務について点検・評価し、その結果を報告書として公表する。<br>また、教育行政に係る重要施策の総合調整を行う。 | 84 | | A | 84 | | A | 166 | 継続 | |
| | 20 | 総合教育会議運営事務 | 政策推進課 | 教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、教育委員会との連携強化を図るため、総合教育会議を設置・運営する。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 21 | 小規模特認校における特色ある教育推進事業 | 学校教育推進課 | 桂中学校、桂小学校、北山本小学校、高安小中学校における小規模化対策として、各校を小規模特認校に指定し、特色ある教育を推進する。 | | | | 12,741 | ○ | A | 44,149 | 拡大 | ○ |
| | 22 | 生徒指導対策事業 | 学校教育推進課 | 多様化する児童生徒の指導上の諸問題の早期発見、適切な対応及び未然防止に向けて、学校に配置されている、スクールカウンセラーを活用するとともに、学校だけでは解決困難な事例について個別にスクールカウンセラーを派遣し、必要に応じてスクールロイヤーによる相談支援も行う中で、課題の解決をめざす。また、関係諸機関との連絡会や児童生徒指導に関する研修会等を開催する。 | 334 | | A | 564 | | A | 1,424 | 継続 | |
| | 23 | 特別支援教育推進事業 | 教育センター | 支援学級や通級指導教室の適正配置等の環境整備、専門家チームの巡回指導等の人的支援、医療・福祉等の連携による総合的な支援を通して特別な支援が必要な子どもへの教育を充実させる。また、様々な団体や市民との交流を通して障がいのある児童生徒に対する市民理解を深める。 | 70,527 | | A | 87,420 | | A | 125,530 | 継続 | |
| | 24 | 帰国・外国人児童生徒受入等支援事業 | 人権教育課 | 日本語指導が必要な児童・生徒が在籍する学校への指導助言や言語介助員・日本語指導補助員・支援員の派遣を通して、日本語指導及び学習面・生活面での適応を図るとともに、民族クラブ活動への講師派遣や教材・カリキュラム開発への支援を行うなど帰国・外国人児童生徒の受入れ体制等の整備を行う。 | 23,996 | | A | 30,153 | | A | 28,142 | 継続 | |
| | 25 | 就学相談事業 | 教育センター | 障がいのある子どもや保護者の教育的ニーズや意向を踏まえ、安心して学校生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら、専門的な立場から就学相談を行うと共に有識者からなる就学支援委員会において検討を行う。 | 1,552 | | A | 1,367 | | A | 1,490 | 継続 | |
| | 26 | 不登校児童生徒支援事業 | 教育センター | 不登校児童生徒に対して、家庭と学校との中間の居場所としての教育支援センター（適応指導教室）の開設、教育相談、学習支援、集団生活への適応指導など、主体的な学校復帰・社会的自立をめざした支援活動を行うとともに、不登校の未然防止・初期対応として学校における不登校対応に関する取り組みを支援する。 | 574 | | A | 435 | | A | 3,555 | 拡大 | ○ |
| | 27 | 教育センター管理運営業務 | 教育センター | 八尾市教育センターの施設・設備の管理・運営を円滑に進める。 | 40,774 | | A | 21,096 | | A | 21,770 | 継続 | |
| | 28 | 教育相談事業 | 教育センター | 児童及び生徒が家庭や学校で生活する中での心身の健康や教育上の諸問題について、来所または電話による相談を実施するとともに、子育てに関する支援を行う。また、青少年に関する様々な相談を行う。 | 22,594 | | A | 26,205 | | A | 26,823 | 継続 | |



| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 29 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 教育センター | 不登校をはじめ様々な課題を抱える児童生徒や保護者に対し、学校と関係機関等が連携した早期支援を推進するため、福祉に関する専門的知識を持ったスクールソーシャルワーカーの配置を充実する。<br>ケース会議や教職員研修等を通して、配置校における教職員、支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童生徒や保護者への支援体制の構築を図る。 | 7,210 | | A | 8,723 | ○ | A | 9,275 | 継続 | |
| | 30 | 就学援助事業 | 学務給食課 | 市立小・中・義務教育学校に在学する児童・生徒で生活保護法による教育扶助を受けている者及びこれに準ずる程度に就学困難と認められるものに対して、就学援助を行う。 | 189,944 | | A | 135,003 | | A | 147,866 | 拡大 | |
| | 31 | 奨学金事業 | 学務給食課 | 「奨学基金」を設置し、当該基金から生じる果実や基金への寄附金等をもって経済的な理由により高等学校等への修学が困難なものに対して奨学金の給付及び私立高等学校等入学準備金の貸付を行う。<br>「野口英文若者がはばたく奨学基金」を設置し、当該基金から生じる果実や基金への寄附金等をもって経済的な理由により大学等への修学が困難なものに対して奨学金の給付を行う。 | 17,500 | | A | 17,500 | | A | 8,800 | 拡大 | |
| | 32 | 民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助事業 | 学務給食課 | 民族学校に在籍する児童・生徒の保護者で経済的に困窮している者に対して就学奨励補助金の交付を行い、教育負担の軽減を図る。 | 44 | | A | 53 | | A | 49 | 継続 | |
| | 33 | 特別支援学校就学奨励補助事業 | 学務給食課 | 特別支援学校に在学する児童・生徒の保護者に就学奨励補助金を交付することにより、経済的負担の軽減を図る。 | 3,055 | | A | 2,922 | | A | 3,377 | 継続 | |
| | 34 | スクールサポーター派遣事業 | 教育センター | 教育系・心理系大学の学生や地域住民等の社会人を活用し、各学校の活動を支援する人材をスクールサポーターとして登録し、学校の要請に応じて派遣することで、地域の特色を活かした学校づくりに寄与する。 | 2,577 | | A | 2,495 | | A | 2,670 | 継続 | |
| | 35 | 命を育む教育推進事業 | 人権教育課 | 学校において、「命を育む教育（自他の命を大切にし、自他の命を守ることのできる児童・生徒の育成をめざす教育）」を充実させるための支援を行う。 | 2,349 | | A | 1,978 | | A | 2,610 | 継続 | |
| | 36 | いじめ問題対策事業 | 人権教育課 | 学校におけるいじめの未然防止の取り組みの充実、いじめ事象発生時の早期発見と適切で迅速な対応を総合的・効果的に推進する。 | 12,035 | ○ | A | 13,955 | ○ | A | 5,578 | 継続 | |
| | 37 | いじめからこどもを守る八尾づくり推進事業 | いじめからこどもを守る課 | すべての子どもをいじめから守るために、弁護士・心理士等の専門職を配置し相談対応等を行うと同時に、教育委員会事務局及び市立学校との連携体制を構築しながら、必要に応じて関係機関と協力し、課題の解決をめざす。 | 804 | ○ | A | 815 | ○ | A | 14,394 | 拡大 | ○ |
| | 38 | 小学校給食管理運営業務 | 学務給食課 | 安心・安全な学校給食を提供する上での、必要な学校給食管理事務を行い、円滑な学校給食の実施に努める。 | 983,594 | | A | 1,337,276 | ○ | A | 1,458,214 | 継続 | ○ |
| | 39 | 児童生徒等及び教職員の保健管理、環境衛生業務 | 学務給食課 | 児童生徒等及び教職員の健康診断等並びに飲料水・教室の採光・空気等の環境衛生業務を行う。 | 212,254 | | A | 166,808 | | A | 100,202 | 継続 | |
| | 40 | 中学校給食管理運営業務 | 学務給食課 | 平成27年度（2015年度）に開始した選択制中学校給食から、全員給食へ移行し、成長期にある中学生の望ましい食育を推進する。 | 50,874 | ○ | A | 61,469 | ○ | A | 736,865 | 拡大 | ○ |
| | 41 | 学校管理下における事故の災害共済給付制度に係る事務 | 学務給食課 | 学校の管理下の災害について、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入により、法令に従い医療費、死亡見舞金、障害見舞金を支給する。 | 17,350 | | A | 17,191 | | A | 17,165 | 継続 | |
| | 42 | 日本スポーツ振興センター支給対象外災害給付に係る事務 | 学務給食課 | 学校の管理下において発生した災害のうち、治療費が保険診療点数500点未満で日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象外となったものへ災害給付を実施する。 | 61 | | A | 71 | | A | 84 | 継続 | |
| | 43 | 児童安全啓発事業 | 教育政策課 | 児童が自らを「価値ある存在」であると認識するとともに、暴力から逃れる方法等、児童が自分の身を自分で守れるための知識や具体的な技術（スキル）を身につけるため、CAPチどもワークショップを市内小学校及び義務教育学校の第3学年児童を対象に実施する。 | 2,070 | | A | 2,160 | | A | 2,070 | 継続 | |
| | 44 | 小学校給食施設整備事業 | 学務給食課 | 既設給食調理場のドライ化や設備、機能の更新により給食の安全衛生の向上を図るとともに、労働の安全衛生の確保を図る。 | 34,606 | | A | 96,733 | | A | 329,569 | 継続 | |
| | 45 | 通学路の安全確保事業 | 学校教育推進課 | 警察官OB等に八尾市スクールガード・リーダーを委嘱し、登下校時の巡回指導及び子ども安全見守り隊に対する指導助言を実施する。また、通学路の危険箇所に対して、学校及び地域と連携して対策を検討、実施するほか、車両に対し通学児童生徒への注意喚起を促すため路面標示（スクールゾーン（白））・通学路巻看板の設置・補修等を行い、子どもが安全に通学できる地域環境を確立する。 | 3,566 | | A | 4,671 | | A | 6,908 | 継続 | |
| | 46 | 桂小学校改築事業 | 教育政策課 | 桂中学校敷地での桂小学校の改築を進める。既存校舎（危険建物）の解体工事等を行う。 | 1,548,246 | | A | 231,451 | | A | 159,563 | 継続 | |
| | 47 | 小・中学校施設整備・改修事業 | 公共建築課 | 学校施設整備等の改修等を計画的に行い、教育環境及び執務環境の整備に努める。 | 106,384 | | B | 112,731 | | B | 113,550 | 継続 | |
| | 48 | 中学校給食施設整備事業 | 学務給食課 | ランチボックスデリバリー方式による中学校全員給食の実施に向け各校において再加熱室・配膳室等の整備を進めるとともに、ランチボックス等の消耗品や移動式配膳棚等の備品購入を行う。 | | | | 68,243 | ○ | A | 572,863 | 継続 | ○ |
| | 49 | 学校適正規模等推進事業 | 教育政策課 | 平成22年（2010年）7月の八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申に基づき、市立学校の規模等の適正化を推進する。 | 0 | ○ | A | 8,694 | ○ | A | 1,651 | 継続 | |
| | 50 | 地域とともにある学校づくり推進事業 | 学校教育推進課 | 学校評議員を学校長の求めに応じ招集し、学校運営について意見を収集する。また、コミュニティスクールの検討を進め、現在、実施している学校評議員制度について、コミュニティ・スクールへの移行をめざす。 | 20 | | A | 20 | | A | 0 | 継続 | |
| | 51 | 学校・地域連携推進事業 | 教育政策課 | 学校・家庭・地域の連携・協働を進め、地域とともにある学校づくりを推進する。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| 4.子ども・若者の健全育成と支援の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 放課後児童室事業 | こども施設運営課 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。 | 743,925 | ○ | A | 917,125 | ○ | A | 967,974 | 拡大 | ○ |
| | 2 | 放課後子ども教室推進事業 | 生涯学習課 | 心豊かで健やかな子どもを社会全体で育むため、地域・学校と連携を図りながら、安全・安心な子どもたちの居場所を設け、放課後や週末におけるスポーツや文化・学習活動等様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施する。 | 1,148 | | A | 4,233 | | A | 9,505 | 継続 | |
| | 3 | 低学年育成事業（桂青館） | 桂青少年会館 | 小学生教室を実施する。 | 13,547 | | A | 11,580 | | A | 12,973 | 継続 | |
| | 4 | 低学年育成事業（安中青館） | 安中青少年会館 | 低学年育成事業（バレットクラブ）を実施する。 | 14,893 | | A | 15,459 | | A | 16,016 | 継続 | |
| | 5 | 青少年健全育成活動促進事業 | 生涯学習課 | 青少年センター講座等の実施を通して、青少年に多様な学びの場や活動の場を提供する。また、市内の青少年関係団体の活動に対し補助金を交付するほか、青少年指導員の委嘱を行い、各種の活動を支援するとともに、八尾市青少年育成連絡協議会等の地域団体と連携し、こども会の活性化を図る。 | 4,872 | | A | 6,864 | | A | 8,918 | 継続 | |
| | 6 | がんばる「八尾っ子」応援事業 | こども若者政策課 | スポーツ活動や文化活動において、顕著な成績をあげ、八尾市を全国発信した子どもを表彰及び応援することで、子どもたちの可能性を広げ、個性や能力の向上を図る。 | 665 | | A | 586 | | A | 9 | 継続 | |
| | 7 | はたちのつどい事業 | こども若者政策課 | 法令では成年年齢が18歳だが、飲酒や喫煙などの年齢制限がなくなる区切りが20歳であり、大人として扱われる環境が整い、大学生や社会人等としての経験を積むことにより、社会の規範をより深く理解することと、「大人」になったことの自覚と社会の一員としての責務を再認識することを目的として、20歳になる者を対象に式典を実施する。 | 27,267 | | A | 2,729 | | A | 3,632 | 継続 | |
| | 8 | 青少年施設管理運営業務 | 生涯学習課 | 青少年及び青少年に関係する団体等に対し、多様な活動の場を提供するため、青少年施設の管理運営を行う。 | 22,534 | | A | 16,283 | | A | 14,902 | 継続 | |
| | 9 | こども・若者育成支援事業 | こども若者政策課 | 困難を有する若者やその家族が安心して過ごすことができるように、若者相談支援を行う（電話・対面による相談など）。また、様々な団体の子ども・若者に対する主体的な取り組みについて助成を行い、活動の促進を図る。 | 5,197 | | A | 12,502 | ○ | A | 12,467 | 継続 | |
| | 10 | 青少年健全育成事業（桂青館） | 桂青少年会館 | 青少年会館条例に掲げる目的を達成するために、「子どもの居場所」を提供し、平日に長期教室、土曜日や学校の長期休業中に短期教室・講座等を実施する。<br>また、教育課題として重要性が増している不登校児童生徒に対する支援を行う。 | 10,097 | | A | 8,376 | | A | 10,148 | 継続 | |
| | 11 | 青少年健全育成事業（安中青館） | 安中青少年会館 | 青少年会館条例に掲げる目的を達成するために、「子どもの居場所」を提供し、平日に長期教室、土曜日や学校の長期休業中に短期教室・講座等を実施する。<br>また、教育課題として重要性が増している不登校児童生徒に対する支援を行う。 | 16,576 | | A | 16,145 | | A | 16,384 | 継続 | |
| | 12 | 青少年健全育成環境づくり支援事業 | 生涯学習課 | 地域において関係団体が密接に連携し、青少年を取り巻く社会環境の改善を図るとともに、保護者や青少年育成に携わる育成者への啓発・情報提供等に取り組む。 | 689 | | A | 840 | | A | 823 | 継続 | |
| 5.やおプロモーションの推進 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | やおプロモーション推進事業 | 広報・公民連携課 | 2025年大阪・関西万博において八尾ブランドをPRし、万博の波及効果を八尾の成長に活かせるよう、大阪府・大阪市、博覧会協会等と連携し、市民・企業等、多様な主体の万博への参加に向けた機運醸成と、80（やお）アクション推進による参画に向けた取り組みを進める。 | 2,140 | ○ | A | 8,191 | ○ | A | 12,779 | 拡大 | ○ |
| | 2 | 観光魅力創造事業 | 観光・文化財課 | 観光振興を図るため大阪観光局等と連携し、市外へ本市の魅力や観光情報を発信する。 | 28,465 | ○ | A | 27,694 | ○ | A | 43,674 | 拡大 | ○ |
| | 3 | 「映画のまち・やお」推進事業 | 観光・文化財課 | 大阪観光局との連携を図りながら、八尾がロケ地等となる映像制作を増やす活動の推進に取り組む。 | | | | | | | 1,311 | 拡大 | ○ |
| | 4 | 八尾河内音頭まつり振興事業 | 観光・文化財課 | 市民・企業等との協働で、河内音頭の本場にふさわしい活気と魅力あるまつりの実施に向けた支援を行うために、八尾河内音頭まつり振興会へ補助金を交付する。また、市民や関係者の意向等を踏まえ、今後のまつりのあり方、新たな手法に関する検討に基づいた実施を行う。 | 202 | | B | 6,999 | | B | 11,564 | 継続 | |
| | 5 | 今東光資料館運営事業 | 生涯学習課 | 八尾市にゆかりの深い、直木賞作家・今東光の文学及び活動を通して、八尾の人・まちの魅力を発見・発信し地域への愛着を育むため、関連資料を収集・保存、展示公開する今東光資料館を運営する。 | 1,143 | | B | 1,270 | | A | 1,260 | 継続 | |
| | 6 | 観光活動支援育成事業 | 観光・文化財課 | （一社）八尾市観光協会が行う八尾市全体のPR強化や観光事業の展開が、円滑でかつ効果的なものとなるよう、地域資源に関わる市民、事業者、関係団体との連携支援を図るとともに、2025大阪関西万博に向けた観光の誘致をめざす。 | 23,400 | | B | 17,000 | | B | 14,000 | 継続 | |
| | 7 | 国内交流事業 | 観光・文化財課 | 国内交流都市（大分県宇佐市他）の自然や歴史、郷土、伝統行事等について、様々な機会を通じて、紹介、情報発信を行う。 | 0 | | C | 0 | | B | 0 | 継続 | |
| 6.歴史資産などの保全・活用・発信 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 市史編纂事業 | 観光・文化財課 | 本市の歴史を後世に伝え、市民の歴史認識の形成とまちづくりの基礎資料として「新版　八尾市史」を作成する。 | 32,721 | | C | 42,606 | | A | 32,504 | 継続 | |
| | 2 | 史跡等保存活用事業 | 観光・文化財課 | 八尾市の貴重な文化財である史跡の高安千塚古墳群や由義寺跡を保存するとともに、歴史資産として価値を高め、地域の歴史や文化財を学べる場として活用し、八尾の魅力として広く発信する。 | 1,006,074 | ○ | A | 11,120 | | A | 14,175 | 拡大 | |
| | 3 | 指定文化財等保存活用事業 | 観光・文化財課 | 地域に受け継がれてきた文化財を明らかにするため、建造物や美術工芸品等の調査を行い、貴重な文化財について、八尾市文化財保護審議会に諮問して指定・保存を図る。 | 1,312 | | A | 1,277 | | A | 1,215 | 拡大 | |



| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 4 | 埋蔵文化財保護事業 | 観光・文化財課 | 市内の埋蔵文化財を開発事業等から保護するとともに、埋蔵文化財の活用を図り、市民の文化財保護の意識向上に努めるため、文化財保護法に基づく、埋蔵文化財届出関連事務及び埋蔵文化財関係の国庫補助事業の事務を行う。<br>また、埋蔵文化財再整理資料を展示公開や学校等の教材として活用し、埋蔵文化財の保護の重要性の普及を行う。 | 20,172 | | A | 22,658 | | A | 33,790 | 継続 | |
| | 5 | 文化財施設管理運営事務 | 観光・文化財課 | 歴史民俗資料館、しおんじやま古墳学習館、埋蔵文化財調査センター及び安中新田会所跡旧植田家住宅の4つの文化財施設を活用し、市民が八尾の歴史や文化財に触れる機会を提供する。 | 112,083 | | A | 109,581 | | A | 113,475 | 継続 | |
| | 6 | 歴史資産のまち‘やお’推進事業 | 観光・文化財課 | 八尾の歴史資産を活用できる環境を整え、史跡や文化財施設の利活用を促進するとともに、市域にある様々な文化財を活用し、八尾の魅力として発信する。 | 9,181 | ○ | A | 6,372 | | A | 5,090 | 継続 | |
| 7.みどり豊かな潤いのある暮らし | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 自然保護事業 | 農とみどりの振興課 | 清掃ハイキング等を実施し自然に親しむ活動・啓発を行う。また、森林法に基づく届出事務を行っている。 | 0 | | B | 0 | | B | 0 | 継続 | |
| | 2 | 市民協働による里山保全事業 | 環境保全課 | 市民・事業者・教育機関・行政で構成する「環境パートナーシップ協議会サンテナやお」等による里山保全事業を実施する。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 3 | 高安山の保全活用事業 | 農とみどりの振興課 | 市民や来訪者がその魅力を実感できるよう、高安山に点在する魅力的な資源を活用したまちづくりを進める。 | 557 | | C | 880 | | A | 3,855 | 拡大 | |
| | 4 | 玉串川等の桜再生事業 | 農とみどりの振興課 | 地域観光資源を活かした「まちの魅力」発見・創造・発信として、玉串川等の桜並木の良好な景観を市民の財産として永続的に保つように、玉串川等の桜並木の再生計画について検討し、地域と協働で保全・再生に取り組む。 | 3,973 | | A | 3,270 | | A | 3,351 | 継続 | |
| | 5 | 遊休農地の解消対策事業 | 農とみどりの振興課 | 遊休農地の解消のため、貸借可能な農地を登録し、必要とする農家等に斡旋・貸し付けを行う農地バンク制度を農業委員会と連携して実施する。また、遊休農地の解消に取り組む者を支援する。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 6 | 有害鳥獣駆除対策事業 | 農とみどりの振興課 | 有害鳥獣による農業被害等を防止するため、地域住民や農業団体等で構成する八尾市有害鳥獣被害対策協議会の運営を支援し、農業団体の被害防止施設設置に補助金を交付するとともに、有害鳥獣の捕獲等を行う委託業者等による捕獲処理に係る事務手続業務を行う。また、アライグマ等による被害防止のため、捕獲檻の貸し出し及び捕獲時の引き取りを行う。 | 3,213 | | A | 3,435 | | A | 3,471 | 継続 | |
| | 7 | 緑化推進事業 | 農とみどりの振興課 | 市民の緑化意識の高揚や知識の普及を図るため、緑化基金を活用し、市民の所有地、事業所、公共施設等の緑化の推進に対する支援を行う等、みどりの環境を守り、つくり、育てるための事業を行う。また、緑化園芸教室や講座・相談会を実施する。 | 13,953 | | A | 14,977 | | A | 15,486 | 継続 | |
| 8.芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 文化会館管理業務 | 文化・スポーツ振興課 | 指定管理者制度による文化会館の管理運営と文化会館の維持補修を行う。 | 119,769 | | B | 204,034 | | A | 216,726 | 継続 | |
| | 2 | 文化会館改修事業 | 文化・スポーツ振興課 | 施設の劣化診断による調査報告書等に基づき、基幹文化施設としての機能の確保・充実と市民が安心して利用でき、市民サービスの向上を図るため、計画的に文化会館施設・設備の補修及び機能更新を行う。 | 986,264 | ○ | A | 1,485,164 | ○ | A | | | |
| | 3 | 芸術文化振興事業 | 文化・スポーツ振興課 | 芸術文化推進基本計画の推進を図り、文化会館をはじめとする様々な芸術拠点において芸術活動を行う市民・団体が、有機的なネットワークを形成することで、これまで以上に、芸術文化に触れる機会の創出や、鑑賞・活動できる環境の整備を進めていく。また、市民と協働で計画の進行管理を行う。<br>その他、河内音頭定期公演や全国発信事業を通じて河内音頭の普及・振興に取り組む。 | 34,846 | ○ | A | 40,985 | ○ | A | 34,588 | 拡大 | |
| 9.地域経済を支える産業の振興 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 産業政策検討事業 | 産業政策課 | 学識経験者や市民、商工業者等からなる産業振興会議を開催し、双方向のコミュニケーションにより現場のニーズをくみ取り、新たな課題に対応した施策展開を検討する。<br>また、今後の産業政策の市政への反映などについて産業政策アドバイザーの助言の活用のほか、景気動向調査を実施し、その調査結果も踏まえながら、産業集積の維持・発展の施策を検討していく。 | 2,183 | | A | 2,091 | | A | 2,685 | 継続 | |
| | 2 | 産業立地誘導推進事業 | 産業政策課 | ものづくり集積促進奨励金制度を効果的に運用するとともに、工場立地に関する手続等の支援を行うほか、工場流出・流入情報の収集に努め、製造業の八尾市内への流入の促進及び八尾市外への流出防止を図る。また、製造業者の用地確保、積極的な事業展開などへのニーズや現状、課題に関する調査結果をもとに、今後の立地推進施策について検討する。 | 34,984 | ○ | A | 48,542 | | A | 59,829 | 継続 | |
| | 3 | 中小企業サポートセンター事業 | 産業政策課 | 中小企業者の様々なニーズに応えるため専門分野のコーディネーターを配置し、相談・助言や支援機関の紹介、販路開拓支援、産学官の連携、異業種交流の推進、技術セミナーの開催等を行う。また、インキュベーション施設を起業予定者や新分野展開をめざす事業者等に貸し出すことで創業支援を行う。 | 42,847 | | A | 42,787 | | A | 42,953 | 継続 | |
| | 4 | オープンイノベーション推進事業 | 産業政策課 | 地域経済活性化の担い手を育成するためのワークショップを行うとともに、地域内外のデザイナー・クリエイター等とのマッチング支援を行い、新商品開発・販路開拓支援により新価値創造する企業を育成する。また、イノベーション推進拠点において、新たな産業人材の育成や発信等を行う。 | 21,440 | | A | 39,974 | ○ | A | 50,401 | 拡大 | ○ |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 5 | ベンチャーエコシステム創出事業 | 産業政策課 | 中小企業の経営者に対して、人材育成にかかる情報提供、公的支援制度の紹介を行うとともに、企業向けセミナーなどの定期的な開催により、産学連携及び異業種間交流の促進に取り組み、技術・経営の高度化を図るための人材を育成する。<br>また、中小企業の人材育成やものづくりに対する関心を抱いてもらうため、子どもたちと事業者との交流を行う。<br>八尾商工会議所、大阪シティ信用金庫、日本政策金融公庫東大阪支店、関西みらい銀行などの支援機関との体制強化をはかり、起業希望者を支援するとともに、先輩起業家がメンターとして起業を志す者などをサポートする「イノベーションエコシステム」の構築をめざす。 | 8,592 | | A | 7,576 | | A | 8,954 | 継続 | |
| | 6 | 地域企業振興事業 | 産業政策課 | 市内中小企業者等に対し、新製品・技術開発、新分野への進出、経営改善・技術の向上に要した費用の一部を補助する。<br>市内の事業者に対して規模や状況に応じ事業に必要な資金の融資の斡旋、相談のほか市町村認定業務や信用保証料の助成等を行う。<br>また八尾商工会議所が市内商工業振興事業者に対する経営相談・指導に要する経費の一部を助成する。 | 562,169 | ○ | A | 365,414 | | A | 381,190 | 継続 | |
| | 7 | 産業ブランディング事業 | 産業政策課 | 市内事業者及び市民への産業振興施策の周知手段として、事業者及び市民のニーズに合致した情報誌を発行する。事業者向けに産業関連情報をWEBサイトで発信する。<br>地域の商店、商店街等の情報を提供し、商業の観点から八尾の魅力をWEBサイトで発信する。<br>ものづくり企業の魅力を発信するコンテンツの充実を図るとともに、大都市圏で開催される展示会出展や八尾商工会議所との連携のもと行うビジネスチャンス発掘フェアの開催、新商品等の開発支援を通じて、「ものづくりのまち・八尾」を国内外に発信し、産業集積地としての認知度と魅力度を高め、ブランド化を推進する。<br>イノベーション推進拠点の活動者を増やし新たな産業人材の育成と発信を図る。 | 9,417 | | A | 8,571 | | A | 17,166 | 継続 | |
| | 8 | 地域商業にぎわい創出事業 | 産業政策課 | 商業団体等が持続的に発展するために、地域住民やコミュニティのニーズを踏まえたにぎわい創出や防犯（街路灯の設置等）などの地域貢献活動等の促進を図る。<br>また、商業団体が計画的・戦略的に活動を実施できるように、活性化ビジョン・プランの策定支援及び活性化ビジョン・プランに基づく事業等の支援を行う。 | 324,564 | | B | 633,030 | | A | 8,010 | 継続 | |
| | 9 | 特産物ブランド化推進事業 | 農とみどりの振興課 | 本市の特産農産物を生産する農業者団体を支援し、特産農産物のブランド化を推進する事業を行う。<br>また、農山漁村発イノベーションに取り組む農業者を支援する。 | 2,268 | | A | 2,147 | | A | 2,211 | 継続 | |
| | 10 | 農業啓発事業 | 農とみどりの振興課 | 都市農業の果たす役割を広くPRし、農業に対する理解を深めるため、八尾市農業啓発推進協議会を通じて各種農業啓発活動を行う。<br>JAが主催する農業祭等のイベントへの支援等により、農への興味と関心を高める。<br>また、市場出荷に限らない直売所、産地直送便、掘り取り農園などの新たな販売方法に取り組む意欲ある農業者、グループに対して支援を行う。 | 366 | | A | 1,028 | | A | 971 | 継続 | |
| | 11 | 農業支援事業 | 農とみどりの振興課 | ○農業団体の育成強化を図り、組織の健全な事業活動を促進する。<br>○大阪府の「大阪版認定農業者支援事業」を活用し、設備等の整備を図る。<br>○新規就農者を確保し育成するため、農業次世代人材投資資金を活用し支援をする。<br>○国の要綱に従い経営所得安定対策事業制度補助金を支払うための事務を行う。 | 4,145 | | A | 8,725 | | A | 10,680 | 継続 | |
| | 12 | 農道の整備 | 農とみどりの振興課 | 営農の機械化や農村の生活環境の改善を図るため、主として市街化調整区域における各農道の拡幅整備・路側整備・舗装整備等を行う。 | 4,618 | | A | 56,754 | | A | 23,300 | 継続 | |
| | 13 | ため池等かんがい施設整備事業 | 農とみどりの振興課 | 農業用排水路・ため池の改修を行う。また、大阪府水防計画において、防災重点ため池に指定されたため池については、大阪府と連携し耐震性の調査・診断を行う。 | 19,811 | | A | 34,558 | | A | 17,511 | 継続 | |
| 10.就労支援と雇用機会の創出 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | ワークサポートセンター管理運営事業 | 労働支援課 | ワークサポートセンターを運営し、市民の就業機会を確保・充実する。また、各種制度やサービスの情報提供を行い、労働環境の安定をめざすほか、労働条件や職場のトラブルなど勤労に関して、弁護士や社会保険労務士による法律相談を実施する。 | 15,261 | | A | 16,243 | | A | 15,125 | 継続 | |
| | 2 | 無料職業紹介事業 | 労働支援課 | 働く意欲・希望のあるすべての求職者に対し、無料職業紹介所で開拓した求人や、ハローワークから提供される求人情報等を活用して職業紹介を実施する。また、市内事業所の求人を開拓し、求人登録事業所の人材確保支援として就職面接会等の開催や求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」への求人掲載による求職者と事業所のマッチングを行い、雇用の実現に努める。 | 6,995 | ○ | A | 19,625 | ○ | A | 12,161 | 継続 | |
| | 3 | 地域就労支援事業 | 労働支援課 | 働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・出身地など、様々な理由で就労が実現できない就労困難者等を対象に、国や府等の関係機関や地域の団体と連携を図りながら、就労に向けた支援を実施する。 | 23,729 | | A | 23,711 | | A | 24,198 | 継続 | |
| | 4 | パーソナル・サポート事業 | 労働支援課 | 既存の就労支援・相談施策では自立（日常生活自立、社会生活自立、経済的自立）を実現することができない就労から遠い距離にある就労困難者に対し、パーソナル・サポーターが寄り添い型支援を実施することで、それぞれのレベルに応じた自立に導く。 | 30,059 | | A | 30,239 | | A | 30,490 | 継続 | |
| | 5 | 勤労者福祉共済事業 | 労働支援課 | 個々の中小企業で取り組むことが困難である勤労者に対する福利厚生等の各種事業を促進するため、（公財）八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加入促進を図る。 | 18,492 | | A | | | | | | |
| | 6 | 事業所人権啓発事業 | 労働支援課 | 市内事業所の人権意識を啓発することにより、人権問題に関する幅広い理解を促進し、事業所内における人権問題の解決と差別のない企業活動をめざす。 | 48 | | A | | | | | | |





| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 7 | ダイバーシティ経営推進事業 | 労働支援課 | 今後の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を見据え、女性・高齢者・障がい者・外国人材等の活用といった事業所におけるダイバーシティ経営と働き方改革の取り組みを支援するとともに、事業所の人権意識の高揚及び人権問題への啓発に関する事業を実施するほか、個々の中小企業では取り込むことが難しい勤労者への福利厚生事業を実施する（公財）八尾市中小企業勤労福祉サービスセンターに対し補助金を交付する。また、育児や介護との両立など働く方のニーズに応じた多様な働き方を支援する。 | 4,356 | | A | 20,731 | | A | 20,878 | 継続 | |
| 11.消費者教育の推進と消費生活相談体制の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 消費生活センター事業 | 産業政策課 | 消費生活センターに消費生活相談員を配置し、消費生活相談及び多重債務相談を実施する。また関係団体と連携して消費者相談員を委嘱し、くらし学習館や各地域での消費者相談を実施する。<br>消費生活相談員及び消費者相談員について、研修参加等によるスキルアップを図る。<br>消費者教育講座や出張講座、街頭啓発などの消費者教育・啓発活動を実施する。<br>消費者行政を効果的に遂行するため、消費者団体等との情報共有等の連携を図る。 | 13,487 | | A | 14,640 | | A | 17,277 | 継続 | |
| | 2 | 製品表示及び商品量目等に関する立入検査 | 産業政策課 | 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、計量法、電気用品安全法、ガス事業法、液石法それぞれに規定されている製品表示・商品量目等の適正実施に関し事業所へ立入検査を行う。不適正事業者には指導等を行い、適正表示・適正計量を推進する。また関係団体と連携して商品量目試買調査を行い、商品量目立入検査の基礎データを収集するほか、食品衛生パトロールを行う。 | 51 | | A | 55 | | A | 58 | 継続 | |
| | 3 | 計量法に基づく定期検査 | 産業政策課 | 計量法第19条に基づく定期検査（集合検査・所在場所検査）等を行う。 | 4,875 | | A | 1,598 | | A | 6,159 | 継続 | |
| 12.住みたい・住み続けたい良質な住まいづくり | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 空家等利活用及び適正管理促進事業 | 住宅政策課 | 空家等の適正管理の啓発を行うとともに、管理不良な状態の空家等の所有者等に対し、助言、指導、勧告及び命令に関する事務を行う。<br>関係団体と連携し、空家等の発生の未然防止や適正管理の促進、活用・流通等の取り組みを行う。 | 3,708 | ○ | A | 8,055 | | A | 32,823 | 継続 | |
| | 2 | 建築基準法令等に基づく事務 | 審査指導課 | 特定行政庁として、建築基準法に基づく建築確認、許認可、違反指導等、その他関係する各法令に基づく届出及び通知の受理等の業務を行う。 | 546 | | A | 546 | | A | 1,521 | 継続 | |
| | 3 | 建築に関する所管行政庁の認定等に係る事務 | 審査指導課 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定事務、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定及び判定等事務、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定事務、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定事務等、所管行政庁の認定等に係る事務を行う。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 4 | 耐震化促進事業（既存民間建築物） | 住宅政策課 | 民間建築物の耐震性の向上を促進し、市民の生命と財産の保護を図るため、建築物の所有者が実施する耐震診断等及び道路に面するブロック塀の撤去等の取り組みを支援するとともに、耐震性向上に向けた啓発や情報提供を行う。 | 35,272 | | A | 26,192 | | A | 49,786 | 拡大 | |
| | 5 | 都市計画法の開発許可等に係る事務 | 審査指導課 | 都市計画法の開発許可等の申請に対して許可（不許可）に係る申請書の受理、審査、許可、開発工事完了後の検査済証の発行業務を行う。<br>宅地造成工事規制区域内で行う造成工事の許可に係る申請書の受理、審査、工事の許可、工事の検査済証の発行業務を行う。 | 168 | | A | 294 | | A | 651 | 継続 | |
| | 6 | 開発指導要綱に係る事務 | 審査指導課 | 八尾市開発指導要綱に定める開発事業申請の同意事務等を行う。<br>・宅地開発に係る窓口相談業務<br>・要綱開発申請の受理、審査、同意<br>・要綱開発工事の完了検査、検査済証の発行業務<br>・小規模要綱協議申出書の受付、審査 | 0 | | B | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 7 | 住宅政策推進事業 | 住宅政策課 | 住宅政策の方向性を示すとともに、市民にとって安心・快適な住環境を促進する。<br>多様化する市民ニーズや住環境の実態を踏まえ、NPO等と協働して住まいに関する情報提供・相談体制の充実を図る。<br>既存民間ストックなどを利用しての新たな住宅困窮世帯へのセーフティネットを構築する。<br>公的住宅（市営住宅を除く）の整備を促進する。<br>分譲マンションの管理の適正化、建替え等の円滑化の推進に努める。 | 1,761 | | A | 3,245 | | A | 2,670 | 継続 | |
| | 8 | 市営住宅管理事務 | 住宅管理課 | 市営住宅家賃・共益費・駐車場使用料の賦課徴収及び入退去管理、市営住宅及び附帯設備の日常的な修繕・維持管理を行う。<br>また、指定管理者による市営住宅の管理運営を行う。 | 233,144 | | A | 229,953 | | A | 233,925 | 継続 | |
| | 9 | 既存市営住宅等改修事業 | 住宅管理課 | 市営住宅の老朽化等により生じる修理箇所について、規模・時期の関係から計画的に工事を行う。<br>入居募集用の空家改修工事を行う。 | 20,160 | | A | 37,331 | | B | 76,169 | 継続 | |
| | 10 | 市営住宅機能更新事業 | 住宅管理課 | 八尾市営住宅機能更新事業計画（八尾市営住宅長寿命化計画）に基づき、市営住宅の建替・改善・維持保全等を進める。 | 195,528 | | A | 381,868 | | A | 670,557 | 継続 | |
| 13.快適な交通ネットワークの充実 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 交通政策推進事業 | 都市交通課 | 地域特性に応じた、持続可能な新たな公共交通ネットワークを構築するとともに、公共交通の維持存続のための利用促進に向けた啓発活動などに地域とともに取り組む。 | 20,718 | ○ | A | 89,003 | ○ | A | 16,949 | 継続 | ○ |
| | 2 | 放置自転車対策事業 | 都市交通課 | 鉄道駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、自転車利用者への指導や放置自転車の移動保管及び返還業務を行う。 | 63,553 | | A | 61,495 | | A | 61,300 | 継続 | |
| | 3 | 自転車駐車場整備事業 | 都市交通課 | 市営自転車駐車場（指定管理）及び八尾シティネット（株）が管理運営する自転車駐車場の利用促進に関する取り組みを行う。 | 28,159 | | A | 25,100 | | A | 26,262 | 継続 | |
| | 4 | 交通安全推進事業 | 都市交通課 | 交通事故に占める割合が高い高齢者や自転車利用者の安全を守るため、「交通事故をなくす運動」八尾市推進本部を中心として関係機関と連携し、各種啓発活動や交通安全教育を推進する。 | 8,386 | | A | 8,672 | | A | 9,476 | 継続 | |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| 14.魅力ある都市づくりの推進 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 八尾空港西側跡地活性化促進事業 | 政策推進課 | 大阪府・大阪市等関係機関との連携のもと、国に対し国有地である八尾空港西側跡地の土地活用方策及び整備手法等についての提案や要望を行い、駅前という立地特性を活かした地域住民の利便性向上に寄与する都市機能の導入など魅力ある都市環境の誘導を図る。 | 0 | | A | 0 | ○ | A | 0 | 継続 | |
| | 2 | 市街地整備関連事業 | 都市基盤整備課 | 都市核の機能強化を図るため、駅周辺整備に関する調査検討を行う。また、都市の再生や機能の高度化をめざして地区の課題の解決、災害に強い都市の構築及び土地利用の促進、市内面的一団地の活用等のため、面的な整備の推進を図る。 | 38 | | A | 83 | | A | 45 | 継続 | |
| | 3 | 近鉄河内山本駅周辺整備事業 | 都市基盤整備課 | 近鉄河内山本駅周辺の安全性、利便性の向上及びにぎわい空間の創出を図るため、踏切歩道部の改良や駅前広場、歩行空間の整備など交通結節点機能等の強化を行う。 | 219,158 | ○ | A | 23,715 | | A | 156,652 | 継続 | ○ |
| | 4 | 国有地等有効活用検討事業 | 都市政策課 | 国有地である八尾空港西側跡地については、大阪市と連携し、国や大阪府、大阪メトロなどと土地活用方策及び都市基盤整備手法等について協議、調整を行い、駅前である都市の拠点にふさわしいまちづくりを行う。 | 496 | | A | 6,913 | ○ | A | 3,781 | 継続 | ○ |
| | 5 | 都市計画道路整備事業 | 都市基盤整備課 | 都市における円滑な交通機能の確保と都市景観を形成する空間、都市防災等の機能を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な日常生活を営むための道路整備を図る。また、選択と集中により、重点的に整備を進める路線については整備実施に向けて関係法令に基づく手続きを進める。<br>また、都市計画道路の整備促進について、関係機関に働きかけ、早期実現をめざす。 | 331,456 | | A | 586,255 | | A | 178,606 | 継続 | |
| | 6 | 街区内道路整備事業 | 都市基盤整備課 | 都市のスプロール化を防ぎ、市街地として積極的なまちづくりの推進と土地利用の適正化、並びに防災上の安全なまちづくりを進めるため、地区計画に位置づけられた街区内道路網を整備する。 | 39,015 | | A | 26,316 | | A | 60,955 | 継続 | |
| | 7 | 都市計画推進事業 | 都市政策課 | 都市計画法に基づき、都市計画の検討や決定及び変更を行う。<br>また、都市計画に関する調査を行う。 | 7,246 | | A | 1,329 | | A | 1,949 | 継続 | |
| | 8 | 都市計画に係る事務 | 都市政策課 | 都市計画法、国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)等に基づく手続事務を行う。<br>都市計画審議会に関する事務を行う。 | 284 | | A | 125 | | A | 33,719 | 拡大 | |
| | 9 | 服部川・都川地区整備事業 | 都市基盤整備課 | 本市地域防災計画にある東部山麓の自然災害対策として、本地区の都市基盤整備を行い、また服部川・都川地区地区計画で示している、幹線道路沿道のポテンシャルを活かしたまちづくりとなるよう、適切に民間開発を誘導し、区画道路の整備に繋げ、にぎわいのある良好な都市環境の形成を行う。 | 183,015 | ○ | A | 36,368 | ○ | A | 0 | 継続 | |
| | 10 | 都市景観形成基本計画推進事業 | 都市政策課 | 八尾市都市景観形成基本計画に基づき、良好な都市景観の形成を図り、市民等の意識醸成を行う。<br>屋外広告物における必要な規制について、許認可及び啓発を行う。<br>重点地区である久宝寺寺内町の景観整備を進める。 | 55,180 | | A | 46,089 | | A | 47,151 | 継続 | |
| | 11 | まちなみセンター管理運営事務 | 都市政策課 | 久宝寺寺内町における歴史的遺産の継承に関することを行う。<br>久宝寺寺内町の周知及び啓発に関することを行う。<br>八尾市のまちづくりに関する情報の収集及び提供に関することを行う。<br>まちなみセンターの施設及び設備の維持管理に関することを行う。 | 13,329 | | A | 14,497 | | A | 30,633 | 継続 | |
| 15.都市基盤施設の整備と維持 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 道路橋りょう新設改良事業 | 土木建設課 | 都市基盤整備とともに良好な生活空間の整備を図るため、各地域の状況を考慮しつつ、道路、橋りょうの新設改良等を行う。 | 129,207 | | A | 175,209 | | A | 191,500 | 継続 | |
| | 2 | 環境美化活動推進事業 | 土木管理事務所 | 近鉄八尾駅・JR久宝寺駅・JR八尾駅・JR志紀駅・地下鉄八尾南駅における各駅前の広場の清掃を行い、良好な環境の維持をめざす。<br>また八尾市不法屋外広告物等撤去対策協議会による、クリーンアップロード作戦を実施し不法屋外広告物の撤去及び指導を行う。 | 8,385 | | A | 7,349 | | A | 8,450 | 継続 | |
| | 3 | 道路舗装整備事業 | 土木管理事務所 | 市管理道路の舗装について、良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないように維持補修を行う。<br>また私道について舗装助成を行う。 | 108,098 | | A | 118,107 | | A | 135,607 | 継続 | |
| | 4 | 道路橋りょう維持管理 | 土木管理事務所 | 道路施設について、良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないように維持補修を行う。<br>道路交通の安全・円滑化のため交通全施設の整備を行う。<br>道路維持管理車両に必要な車両の更新を行う。 | 234,669 | | A | 253,700 | | A | 257,263 | 継続 | |
| | 5 | 交通安全施設等整備事業 | 土木建設課 | 歩行者が安全に通行できるよう、交通安全のための道路改良を行う。<br>八尾市自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の計画的な整備を行う。<br>八尾市通学路交通安全プログラムに基づき、生活道路の安全対策を進める。 | 69,159 | | A | 105,807 | | A | 125,100 | 継続 | |
| | 6 | 道路・河川等管理(財産管理) | 土木管財課 | 市道・河川・水路構造物等の台帳更新及び整備<br>用途廃止(里道敷・水路敷)に関する調査・整備<br>道路敷・水路敷等の寄付・帰属・交換に関する処理<br>市道認定業務<br>官民境界の確定<br>街区基準点の管理 | 54,701 | | A | 54,611 | | A | 58,253 | 継続 | |
| | 7 | 愛護団体による公園・緑地等の管理推進事業 | 土木管理事務所 | 市民の共有の財産である身近な公園の清掃・除草等の日常的な管理について、地域の方々を中心にアドプト(愛護)活動の覚書を締結し実施する。 | 0 | | A | 0 | | A | | | |
| | 8 | 河川水路等維持管理 | 土木管理事務所 | 河川水路の流水機能を地元協力を得ながら維持するとともに、浸水ポンプ施設については調査点検を行い機能確保に努める。<br>また、浸水被害の防止及び生活環境の改善を図るため、排水路の整備及び排水管渠の整備を行う。その他、河川水路等維持管理に必要な車両の更新を行う。 | 145,976 | | A | 147,510 | | A | 160,880 | 継続 | |





| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 9 | 公園・緑地等の管理 | 土木管理事務所 | 地元協力を得ながら、公園施設の適正な管理を行うとともに、施設については調査点検を行い機能確保に努める。 | 140,727 | | A | 147,956 | | A | 152,238 | 継続 | |
| | 10 | 下水道施設の維持管理業務 | 下水道管理課 | 下水道台帳整備、補修工事、清掃業務、管渠調査、水質規制、排水設備預託指導業務、開発行為に伴う排水施設の協議指導等を行う。<br>八尾市公共下水道ストックマネジメント計画に基づく事業を行う。 | - | | A | - | | A | - | 継続 | |
| | 11 | 公共下水道整備事業 | 下水道整備課 | 公共下水道整備を行う。 | - | | A | - | | A | - | 継続 | |
| | 12 | 水洗化促進に関する業務 | 下水道管理課 | 水洗化対象家屋の現地調査や戸別訪問による勧奨指導を行い、水洗化促進を図る。 | - | | A | - | | A | - | 継続 | |
| | 13 | 下水道経営推進事業 | 下水道経営企画課 | 八尾市公共下水道事業経営戦略を策定し、定期的に開催される審議会に合わせ、財政計画と投資計画の進捗管理及び検証を行う。また、経営戦略に基づく持続可能な下水道経営を遂行するにあたり、補助金や融資あっせん等の水洗化促進、受益者負担金や下水道使用料等の確実な賦課・徴収、効果的な広報宣伝等を行う。 | - | | A | - | | A | - | 継続 | |
| | 14 | 河川水路整備事業 | 土木建設課 | 浸水被害を防止するため、普通河川、水路、主要排水路の改修及び整備を行う。特に、東部山麓13河川については、治水対策及び老朽化対策を行う。<br>また、浸水被害の防止及び生活環境の改善を図るため、排水路の整備及び排水管渠の築造を行う。<br>さらに、寝屋川流域水害対策計画に基づき、小・中学校、公園及びため池において雨水流出抑制施設の整備を行う。 | 188,061 | | A | 136,593 | | A | 124,639 | 継続 | |
| | 15 | 土砂災害等の対策推進事業 | 土木管財課 | 東部の山手地域における土砂災害防止のために、砂防堰堤等の砂防事業の実施を大阪府に働きかけるとともに土砂災害特別警戒区域内の住宅に対し、住民自らが実施する移転等に対し、その費用の一部について助成を行う。 | 0 | | A | 0 | | A | 1,901 | 継続 | |
| | 16 | 公園整備事業 | 土木建設課 | 良好な都市景観を形成するとともに、市民の憩いの場である公園、緑地等の整備を進める。また、老朽化した公園について、防災機能や公園施設の安全性及び機能の向上を図る。 | 114,055 | | A | 156,434 | | A | 489,502 | 継続 | |
| | 17 | 玉串川護岸整備事業 | 土木建設課 | 護岸の老朽化が進む玉串川において、事業主体である大阪府と連携し、景観に配慮しながら護岸改修を行う。 | 1,913 | | A | 12,748 | | A | 57,625 | 継続 | |
| 16.上水道の安定供給 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 水道施設耐震化事業 | 施設整備課 | 重要基幹施設である南部、北部低区配水池・他各施設の耐震化工事を、順次継続的に実施する。 | - | | A | - | | A | - | 継続 | |
| | 2 | 水道管路耐震化等推進事業 | 施設整備課 | 安全で安心な水を安定的に供給するため、水道管の更新及び耐震化を図る。 | - | | A | - | | A | - | 継続 | |
| | 3 | 漏水防止対策事業 | 工事管理課 | 八尾市水道局給水区域にて漏水調査を実施し、漏水の早期発見・早期修繕を行う | - | | A | - | | A | - | 継続 | |
| | 4 | 緊急時給水拠点確保事業 | 施設整備課 | 災害等緊急時における給水拠点の整備を図る。 | - | | A | - | | A | - | 継続 | |
| | 5 | 水道事業の経営推進事業 | 経営総務課 | 将来にわたり安定的な事業運営を進めるため、収支バランスのとれた企業経営を行うとともに、効率的かつ効果的な水道事業経営を行うため、府域での広域化について検討・決定を行う。また、水道水の安全性及び災害時の共助による応急給水活動や飲料水の備蓄について、市民（使用者）の理解と信頼、協力を得るために、地域や市民（使用者）に向けて情報発信を行う。 | - | | A | - | | A | - | 継続 | |
| | 6 | 水道料金収納等総合業務 | お客さまサービス課 | 水道の使用開始（開栓）や使用中止（閉栓）等の受付業務。<br>水道メーター（量水器）の取付・撤去及び取替業務。<br>水道メーター（量水器）の検針業務。（使用水量の計量）<br>水道料金等の調定（計算）、請求及び料金収納業務。 | - | | A | - | | A | - | 継続 | |
| 17.防災・防犯・緊急事態対応力の向上 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 防災計画等推進事業 | 危機管理課 | 【地域防災計画】<br>・上位法令等の改訂や本市組織機構の変更に伴い、地域防災計画及び各班マニュアルを見直し改訂する。<br>・本計画を改訂し、その実施を推進するため、また、防災に関する重要事項を審議するために防災会議を開催する。<br>・職員の防災力向上のため、研修会等を開催する。<br>・住民が迅速に安全な場所に避難するために、防災マップを適宜更新する。<br>【業務継続計画】【災害受援・応援計画】<br>・地域防災計画と本計画は連動する計画となっているため、地域防災計画の改訂にあわせ、適宜、本計画を改訂する。<br>【国土強靭化地域計画】<br>・平成25年に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災減災等に資する国土強靭化基本法」をはじめ上位法令等の改訂などに伴い、本計画を見直し改訂する。本計画を推進するにあたり八尾市国土強靭化地域計画推進委員会を開催する。 | 2,972 | | A | 1,996 | | A | 2,389 | 継続 | |
| | 2 | 災害対策事業 | 危機管理課 | ・災害から本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えるため、災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、災害予防対策及び災害応急対策等の充実・強化を図る。<br>・災害により被災した市民、地方公共団体及び当該地方公共団体から本市へ避難した者に対する見舞金、物資による支援、その他被災者の支援を八尾市災害支援基金を活用して実施する。また、これまで火災等の被害者に支給してきた八尾市災害見舞金等支給要綱に基づく災害見舞金等を支給する。 | 67,761 | | A | 77,859 | | A | 84,352 | 拡大 | |
| | 3 | 地区防災推進事業 | 危機管理課 | 自主防災組織の結成促進及び既存組織への活性化支援を積極的に進める。<br>災害対策基本法に基づき、地区居住者等が主体となって策定する地区防災計画の策定支援を実施する。<br>また、策定後も地区防災計画に基づいた防災活動の支援及び計画見直しの支援を行い、地域防災力の向上を図る。 | 2,835 | ○ | A | 3,626 | ○ | A | 6,226 | 継続 | ○ |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 4 | 防犯計画推進事業 | 危機管理課 | 第3次やお防犯計画に基づき、計画的かつ効果的に防犯事業を推進する。<br>校区まちづくり協議会や警察と協力し、地域住民が必要と考える場所や犯罪発生率の高い場所、交通事故の多発地点への防犯カメラの設置・維持管理を行う。 | 27,005 | | A | 35,193 | | A | 43,237 | 拡大 | ○ |
| | 5 | 地域防犯活動支援事業 | 危機管理課 | 犯罪のないまちづくりのために、地域における防犯活動を支援し、町会（自治会）による防犯灯の整備を促進する。また、子どもや女性が犯罪の被害にあわないように未然に防ぐ方法の啓発を行っていく。 | 37,950 | | A | 41,705 | | A | 44,282 | 継続 | |
| | 6 | 危機管理・国民保護対策事業 | 危機管理課 | ・危機事象発生時の被害軽減を図るため、迅速かつ的確な情報の受伝達や対策・対応が講じられるように、マニュアルの整備・更新を行うとともに、研修等を通じて職員の危機管理意識の徹底を図る。また、市民に対しては、市政だよりやホームページ等の媒体を通じて、危機管理に関する啓発を図る。<br>・武力攻撃事態等や緊急対処事態に対処するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、国民保護計画の改訂を行い、国民保護措置等の整備を行う。 | 2,511 | | A | 0 | | A | 214 | 継続 | |
| 18.消防力の強化 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 消防体制充実・強化対策事業 | 消防総務課 | 人員、配置等の充実を計画的に行い、消防体制（常備消防力）の充実と強化を図る。また、消防関係教育機関等へ職員を計画的に研修派遣すると共に、新任管理・監督職を対象とした職場研修を実施する等、多様な人材の育成に努めるほか、業務遂行上、必要な各種資格を計画的に取得させる。 | 5,808 | | A | 1,618 | | A | 2,218 | 継続 | |
| | 2 | 消防警備業務 | 消防署 | 消防警備規程に定める警備業務の確実な実行により、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減する。 | 0 | | A | 87 | | A | 121 | 継続 | |
| | 3 | 救助高度化事業 | 警防課 | 救助技術の専門的な教育訓練を充実させるとともに、救助資機材等の整備及び定期点検や訓練施設を計画的に整備し、救助隊の高度化に努める。 | 2,955 | | A | 2,354 | | A | 2,382 | 継続 | |
| | 4 | 許認可・指導等業務 | 予防課 | 防火対象物、危険物施設、保安3法施設等の査察、許認可事務、消防用設備等の工事に関する事務、消防同意事務等を実施する。 | 255 | | A | 305 | | A | 547 | 継続 | |
| | 5 | 消防資機材・水利整備事業 | 警防課 | 各種消防資機材更新計画等に基づき更新整備を行うとともに、新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症に対応するための資機材更新整備計画を策定する。また高機能消防車両の保守点検等各種整備点検及び消防本部配備車両（全車両）の継続検査、法定点検を実施並びに各種消防資機材等の修繕を効率的に行い、災害における円滑な運用及び事故防止を図る。さらに自主防災組織等が初期消火を行うため市内に配備されている消火活動用資機材（ポンプセット）を更新整備する。 | 48,782 | | A | 280,285 | | A | 216,298 | 継続 | |
| | 6 | 高機能消防指令センター運用事業 | 指令課 | 高機能消防指令センターの機能維持及び保守管理等を実施する。 | 59,674 | | A | 58,425 | | A | 59,592 | 継続 | |
| | 7 | 消防連携協力推進事業 | 消防総務課 | 他都市との「消防の連携・協力」についての可能性を検討し、実現性と実施効果の高いものを選択しながら事業の展開を図る。 | 17,816 | | A | 12,918 | | A | 14,512 | 継続 | |
| | 8 | 消防庁舎機能更新事業 | 消防総務課 | 老朽化や機能不足等により、消防防災拠点としての堅牢性が乏しく脆弱性が顕著な消防庁舎の計画的な建替え及び既存施設等の機能更新や機能維持を行い、消防体制の充実強化を図る。 | 2,904 | ○ | A | 27,382 | ○ | A | 71,516 | 継続 | ○ |
| | 9 | 救急高度化事業 | 消防署 | 災害により生じた事故若しくは屋内において生じた傷病者又は生命に危険を及ぼし、若しく悪化するおそれがある症状を示す疾病者に対し、必要な処置を行い医療機関、その他の場所に搬送する。<br>新型コロナウイルスやその他新たな感染症の発生に対応する体制、資機材の充実・強化を図る。<br>メディカルコントロール体制のさらなる充実を図り、指導的立場の救急救命士の育成を行い、救急救命士に対して知識・技術を再教育し、救命技術の向上を図る。 | 21,680 | ○ | A | 22,977 | ○ | A | 19,885 | 継続 | ○ |
| | 10 | 予防広報推進事業 | 予防課 | 火災による被害の軽減を図るため、放火防止対策を重点とした「火災予防広報」を効果的に実施するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理等について継続的に啓発活動を行う。 | 627 | | A | 752 | | A | 807 | 継続 | |
| | 11 | 自主防災組織活動支援事業 | 消防署 | 災害に強いまちづくりをめざすため、地域における自主・自衛の防災組織及び一般市民に対し、災害発生時の備えや活動マニュアルなどの指導に努めるほか、各種訓練への参加や防火講演により、防火防災意識の高揚に努める。 | 2,254 | | A | 2,237 | | A | 715 | 継続 | |
| | 12 | 消防団活性化事業 | 警防課 | 地域防災の要となる消防団の体制強化を図るため、高齢化が進む消防団への青年層入団を促進するとともに、女性分団活動の拡充化を図り、消防団施設等の整備や装備、訓練、処遇等を充実させる。また、八尾市消防団に関する事務を行う。 | 46,137 | | A | 46,958 | | A | 64,272 | 継続 | |
| | 13 | 応急手当普及啓発事業 | 消防署 | 応急手当講習の実施と応急手当実施率向上のための取り組みを実施する。 | 661 | | A | 677 | | A | 714 | 継続 | |
| | 14 | 火災原因調査業務 | 消防署 | 応急手当講習の実施と応急手当実施率向上のための取り組みを実施する。 | 101 | | A | | | | | | |
| 19.健康づくりの推進 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 健康づくり推進事業 | 保健企画課 | 八尾市健康まちづくり宣言の普及・啓発に取り組み、宣言を理念とする健康日本21八尾計画及び八尾市食育推進計画による市民主体の地域ぐるみの健康づくりを推進する。また、大学・研究機関との連携により、本市の健康課題とその課題解決に向けた研究分析を行うほか、地域の特性に応じた保健活動に必要なデータを抽出・分析し、活用できる環境の整備の支援を行うとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。 | 5,392 | ○ | A | 8,438 | ○ | A | 17,063 | 拡大 | ○ |



| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 2 | 後期高齢者医療事業【特別会計】 | 健康保険課 | ・75歳（一定の障害があると認定された方は65歳）以上の高齢者を対象とする独立した医療制度である。保険者である大阪府後期高齢者医療広域連合が運営主体として事務を行い、市は保険料の徴収と各種届出・申請受付等の業務を行う。<br>・高齢者の健康寿命の延伸を実現するため、フレイル等の高齢者の特性を踏まえた健康支援を行い、保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。実施にあたっては、関係課及び関係機関と連携しながら、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）の双方の支援を行う。 | 7,119,010 | | A | 7,509,454 | | A | 7,849,352 | 継続 | |
| | 3 | 国民健康保険　資格給付事業【特別会計】 | 健康保険課 | いつでも、どこででも誰もが必要な医療が受けられるよう、国民皆保険制度の理念に基づき、国民健康保険の取得・喪失等に伴う資格管理及び各種保険給付を行う。 | 20,150,465 | | A | 19,390,469 | | A | 19,587,687 | 継続 | |
| | 4 | 国民健康保険　賦課収納事業【特別会計】 | 健康保険課 | 国民健康保険料の賦課・収納業務を行う。 | 69,600 | | A | 67,834 | | A | 93,736 | 継続 | |
| | 5 | 地域健康づくり支援事業 | 健康推進課 | 地域コミュニティや関係機関等と連携し、地域の特性にあわせた健康づくりの取り組みを推進する。 | 3,216 | | A | 2,150 | | A | 4,482 | 継続 | |
| | 6 | 公害保健福祉事業 | 保健予防課 | 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、リハビリテーション事業、家庭療養指導、インフルエンザ予防接種費用助成等の事業を実施する。 | 3,082 | | A | 2,803 | | A | 3,211 | 継続 | |
| | 7 | 環境保健事業 | 保健予防課 | 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく予防事業として健康相談事業を実施する。 | 0 | | B | 40 | | A | 170 | 継続 | |
| | 8 | 公害健康被害補償事業 | 保健予防課 | 公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図るため、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定審査を行い、補償給付を実施する。 | 706,413 | | A | 675,047 | | A | 709,462 | 継続 | |
| | 9 | 健康相談事業 | 健康推進課 | 電話・面接等により、心身の健康に関する個別の相談を行う。 | 219 | | A | 291 | | A | 336 | 継続 | |
| | 10 | 食生活改善推進員養成事業 | 健康推進課 | 市民の食生活の改善に向け、地域での実践・普及を進める人材の育成を図るため、食生活改善推進員（ボランティア）の養成を行う。 | 432 | | A | 392 | | A | 373 | 継続 | |
| | 11 | 食育推進事業 | 健康推進課 | 八尾市食育推進計画に基づき、食育の取り組みを推進する。 | 121 | | A | 147 | | A | 173 | 継続 | |
| | 12 | 健康増進事業（がん検診） | 健康推進課 | がんの予防及び早期発見・早期治療につなげるため、がん検診（胃、大腸、肺、子宮、乳）を委託医療機関や保健センター等において実施する。 | 299,701 | | A | 293,418 | | A | 309,774 | 継続 | |
| | 13 | 国民健康保険　各種保健事業【特別会計】 | 健康保険課 | ・被保険者の健康の保持増進のため、人間ドック助成を行い、病気の早期発見・早期治療につなげる。<br>・特定保健指導の対象とならない非肥満高血圧者及び高血糖者に対して、医療機関への受療勧奨、保健指導を行い、循環器疾患等の疾病を予防する。<br>・医療機関の重複受診者や頻回受診者などについて、適切な受診などを促す保健指導を行う。<br>・糖尿病性腎症重症化予防のため、リスクが高いと見込まれる非肥満者に対して、医療機関への受療勧奨、保健指導を行う。<br>・生活習慣病を予防する一助となるよう市内運動施設での健康づくり助成を行う。<br>・医療費適正化の一環として、医療費通知や後発医薬品差額通知を送付する。 | 59,351 | | C | 63,599 | | B | 87,442 | 継続 | |
| | 14 | 国民健康保険　特定健康診査等事業【特別会計】 | 健康保険課 | 40才以上の国保加入者に対し、健康の保持増進のために特定健康診査を健康推進課と連携を図りながら実施する。<br>特定健康診査の結果よりメタボリックシンドローム該当者及び予備群を抽出し、リスクに応じた特定保健指導を健康推進課と連携を図りながら実施する。 | 134,476 | | C | 128,747 | | C | 180,100 | 継続 | |
| | 15 | 健康増進事業（健康診査等） | 健康推進課 | 生活習慣病の予防と疾病の早期発見を目的とし、生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発を行うと共に特定健康診査等、健康増進法に基づく健康診査、骨密度検査、歯科健診、肝炎ウィルス検診を委託医療機関や保健センター等において実施する。 | 79,602 | | A | 84,174 | | A | 95,233 | 継続 | |
| | 16 | 訪問指導事業 | 健康推進課 | 療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。 | 283 | | A | 238 | | A | 295 | 継続 | |
| | 17 | 健康教育事業 | 健康推進課 | 生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施する。また、特定健診等の各種健（検）診や、保健指導、健康相談などを受けた者のうち必要と認めるもの、または希望するものに対して、健康手帳等を活用し、健康管理や適切な受療行動を促す。 | 790 | | A | 817 | | A | 1,408 | 継続 | |
| 20.健康を守り支える環境の確保 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 予防接種事業 | 健康推進課 | 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種関係法令及び八尾市予防接種実施要領に基づく予防接種事業を実施する。 | 3,184,692 | ○ | A | 2,965,351 | | A | 1,786,603 | 継続 | |
| | 2 | 狂犬病予防事業 | 保健衛生課 | 飼犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付を行う。 | 4,012 | | A | 3,639 | | A | 3,937 | 継続 | |
| | 3 | 感染症対策事業 | 保健予防課 | 感染症対策事業では、感染症法の理念に基づき、感染症の予防や拡大防止対策に取り組み、公衆衛生の向上及び増進を図っている。 | 1,131,077 | ○ | A | 1,904,757 | ○ | A | 2,042,113 | 継続 | ○ |
| | 4 | 医事監視指導等事業 | 保健企画課 | 医療法等の関係法令に基づき、病院、診療所、助産所、施術所等の許認可事務及び監視指導を行う。 | 4,723 | | A | 4,782 | | A | 4,683 | 継続 | |
| | 5 | 各種統計調査事業（保健衛生関係） | 保健企画課 | 統計法や人口動態調査令等の関係法令に基づき、厚生労働省が行う人口動態調査を中心とした各種厚生統計の調査事務を行う。 | 491 | | A | 771 | | A | 3,819 | 継続 | |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 6 | 栄養改善指導事業 | 保健企画課 | 給食開始・変更・廃止等の届出受理・指導をはじめ、巡回指導などの個別指導、立入検査、集団指導及び喫食者等に対する食育の推進等を実施する。 | 56 | | A | 84 | | A | 352 | 継続 | |
| | 7 | 健康危機事象対策事業 | 保健企画課 | 大規模災害をはじめ、市民の健康・生命を脅かす健康危機事象に対し、地域の関係機関と連携しながら適切な対応ができるよう、保健医療調整本部開設訓練をはじめとする各種訓練の実施や災害備蓄物品の整備等を行う。 | 25,491 | ○ | A | 22,913 | ○ | A | 169 | 継続 | |
| | 8 | 薬事監視指導等事業 | 保健企画課 | 医薬品医療機器等法の規定に基づき、医薬品等の適正な供給の確保及び適正な調剤がなされるよう、薬局、医薬品販売業（店舗販売業）、医療機器販売業等に係る許認可等業務及び監視指導を行う。また、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者の登録・届出受付業務及び毒物劇物取扱施設に対する監視指導等を行う。さらに、薬物乱用防止、献血推進、後発医薬品使用推進等の啓発事業を行う。 | 1,493 | | A | 1,310 | | A | 1,750 | 継続 | |
| | 9 | 食品衛生監視指導事業 | 保健衛生課 | 食品関係施設等の許可、届出業務や監視指導の実施により、食品に起因する食中毒の発生や異物混入等の衛生上の危害の発生を防止するとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、市民の健康を確保する。 | 886 | | A | 814 | | A | 1,787 | 継続 | |
| | 10 | 環境衛生監視指導事業 | 保健衛生課 | 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、温泉、専用水道、遊泳場、特定建築物等の環境衛生関係施設に関する許可、届出、監視指導を行うとともに、家庭用品の試買検査、住居衛生、衛生害虫等に関する相談業務などを行う。 | 620 | | A | 1,249 | | A | 1,827 | 継続 | |
| | 11 | 試験検査事業 | 保健衛生課 | 食品衛生監視指導計画に基づき、食品中の添加物や微生物の収去検査を実施することで、衛生上の被害発生を防止する。食中毒（疑い）発生時には、患者及び施設調査を実施し、迅速な検査で原因菌等を特定することでその拡大と蔓延を防止する。公衆浴場等の水質検査を実施し、指導の際の根拠とするとともに、感染症の蔓延を防止する。家庭用品はホルムアルデヒド等の検査を実施し、健康被害の発生を防止する。 | 9,159 | | A | 11,646 | | A | 16,872 | 継続 | |
| | 12 | 動物愛護推進事業 | 保健衛生課 | 動物愛護法に基づく動物の適正な飼養にかかる啓発、飼えなくなった犬・猫の引き取り等を行う。<br>飼い主のいない猫に対し、不妊・去勢手術費用の一部を助成し、地域、関係団体とともに不幸な命を増やさない取り組みを推進する。 | 11,755 | | A | 12,918 | | A | 13,529 | 継続 | |
| | 13 | 地域保健医療等申請受付進達事務 | 保健予防課 | 被爆者援護事業申請受付、肝炎医療費助成申請受付、石綿健康被害救済給付申請受付を実施する。 | 150 | | A | 40 | | A | 150 | 継続 | |
| | 14 | 難病対策事業 | 保健予防課 | 指定難病と特定疾患の医療費助成の申請の受理事務を行う。支援が必要な難病患者に適切な在宅療養が行えるよう、関係機関と連携し、個別や集団支援を行う。また、難病患者家族の在宅療養支援を目的に、地域医療ネットワークの構築を図る。 | 6,757 | | A | 6,075 | | A | 5,744 | 継続 | |
| | 15 | 精神保健事業 | 保健予防課 | 精神疾患、アルコールや薬物依存症等について、相談、知識の普及啓発、研修等による人材育成、組織の育成支援等の事業を実施する。 | 3,319 | | A | 3,619 | | A | 4,104 | 継続 | |
| | 16 | 小児慢性特定疾病対策事業 | 保健予防課 | 小児慢性特定疾病医療費助成制度に基づき、申請受理、認定審査、給付決定、助成金給付を行うとともに、小児慢性特定疾病医療費支給の認定を適正に行うため、小児慢性特定疾病審査会の運営事務を行う。<br>また、小児慢性特定疾病児童や身体障がい児等の医療的ケアを必要とする児の相談支援を行う。 | 91,049 | | A | 84,383 | | A | 87,362 | 継続 | |
| | 17 | 環境衛生防疫業務 | 環境事業課 | 公共水路敷き や公園の雨水桝等に発生する衛生害虫等の駆除や発生抑制対策を実施する。 | 3,010 | | A | 2,894 | | A | 3,479 | 継続 | |
| | 18 | 自殺対策推進事業 | 保健予防課 | 自殺対策相談支援事業の充実及び自殺対策計画審議会、自殺対策推進会議による関係機関の相互の連携や情報の共有を図ることにより、総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。 | 8,106 | | A | 8,422 | | A | 11,935 | 継続 | |
| 21.地域医療体制の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 地域保健対策推進事業 | 保健企画課 | 地域の職域、各関係機関、医療機関等との連携により情報の共有化を図るとともに、それぞれが有する保健医療資源の相互活用や体制整備を行うことで、健康づくり事業の共同実施を行う。 | 3,205 | | A | 3,809 | | A | 5,567 | 拡大 | ○ |
| | 2 | 地域医療体制確保推進事業 | 保健企画課 | 中河内医療圏における二次救急医療体制及び小児初期救急医療体制を確保するまた、民間の救急告示病院の増設及び診療科目の拡充並びに産科の開業を含めた産科医療の確保について、国・府へ要望を行う。 | 21,429 | | A | 21,437 | | A | 21,800 | 継続 | |
| | 3 | 休日急病診療事業 | 健康推進課 | 市民の生命の安全確保のため、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、保健センターにおいて市内医療機関の休診日に急病診療を行う。 | 88,390 | | A | 98,010 | | A | 96,585 | 継続 | |
| | 4 | 政策医療の充実 | 企画運営課 | 当院は公立病院として八尾市民に安全で良質な医療を提供する責務を負っている。<br>特に、民間病院では提供されにくい不採算医療分野を政策医療として担うことは、公立病院の使命であり、その充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症について、5類移行後も引き続き対応していく。 | - | ○ | A | - | ○ | A | - | 継続 | ○ |
| | 5 | 急性期医療の推進 | 企画運営課 | 当院は公立病院として、八尾市民に安全で良質な医療を提供する責務を負っている。<br>特に八尾市の地域医療支援病院として、紹介・逆紹介の取り組みを進めて、地域の医療機関との機能分化による連携を推進するとともに、PFIでの公民協働による効果を最大限に発揮して、健全経営を維持しながら、急性期医療の推進を図る。 | - | | A | - | | A | - | 継続 | |
| | 6 | かかりつけ医等の普及促進 | 保健企画課 | 外来診療機能の充実を図るため、国によるかかりつけ医に関する制度整備を見据えつつ、市民及び医療機関に対し、かかりつけ医の必要性及び役割について普及啓発等を行う。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |





| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| 22.良好な生活環境の確保・地球環境の保全 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 大気・水質・騒音等に係る規制及び監視 | 環境保全課 | 環境悪化の防止を図るため、公害関係法令に基づき、市域の大気、水質環境、騒音等の状況を継続して監視、測定する。<br>また、公害の未然防止を図るため、環境関係法令、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び八尾市生活環境の保全と創造に関する条例に基づき、工場・事業場等に対して発生源の規制、監視、指導、啓発活動等を実施する。 | 35,656 | | A | 36,080 | | A | 43,600 | 継続 | |
| | 2 | 生活排水対策の推進 | 環境保全課 | 本市は、生活排水対策重点地域の指定を受けたことにより、生活排水対策推進計画に基づいて河川等の水質汚濁改善に向けた啓発などの取り組みを実施している。<br>また、浄化槽法に基づき、浄化槽管理者に対し、維持管理や保守点検、定期検査等の使用上の管理を徹底させるとともに、監視・指導・啓発活動等を実施する。また、浄化槽保守点検業者の登録等を行う。 | 3,286 | | A | 3,354 | | A | 3,436 | 継続 | |
| | 3 | 産業廃棄物適正処理推進事業 | 循環型社会推進課 | 産業廃棄物の適正処理に向けて、事業者の監視、指導及び許可等を実施する。 | 1,240 | | A | 913 | | A | 1,770 | 継続 | |
| | 4 | 環境総合計画推進事業 | 環境保全課 | 八尾市環境総合計画の基本方針に沿って環境施策を実施するとともに、市民・事業者・行政など多様な主体が連携し、具体的な取り組みを推進する。 | 878 | | A | 1,175 | | A | 1,308 | 継続 | |
| | 5 | 生活環境紛争処理制度の運用 | 環境保全課 | 市域内における市民の良好な生活環境の確保に係る紛争について、和解の仲介及び調停の制度を設けることにより、その迅速かつ適正な解決を図り、住みよい生活環境の実現に寄与することを目的とする。 | 0 | | A | 462 | | A | 336 | 継続 | |
| | 6 | あき地の適正管理業務 | 環境事業課 | 適正な管理がなされていないあき地管理者（所有者等）に対し、調査のうえ指導等を行う。 | 99 | | A | 130 | | A | 167 | 継続 | |
| | 7 | 納骨堂の管理運営 | 環境施設課 | 市立納骨堂の管理運営を行う。 | 41 | | A | 36 | | A | 60 | 継続 | |
| | 8 | 斎場の管理運営 | 環境施設課 | 市立斎場の管理運営を行う。 | 96,560 | | A | 134,737 | | A | 134,912 | 継続 | |
| | 9 | 八尾市柏原市火葬場組合の管理運営 | 環境施設課 | 八尾市柏原市火葬場組合の関係業務を行う。<br>（施設については、二俣墓地の管理運営を行う。） | 200 | | A | 200 | | A | 200 | 継続 | |
| | 10 | 公衆トイレの管理運営 | 環境施設課 | 近鉄八尾駅高架下公衆便所及び常光寺門前公衆便所の維持・管理を行う。 | 4,424 | | A | 4,519 | | A | 4,570 | 継続 | |
| | 11 | 市営墓地の管理運営 | 環境施設課 | 市立墓地の管理運営を行う。 | 9,318 | | A | 12,798 | | A | 10,339 | 継続 | |
| | 12 | 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等に係る事務 | 環境施設課 | 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可や変更等に係る事務を行う。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 13 | し尿収集体制の整備 | 環境施設課 | し尿の効果的・効率的な収集を行うため、2週間に1回の定期収集、臨時汲み取り等を実施する。 | 48,238 | | A | 30,319 | | A | 34,182 | 継続 | |
| | 14 | 合特法の趣旨に基づく合理化の検討 | 環境施設課 | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）の趣旨に基づき、各市町村の事例等を参考に研究し、合理化の検討及び支援策を実施する。 | 0 | | A | 0 | | A | | | |
| | 15 | 環境影響評価制度の運用 | 環境保全課 | 環境影響評価及び事後調査の手続その他必要な事項を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設その他環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって市民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。 | 0 | | A | 0 | | A | 210 | 継続 | |
| | 16 | 環境教育・啓発推進事業 | 環境保全課 | 市民等が環境の保全と創造について関心と理解を深め自主的な活動を促進するため、環境教育・学習、啓発活動を推進する。<br>また、市民等が行う環境保全活動を支援し指導者の育成を図る。 | 83 | | A | | | | | | |
| | 17 | ゼロカーボンシティやお推進事業 | 環境保全課 | 八尾市地球温暖化対策実行計画に基づき、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロの目標を達成するための施策を市民・事業者・行政等の多様な主体とのパートナーシップにより取り組む。また、八尾市役所も市内の一事業者として建物の省エネ改修等をはじめとした地球温暖化対策を実施する。 | 2,545 | ○ | A | 11,453 | ○ | A | 63,524 | 拡大 | ○ |
| | 18 | 環境マネジメント推進事業 | 環境保全課 | 市の実施する事務事業における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行するため、全庁的（水道局・市立病院・指定管理者・小・中学校・義務教育学校を除く）に八尾市環境マネジメントシステムを構築し推進する。また市内事業者に環境マネジメントシステムの普及啓発を図る。 | 0 | | A | 0 | | A | | | |
| | 19 | 路上喫煙対策事業 | 環境保全課 | 路上喫煙者の状況把握、啓発活動、条例違反者に対する直接的な指導を行うことで市民の理解を深め、路上喫煙マナーの向上を図る。 | 6,124 | | A | 3,237 | | A | 4,258 | 拡大 | |
| | 20 | 環境美化活動推進事業 | 環境保全課 | 散乱ごみや不法屋外広告物のない快適で美しいまちづくりを推進するため、「八尾をきれいにする運動推進本部」を中心に、市民や事業者と協力し、啓発・実践活動を行う。 | 1,292 | | A | 1,263 | | A | 1,541 | 継続 | |
| | 21 | 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）推進事業 | 循環型社会推進課 | 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に基づく取り組みを推進することにより、ごみの減量・資源化・食品ロスの削減等を進めるとともに、基本計画に掲げる目標達成をめざす。 | 4,359 | | A | 4,159 | | A | 8,875 | 継続 | |
| | 22 | 有価物集団回収推進事業 | 循環型社会推進課 | ごみの減量・資源化の推進を図るため、有価物集団回収実施団体に対して、各種再生資源の回収量に応じ、奨励金の交付等を行う。 | 30,744 | | A | 29,456 | | A | 33,119 | 継続 | |
| | 23 | 指定袋等による分別収集事業 | 循環型社会推進課 | ごみの減量・資源化の推進を図るため、指定袋による分別収集を行う。 | 156,943 | | A | 192,768 | | A | 260,710 | 継続 | |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 24 | 粗大ごみ戸別収集事業 | 環境事業課 | 事務の効率化の観点から、粗大ごみ、臨時ごみ、リサイクル家電（冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ[ブラウン管式・液晶式・プラズマ式]、洗濯機・乾燥機）の申込受付業務を委託するとともに、電算システムを活用して戸別収集を実施する。併せて、粗大ごみ等の不法投棄対策を実施する。 | 18,032 | | A | 19,719 | | A | 26,289 | 拡大 | |
| | 25 | 生ごみ処理対策事業 | 循環型社会推進課 | 家庭用電動生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入に係る助成を行うとともに、生ごみ堆肥化ぼかし容器を貸与する。 | 655 | | B | | | | | | |
| | 26 | 事業系一般廃棄物減量・適正処理等推進事務 | 循環型社会推進課 | 事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度及び、事業系一般廃棄物再生輸送業指定制度の運用を行うとともに、許可事務に対する展開検査を通じて許可業者・排出事業者への搬入不適物等の指導を行い、事業系一般廃棄物の減量化と適正処理を推進する。 | 1,833 | | A | 2,661 | | A | 2,128 | 継続 | |
| | 27 | 環境啓発（教育）事業 | 環境事業課 | 市内の学校園やリサイクルセンターにおいて、ごみ収集に関する紙芝居や塵芥車を使用したごみ収集疑似体験等を行う出前講座を実施する。<br>地域行事等においては、啓発キャラクターを活用したごみの3Rに関する啓発活動等を実施する。 | 240 | | A | 258 | | A | 303 | 継続 | |
| | 28 | リサイクルセンター学習プラザの管理運営事業 | 環境施設課 | 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用並びに省エネルギーの推進等を図り、循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現その他環境学習の推進等に資する事業を実施する。 | 24,456 | | A | 7,953 | | A | 5,344 | 継続 | |
| | 29 | ごみ収集運搬業務 | 環境事業課 | 8種分別収集を効率的に実施する。 | 115,825 | | A | 168,927 | | A | 133,509 | 継続 | |
| | 30 | フェニックス計画整備促進事業 | 循環型社会推進課 | 大阪湾圏域の廃棄物の長期安定的な適正処理を図るため、近畿圏内各都市が参画する大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）の促進に努め、焼却残渣の埋立処分地の確保と適正処理を図る。 | 6,278 | | A | 7,641 | | A | 11,423 | 継続 | |
| | 31 | 一般廃棄物の処理に係る広域連携事業 | 循環型社会推進課 | ごみの焼却処理について、大阪市、八尾市、松原市、守口市の4市で構成された一部事務組合である大阪広域環境施設組合を運営し、広域処理体制を維持する。 | 825,526 | | A | 774,874 | | A | 970,780 | 継続 | |
| | 32 | 一般廃棄物最終処分場の管理運営 | 環境施設課 | 一般廃棄物（埋立ごみ）の最終処分施設の管理運営を行う。 | 43,609 | | A | 22,890 | | A | 38,167 | 継続 | |
| | 33 | リサイクルセンター管理運営事業 | 環境施設課 | 一般廃棄物（粗大ごみ、複雑ごみ、資源物、容器包装プラスチック、ペットボトル、鏡易ガスボンベ・スプレー缶）の中間処理施設の管理運営を行い、併せてリサイクルに関する事業を推進する。 | 306,668 | | A | 314,040 | | A | 376,292 | 継続 | |
| | 34 | 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可 | 環境施設課 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法の規定に基づき収集・運搬及び清掃の許可及び下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）の趣旨に基づく事業の連続調整等の事務を行う。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| 23.つながり・支え合う地域福祉のしくみづくり | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 地域福祉計画推進事業 | 地域共生推進課 | 地域福祉を推進するため、八尾市地域福祉計画を策定し、社会福祉協議会と連携し、計画の推進を行う。さらに、社会福祉法第7条に基づき、八尾市社会福祉審議会を設置し、福祉計画全体の方向性や社会福祉に関する事項を調査審議する。また、学識経験者や社会福祉を目的とする団体の代表者、公募市民などで構成される専門分科会で地域福祉計画の関連する取り組みの進捗状況の把握や検証・評価を行う。 | 432 | | A | 310 | | A | 446 | 継続 | |
| | 2 | 市立共同浴場管理運営事業 | 地域共生推進課 | 市立共同浴場銭温泉の維持管理、補修及び事業運営を行う。 | 16,595 | | B | 30,996 | | B | 14,959 | 継続 | |
| | 3 | 社会福祉協議会との連携強化 | 地域共生推進課 | 地域福祉の推進を図るため、共助の中心的な担い手である社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動に対して、社会福祉協議会と一体となって支援の取り組みを進める。 | 115,206 | | A | 107,752 | | A | 133,802 | 継続 | |
| | 4 | 重層的支援体制整備事業 | 地域共生推進課 | 重層的支援体制整備事業の実施により、制度や組織に縛られない、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ」等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、一体的に実施する。<br>また、従来、分野（介護、障がい、子育て、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助が加わり、より一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」として一括交付される。 | 34,113 | ○ | A | 33,933 | ○ | A | 34,064 | 継続 | ○ |
| | 5 | 在宅福祉サービスネットワークセンター管理運営業務 | 地域共生推進課 | 八尾市在宅福祉サービスネットワークセンターの施設の維持管理、補修及び事業運営を行う。 | 54,771 | | B | 61,233 | | B | 51,747 | 継続 | |
| | 6 | 社会福祉会館管理運営業務 | 地域共生推進課 | 八尾市立社会福祉会館の維持管理、補修及び会館での事業運営を行う。 | 47,829 | | A | 48,689 | | A | 48,180 | 継続 | |
| | 7 | 権利擁護推進事業 | 地域共生推進課 | 八尾市成年後見制度利用促進計画（地域福祉計画と一体的に策定）に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。八尾市社会福祉協議会権利擁護センターを中核機関として、専門職団体、関係機関が連携協力する「協議会」を運営し、「（支援）チーム」を支援するしくみづくりを行う。<br>また、権利擁護支援が必要な人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行い、社会福祉法人による法人後見や大阪家庭裁判所での新たな取り組みである「総合支援型後見監督人」に対する支援を行う。 | 7,933 | ○ | A | 12,723 | | A | 14,248 | 継続 | |
| | 8 | 指定居宅サービス事業者等の指定等に係る事務（高齢者福祉関係） | 福祉指導監査課 | 指定居宅サービス事業者等の指定等、指定地域密着型サービス事業者等の指定等、特別養護老人ホーム等の設置認可等、老人デイサービスセンター及び有料老人ホーム設置届等の受理等の事務を行い、あわせてそれらの事業者等に対する指導監査等の事務を行う。 | 32 | | A | 17 | | A | 203 | 継続 | |
| | 9 | 社会福祉法人の設立認可等に係る事務（社会福祉事業関係） | 福祉指導監査課 | 社会福祉法人の設立認可及び社会福祉事業開始の届出受理等の事務を行うとともに、社会福祉法人に対する指導監査等の事務を行う。 | 188 | | A | 827 | | A | 1,031 | 継続 | |





| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 10 | 保育施設等の認可申請等に係る事務（児童福祉関係） | 福祉指導監査課 | 児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童館）、家庭的保育事業の設置認可等、認可外保育施設及び放課後児童育成事業の届出受理等の事務を行い、あわせてそれらの施設等に対する指導監査等の事務を行う。 | 21 | | A | 12 | | A | 22 | 継続 | |
| | 11 | 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る事務（障がい者福祉関係） | 福祉指導監査課 | 指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等の事務を行い、あわせてそれらの施設等に対する指導監査等の事務を行う。 | 22 | | A | 39 | | A | 204 | 継続 | |
| | 12 | 地域福祉推進基金活用事業 | 地域共生推進課 | 地域福祉推進基金を活用して、市民グループ、NPO等から地域福祉推進のための活動提案を募集し、活動に対して助成することで、住民福祉活動の促進及び住民団体同士のネットワークの構築を図る。 | 1,302 | | A | 1,501 | | A | 4,876 | 継続 | |
| | 13 | 遺族会事務（団体事務局） | 地域共生推進課 | 遺族会庶務事務を行う。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 14 | 民生委員・児童委員事務 | 地域共生推進課 | 八尾市民生委員推薦会として八尾市域を担当する民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦を行う。<br>委嘱に伴う必要物品の配布や、民生委員・児童委員の研修を行う。<br>八尾市では八尾市民生委員児童委員協議会が設置されており、その活動も支援する。<br>民生委員児童委員大会を実施する。 | 26,338 | | B | 27,036 | | B | 28,198 | 継続 | |
| | 15 | 小地域ネットワーク推進事業 | 地域共生推進課 | 社会福祉協議会に対して、その構成団体である地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動に対する補助金を交付することで、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的機関としての機能を十分に発揮できるよう支援する。 | 8,358 | | A | 11,344 | | A | 18,736 | 継続 | |
| | 16 | 社会福祉協議会ボランティアセンターの充実・強化 | 地域共生推進課 | 八尾市社会福祉協議会ボランティアセンターの運営に必要な支援を行うとともに成果向上のための協議や助言を行う。 | 1,947 | | A | 1,772 | | A | 2,558 | 継続 | |
| | 17 | 福祉人材養成事業 | 地域共生推進課 | 地域福祉活動の担い手（「おせっかい人材」）や福祉専門職（「福祉のプロ」）の人材不足解消に向け、様々な機会や場を活用し、地域ニーズに応じた取り組みを行うことで、おせっかい人材の発掘・育成、福祉のプロの確保・育成を行う。 | 244 | | A | 1,320 | | A | 245 | 継続 | |
| | 18 | 戦傷病者、戦没者遺族等の援護事務 | 地域共生推進課 | 特別給付金、特別弔慰金の受付、国債の交付事務を行う。<br>戦没者追悼式を実施する。 | 29 | | A | 464 | | A | 481 | 継続 | |
| | 19 | 福祉有償運送関係事務 | 地域共生推進課 | 道路運送法第79条の2に基づく福祉有償運送を行いたい事業者が登録申請を陸運支局に行うために必要となる申請書類を大阪府中部ブロック福祉有償運送運営協議会で協議が整うように助言や相談等を行うとともに運営協議会構成市の担当課として必要な事務を行う。また、福祉有償運送を利用したいと考えている移動制約者に対して情報提供を行う。 | 7 | | A | 0 | | A | 41 | 継続 | |
| | 20 | 災害時要配慮者支援事業 | 地域共生推進課 | 平常時からの声掛けや見守りを通じた地域でのつながりづくりを進め、災害時の支え合いにもつながるよう、支援を必要とする人の把握や見守り活動の充実に取り組む。 | 0 | ○ | A | 0 | ○ | A | 0 | 継続 | ○ |
| | 21 | 災害時要配慮者支援事業 | 高齢介護課 | 「八尾市災害時要配慮者支援指針」に沿って、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域団体等関係機関との情報共有など、地域と連携した要配慮者支援体制の整備を図る。<br>また、当該支援と関係して、民間の社会福祉施設の役割について協議を行い、円滑な避難の確保を図るための連携を行う。 | 15,863 | ○ | A | 8,913 | ○ | A | 12,215 | 継続 | ○ |
| | 22 | 災害時要配慮者支援事業 | 障害福祉課 | 「八尾市災害時要配慮者支援指針」に沿って、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域団体等関係機関との情報共有など、地域と連携した要配慮者支援体制の整備を図る。<br>また、当該支援と関係して、民間の社会福祉施設の役割について協議を行い、円滑な避難の確保を図るための連携を行う。 | 0 | ○ | A | 0 | ○ | A | 0 | 継続 | ○ |
| 24.高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | シルバー人材センター事業 | 高齢介護課 | 公益社団法人八尾市シルバー人材センターに補助金を交付し、当該事業の目的達成に向けた支援をする。 | 40,297 | | A | 39,445 | | A | 35,963 | 継続 | |
| | 2 | 高齢クラブ活動助成事業 | 高齢介護課 | 高齢クラブ連合会及び単位クラブの活動に対して助成金を交付するとともに各種クラブ活動の支援を行う。 | 6,108 | | A | 8,639 | | A | 8,134 | 継続 | |
| | 3 | 高齢者ふれあい農園事業 | 高齢介護課 | 農園の整備を行い、農園活動を支援するとともに、地域の児童・生徒等とのふれあい交流活動を推進する。 | 692 | | A | 978 | | A | 1,330 | 継続 | |
| | 4 | 敬老祝寿等関係事業 | 高齢介護課 | 高齢者保健福祉月間に関連して、様々な敬老事業を行う。 | 1,786 | | B | 2,862 | | A | 2,900 | 継続 | |
| | 5 | 高齢者ふれあいサロン運営支援事業 | 高齢介護課 | 高齢者の交流や情報交換の場としての常設型の「高齢者ふれあいサロン」の住民主体による運営を支援する。 | 10 | | B | 5 | | A | 113 | 継続 | |
| | 6 | 高齢者健康づくり支援事業 | 高齢介護課 | 身近な場所への外出機会の創出や、ふれあい交流につながる様々な取り組みを実施し、高齢者の健康の維持・増進を図る。 | 1,550 | | B | 853 | | B | 601 | 継続 | |
| | 7 | 老人福祉センター運営管理事業 | 高齢介護課 | 市内在住の満60歳以上高齢者に対し、講座等の事業を老人福祉センターにて実施する。 | 69,449 | | A | 76,721 | | A | 74,564 | 継続 | |
| | 8 | 地域介護予防活動支援事業【一般会計・特別会計】 | 高齢介護課 | 身近な地域にある高齢者あんしんセンターや街かどデイハウスにおいて介護予防教室を実施し、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう支援する。<br>また、地域における介護予防活動等を行う意欲のある高齢者に対しては、地域でのリーダーとして活躍するために必要な知識や技能を盛り込んだ講座を実施する。<br>スマホ等を活用した高齢者への情報提供や介護予防の取り組みを進めることにより、高齢者の健康寿命の延伸及び自立支援・重度化防止を推進する。 | 31,124 | | B | 23,405 | ○ | A | 19,065 | 継続 | |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 9 | 介護予防普及啓発事業【一般会計・特別会計】 | 高齢介護課 | 介護予防の啓発を目的としたイベントの開催やパンフレットの作成・配布を行うほか、認知症予防等をテーマとした教室を開催する。また、河内音頭健康体操やノルディックウォーキング等による介護予防活動を身近な地域で自主的に行うグループを支援する。社会参加を通じた介護予防の推進を図るため、介護支援ボランティア制度を実施する。また、介護予防活動の参加者等の評価を実施するため各地域において体力測定会を実施する。 | 1,648 | | A | 2,583 | | A | 5,186 | 継続 | |
| | 10 | 介護予防・生活支援サービス事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 介護保険の予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業として実施する。 | 683,636 | | A | 726,234 | | A | 815,750 | 継続 | |
| | 11 | 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進事業【一般会計・特別会計】 | 高齢介護課 | 老人福祉法及び介護保険法に基づき、本市における高齢者の保健・福祉分野及び介護保険事業における目標設定や取り組みの方向性を計画の中で位置づけし、策定した計画に基づき各施策を実施する。 | 1,478 | | A | 7,449 | | A | 6,076 | 継続 | |
| | 12 | 街かどデイハウス支援事業 | 高齢介護課 | 地域の高齢者の身近な介護予防拠点及び日中の居場所として、住民参加型非営利団体等による柔軟できめ細やかなサービスの提供に対して補助金を交付する。 | 28,501 | | A | 19,328 | | A | 12,025 | 継続 | |
| | 13 | 訪問理容助成事業 | 高齢介護課 | 在宅で疾病等の理由により理容院に出向くことが困難な高齢者等に対して訪問理容サービスを実施する。 | 339 | | B | 431 | | B | 432 | 継続 | |
| | 14 | 高齢者住宅等安心確保事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 高齢者に配慮した住宅(大阪府営住宅シルバーハウジング)に生活指導員を派遣し、安否の確認、緊急時の対応等の福祉サービスの提供を行う。 | 3,667 | | B | 3,667 | | B | 3,667 | 継続 | |
| | 15 | 生活管理指導短期宿泊事業 | 高齢介護課 | 養護老人ホームを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。 | 23 | | A | 0 | | A | 100 | 継続 | |
| | 16 | 家族介護支援事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的に、家族等の様々なニーズに対応した各種サービスを提供する。 | 10,631 | | A | 11,641 | | A | 12,116 | 継続 | |
| | 17 | 在日外国人高齢者福祉金支給事業 | 高齢介護課 | 国民年金法の改正により外国人にも国民年金法が適用されたが、老齢年金等の適用を受けられなかった在日外国人に対し、高齢者福祉金を支給する。 | 260 | | A | 240 | | A | 240 | 継続 | |
| | 18 | 生活支援・介護予防サービスの体制整備事業 | 高齢介護課 | 地域の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。 | 17,305 | | B | 20,179 | | B | 22,116 | 継続 | |
| | 19 | 在宅医療・介護連携推進事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進する。 | 3,109 | | A | 2,807 | | A | 3,175 | 継続 | |
| | 20 | 見守りネットワーク推進事業【一般会計・特別会計】 | 高齢介護課 | 日常的に地域で活動する様々な業種の事業者等と連携することにより、気になる高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見して必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する。 | 15,867 | | A | 13,673 | | A | 16,308 | 継続 | |
| | 21 | 地域包括支援センター運営事業 | 高齢介護課 | 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。 | 324,805 | | A | 335,725 | | A | 312,869 | 継続 | |
| | 22 | 高齢者福祉施設及び設備整備事業 | 高齢介護課 | 八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者施設の整備を図る。 | 50,450 | | A | 56,188 | | A | 317,165 | 継続 | |
| | 23 | 軽費老人ホーム事務費補助事業 | 高齢介護課 | 軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者負担にあたるサービス提供費の減免に要した費用を施設に補助する。 | 242,275 | | A | 248,938 | | A | 250,182 | 継続 | |
| | 24 | 地域ケア会議推進事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者及び要介護高齢者などを対象に、保健・福祉・医療及び地域との円滑な調整を図りながら、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整を推進する。 | 1,653 | | A | 1,953 | | A | 2,481 | 継続 | |
| | 25 | 老人保護措置関係事務 | 高齢介護課 | 老人福祉法第11条に基づき、虐待及び環境・経済的理由により在宅生活が困難な者を養護老人ホームへ、また虐待等により保護が必要な者を特別養護老人ホームへ入所させる措置を行う。措置に伴い発生する老人保護措置費を入所施設に支払いし、収入等被措置者の負担能力に応じて入所者負担金の請求を行う。在宅の高齢者が虐待等のやむを得ない事由により必要なサービスを受けることが困難な場合に、老人福祉法に基づく措置により各種の在宅サービスを提供する。 | 12,137 | | A | 8,993 | | A | 14,888 | 継続 | |
| | 26 | 市立養護老人ホーム運営事務 | 高齢介護課 | 八尾市立養護老人ホームの管理運営を行う。<br>※施設維持管理を除く。 | 9,421 | | A | 11,477 | | A | 15,125 | 継続 | |
| | 27 | 成年後見制度利用支援事務(高齢介護課対応分)【特別会計】 | 高齢介護課 | 制度についての情報提供や相談対応を行う。また、認知症等により判断能力が不十分で制度の利用が必要な2親等内の親族がいない人について成年後見の市長申立てを行う。 | 1,774 | | A | 1,285 | | A | 3,413 | 継続 | |
| | 28 | 認知症総合支援事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 認知症に関する理解促進のための普及啓発を行うとともに、保健・医療・福祉の様々な分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援を行ったり、認知症の進行による徘徊時に早期に発見できるネットワークやシステムを活用し、認知症の人やその疑いのある人並びにその家族に対して、総合的な支援を実施する。 | 16,104 | ○ | A | 17,816 | | A | 19,981 | 継続 | |



| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 29 | 介護保険給付事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 65歳以上の第1号被保険者保険料の他、40歳から64歳の第2号被保険者保険料、国、大阪府、市町村負担金を財源として、要介護者等が利用した介護サービス費の原則9割(一定以上所得者は8割もしくは7割)を負担する。<br>適切な介護保険事業運営を図るため、適正化事業を計画的に実施する。 | 25,301,389 | | A | 25,749,476 | | A | 26,989,763 | 継続 | |
| | 30 | 介護保険認定調査事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 介護保険の被保険者に対し、保険者である市町村が日常生活上の介護の必要性を確認するとともにその程度を認定する。 | 128,505 | | A | 178,923 | | A | 211,945 | 継続 | |
| | 31 | 介護保険認識徴収事業【特別会計】 | 高齢介護課 | 資格取得者(年齢到達、転入等)、資格喪失者(死亡、転出等)及び適用除外者を的確に把握し、被保険者証の交付及び回収並びに介護保険料の賦課徴収業務を行う。 | 18,506 | | A | 18,904 | | A | 19,525 | 継続 | |
| | 32 | 介護保険利用者及び事業者支援事業【特別会計】 | 高齢介護課 | サービス利用者が適切に介護保険サービスを利用できるよう、また、介護保険サービス提供事業者が適切に事業運営できるよう支援を行う。 | 6,986 | | A | 5,997 | | A | 6,523 | 継続 | |
| 25 | 障がいのある人への支援の充実 | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 障がい者基本計画等推進事業 | 障害福祉課 | 障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定並びにこれらの計画に基づく施策の進行管理とサービス提供体制の確保方策について検討する。 | 530 | | A | 2,614 | | A | 6,764 | 継続 | |
| | 2 | 緊急時障がい者保護事業 | 障害福祉課 | 障がい者・児が緊急時や虐待、その他やむを得ない事由により必要なサービスを受けることが極めて困難な場合に、障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の各種サービスを措置により提供する。 | 1,207 | | A | 8,330 | | A | 8,109 | 継続 | |
| | 3 | 重度心身障がい者特別給付金支給事業 | 障害福祉課 | 障がい基礎年金を受給できない外国人等重度心身障がい者の福祉の向上を図るため、特別給付金を支給する。 | 240 | | A | 460 | | A | 480 | 継続 | |
| | 4 | 特別障がい者手当等支給事業 | 障害福祉課 | 日常生活が著しく制限され、常時特別の介護を要する在宅の重度障がい者等に対し、特別障がい者手当等を支給する。 | 161,739 | | A | 166,068 | | A | 174,450 | 継続 | |
| | 5 | 日常生活用具等給付事業 | 障害福祉課 | 在宅の障がい者等に対し、日常生活を円滑に行うことができるよう入浴補助用具、歩行支援用具等の日常生活用具を給付する。また、住宅改造が必要な重度の身体障がい者等の属する世帯に対して改造費用の一部を助成する。 | 82,764 | | A | 79,183 | | A | 92,645 | 継続 | |
| | 6 | 障がい福祉サービス事業(介護給付、訓練等給付、相談支援) | 障害福祉課 | 障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障がい福祉サービスに係る給付や支援を行う。 | 7,642,558 | | A | 8,472,971 | | A | 9,231,553 | 継続 | |
| | 7 | 補装具給付事業 | 障害福祉課 | 身体障がい者等が障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得するため、あるいは補うために用いられる用具の交付・修理を行う。 | 57,053 | | A | 48,908 | | A | 62,885 | 継続 | |
| | 8 | 障がい者地域生活援助事業 | 障害福祉課 | 市内のグループホーム運営法人に対し、運営経費の一部補助を行う。 | 5,568 | | C | | | | | | |
| | 9 | 障がい児支援事業 | 障害福祉課 | 日常生活における生活能力の向上、集団生活への適応のための必要な訓練及び社会との交流の促進その他必要な支援を行う。 | 1,641,886 | | A | 1,798,195 | | A | 2,038,182 | 継続 | |
| | 10 | 障害者総合福祉センター運営事業 | 障害福祉課 | 在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図るための拠点施設である障害者総合福祉センターの運営を行う。また、地域生活支援拠点等の中核的施設として、障がい者の緊急時の相談受付や受入れをはじめ、各種相談、講習、訓練、情報提供等を実施する。 | 171,457 | | A | 175,706 | | A | 170,634 | 継続 | |
| | 11 | 地域生活支援事業(サービス系) | 障害福祉課 | 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、障がいのある方が、能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、移動支援事業等を実施する。 | 278,835 | | B | 299,448 | | A | 368,450 | 継続 | |
| | 12 | 児童発達支援センター事業 | こども施設運営課 | 地域の中核的な療育支援施設として総合的な支援を行う。<br>医療型<br>①肢体及び体幹に機能障がいのある児童その他発達に遅れのある児童に対し、診療並びに療育を行うとともに保護者へ指導・助言を行う。<br>②地域支援として、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を行う。<br>③障がい児に対する適所サービスの利用に係る障がい児支援利用計画を作成するとともに、モニタリングを実施する。<br>④発達障害に係る医師の診断から必要な訓練や支援を行うための環境整備を進める。<br>福祉型<br>知的障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供し、心身の発達を促進する。また、児童の保護者への相談支援や園庭開放、親子教室等を実施するなど、地域支援事業を行う。 | 97,600 | | A | 66,935 | | A | 104,952 | 継続 | |
| | 13 | 自立支援医療給付事業 | 障害福祉課 | 身体障がい者、精神障がい者の日常生活や職業能力を回復、改善するため、障がいの軽減を図ることを目的として行われる医療に対して給付する。 | 497,545 | | A | 510,557 | | A | 526,827 | 継続 | |
| | 14 | 重度障がい者医療費助成事業 | 障害福祉課 | 重度障がい者の健康増進、福祉の向上を図るため、医療保険により受診した場合に医療費の一部自己負担額を控除した額を公費で負担する。 | 709,353 | | A | 681,780 | | A | 708,675 | 継続 | |
| | 15 | 発達障がい児支援センター事業 | 障害福祉課 | 発達障がい児の専門的な療育の場を整備することにより、早期発見、早期療育を図る。 | 5,379 | | A | 5,379 | | B | 5,379 | 継続 | |
| | 16 | 手帳等交付事務 | 障害福祉課 | 身体障がい者手帳や療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付にかかる申請・更新受付、交付決定(身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳のみ)、大阪府への進達、手帳引渡しや説明等を行う。 | 2,068 | | A | 2,026 | | A | 2,836 | 継続 | |
| | 17 | 障がい者理解啓発事業 | 障害福祉課 | 障がい者フォーラムやアンテナショップ、障がい者啓発活動支援事業等を通じて、広く市民に障がいや障がい者に対する理解啓発を図る。 | 2,163 | | A | 2,619 | | A | 2,879 | 継続 | |
| | 18 | 障がい者福祉施設整備促進事業 | 障害福祉課 | 社会福祉法人等が実施する施設整備に要する費用に対して補助を行い、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を促進する。 | 235,746 | | A | 0 | | A | 112,893 | 継続 | |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 19 | 障がい者相談支援事業 | 障害福祉課 | 障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う。 | 55,412 | | A | 55,391 | | A | 55,419 | 継続 | |
| | 20 | 障がい者就労支援事業 | 障害福祉課 | 障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携した啓発活動や障がい者就職面接会の実施、障がい者就労支援推進事業等を通し、障がい者の雇用促進を図る。 | 3,513 | | A | 3,500 | | A | 3,555 | 継続 | |
| | 21 | コミュニケーション支援事業 | 障害福祉課 | 聴覚障がい者が外出したり、緊急時に救急車で病院へ搬送された場合などに、登録手話通訳者の派遣等を実施し、意思疎通手段の確保を図る。また、障がい特性に応じた意思疎通支援の充実を図る。 | 3,936 | | A | 4,930 | | A | 7,756 | 拡大 | ○ |
| | 22 | 成年後見制度利用支援事務（障がい福祉課対応分） | 障害福祉課 | 成年後見開始等の市長申立てを行い、本人に資力がない場合は、成年後見人等の報酬を助成する。 | 2,079 | | A | 1,336 | | A | 3,447 | 継続 | |
| | 23 | 地域生活支援体制推進事業 | 障害福祉課 | 障がい者等が障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、地域の障がい福祉に関するネットワークを充実させ、地域自立支援協議会の運営をはじめ、地域生活支援拠点等の整備、医療的ケア児支援のための協議の場や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の運営を行い、地域全体で障がい者等を支援する体制の構築を図る。 | 5,640 | ○ | A | 5,439 | ○ | A | 9,119 | 継続 | ○ |
| | 24 | 障がい者社会参加支援事業 | 障害福祉課 | 障がい者の社会参加の機会を確保するとともに、移動支援としてタクシー運賃の割引や障がい者団体への助成を行うなど、障がい者福祉の向上を図る。また、障がい者スポーツ等を通じて、障がい者の生きがいづくりを支援する。 | 25,252 | | A | 21,933 | | A | 26,643 | 継続 | |
| 26.生活困窮者への支援 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 生活援護資金貸付制度事業 | 地域共生推進課 | 低所得世帯及び災害等による生活困窮者の自立更生を図るため、生活援護資金の貸し付け、償還事務及び同和更生資金貸付金滞納者に対する償還事務を行う。 | 73 | | B | 170 | | A | 349 | 継続 | |
| | 2 | 生活困窮者自立支援事業 | 地域共生推進課 | 八尾市生活支援相談センターを設置し、生活困窮分野に留まらず、他の相談機関の対象から漏れ落ちてしまう、どこに相談したらよいかわからない相談等を受け止め、アセスメントを通して個々人の状況に応じた支援を行う。また、支援につながることが困難な人や世帯に対しては、アウトリーチを通じた支援を行う。さらに、複数の課題を有する人の場合には、支援に関係する人や組織を全体として調整するマネジメント機関や継続的につながり続ける支援を中心的に担う伴走支援機関と連携し、「誰ひとり取り残さない支援」を実施してく。 | 154,414 | ○ | A | 70,673 | | A | 84,635 | 拡大 | |
| | 3 | ホームレス対策事業 | 生活福祉課 | 平成27年度（2015年度）施行の生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や一時生活支援事業として、ホームレスを対象とした生活相談等の支援を行う。 | 32,009 | | A | 4,788 | | A | 3,866 | 継続 | |
| | 4 | 中国残留邦人等への支援事業 | 生活福祉課 | 中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定と地域での生き生きとした暮らしを実現するために、支援を実施する。 | 64,771 | | A | 62,973 | | A | 71,846 | 継続 | |
| | 5 | 自立生活支援事業 | 生活福祉課 | 就労困難者である被保護者に対し、就労支援員によるハローワークへの同行訪問など、きめ細やかな就労支援を実施することにより、新規就労や増収につなげ、世帯の自立を促進する。 | 11,098 | | A | 9,186 | | A | 9,882 | 継続 | |
| | 6 | 生活保護事務 | 生活福祉課 | 生活保護法に基づき保護を実施する。 | 13,899,036 | | A | 14,136,593 | | A | 14,255,094 | 継続 | |
| | 7 | 被保護者健康管理支援事業 | 生活福祉課 | 健康問題を抱えている生活保護受給者に対して、経済的自立のみならず日常生活自立・社会生活自立という観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があると考え、被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進する。 | 3,385 | | A | 3,724 | | A | 4,001 | 継続 | |
| 27.一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 八尾市人権尊重の社会づくり推進事業 | 人権政策課 | すべての人権が尊重される社会の実現に向けて、関係機関と連携した推進体制の充実に努めるとともに、市民との協働により、人権教育・啓発についての取り組みを総合的かつ計画的に推進する。 | 11,313 | | A | 10,614 | | A | 10,100 | 継続 | |
| | 2 | 人権啓発の推進 | 人権政策課 | 市民、事業者などの人権意識の向上を図るため、啓発事業を実施するとともに、市民による啓発活動への支援を行う。 | 9,179 | | A | 9,113 | | A | 10,234 | 継続 | |
| | 3 | 人権コミュニティセンター施設管理 | 桂人権コミュニティセンター | 桂人権コミュニティセンターの運営管理と補修、整備改修を含めた施設の維持管理及び貸館業務を行う。 | 4,176 | | A | 6,677 | | A | 4,804 | 継続 | |
| | 4 | 人権コミュニティセンター施設管理 | 安中人権コミュニティセンター | 安中人権コミュニティセンターの運営管理と補修、整備改修を含めた施設の維持管理及び貸館業務を行う。 | 8,492 | | A | 4,935 | | A | 5,353 | 継続 | |
| | 5 | 人権コミュニティセンター講座事業 | 桂人権コミュニティセンター | 人権尊重の社会づくりを推進するため、「自立支援」「人権啓発」「市民交流」「生涯学習」等、各種事業を実施する。 | 2,548 | | A | 4,266 | | A | 3,070 | 継続 | |
| | 6 | 人権コミュニティセンター講座事業 | 安中人権コミュニティセンター | 人権尊重の社会づくりを推進するため、「自立支援」「人権啓発」「市民交流」「生涯学習」等、各種事業を実施する。 | 1,389 | | A | 1,881 | | A | 2,089 | 継続 | |
| | 7 | 人権コミュニティセンター相談事業 | 桂人権コミュニティセンター | 市内とりわけ近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施する。同時に関係機関や関係課との連携を図る。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 8 | 人権コミュニティセンター相談事業 | 安中人権コミュニティセンター | 市内とりわけ近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施する。同時に関係機関や関係課との連携を図る。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 9 | 差別のない社会づくりの推進事業 | 人権政策課 | 差別の実態を把握し、差別をなくすための取り組みを推進するとともに、人権相談などの充実を図る。 | 1,266 | | A | 1,169 | | B | 1,425 | 継続 | |
| | 10 | いじめのない環境づくり推進事業 | いじめからこどもを守る課 | 「八尾市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等に向けた啓発の実施。 | 95 | | A | 115 | | A | 302 | 継続 | ○ |



| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 11 | 女性相談事業 | 人権政策課 | 女性を取り巻く問題の解決援助、支援を図るため、女性相談員による面接相談を行う。<br>また、DV相談専用ダイヤルの運用や相談員の配置等により、DV被害者等への支援の充実を図る。 | 4,140 | | A | 3,879 | | B | 3,526 | 継続 | |
| | 12 | 男女共同参画推進事業 | 人権政策課 | 八尾市男女共同参画施策推進本部会議や八尾市男女共同参画審議会での審議等を踏まえ、「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」に基づく取り組みを推進するとともに、男女共同参画センターの受付管理運営を行う。 | 8,755 | | A | 11,384 | ○ | A | 14,923 | 継続 | ○ |
| 28.平和意識の向上 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 平和意識の啓発事業 | 人権政策課 | 市民を対象として、各種非核・平和啓発事業を行う。 | 278 | | A | 391 | | A | 690 | 継続 | |
| 29.多文化共生の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 多文化共生推進事業 | 人権政策課 | 多文化共生社会の実現をめざし、多文化共生推進計画に基づき八尾市国際交流センターと連携し、相談・情報提供事業などの多文化共生施策の推進を図る。 | 49,461 | | A | 50,943 | | A | 55,116 | 継続 | |
| | 2 | 姉妹友好都市交流事業 | 人権政策課 | 姉妹友好都市のアメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市及び中華人民共和国上海市嘉定区との行政・青少年・市民等の相互交流を通じて国際感覚を持った人材育成を図るため、受入・派遣事業を行う。また、大韓民国大邱広域市中区との青少年交流を推進する。 | 83 | | A | 340 | | A | 938 | 継続 | |
| 30.地域のまちづくり支援・市民活動の促進 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 地域まちづくり推進事業 | コミュニティ政策推進課 | 第6次総合計画基本構想に掲げる「共創と共生の地域づくり」を実践するために、これまでの地域のまちづくりの考え方を取り入れた計画内容をもとに、まちづくりの推進に向けた各種制度を実施する。また、庁内関係各課との連携により、誰も取り残されることなく安心して暮らせるまちづくりを進めていく。 | 29,261 | | A | 40,574 | | A | 54,051 | 拡大 | ○ |
| | 2 | 八尾市市民憲章推進協議会事務 | コミュニティ政策推進課 | 市民の努力目標としての市民憲章精神の周知と各種実践活動の推進を目的に設立された八尾市市民憲章推進協議会の活動を支援する。 | 950 | | A | 950 | | A | 950 | 継続 | |
| | 3 | 八尾市コミュニティ推進連絡協議会事業 | コミュニティ政策推進課 | 市内10館のコミュニティセンターごとに組織されているコミュニティセンター運営協議会が各館の実情について意見交換等を行う。 | 0 | | A | 303 | | A | 410 | 継続 | |
| | 4 | コミュニティセンター施設管理 | 龍華出張所 | コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。 | 40,373 | | A | 43,484 | | A | 44,929 | 継続 | |
| | 5 | コミュニティセンター施設管理 | 久宝寺出張所 | コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。 | 49,845 | | A | 4,107 | | A | 8,682 | 継続 | |
| | 6 | コミュニティセンター施設管理 | 大正出張所 | コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。 | 6,819 | | A | 7,995 | | A | 8,721 | 継続 | |
| | 7 | コミュニティセンター施設管理 | 山本出張所 | コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。 | 47,235 | | A | 134,985 | | A | 49,611 | 継続 | |
| | 8 | コミュニティセンター施設管理 | 竹渕出張所 | コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。 | 4,766 | | A | 4,847 | | A | 5,885 | 継続 | |
| | 9 | コミュニティセンター施設管理 | 南高安出張所 | コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。 | 3,017 | | A | 3,415 | | A | 4,318 | 継続 | |
| | 10 | コミュニティセンター施設管理 | 高安出張所 | コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。 | 2,451 | | A | 2,672 | | A | 2,995 | 継続 | |
| | 11 | コミュニティセンター施設管理 | 曙川出張所 | コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。 | 2,941 | | A | 3,221 | | A | 3,384 | 継続 | |
| | 12 | コミュニティセンター施設管理 | 志紀出張所 | コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。 | 4,497 | | A | 3,868 | | A | 4,402 | 継続 | |
| | 13 | コミュニティセンター施設管理 | コミュニティ政策推進課 | 緑ヶ丘コミュニティセンターの維持管理及び貸館業務を行う。 | 3,270 | | A | 6,061 | | A | 40,002 | 継続 | |
| | 14 | 地域まちづくり支援事業 | 龍華出張所 | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 10 | | A | 10 | | A | 51 | 継続 | |
| | 15 | 地域まちづくり支援事業 | 久宝寺出張所 | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 33 | | A | 7 | | A | 20 | 継続 | |
| | 16 | 地域まちづくり支援事業 | 西郡出張所 | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 92 | | A | 95 | | A | 96 | 継続 | |
| | 17 | 地域まちづくり支援事業 | 大正出張所 | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 91 | | A | 94 | | A | 164 | 継続 | |
| | 18 | 地域まちづくり支援事業 | 山本出張所 | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 19 | | A | 69 | | A | 104 | 継続 | |
| | 19 | 地域まちづくり支援事業 | 竹渕出張所 | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 30 | | A | 16 | | A | 42 | 継続 | |
| | 20 | 地域まちづくり支援事業 | 南高安出張所 | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 32 | | A | 32 | | A | 177 | 継続 | |
| | 21 | 地域まちづくり支援事業 | 高安出張所 | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 73 | | A | 12 | | A | 101 | 継続 | |
| | 22 | 地域まちづくり支援事業 | 曙川出張所 | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 115 | | A | 69 | | A | 232 | 継続 | |
| | 23 | 地域まちづくり支援事業 | 志紀出張所 | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 49 | | A | 63 | | A | 123 | 継続 | |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 24 | 地域まちづくり支援事業 | コミュニティ政策推進課 | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 0 | | A | 0 | | A | 21 | 継続 | |
| | 25 | 地域まちづくり支援事業 | 安中人権コミュニティセンター | 共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。 | 45 | | A | 71 | | A | 82 | 継続 | |
| | 26 | 自治振興委員会支援事業 | コミュニティ政策推進課 | 市内町会（自治会）の連合体である八尾市自治振興委員会に補助金や委託料を交付し、その活動を支援する。 | 26,843 | | A | 28,666 | | A | 33,603 | 継続 | |
| | 27 | 地区集会所整備促進事業 | コミュニティ政策推進課 | 自治会等が実施する地区集会所の整備（用地取得・新築・建替え・購入・増改築等・耐震診断）及び家賃等に対する補助金の交付等を行う。 | 3,201 | | A | 19,018 | | A | 8,681 | 継続 | |
| | 28 | 小学校区集会所整備事業 | コミュニティ政策推進課 | 市内28校の小学校区を単位とする「小学校区集会所」をそれぞれ順次整備していく。 | 24,915 | ○ | A | 1,100 | | A | 7,288 | 継続 | |
| | 29 | 市民活動支援事業 | コミュニティ政策推進課 | 中間支援組織である八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」の運営により、多様な主体と地域との連携・協力を必要に応じて支援する。<br>特定非営利活動促進法及び大阪府特定非営利活動促進法施行条例等に基づきNPO法人設立認証等事務を行う。<br>市民活動支援基金を活用し、市民活動団体の支援を行うことにより、団体の組織基盤強化や自立継続発展等の活発化を図る。 | 9,338 | | A | 10,861 | | A | 15,907 | 継続 | ○ |
| | 30 | 表彰・式典関連事務 | 総務課 | 定例の儀式・式典を執り行う。具体的には、文化の日に個人及び団体を表彰するほか、国の褒章・叙勲、府の表彰への上申等を行う。また、有功者待遇条例に基づく有功者推挙の議会提出等を実施する。 | 997 | | A | 1,154 | | A | 2,628 | 継続 | |
| 31.生涯学習とスポーツの振興 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 社会教育事業 | 生涯学習課 | 社会教育法に基づき社会教育委員会議を開催するとともに、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対する継続的な学習機会を提供するなどの取り組みを行う。 | 759 | | A | 1,666 | | A | 3,892 | 継続 | |
| | 2 | 生涯学習推進事業 | 生涯学習課 | 地域や市民が主体となって地域の諸問題に関した学習活動を支援するとともに、学んだ成果を地域に還元できるしくみを構築する。 | 11,345 | | B | 14,651 | | B | 24,877 | 継続 | |
| | 3 | 八尾市社会教育委員会議運営事務 | 生涯学習課 | 社会教育委員会議の事務局事務を行う。 | 288 | | A | | | | | | |
| | 4 | 図書館管理運営業務 | 生涯学習課 | 生涯学び、社会で主体的に生きていけるように、市民が必要とする資料の収集、保存、提供を行うとともに地域や市民の抱える課題等の解決に向けて必要な情報を提供する。また、関係機関と連携し、利用者に応じた図書館サービスの充実を図る。 | 365,842 | | A | 453,676 | | A | 351,176 | 継続 | |
| | 5 | 生涯学習人材バンク推進事業 | 生涯学習課 | 市民が学んだことを地域や学校等で活躍できるように「人材バンク」への登録を促すとともに、各地域や学校が活用しやすい情報の発信等による活躍の場づくりを支援する。 | 30 | | A | 74 | | A | 131 | 継続 | |
| | 6 | 生涯学習施設管理運営業務 | 生涯学習課 | 八尾市生涯学習センター及び八尾市立くらし学習館の管理運営を行う。 | 150,515 | | A | 165,992 | | A | 156,775 | 継続 | |
| | 7 | 家庭教育学級事業 | 生涯学習課 | 学校・家庭が抱える諸問題に対して地域と教育委員会が連携して支援を図るしくみづくりを進める一環として、各地域で子どもを取り巻く様々な家庭の教育力や親の学習に関する諸問題に対する研修テーマを地域で選択して学び行動に移す学習の場を開催する。 | 46 | | A | 225 | | A | 984 | 継続 | |
| | 8 | 団体活動振興助成事務 | 生涯学習課 | 八尾市PTA協議会事務局及び八尾市郷土文化推進協議会事務局事務を行う。 | 13 | | A | 122 | | A | 227 | 継続 | |
| | 9 | 生涯学習・スポーツ審議会事務 | 生涯学習課 | 八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会及び八尾市立スポーツ施設運営審議会の開催に関する事務を行う。 | 102 | | B | | | | | | |
| | 10 | 国際理解教育（分室）事業 | 生涯学習課 | 多文化共生のまちづくりをめざし、多文化への理解を深めるための講座等を実施するとともに、異文化ルーツ子ども育成事業、学校教育サポート事業等を通じて、外国にルーツを持つ子どもとの相互理解を促進する取り組みを行う。 | 25,078 | | A | 26,645 | | A | 27,746 | 継続 | |
| | 11 | 生涯学習施設予約・案内システム管理業務 | 生涯学習課 | 生涯学習施設予約・案内システムに関する業務を行う。 | 5,537 | | A | | | | | | |
| | 12 | 地区市民スポーツ祭 | 文化・スポーツ振興課 | 老若男女が互いに健康をたたえ、スポーツを通じてよりよき相互理解を図りつつ、市民の体力の向上と親睦を図るため、各地区においてスポーツの祭典を開催する。 | 0 | | A | 906 | | A | 5,167 | 継続 | |
| | 13 | 学校体育施設開放事業 | 文化・スポーツ振興課 | 市民のスポーツ活動の推進を図るため、学校教育に支障のない範囲で市民との協働により小中学校の体育施設を開放する。 | 4,321 | | A | 4,221 | | A | 4,398 | 継続 | |
| | 14 | 社会体育振興事業 | 文化・スポーツ振興課 | 市民自らが積極的にスポーツに親しみ、住民相互の連帯を深め、地域住民の健康・体力づくりに資するため、市民体育大会・各種スポーツ大会等や各種スポーツ教室事業を行う。<br>また、公民連携による高度なスポーツイベントの開催等の取り組みを行う。<br>さらに、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図る。<br>八尾市体育連盟など各種社会体育団体の事務局業務を行う。 | 6,583 | | A | 12,238 | | A | 14,143 | 継続 | |
| | 15 | 社会体育団体事務局事務 | 文化・スポーツ振興課 | 八尾市体育連盟など各種社会体育団体の事務局業務を行う。 | 1,570 | | A | | | | | | |
| | 16 | 体育施設管理運営業務 | 文化・スポーツ振興課 | スポーツ施設の管理運営を行う。 | 246,703 | | A | 300,716 | | A | 258,230 | 継続 | |
| | 17 | 体育施設整備事業 | 文化・スポーツ振興課 | 経年により劣化の激しい部分や保守点検を要する設備機器について、緊急性の高いものから順次改修を行う。 | | | | | | | 432,132 | 拡大 | ○ |





| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| 32.信頼される行政経営 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 行政経営推進事業（行政評価　他） | 政策推進課 | 限られた行政資源を、効率的・効果的に資源配分する「行政経営」の理念により、施策及び事務事業レベルでの「行政評価」を実施し、実施計画策定につなげていくことで、総合計画の戦略的で実効性のある推進を行う。推進にあたっては、「部局マネジメント戦略」を主体とする「行政経営フロー」により各部局の方針を明らかにするとともに、資源配分における全体最適を図っていく。 | 965 | | A | 965 | | A | 874 | 継続 | |
| | 2 | 入札契約業務 | 契約検査課 | 以下を実施するとともに、入札・契約制度の更なる改善を図る。<br>・予定価格200万円以上の工事及び工事に伴う業務についての入札及び契約（随意契約含む）<br>・物品（一部教育委員会に属するものを除く。）の購入及び印刷物の発注、清掃・警備業務等の契約<br>・入札審査委員会、業者登録事務や入札参加停止措置など、入札及び契約に必要な事務<br>・設計金額500万円以上の工事及び工事に伴う業務の設計審査、契約金額500万円以上の工事検査及び成績評定 | 7,318 | | A | 7,744 | | A | 10,187 | 拡大 | |
| | 3 | 固定資産の評価及び賦課に関する業務 | 資産税課 | 土地・家屋の固定資産税及び都市計画税の賦課業務を実施する。<br>償却資産の固定資産税の賦課業務を実施する。<br>固定資産税及び都市計画税の賦課に関する証明書の発行や閲覧業務を実施する。<br>登録免許税軽減のための住宅用家屋証明書の発行業務を実施する。 | 26,182 | | A | 57,627 | | A | 52,140 | 継続 | |
| | 4 | 地方税電子申告に関する業務 | 市民税課 | eLTAXを利用した地方税の電子化を実施する。<br>・公的年金の特別徴収事務<br>・国税及び他団体とのデータ連携<br>・事業所からの給与支払報告書、法人市民税申告書等の受け取り | 10,187 | | A | 12,097 | | A | 15,656 | 継続 | |
| | 5 | 市民税等の賦課に関する業務 | 市民税課 | 市民税課所管市税（住民税、法人市民税、軽自動車税（種別割）、たばこ税、入湯税）の賦課業務を行う。<br>賦課に関する証明書の発行を行う。<br>原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付を行う。 | 73,155 | | A | 70,955 | | A | 68,188 | 継続 | |
| | 6 | 市税等の徴収及び滞納整理に関する業務 | 納税課 | 市税等の徴収及び滞納整理。<br>市税の収納及び収入状況の把握。<br>国の動向に合わせた税関係システムの改修及び事務の整備。 | 183,640 | | A | 210,116 | | A | 187,031 | 継続 | |
| | 7 | 債権管理事務 | 財政課 | 市債権の管理、回収、整理の適正化を図る。 | 4 | | A | 7 | | A | 36 | 継続 | |
| | 8 | 歳入確保事務 | 財政課 | 自主財源の確保を図るため、新たな財源の確保策等に関する調査・研究を行い、実施するとともに、ガんばれ！八尾応援寄附金（ふるさと納税）に寄せられた寄附金を財源として各種事業に活用し、返礼品の提供等を通じて八尾市の魅力発信を行う。 | 380,784 | | A | 700,038 | | A | 772,274 | 継続 | |
| | 9 | 地方税電子申告に関する業務（償却資産） | 資産税課 | 償却資産（固定資産税）の申告について、インターネット環境で利用できる地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用し、電子申告の受付業務を実施する。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 10 | 財産区地区公共事業【一般会計・特別会計】 | 財産活用課 | 地区公共事業を認可し、地区公共事業交付金を交付する。<br>特別地方公共団体である財産区の管理及び基金管理を行う。 | 201 | | A | 20,580 | | A | 5,270 | 継続 | |
| | 11 | 公共事業用地買収業務 | 財産活用課 | 用地買収契約を実施する。 | 0 | | A | 0 | | A | 427,762 | 継続 | |
| | 12 | 財政関連業務 | 財政課 | 健全な財政運営をめざし、予算の編成、決算の報告及び地方財政状況調査をはじめとする国、府等への諸報告、地方交付税の算定、財政計画の策定、地方債の申請及び借入れ、財政調整資金の調達等の事務を行う。 | 1,622 | 0 | A | 597,064 | | A | 2,446 | 継続 | |
| | 13 | 人事管理業務 | 人事課 | 職員の適正配置およびキャリア形成支援等を実施する。 | 53,908 | | A | 67,921 | | A | 105,396 | 継続 | |
| | 14 | 職員の人材育成 | 人事課 | 職員研修計画にもとづいた職員研修を実施する。 | 5,635 | | A | 6,587 | | A | 7,771 | 継続 | |
| | 15 | 法規事務 | 政策法務課 | 条例、規則等の制定改廃時の審査事務等を行う。 | 9,093 | | A | 7,686 | | A | 7,345 | 継続 | |
| | 16 | 文書等管理事務の電子化 | 総務課 | 文書管理と起案決裁について電子化を進め、事務の効率化及びペーパーレス化を図る。 | 11,258 | | A | 0 | | A | | | |
| | 17 | 労務管理業務 | 職員課 | 人事給与制度、労働問題等に関する調査研究及び資料の作成分析を始め、労使間の窓口として、その連絡調整等を担う。 | 1,885 | | A | 2,313 | | A | 4,472 | 継続 | |
| | 18 | 福利厚生業務 | 職員課 | 職員の健康管理を推進するため、各種健康診断の充実を図る。<br>衛生管理者の資格取得や安全衛生委員会の開催を通じ、職場の安全衛生の向上を図る。<br>共済制度の活用を図る。 | 43,372 | | A | 42,221 | | A | 66,080 | 継続 | |
| | 19 | 総合計画の推進 | 政策推進課 | 第6次総合計画を推進するため、基本計画に基づき、実施計画を毎年度見直し策定する。<br>また、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に基づき、市民のまちづくりへの参画と協働を推進する。 | 3,005 | | A | 3,762 | | B | 8,544 | 継続 | |
| | 20 | 企業・大学等地域連携推進事業 | 政策推進課 | 企業・大学等と共同調査・研究などの地域連携活動に取り組む。 | 0 | | A | 239 | | A | 1,063 | 継続 | |
| | 21 | 広域行政の推進 | 政策推進課 | 市民の日常生活圏の拡大、地方分権の流れ、行政課題の広域化に対応するため、広域行政を推進するとともに、新たな広域的連携のあり方について検討する。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |

| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 22 | 公民連携推進事業 | 広報・公民連携課 | 様々な社会貢献活動に取り組む企業や大学等と積極的な連携を図り、市民サービスの向上や地域の活性化につなげるため、公民連携の取り組みを推進する。<br>市民に公民連携による取り組みの成果などを身近に感じていただくため、ホームページや情報発信コーナーにおいて積極的な情報発信を行う。 | 0 | ○ | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 23 | 国民年金資格管理窓口業務 | 市民課 | 国から委任委託された日本年金機構と協力連携を図りながら、法定受託事務である国民年金に関する適用関係事務及び給付関係事務を継続的事業として実施する。 | 21,302 | | A | 19,211 | | A | 19,131 | 継続 | |
| | 24 | 戸籍・住民票・届出証明・個人番号カード交付業務 | 市民課 | 市民にとって効率的・効果的な窓口サービスの提供を行うため業務を民間委託し、各種証明発行及び戸籍、住民基本台帳、印鑑登録をシステムで入力・管理し、より質の高いサービスを行う。また、マイナンバーカードの交付事務等の一部の窓口について休日開庁を定例化し、市民の利便性の向上を図る。さらに、広告付き番号案内表示機の運用における分かりやすい案内表示を実施するとともに、広告収入の確保、緊急地震速報の発信を行う。 | 283,721 | | A | 284,046 | | A | 420,152 | 継続 | |
| | 25 | 町名地番改正事務及び住居表示整備事業 | 市民課 | 町名地番改正（大字○○⇒○○町○丁目）を実施する。<br>住居表示（○○町○丁目○○番地⇒○○町○丁目○○番○○号）を実施する。<br>町名地番改正及び住居表示実施に関する証明書を交付する。<br>住居表示板の適切な設置・維持・管理を行う。<br>住居表示実施区域に建築される住居等の付番申請処理を行う。 | 679 | | A | 692 | | A | 817 | 継続 | |
| | 26 | 旅券発給事務 | 市民課 | 旅券発給申請の受理及び旅券の交付を行う。 | 296 | | A | 317 | | A | 356 | 継続 | |
| | 27 | 証明書コンビニ交付事業 | 市民課 | マイナンバーカードを利用し、住民票、印鑑証明書、戸籍証明、税証明の証明発行を、全国のコンビニ等に設置してあるキオスク端末を使用して行う。 | 26,675 | | A | 21,011 | | A | 21,122 | 継続 | |
| | 28 | 市民相談 | コミュニティ政策推進課 | 日常生活で生じる様々な問題や悩み、行政に対する要望などの相談に応じ、市民生活の向上を図るため各種相談業務を行う。<br>市政に対する意見や提案を広く市民から聴取する。 | 8,514 | | A | 8,931 | | A | 9,268 | 継続 | |
| | 29 | 出張所窓口等事務 | 龍華出張所 | 八尾市役所の出張所として諸証明の発行業務等を行う。 | 107 | | A | 79 | | A | 90 | 継続 | |
| | 30 | 出張所窓口等事務 | 久宝寺出張所 | 八尾市役所の出張所として諸証明の発行業務等を行う。 | 44 | | A | 71 | | A | 71 | 継続 | |
| | 31 | 出張所窓口等事務 | 西郡出張所 | 八尾市役所の出張所として諸証明の発行業務等を行う。 | 132 | | A | 130 | | A | 135 | 継続 | |
| | 32 | 出張所窓口等事務 | 大正出張所 | 八尾市役所の出張所として諸証明の発行業務等を行う。 | 52 | | A | 40 | | A | 62 | 継続 | |
| | 33 | 出張所窓口等事務 | 山本出張所 | 八尾市役所の出張所として諸証明の発行業務等を行う。 | 85 | | A | 95 | | A | 97 | 継続 | |
| | 34 | 出張所窓口等事務 | 竹渕出張所 | 八尾市の出張所として諸証明の発行業務等を行う。 | 26 | | A | 52 | | A | 57 | 継続 | |
| | 35 | 出張所窓口等事務 | 南高安出張所 | 八尾市役所の出張所として諸証明の発行業務等を行う。 | 48 | | A | 48 | | A | 62 | 継続 | |
| | 36 | 出張所窓口等事務 | 高安出張所 | 八尾市役所の出張所として諸証明の発行業務等を行う。 | 90 | | A | 56 | | A | 99 | 継続 | |
| | 37 | 出張所窓口等事務 | 曙川出張所 | 八尾市役所の出張所として諸証明等の発行及び異動に伴う窓口受付業務等を行う。 | 51 | | A | 57 | | A | 62 | 継続 | |
| | 38 | 出張所窓口等事務 | 志紀出張所 | 八尾市役所の出張所として諸証明の発行業務等を行う。 | 41 | | A | 61 | | A | 94 | 継続 | |
| | 39 | 証明書コンビニ交付事業（市民税） | 市民税課 | マイナンバーカードを利用し、市・府民税証明書の発行を、全国のコンビニに設置してある多機能端末機を使用して行う。 | 4,862 | | A | 872 | | A | 880 | 継続 | |
| | 40 | 市政情報の発信 | 広報・公民連携課 | 広報紙「やお市政だより」、視覚障がい者への「点字広報」「声の市政だより」の発行、市ホームページ・生活応援アプリ・SNSなど多様な広報媒体を活用し、市政に関する情報を発信する。 | 62,635 | ○ | A | 71,727 | | A | 96,290 | 拡大 | |
| | 41 | コミュニティFM放送事業 | 広報・公民連携課 | 市民・行政間における情報共有化を図るため、コミュニティFM放送（FMちゃお）を活用し、市政情報、地域情報及び災害関連情報の提供を行う。 | 37,917 | | B | 28,000 | | B | 25,000 | 継続 | |
| | 42 | 統計調査事務 | 総務課 | 国が作成する統計のうち、特に重要な統計である基幹統計調査を実施する。<br>ホームページ、共通ライブラリへ統計データを掲載する。<br>「八尾市統計書」等の冊子の作成を行う。 | 9,099 | | A | 2,899 | | A | 11,336 | 継続 | |
| | 43 | 情報公開・個人情報保護に関する事務 | 総務課 | 八尾市情報公開条例に基づく公文書の公開を実施する。<br>情報公開コーナーで行政情報の自由閲覧などを行う。<br>市政における積極的な情報提供の取り組みを行う。<br>個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示を行う。<br>市の事務における個人情報の取り扱いの適正化を推進する。<br>市民の個人情報の保護に努める。 | 252 | | A | 535 | | A | 1,089 | 継続 | |
| | 44 | 個人情報保護に関する業務 | 総務課 | 八尾市個人情報保護条例に基づく個人情報開示を行う。<br>市の事務における個人情報の取り扱いの適正化を推進する。<br>市民の個人情報の保護などに努める。 | 388 | | A | 494 | | A | | | |
| | 45 | 総合案内推進事業 | コミュニティ政策推進課 | 来庁者の目的に応じた担当窓口を案内するとともに、手続き方法の説明及び書類記載補助を行う。 | 18,538 | | A | 17,828 | | A | 18,791 | 継続 | |
| 33.公共施設マネジメントの推進 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 公共建築物長寿命化の推進 | 公共建築課 | 施設とその環境について、総合的に企画・管理・活用出来るよう施設整備計画の運用の支援を行う。 | 0 | | A | 0 | | B | 0 | 継続 | |





| 施策 | | 事務事業名 | 担当課 | 事業概要 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 実績額（千円） | 重点 | 事後評価 | 計画額（千円） | 方向性 | 重点 |
| | 2 | 公共建築物整備・改修事業 | 公共建築課 | 公共建築物（市営住宅を除く）に係る整備・改修の設計、施工及び工事監理を行う。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 3 | 学校施設計画推進事業 | 教育政策課 | 安全で良好な教育環境のため、計画的な機能更新及び老朽化対策に伴う施設整備等を計画する。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 4 | 公共施設マネジメント事業 | 政策推進課 | 老朽化等の課題を抱える公共施設の再編や機能更新、市有財産の有効活用などに向けた取り組みを進める。 | 1,469 | | A | 30,654 | | A | 17,103 | 継続 | |
| | 5 | 市有財産管理業務 | 財産活用課 | 普通財産（他課の所管に属するものを除く。）の管理及び処分を主たる事務とし、財産の適正管理を図るとともに効率的運用に努める。 | 4,584 | | A | 3,932 | | A | 6,029 | 継続 | |
| 34.行財政改革の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 行政改革推進事務 | 行政改革課 | 新たな行財政改革計画の策定及び進捗管理、行財政改革推進本部の運営、組織機構の見直し、マイナンバー制度への対応、外郭団体の見直し、事務経費の削減手法、行政改革推進員の活動に係る調整など行財政改革に関する事務等の実施、調整等を行う。 | 136 | | A | 68 | | A | 1,012 | 拡大 | |
| | 2 | 行政管理事務（条例規則等の管理・地方分権　他） | 行政改革課 | 行政事務の調査・改善、組織管理及び事務分掌に関する事務、内部統制の強化に係る取り組みの検討などを行う。 | 17,018 | | A | 660 | | A | 660 | 継続 | |
| | 3 | 監査制度等の充実（外部監査制度） | 行政改革課 | 市民の権利と利益を保護し、行政の信頼性と透明性を確保するため、外部監査を実施する。 | 12,215 | | A | 12,213 | | A | 12,215 | 継続 | |
| | 4 | 公民協働手法の推進 | 行政改革課 | 公共サービスの事業実施主体の見直しを行い、各部局における事務事業のうち効果が見込めるものについて、外部委託をはじめ、各種、公民協働手法の活用を促進する。 | 0 | | A | 0 | | A | 0 | 継続 | |
| | 5 | ICT利活用・システム基盤整備運営事業 | 行政改革課 | CIO体制の下、適正な調達、人材育成、セキュリティの向上等を図りつつ、効率的、効果的なICTの導入・活用を推進する。<br>通信ネットワーク、セキュリティ対策を強化するシステム、グループウェアシステム及び事務用パソコン等の定期的な機器更新により安全で快適な事務処理の基盤を整備する。<br>電子申請システムの活用推進及びAIやRPAを含めたICT技術を積極的に採用し、業務の一層の効率化を図るとともに、テレワーク環境を整備することにより柔軟な働き方を支援する。<br>住民情報系システムの適切な運用を支援し、市民サービスを行う各業務システムの確実な運用を支えるとともに、国から示された基幹システム（20業務）の令和7年度を目途とした標準化に係る全体調整を担う。また、マイナンバー制度に基づく他機関との情報連携システムの運用により継続した効率的な行政事務を行う環境を整備する。 | 266,438 | | A | 371,473 | | A | 349,333 | 継続 | ○ |

八尾市第６次総合計画 中間報告書

令和６年（2024 年）３月発行

発行者：八尾市総合計画審議会

（事務局：八尾市　政策企画部　政策推進課）

〒581－0003　大阪府八尾市本町一丁目１番１号

電　話：072-924-3816（直通）

ＦＡＸ：072-924-3570

刊行物番号　R5－224